旧台湾出身日本兵秘録

聞け 血涙の叫び

旧日本軍人軍属遺族救助
基金会　支援委員会出版局

基佐江里編著

序　章■台湾では、今……
第1章■日清戦争から第二次世界大戦まで
第2章■〝補償問題〟へ向けての胎動
第3章■慰霊に捧げて三万里(I)―李謀茂の活動
第4章■慰霊に捧げて三万里(II)―さまざまな障壁を超えて
第5章■現地取材―戦没者遺族・元日本軍人軍属は訴える
第6章■日本側の対応―裁判所の判決から
第7章■〝補償問題〟の今後―関係識者に聞く

聞け 血涙の叫び

旧台湾出身日本兵秘録

旧日本軍人軍属遺族救助基金会
支援委員会出版局

基 佐江里編著

聞け！血涙の叫び

旧台湾出身日本兵秘録

基 佐江里編著

おりじん書房

発行　旧日本軍人軍属遺族救助基金会
支援委員会出版局

0800 ISBN4-87133-003-8C0095 ¥1200E

表紙カバーデザイン／中田史子デザイン室

●旧台湾出身日本兵秘録

聞け！血涙の叫び

旧日本軍人軍属遺族救助基金会　支援委員会出版局

基　佐江里編著

おりじん書房

本書発刊に寄せて

この度、台湾元軍人軍属の『血涙の叫び』刊行をみたことは、関係者の並々ならぬ熱意のたまものであり、深く敬意を表するとともに、是非、広く各界各層の日本国民に読んでいただきたく念願してやまない。

過ぎし大戦において、日本軍人、軍属として戦争に参加した台湾出身者は二十余万人に及び、うち三万余が戦没されている。

これら戦没者遺族ならびに傷痍者に対して日本国政府は、戦後四一年、何らの補償を行うことなく放置してきた。

まことに言語道断といわねばならない。日本国民の一人として、私は本当に申訳なく、恥入る思いである。

本書に明らかな如く、この問題には永い経緯がある。そして困難性がある。しかし、関係者および心ある日本国民によって、多年、解決への努力が続けられてきた。

私も財団法人日本遺族会在職中から、この問題にかかわり、国会においても、諸先輩とともに微力を盡くしてきた。日本遺族会は同じ遺族の立場において、政府に対し早期解決を求めており、国会においては超党派の議員連盟が結成され、強く政府に迫っている。

問題の根本は日本および日本人の道義に存する。一切の政治的立場や思想、イデオロギーを超越した人間として、民族としての道義こそが問われているのである。

本書によって、一人でも多くの日本国民が問題の本質を正しく理解され、民族の良心にかけて、一日も早く、台湾元日本軍人軍属に対する補償が実現することを期待してやまない。

昭和六十一年七月吉日

参議院議員　板垣　正

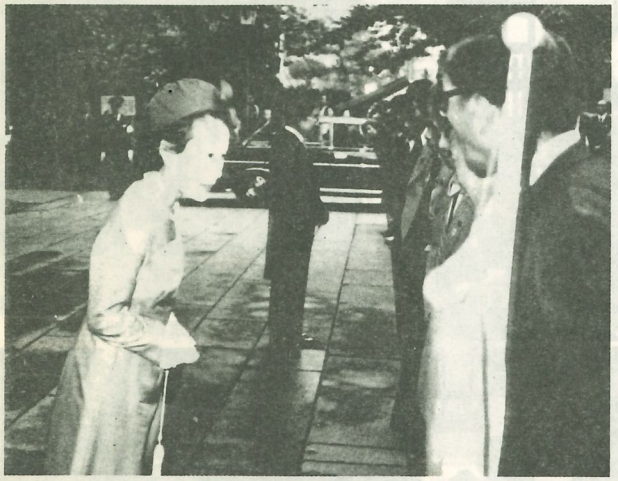

台湾同胞は紛れもなく“日本兵”であった。

昭和56年４月靖国神社参拝の折り、高松宮殿下・同妃殿下から温かいお言葉を受ける台湾の遺族達〈上〉。常陸宮殿下・同妃殿下からも55年秋の例大祭で、激励のお言葉を賜る〈下〉。〈右〉は、現地台湾で夫や息子を失い、淋しい老後を送っている戦没者遺族。遺族の人達の現在の生活状況については本文《第５章》において詳述。

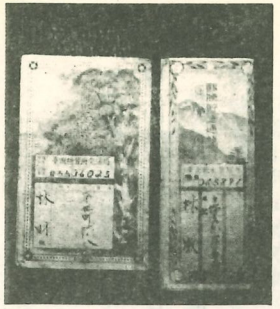

台湾元日本兵や遺族が大切に保管している軍事郵便貯金通帳〈上〉。〈下〉は戦地での運転免許証。

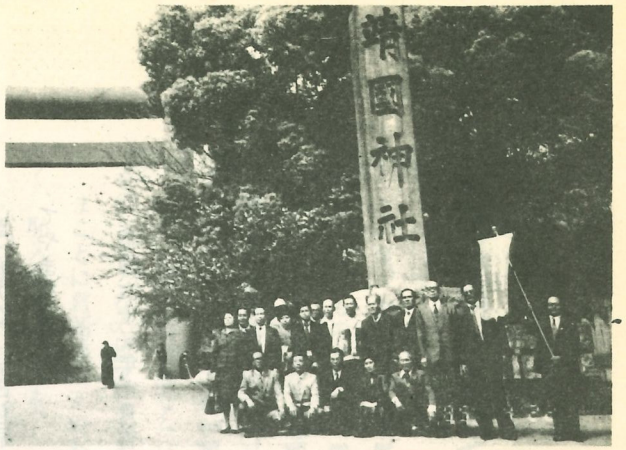

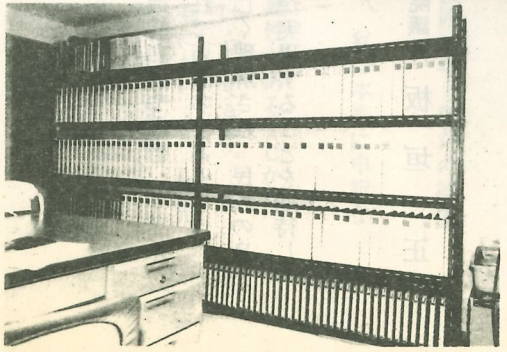

李総代表率いる《討還団》に引率され、昭和60年靖国神社春の例大祭に参加した台湾の遺族達〈写真上〉。〈下〉は花蓮港在住の元日本兵や遺族。花蓮港出身の彼らのほとんどは高砂義勇隊員であった。〈左〉は、《討還団》によって調査作成された台湾元日本兵・戦没者遺族の名簿(《討還団》東京事務所に保管されている)。

昭和55年「創立25周年」を迎えた社団法人日本郷友連盟。台湾の〝補償問題〟を支援し、台湾遺族も同記念大会に多数出席した。

昭和61年、日本民主同志会の記念パーティーに出席した《討還団》の李総代表。

昭和59年「創刊15周年」を迎えた『社会モニター新聞』〈写真右〉。左端が同紙の今瀬順義主幹。祝辞を述べているのは日本民主同志会松本明重委員長。

日本の賀陽宮殿下一行の訪台を前に記念撮影する《討還団》と戦没者遺族・元日本兵。

昭和56年4月、台湾の遺族を前に「補償問題」について語る有馬元治衆議院議員(〝補償問題〟《議員懇談会》会長)

台湾遺族を前に挨拶する小沢太郎参議院議員(昭和54年4月)。

昭和54年「青葉の集い」席上で、右から李総代表、松本明重委員長、永末英一衆議院議員、林田悠紀夫京都府知事(当時)。

昭和56年1月、板垣正参議院議員(〝補償問題〟《議員懇談会》副会長)現地台湾を訪問。《討還団》の歓迎を受ける。

悲劇！「台湾の補償問題」を考える

日本民主同志会中央執行委員長　松本明重

国思う　心ありせば台湾に
今日も泣く人　あるを忘るな

戦後四〇年は夢の如く過ぎ去りました。しかし、ここに、悲しき歴史の過程に於いて不幸にも今尚泣き続けている人々がいる。

それは、日本の統治下にあり同胞であった台湾の青年達が日本軍軍人軍属として、各地の戦闘に於いて勇敢に戦い悲しくも散華した多くの戦没者や傷痍軍人があったことであり、また、その遺族の人々が泣き続けていることであります。そして日本の敗戦と共に日本人でなくなったという理由で、これら悲しき遺族や傷病兵の人達に何等の補償も日本は行なっていないのみならず、戦時中食べる物も飲むものも節約して日本の国策遂行に貢献せんと、些さやかなりといえども軍事郵便預金をしてきたにも拘らずその返済も致してないのみか、給与の未払いまで放置致していることであります。

古城内（前方）と総統府（後方）

故蔣介石総統を記念する中正記念堂

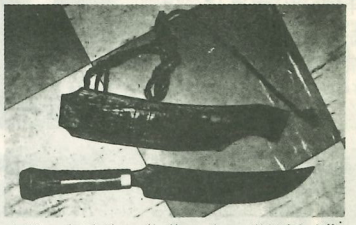

山地・高砂族の集落に立つ“結婚式”を象った男女の像。腰に差しているのは蕃刀。〈下〉はその現物だが、彼ら高砂族は第２次世界大戦でこの蕃刀を武器に日本のために戦った。

台湾の遺族宛に返信された靖国神社からの『合祀証明書』

日本は世界第二位の経済大国になっているにも拘らず戦後既に四一年を経た今日尚何一つ補償並びに返済を致していない事実を思う秋、如何なる理由があろうとも、惟神の精神と仏教と儒教の心に培われ、歴史と伝統を誇り、大義と正義と道義を叫び主張している深淵な肇国の由来を堅持する日本国がこれでよいのだろうか。

惟えばあの悲惨な敗戦のとき、招かれざるに大陸に進駐し筆舌に尽し難き迷惑をかけたるにも拘らず、中華民国蒋介石総統は「恨みに報いるに徳を以て為す」と宣言され日本国の分割占領を拒否し、おごれる戦勝国に天皇制の抹殺を断念せしめ、剰え賠償請求権を放棄し、大陸に戸惑う敗者日本人数百万人に些少なりといえども「いのち米」を持たせ、速やかに祖国日本へ送還してくれたことを思うとき、天皇陛下万歳を唱え雄々しく出征し、悲壮にも天皇陛下万歳を唱え散華した台湾出身元日本軍軍人軍属に対する補償は勿論のこと、傷病兵やその遺族に対しての補償並びに国家が借金したものまでも色々な事情を挙げつらい返済せず、荏苒、今日に至っていることは、日本国の不実なることは申すに及ばず日本国と日本民族の背信行為であり、恥であることは悲しき極みであります。

日本民主同志会はこのことを深く憂えているものであります。

昭和四十年二月、台湾出身元日本軍軍人軍属にして勇敢に戦い奇跡的に生還したるも、故なき戦犯に問われ刑死せる二六人の御霊を京都霊山護国神社に合祀して戴き、その分霊を台湾に捧持し非運に泣き悲しむ遺族の方々にお渡し致しましたことを嚆矢とし、第三代台湾総督として赴任され乃木将軍夫妻と行を共にせし将軍の母堂彼の地に於いて病没せし際、その遺言に「我が亡骸はこの地に埋づめよ」と記されていたことにより、後年送られし乃木将軍夫妻の遺髪と共に台湾に眠っておられたるも、その墓所が都市計画のため取除かれるに当たり、その遺骨を日本政府に引取るよう申出ありたるも日本政府は肯定せず、中華民国政府に処置を託したのであります。中華民国政府は日本の処置に深く悲しみ憤られ、陽明山の中腹「中和禅寺」の裏山にある「日本人無縁公墓」に合祀されておりました。日本民主同志会はこれを悲しみ「明治百年」(昭和四十三年)を迎うるに当たり、戦後廃れつつある日本の「母の心」を取戻す種火たと中華民国政府に請願し、特別に許され、その遺骨と遺髪を日本に迎え京都霊山護国神社の聖域に「軍神乃木将軍母堂慰霊顕彰碑」を建立し慰霊顕彰致しております。

昭和五十年台湾出身元日本兵中村氏(李光輝氏)が奇跡的生還せしとき、イの一番に金五拾万円也を持参寄贈し感謝と激励を致したものであります。その他、数多くの志業を実践しているものでありますが、わけても、台湾出身元日本軍軍人軍属戦没者、戦傷者や遺族に対する補償問題に就いては、今より二十余年前、そのことを念願し運動を開始したるも、当時中華民国政府より曽文水庫建設のため日本に対し借款を申出ているので、その運動は暫く猶予してもらいたいとの申出があったので中止したのでありますが、今より一一年前から、元日本軍軍属李謀茂氏が総代表となり、この運動を積極果敢に私財を投げ打ち家業を捨て多くの同志と共に血みどろの闘いを続けているのであります。毎年、春秋の靖国神社の大祭には生存せる元日本軍

軍人軍属の人々や遺族を誘い団を組織し来日致しております。

日本民主同志会は当初よりその参拝団を歓迎し、慰問し、激励し続けているものであります。関係者が高齢化し李謀茂総代表並びに同志の人々も資金が枯渇し、遺族もその負担に耐えぬような困窮状態であります。日本民主同志会もそのことを悲しみ、一度は三〇名の遺族を当会がその費用を協賛しお迎え致しました。ある時、李謀茂総代表が元日本軍軍人軍属の生き残りの人々の中で病に倒れ「もう補償も要りません。軍事郵便預金も返して貰わなくてもよいから、私の生命のある間に、天皇陛下から棺桶を一つ貰って来てください」と泣いて訴えていると、私にすがりつき身を震わせて泣く李謀茂氏と抱き合って泣いたこともあります。

この問題解決のために自民党や民社党の国会議員の数少ない立派な人達や有志の方々が努力して下さっておられますことに対し、深い感謝の念を捧げるものであります。只今も台湾の地で生き残りの元日本軍軍人軍属や三万五千余の遺族の方々の泣き声が聞こえます。これらの人々は補償金を貰うことのみに執着しているのではありません。日本を立派な国と信じ奉仕して来たことに思いを致し、日本はやはり道義国家であり、立派だったと思いたいために、日本が一日も早く果すべきことを果して貰いたいと訴えています。

日本の　真(まこと)の心知るまでは
神よ死なすな　縁(えにし)ある人

明重詠

日本國政府・國民の皆様へ

台籍同胞原日本軍人軍属
之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團　総代表　李　謀　茂

この度、本書をお借りして、私達台湾の戦没者遺族、旧日本兵の〝胸の内〟を日本國の皆様に御伝えできますことを幸運に存じます。このような機会に恵まれましたのも、日頃ご支援いただいて居ります日本國の國会議員先生方並びに、日本遺族会や日本郷友連盟はじめ各支援団体・関係者の皆々様の御高配の賜物と、台湾同胞一同、衷心より感謝申し上げる次第です。

私達台湾同胞の思いは、本書に申し上げたとおりで御座居ます。

顧みまするに私達の運命は、遠くは日清戦争、近年にあっては日中戦争に「運命の始まり」があったように思います。いずれの戦争も、私達台湾の〝祖國〟同士の戦いでした。

日本の統治時代に生まれ育った私達の一代は、天皇陛下のため大日本帝國のために、一命を捧げて大東亜戦争に参戦しました。〝日中戦争〟が始まったのは、この大東亜戦争に突入する少し前でした。当時公学校生だった私は、「日本と中國が戦争を始めた」ということを、朝礼で校長先生から聞きました。

赤いタスキに　誉れの軍夫　嬉しき僕らは日本の男

台湾の先輩・青年達は、こういう勇ましい歌を歌って次々と中國大陸に出征していきました。昭和十六年、大東亜戦争が始まると、次は私達の番でした。台湾の兵隊や軍属の中には、公学校も卒業せずに、一三、四歳で戦地に向かった者が少なくありません。私達台湾人は、日中戦争では「日本兵」としてかつての祖國・中國と戦い、大東亜戦争では「日本兵」として、祖國・日本のために世界を相手に戦いました。二〇万人余りが戦争に参加して、三万人余りの台湾同胞が戦死しました。そして、昭和二十年日本が敗戦したときは、日本人と同じ口惜し涙を流しました。

私達台湾人は本書を通じて、この口惜し涙の意味を、日本國政府、日本國の皆様に知っていただきたいのです。補償問題で私達は、日本側に対して、「外国人」として補償を求めているのではありません。戦場では、日本の隊長さん、班長さんは、私達台湾の兵隊を「日本人」としてかわいがって下さいました。日本人と同じように厳しく叱って下さいました。本補償問題もこのときと同じ気持ちで、同じような目で、私達を見ていただきたいというのが私達台湾の遺族や旧軍人軍属の気持ちで御座居ます。

九一年前、日清戦争が終わったとき、私達台湾人は祖國である清國から棄児にされました。そして大東亜戦争が終わると、今度は「自分達の祖國」だと信じていた日本に、また棄児にされてしまったのです。日本の統治時代、日本の先生は、私達に天地公道の精神を教えて下さいました。良心道徳、信義忠孝を重んずることを教えて下さいました。社会の弱者を助け、悪い思想を防ぎ、明るく平和な世界を創ること——これが、私達台湾人が学んだ、日本人の精神の基本です。私達台湾の老兵や遺族は、今日にあっても、日本人の教えをもって生活しています。

①灵性の有る人は、事を成すにも頭上に神が有ると思うべし。②灵性の有る人は、陰口を聴かず常に正しい方向に進むべし。③灵性の有る人は、良心道徳、信義忠孝、人道を重んじるべし——日本政府には、私達台湾人が信じているこの言葉を思い起こしていただき、一日も早く補償問題を解決していただくよう御願い申し上げる次第です。

二度にわたって棄児にされた私達台湾人を救ったのは、我が国父・孫文先生の三民主義新政府でした。私達は「日本人」として今日、この補償運動に取り組んで居ります。にも拘らず、我が政府には、日頃何かと御協力・御理解をいただいて居りますこと、紙上を借りて厚く御礼申し上げます。

尚、末筆ながら日本の関係者の方々には、これまで同様変わらぬ御支援・御指導を賜りますよう御願い申し上げ、私の拙い御挨拶とさせていただきます。

この度は本当に有難う御座居ました。

昭和六十一年
民國七十五年　七月吉日

李　謀　茂

序文・本書発刊に寄せて　参議院議員　板垣　正……2
グラビア・写真でみる台湾の補償活動……4
悲劇！「台湾の補償問題」を考える　日本民主同志会中央執行委員長　松本明重……9
日本國政府・國民の皆様へ　台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団　総代表　李　謀　茂……13
序　章　台湾では、今……19
●本書発刊の目的……20
ある男の正体　福田首相宛の〝陳情書〟　日本政府に対する四つの質問事項　横山利秋議員の〝質問主意書〟　日本側・関係各省庁の答弁　好意的だった靖国神社・池田権宮司　「私たちは、日本人の良識を信じています」
第1章　日清戦争から第二次世界大戦まで……43
●戦場と化した美麗宝島・台湾……44
ある元日本兵の息子からの手紙　日清戦争により日本の領土となる　台湾総督府の政策―南方の拠点・台湾　日本「皇民化」教育の成果
●日本国に赤誠を誓った台湾同胞……55
《児玉・後藤》コンビの功績（？）　公学校から〝軍事教育〟を……　第二次世界大戦勃発　効力を発揮した南方の拠点・台湾　訓練所に殺到した〝特別志願兵〟　昭和十九年からは「徴兵制度」も……　死して忠誠を誓った台湾同胞・高砂義勇隊
第2章　〝補償問題〟へ向けての胎動……77
●日華平和条約と戦後時の台湾……78
安藤利吉総督の遺言　日本の領土でなくなった台湾　〝日華平和条約〟第二条の意味するもの　「日本國の皆様へ……」　「大東亜戦争じゃないか、細いことというな」　「日本はそんな不道徳な國ではない」
●補償運動に立ち上がった台湾元日本兵・遺族……97
色褪せた「軍事郵便貯金通帳」「俸給支拂證票」　部隊長の言葉は虚言だったのか　陳石生の運動　中村元日本兵に支払った補償金は「六万八〇〇〇円」　スリヨン帰還が生んだ悲劇―妻・蘭英と二人の夫　「生きて還った中村一等兵はまだいい方だ」　立ち上がった元日本兵・黄同吉　「この金を取るでなく、日本の気持ちを知りたい」
第3章　慰霊に捧げて三万里(I)――李謀茂の活動……121
●《討還団》総代表・李謀茂の生い立ち……122
黄同吉団長との出会い　公学校で軍事教育を受ける　中支那派遣軍軍属として中国大陸へ　復員後、英子夫人と結婚　山小屋で暮らした良き時代　《討還団》の副総代表となって　乏しい財政で台北を発つ
●〝祖国〟日本での悪戦苦闘……141
藤井弁護士を訪ねる　同胞の遺霊に誓いを立てる　公園のベンチに寝、公園の水を飲み　「池田権宮司の言葉、忘れません」　羽田を発ち台湾へ　待ち受けていた訴訟問題　〝補償運動〟から身を引き山へ逃げるが……
第4章　慰霊に捧げて三万里(II)――さまざまな障壁を超えて……159
●〝合祀通知書〟と〝祭神簿〟を巡るトラブル……160
債券に化けた〝合祀通知書〟　〝補償運動〟の名を借り乱立する利益団体　寺の坊さんの勇み足　詐欺に遭い自殺者まで出る　日本人の恥を晒した芸達者な女とシマツ某　合祀通知書が〝売春〟の通行札に
●「誤解受けても最後は神様が見る」……186
「意志を一つ」にする試みも空しく　謎に終わった「財団法人」設立　TBSテレビの〝特番〟　画面構成の〝怪〟　〝誤報〟で〝誤解〟を受けた李総代表と《討還団》　国会議員先生方にお金を渡した？　国交がなくても、ぼくたちが犠牲して　〝霊〟の力で陳情書を書く　〝請問書〟で復活した議員懇談会　何が起きても最後まで頑張ります
第5章　現地取材――戦没者遺族・元日本軍人軍属は訴える……231
●台湾元軍人軍属・戦没者遺族の声……232

目　次

ベトン管で暮らす戦後の老人　ぼくはまだいい。手もない足もない人どうするか
一生報いられぬ汗を流したという気持ちもあります　太陽を見たくても、首を上に向けることができなかった　息子の働きで残ったのは髪の毛と爪だけだ　私たち台湾人を、日本人として見て処理してください　使うときは軍用犬、使い終わったら野良犬　功労は水の泡となっても……

第6章　日本側の対応——裁判所の判決から……289

●**原告・台湾側の主張**……290

蔣介石総統の戦後措置　原告一二名の「事実経過」　契約その他の法律関係にもとづく原告側の主張　日本国憲法にもとづく主張　補償額は各自に一時金「五〇〇万円」

●**被告国・日本側の主張**……308

「事実経過」に対する認識　「憲法にもとづく請求権」に対する主張　「棄却」された原告側の訴え　原告らの主張は失当である(?)　判決「主文」

●**国防費を増額する余力があるなら**……322

異例の〝付言〟を付した東京高裁判決　日本本土の元軍人軍属・遺族に対する補償金の支給内容　台湾同胞の要求額は日本側の一〇分の一

第7章　〝補償問題〟の今後——関係識者に聞く……331

●**日本政府・民間支援団体の動き**……332

《議員懇談会》の動き　「日本側の自主的判断で処理すればよい」　積極的に支援する民間団体

●**台湾同胞にこれ以上の忍耐を強いてはならない**……341

四大新聞の〝社説〟　関係各省庁の答弁　〝四つの理由〟に対する疑問　希望の持てる関係識者の声　「こんなに長く時間がかかるとは思わなかった」

日本支援団体……370

台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠斛死傷慮償討還代表団名簿……372

あとがきに代えて……373

序章　台湾では、今……

本書発刊の目的

ある男の正体

今を去ること九年前、昭和五十二年六月某日の夕、東京・千代田区にある日比谷公園のベンチに、一人の男が横たわっていた。小柄で、頭髪には白いものが目立ちはじめているその男は数日間、満足に食物を腹に入れていなかった。公園の水を飲み、飢えを凌いでいた。風貌から、浮浪者のようには見えなかった。

男には、金がまったくない、わけではなかった。背広の内ポケットに忍ばせてある財布には、一万円札一枚と、千円札一枚が入っていた。木賃宿だが、宿泊先も決まっていた。

ではなぜこの男は、一万一〇〇〇円を後生大事に持ち歩き、宿にも帰らず食うものも食わず、公園のベンチをベッド代わりに寝ていなければならなかったのか。その理由を説明し、男が誰であるかを明かすことから、本書は出発しなければならない。

男の名を、李謀茂（り ぼうも）という。

日本人ではなく、国籍は中華民国、台湾である。否、正確には「元日本兵」というべきであろう。現在、李が所持している名刺には、次のように刷り込まれている。

中華民國台籍同胞原日本軍人軍屬
之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團　總代表　李　謀　茂

これを直訳すれば、次のようになる。

中華民国台湾同胞元日本軍人・軍属の軍事郵便貯金、未支払い俸給、戦没者・傷痍軍人の補償返還を求める代表団　総代表　李謀茂

――すなわち李謀茂は、台湾籍の元日本兵・遺族を代表して、日本側に対し、今だ未解決のまま放置されている第二次世界大戦時の軍事郵便貯金、未支払い給与、戦没者および傷痍軍人の補償返還を求める〝陳情書〟を胸に、往復の交通費もままならぬ乏しい財政のなか、すがるような思いで皇居近くの日比谷公園のベンチで野宿していたのである。彼もまた、

「天皇陛下万歳！」

と叫びつつ、「里謀茂雄（さとぼうしげお）」という改姓名を持つ日本兵として、日本のためにその貴重な青春を捧げ戦った一人だったからだ。

肌身離さず持っていた一万一〇〇〇円は、京都に行くための電車賃だった。京都には、日本人と結婚した娘がいた。娘のところへ行けば、なんとかなるはずであった。高田馬場で「一ヵ月近く厄介になった」宿泊先へ帰らなかったのは、「宿へ帰れば、宿賃を払わなければならなかったから」だが、その宿泊費も、娘のところへ行けば「なんとかなる」はずであった。

福田首相宛の〝陳情書〟

しかし、李謀茂にはまだ〝仕事〟が残されていた。一夜が明けた。昼間は、足を棒にして〝補償〟のための活動をし、李はまた日比谷公園へ向かった。二泊目で警察の尋問を受け、三日目の夜を李は、新橋の地下鉄構内で過ごした。

仕事は一段落した。

久々に会う娘や義理の息子に、父親のみすぼらしい姿を晒したくない。このまま京都へ行けば、わが娘に肩身の狭い思いをさせるのではないか——こう思いつつ李が、空腹を抱え、新幹線の座席に身を埋めたのは野宿して四日目の朝だった。

ところで、ここでわれわれが問題にしなければならないのは、李謀茂その人の辿った道程の、悲劇性にあるのではない。

なぜ李謀茂は、今は異国となった日本へはるばる台湾からやってきて、このような苦労をしなければならなかったのか、ということである。五十二年当時李は、〝補償問題〟に従事する代表団の総代表ではなく〝副総代表〟だった。「日本に実の娘がいるから」という理由で「日本行き」を命じられたのであったが（これらの経緯については第3章において詳述）、京都に着いてからも李にはやらねばならぬことが一つあった。

日本の政府の最高責任者に宛てて、陳情書を書くという仕事である。〝公学校〟しか出ていない李謀茂にとって、これはかなり骨の折れる作業だった。

ようやく一通の書状が出来上がった。李はこれを懐中に忍ばせ、娘から金の工面をつけると、再び新幹線に乗り東京へ向かった。

以下は『訪問書』とのタイトルを付し、時の総理大臣福田赳夫に宛てた、その〝書状〟の全文である。

訪　問　書

この度私は日本へ参り親戚訪問の序に台湾同胞元日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団（「日名」台湾籍元日本軍人軍属補償要求団）遺族の方々に委任され元日本国籍の台湾人が日本国に徴集され戦地で生じた軍人軍属の補償に関する諸問題について解決するため訪問いたしました。

内閣総理大臣福田赳夫閣下には御健勝で日本国のため御活躍になつていることは私達台湾の同胞も皆慶賀に存じておるところであります。

さて、我が中華民国台湾同胞の問題に関しまして私は遺族の代表として次の諸点について質問いたしたいと思います。

一、顧みまするに過ぐる大戦において、私達同胞は日本国籍の下に強制的に徴集され、日

本国のために生命を捨てて働いて来た者であります。私達は只今中華民国の国民ではございますが、私達の要求する所のものは日本国籍時代のことでありまして、今は失効して歴史的事実となりました日華平和条約第三条については、その効力のあつた時においてさえ、私達とは関係がなかつたものと確信する者であります。

従いまして私達の要求するところのものは日本国籍時代の事でありますので今迄の見解を訂正されることを要求する者であります。

二、軍人郵便貯金はその時生命を賭けて戦地に連れられ僅かな給料を貯めて家族の生活費として送るお金でありますが、戦争が激しくなつて一切の交通が断たれて強制的に軍事郵便貯金にしたものでありますが今日迄解決されておりません。

三、戦死された遺族達は我が父我が夫我が子我が兄弟が前線に連れられて影も形もなく遺骨迄消息がなく三十数年の歳月が経過したにもかかわらず日本国政府から一枚の慰問状も発せられずこのようなことは人道上許されることでしょうか。

早速解決する事を要求するものであります。

四、厚生省の発表するところによれば、戦死者は三万三百四名であるのに只今靖国神社に祭られている遺霊は二万七千八百柱であります。その不足二千五百四名の遺霊を知りたいのであります。

五、千鳥ヶ淵墓苑に祭られている台湾同胞の遺骨を返して下さることを要求いたします。

俸給支払票（「支払済印」の箇所が空白になっている。）

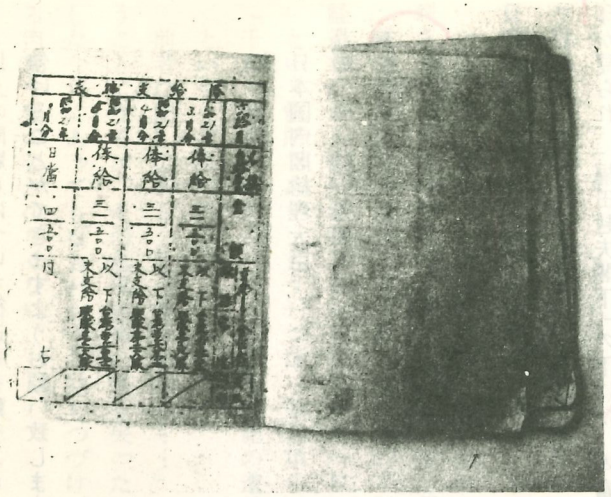

部隊長名で「未支払いである」ことの証明が……。

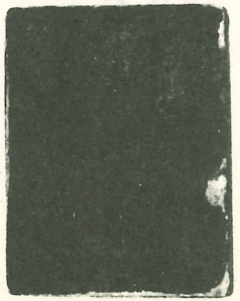

赤茶けた通帳の表紙。

以上の問題点について御返事を戴くことが出来台湾にあつて私の帰りを待つている同胞に告げることができますようお願い致します。

中華民国台湾同胞原日本軍
人軍属之軍貯欠餉死傷
恤償討還代表団代表
李謀茂

日本国内閣総理大臣
福田赳夫閣下
民国六十六年六月十日
昭和五十二年六月十日

李代表が〝参閲資料〟の一つとしてファイルしてある本質問状の写しは、四号のタイプ文字で打たれ、署名と宛名は墨書で大書されている。署名の下方には〝代表団〟と李謀茂本人の捺印が見られ、「福田赳夫閣下」の下には、本書状を受理したことを示す「内閣総理大臣官房総務課」の押印が見られる。

福田首相に提出した本質問状の原文はすべて和紙に毛筆で書かれ、この清書にあたったのは

本補償問題の顧問弁護士である藤井瀧夫事務所の、土屋政三弁理士だった。総理大臣官房総務課の受付の期日は、五十二年六月九日となっている。

日本政府に対する四つの質問事項

いくつかの重大な〝含み〟を持つ質問状だが、本書状には、われわれ日本人の胸に深く突き刺さってくる言葉が二つある。一つは、第三項の、

「戦死された遺族達は……前線に連れられて影も形もなく遺骨迄消息がなく三十数年の歳月が経過したにもかかわらず日本国政府から一枚の慰問状も発せられず……」

という箇所であり、もう一つは、第五項の、

「千鳥ヶ淵墓苑に祭られている台湾同胞の遺骨を返して下さることを要求いたします」

というくだりである。

前者に記してある「三十数年の歳月……」は、現在にあっては「四十数年の歳月……」ということになるが、その息子を失い夫を失った台湾の遺族たちのなかには、戦後四十数年が経過した今日にあってもなおわが子を待ちつづけ、再婚もせずひたすら夫の帰りを待ちつづけている肉親や妻の姿が少なくない。

ある者は新婚間もなく夫を奪われ、「お父さんを待っているうちに白髪(しらが)が……」生え、初老を

迎えてしまった。またある者は息子二人を戦地にやり、帰らぬ息子たちに神経を病み悲惨な老後を送りつつこの世を去った。ある母親はもっと痛ましい人生を送った。〝赤紙〟一枚で、夫は、六人の子供を残し戦地へ駆り出された。母親は、乳飲児を抱え日雇い人夫をし、「歩ける子供たちみんなにアイスキャンデー売りをさせて」その日の生計を立てた。過労のため三十代半ばで健康を損ね、それでも食うために働いた。密かに夫の帰りを待ち、飛行機の爆音を聞くたびに「もしや」と思い「毎日のように空を見上げつづけた」というが、ついに夫は帰って来なかった。

上記はほんの一例にすぎないが、〝戦争〟という特殊的状況が個々の運命を変えた。その引き金を引いたのは日本人であり、当時彼らも日本人だった。こうした台湾の遺族たちは今、自らの不幸を〝運命〟という名のもとに押し込め、人生を諦めるだけの淋しい老後を送っている。〝元日本兵〟にしても、しかりである。〝書状〟にも見られるとおり、彼らは「日本国籍の下に強制的に徴集され、日本国のために生命を捨てて働いてきた」のであり、彼ら元日本兵が現在どのような心境でいるかは、

「……今は失効して歴史的事実となりました日華平和条約第三条については、その効力のあった時においてさえ、私達とは関係がなかったものと確信する……」

という一語のなかに集約されている。

――日本政府、日本側は、台湾の遺族あるいは元日本兵に対し、具体的にまだ何ら補償の手

段を講じず、遺族に対し弔慰の言葉すらかけていない。戦争という特殊的状況で不幸に追いやられた。日本本土の兵隊や遺族たちも同様な運命を辿ったわけだが、少なくとも日本本土の軍人や遺族、傷痍軍人に対しては法律でこれを定め、恩給ならびに遺族扶助料、傷痍年金などが支給されている。

一、戦時中の、われわれの軍事郵便貯金はどうなっているのか。
二、戦時中の、未支払い給与はどうなっているのか。
三、戦没者の、遺族に対しての補償金はないのか。
四、元日本兵であるわれわれ台湾の、傷痍軍人に対しての補償はないのか。

これら四点を確認し、日本政府から回答をもらうことが、李代表の来日の目的であった。否、それよりも何よりも、せめて千鳥ヶ淵墓苑に祀られている台湾同胞の遺骨だけでも、「肉親のもとへ返してはもらえないのだろうか」と陳情にやってきたのであった。

横山利秋議員の〝質問主意書〟

李代表の質問書に対し、日本政府はどのような対応をしたのか。

昭和五十二年六月二日、李代表が来日して二〇日ほどたっていたこの日に、日本にあっては初めての「台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会」（以下《議員懇談会》という）が発

足している。そして二ヵ月後の八月十三日には、李代表の運動とはまた別に、台湾出身元日本兵・鄧盛ほか一二名の原告団による〝補償請求〟の訴えが、東京地方裁判所に対し提起されている。本訴訟問題は五十七年二月に「補償請求棄却」の判決が下されているが、原告らはこれを不満として東京地方高等裁判所に控訴した。本件は控訴審においても棄却され（六十年八月二十六日）、これを不満とした原告らの上告により、最高裁判所において今なお審議中である（裁判の経過および判決の主文等については《第6章》「日本側の対応――裁判所の判決から」において詳述）。

福田首相からは、李代表に対し、何らの回答も成されなかった。

失望した李代表は、五十二年六月十九日帰国の途につくまで、積極的に〝補償問題〟に関する運動を展開する。台湾へ帰ってからのちも、福田首相に提出したものとほぼ同じ内容の〝陳情書〟を作成し、関係各省庁・衆参両院議員宛にこれを送付した。

この李代表の〝陳情書〟に着目し、国会において新たに台湾の〝補償問題〟について取り上げたのが、社会党の横山利秋議員だった。「台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問主意書」と題し、今は故人となった時の衆議院議長保利茂に提出された横山議員の〝質問主意書〟は、「台湾人元日本兵士の補償問題に関する対策は緊急を要すると考える。」という前文で始まり、大要以下のような内容を持つものであった。

〝質問主意書〟は五十三年二月二十七日に提出されているが、横山議員は、本問題につき五十二年十一月十八日の衆議院法務委員会で自ら質問して得た関係各省庁の回答を受け、さらに本問題が表面化した初期の頃（昭和四十七年）の質問に対し宮沢喜一外相（当時）が答弁した内容にも言及し、〝補償問題〟に関する政府の姿勢を資している。

〝主意書〟の冒頭には、次のように記されている。

かつて日本人であつた台湾人が、日華条約締結によつて瞬間的に日本国籍を失い、台湾人になり、そのため、日本政府に対する請求権が一切消滅したかの態度を日本政府がとつている。

そのため、この人々を中心として、旧日本人であつた戦没外国人の遺族等に対する給付について関係者から次の要求が提起されて久しいものがある。

文中に見る〝日華条約〟の詳細については第2章に譲るが、ここに指摘されている「関係者からの要求」とは、以下の四点を指すものである。

(1)台湾、朝鮮、樺太、南洋群島等の住民であつて。戦時中日本の軍人、軍属として、公務上死亡した者の遺族（戦傷病死を含む）又は公務上負傷した者に対し、国として弔慰の意を表する趣旨で、それら遺族及び戦傷者の国籍の存する外国政府の了解の下に一時金たる給付金を支給するものとすること。

(2)戦時中の日本の軍人、軍属としての未払い給与及び軍事郵便貯金を本人に支払うものとすること。

(3)受給資格の立証については、旧軍隊における上司又は同僚であつた日本人の証言等を活用する方途を講ずるとともに、外国政府又は日本国内に存する外国人団体への調査依頼等の方法をも講ずるものとする。

(4)給付金の交付手続については、日本国内に在住する者については厚生大臣が市町村長を通じて交付するものとし、外国に在住する者については外国為替などによつて受給権者に直接送付する方法を講ずるものとする。

右の要求事項に関しては、五十年二月二十八日の衆議院外務委員会において、宮沢外務大臣、厚生省および郵政省から次のような答弁が成されている。

《宮沢外務大臣の答弁》

「日本政府が債務を持っていることは明らかで、債務者としての責任は果たすつもりである。果たすための方法は積極的に考えていかなければならない。」

《厚生省援護局ならびに郵政省貯金局の答弁》

「台湾人元日本人軍属の給与の未払い分は四万七千百六十九件、金額で六千五百五十八万二千八百四十四円。遺族に支払うべき遺骨埋葬料等は一万四千九十三件、金額で千六百三十四万三

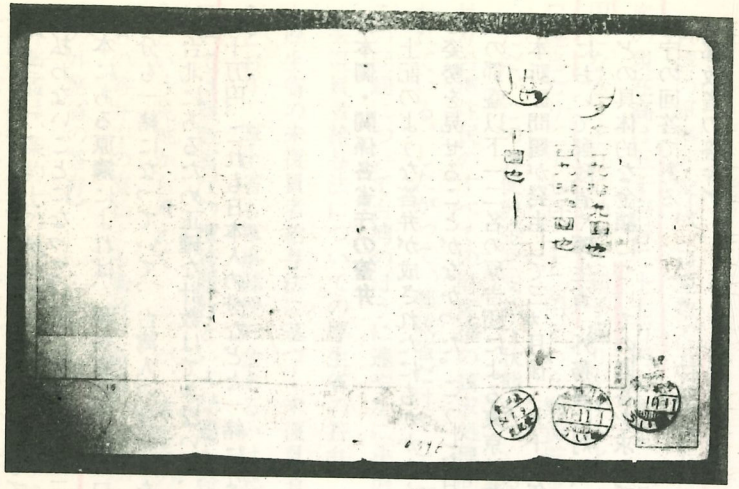

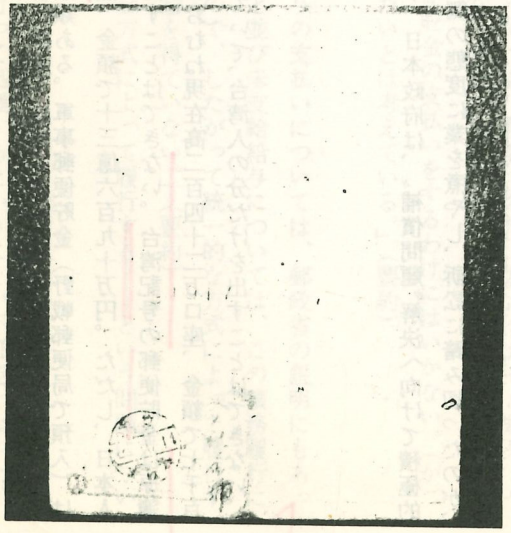

(上)戦時郵便貯金通帳(残高「千圓也」は、四一年たった今でも払い戻しされていない。)
(左)住所欄に「海南海軍施設」の文字が見られる軍事郵便貯金通帳。

千四十六円。それぞれ東京法務局に供託してある。遺族扶助料は恩給法の上で（外国人だから）支払わないことになっている。郵便貯金は二種類ある。軍事郵便貯金（野戦郵便局で預入）は日本にある原簿によれば、現在高七十四万口座、金額で十三億六百九十万円。ただし、日本人の分も一緒になっていて、台湾人の分だけを出すことはできない。台湾記号の郵便貯金は原簿が台北にあるため正確な計数はできないが、おおむね現在高二百四十二万口座、金額で七千百七十万円、これも日本人の分などと一緒になっていて、台湾人の分だけを出すことはできない。」

日本側・関係各省庁の答弁

上記のような答弁が成されたにもかかわらず、日本政府は、〝補償問題〟解決へ向けて積極的な姿勢を見せることがなかった。こうした日本側の態度に業を煮やし、訴訟に踏み切ったのが、先の鄧盛以下一二名の原告団による東京地裁への「台湾人戦死傷補償請求」裁判であった。

本訴訟問題が発生して三ヵ月後（五十二年十一月十八日）に横山代議士は、衆議院法務委員会において郵政省や厚生省、外務省に対し、台湾元日本兵の軍事郵便貯金および未支払い給与などの具体的な金額についての回答を求めている。以下は、同議員の質問に対して成された各省庁の回答である。

《郵政省の答弁》

「台湾の軍事貯金は、口座数で五万九千五百七十七口座、約六万口座ある。昭和二十一年三月末の現在高は五千四百二十七万円である。これは当時の一口座当たりの金額にすると九百十一円になる。それについて利子盛りをすると、五十二年三月末現在で一億六千二百十九万円、一口座当たり二千七百二十二円という郵便貯金を現在預かっていることになる。」（要約）

「ただ、この郵便貯金を支払う状態をつくるについては、関係各省庁と打ち合わせた結果、やはり台湾住民のすべての財産権の請求処理問題の一環としてこの郵便貯金の問題は現在取り扱われている。したがって、郵政省だけでこの郵便貯金の支払いをするわけにはいかない。（が）、この問題について台湾のほうに速やかに決済したいとは考えている。」（要約）

《未復員者給与法についての厚生省の答弁》

「厚生省の未復員者給与法に基づく未復員者給与の支払いについては、郵政省の説明にもあったとおり、厚生省も軍事郵便貯金あるいは恩給と並び未支給給与については、この債務履行については複数省庁の債務履行という問題も絡むので、したがって統一的な方式によって履行するという見地から考えている。が、まだその結論を得ていない。」（要約）

《右の答弁中の支払える条件、あるいは統一的な方式によって履行する——という問題についての外務省の答弁》

「外務省は、条約上の見地からどういうふうにこの問題を処理するかについて担当してきたが、現在台湾とのあいだに政府間で特別取り決めを行って処理するということが不可能となった。

その他の方法でどういう解決法があるかについては関係省庁（郵政省、厚生省、各関係者）と鋭意相談をしてきた。」（要約）

――これらの経過を踏まえ、五十三年二月二十七日国会の質疑において横山代議士は、先に見た冒頭陳述を行ってのち、

(1)本問題について責任を持って処理にあたる省はどこか。大臣は誰か。

(2)政府間取り決めが不可能であり、他の方法で解決する方途を各省で協議する――という答弁は実行されたか。結論はどうなったか。

(3)関係者からの〝要求四項目〟について、政府の考えを明らかにせよ。

と、政府に迫ったのであった。

《内閣衆質八四第一五号》の本質疑に対し日本政府は、およそ一週間の調査検討期間をおいてのち三月七日、以下に見られるような答弁を行っている。しかし、日本側の出した回答は、先の一三名の原告に対する東京地裁の判決内容とともに、台湾の元日本兵、遺族にとって明るい材料とはなり得なかった。

〝答弁書〟の全文を見よう。

衆議院議員横山利秋君提出台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問に対する答弁書

一について

本問題の処理に関係する行政庁は、恩給関係は総理府、援護年金関係及び未払給与関係は厚生省、軍事郵便貯金関係は郵政省、対外事務関係は外務省、財務関係は大蔵省であるが、本問題の特性にかんがみ、これらの府及び各省の連絡会議を開き整合性のある処理を図るよう努めているところである。

二について

本問題については、「一について」に掲げる関係行政庁が事案の内容に従つて、現在台湾住民が国を相手に提起している軍事郵便貯金支払請求訴訟その他一連の訴訟への対応をも考慮しながら、処理方法を鋭意検討しているところである。

三について

御質問の冒頭の関係者からの要求四項目のうち、

(1)及び(4)については、応じ難い。

(2)については、債務として履行すべきものについて、前記「二について」で述べたとおりその方法を検討している。

(3)については、未払給与、軍事郵便貯金に関して、(2)についての検討の結果履行するものとした場合には、債権者の確認という見地から具体的方策を検討する必要があると考える。

右答弁する。

好意的だった靖国神社・池田権宮司

李代表の〝動き〟に話を戻そう。李代表が逃れるようにして京都へ下り、久々に面会した娘や孫とゆっくり憩う間もなく福田首相宛に〝陳情書〟を認めていたそのときに、電話のベルがけたたましく鳴った。東京の藤井事務所からだった。受話器を取った李代表は、わが耳を疑った。

「靖国神社が〝合祀通知状〟を発行してくれる」

という内容だったからだ。李代表は飛ぶようにして東京へ向かった。李代表が、靖国神社には間違いなく大東亜戦争で戦死した台湾の同胞が眠っている、ということを遺族に伝えるための二万八〇〇〇枚（厚生省の調べでは台湾元日本兵の戦死者は三万三〇四名とされているが、靖国神社に祀られている遺霊は二万七八〇〇柱である）の〝合祀通知状〟と、〝祭神簿〟の写し全二七冊を同神社の池田権宮司から受け取ったのは、五十二年六月十日だった（先の福田首相宛の〝質問書〟の提出期日が六月十日となっていながら、内閣官房総務課が「六月九日」の受理印を押してあるのは、靖国神社で合祀通知状を受け取る日時との重複を避けるため、李代表が一日早めて〝質問書〟を提出したからである）。

李代表は感動に胸を震わせながら、池田権宮司から合祀通知状と祭神簿の写しを受け取った。李代表には、喜ぶべきことがもう一つあった。それは、合祀通知状や祭神簿と合わせ「二〇〇

万円のお金をいただいた」ことであった。この二〇〇万円は、日本政府から出たのではなく、靖国神社・池田権宮司の好意で、参拝客の賽銭の一部が贈られたものであった。

「神社は経済が乏しく、充分なことはしてやれないが……」

このときの池田権宮司の言葉は、今でも李代表の脳裏にくっきりと焼きついている。

しかし、台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団総代表・李謀茂の運命は、このときを境に変わったといわねばならない。合祀通知状や祭神簿、靖国神社からの謝儀金を土

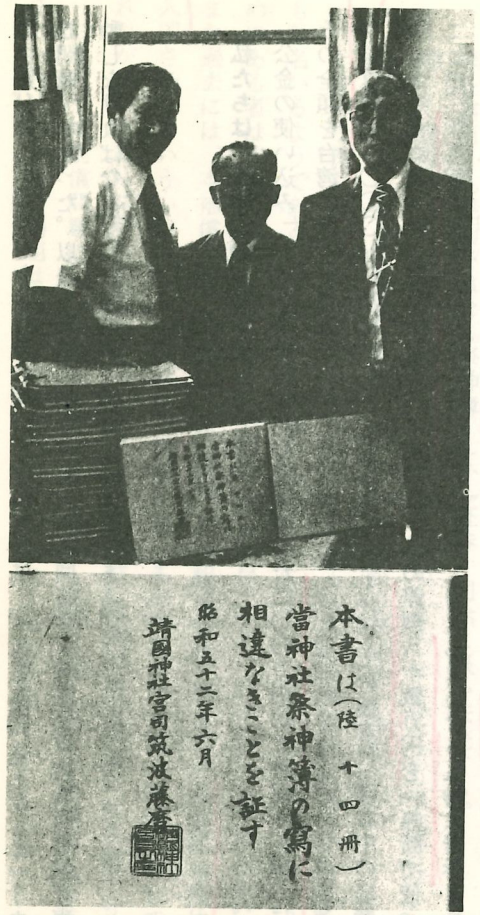

靖国神社より発行された〝祭神簿〟を前に喜ぶ、左から李謀茂代表、藤井瀧夫弁護士、土屋政三弁理士。

産に喜び勇んで帰国した李代表を待っていたものは、「公金を使い込んだ」という自国での〝訴訟問題〟であった。以後、異国に眠る三万人余の同胞の、慰霊を求め私財を投げ売ってまで運動しなければならない李謀茂の、運命の始まりである。

「私たちは、日本人の良識を信じています」

「公金の使い込み」とは、靖国神社から受け取った二〇〇万円のことだが、確かに李代表は、その全額を台湾に持って帰ることができなかった。合祀通知状を送るための航空運賃（通知状の全重量は一〇〇〇kgに及んだ）や、祭神簿のコピー代やその製本代、滞在中の経費などを差し引くと手元に残ったのは百十数万円になった。その差額八十数万円を「無断で使った」ということで、李代表は当時〝団〟から追放処分になっていた〝R〟なる人物に告訴されることになるのである（本件にまつわる〝事〟の仔細については第3章において詳述）。

しかし、法廷に弁護士をつけることもなく出廷した李代表は、高等法院より「無罪」の判決を受けることになる。李代表はほかにも、本補償問題で身を挺して活動するなか、実に七回にわたり訴訟問題に巻き込まれているが、いずれの判決も「無罪」に終わっている。のみならず最後には高等法院の裁判長から「本人物を二度と裁判に訴えてはならない」という〝至上命令〟によって、身の安全が保障されるまでになっている。

ところで、ここでわれわれがもう一度考えねばならないのは、李謀茂その人の訴訟問題を含め、台湾にあってなぜこのような問題が頻繁に起こっているのかという〝現実〟である。

台湾では今、ここ数年のあいだに以下のような事件が頻発している。

・靖国神社の〝無効〟となった合祀通知状を利用した遺族からの金員の詐取。
・千鳥ヶ淵墓苑の霊砂を利用した遺族からの金員の詐取。
・日本からの「補償は実現間近」を唱い文句にした、遺族および元日本兵からの金員の詐取。
・靖国神社から発行された〝祭神簿〟を、〝証券〟同然に扱い転売する。
・同じく靖国神社の祭神簿を利用して〝神棚〟をつくり、それを恰も靖国神社から「委託を受けた」がごとき言動を以て神社に祀り、遺族から参拝料を詐取する。

などが主な例だが、本補償問題を食い物にしているのは、台湾内部に限らず日本人のなかにも数名いるようである。こうした不祥事が多発するに及んで、ある者は家屋を失い、それがためにある者は肉親との結びつきを失った。なかには自殺に追い込まれた人も何人かいるという。また過去には、本補償問題を口実に、靖国神社の合祀通知状を利用して売春婦の団体を日本に入国させたといういかがわしい事件さえ発生しているのである。この一件はテレビでも放映されたが、元を辿ればそれらすべては、台湾の元日本兵、遺族の補償問題に行き着くものである。

つまり、本補償問題に、われわれ日本側がもう少し真剣に取り組み、早期解決の道を拓いてさえいればこれらの問題は発生していなかった、ということである。

日本人が引き起こした戦争のために、元日本人であった台湾の兵隊たちはその手を失い、足を失い、声を失い、身体の自由を奪われた。生命と引き換えに戦地で貯めた、まさに血と汗と涙の代償である郵便貯金通帳は、今は空しく彼ら元日本兵のタンスの奥に眠っている。彼らはこれを、どんな思いで四十数年間も保管しつづけてきたのだろう。大黒柱を失った遺族たちは、困窮な生活を強いられることとなった。戦没者の遺族である父や母、その妻、その子らは日本人に対し何を思いつづけてきたのだろう。

戦後四一年。息子を兵隊にやった台湾の遺族たちはもう、余命いくばくもない。その妻たちも、ほとんどが還暦を迎え、初老に達してしまっている。俗にいう〝赤紙〟一枚で、それぞれにとってかけがえのない息子であり、夫であり、恋人であり、きょうだいであった台湾の若者たちは、日本兵として戦地に駆り出され自らの運命を変えた。にもかかわらず彼ら台湾元日本兵、傷痍軍人、戦没者の遺族に対しては、戦後四一年が経過した今日にあっても日本側から何らの補償も成されていない。これは、日本本土の旧軍人や遺族の人びとのそれに比し、同じ条件下にあったものとして著しく公平を欠くものである。

「私たち、かわいそうでしょう?」

取材先で聞いた元日本兵の言葉だが、これは正しく次の日本語に置き換えることができる。

「私たちは、日本人の良識を信じています」

本書発刊の目的は、ここにある。

第1章　日清戦争から第二次世界大戦まで

戦場と化した美麗宝島・台湾

ある元日本兵の息子からの手紙

ここに一通の書状がある。本年（昭和六十一年）四月二十日、日本の本補償問題法律顧問弁護士「藤井瀧夫」宛に送られたものだが、差し出し人の名は、「遺族　呉富陞」となっている。中華民国、台湾籍である彼は、戦地で肉親を失っているわけではない。しかし、彼にはどうしても、この手紙を「日本人宛」に書かねばならない義務があった。かつて日本の軍属だった父・呉長登が、妻の「老後」を案じつつ、一つの遺言を遺し淋しくこの世を去ったからである。

手紙には、次のように書かれている。

前略　台湾にをける原日本兵軍夫等の給料、軍人貯蓄金等の未払金追償にあたりましては、貴法律事務所の絶対なるご支援とご協力を賜り有難く厚く御礼申しあげます。

原台湾軍夫であります父、呉長登は生前の一大関心事であります、第二次大戦中軍夫として従軍中の給料並に軍人貯蓄金等の追償支給が未実現のまま去る二月十八日逝去されました。危篤中呉呉も日本政府に一日も早く貯蓄金等の支給が実現出来、老母の生活補助金としてと遺言をのこしてこの世を去りました。

どうか藤井先生にもこの父の生前の意志をご了解してい戴き一日も早く追償金の支給が実現れきます様　御盡力をお願い申し上げます。

敬具

遺族　呉富陞

呉富陞の父・呉長登もまた、生前、《討還団》の李総代表とともに〝補償問題〟実現に向けて奔走した一人だった。

台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還——

台湾の人びとの運命を変えたのは、戦争である。そもそも本補償問題を引き起こした、よって来たる原因も〝戦争〟にある。そして、それら戦争への引き金を引いたのは日本の軍・政府、日本人だった。

本章では、日清戦争から第二次世界大戦まで、すなわち日本の統治下にあった当時の台湾に焦点をあて、今日までの台湾の歴史を振り返ってみよう。

日清戦争により日本の領土となる

台湾は、台湾本島と澎湖列島大小七八の島々から成り、総面積は三万五九八九㎢に及ぶ。本

島の大きさは、日本の九州とほぼ同じ面積である。かつては「東鯷」あるいは「夷州」と呼ばれていた台湾が、現在の地名で呼ばれるようになったのは、明の万暦年間だといわれている。名称の由来は「階段になっている台地に囲まれた港湾」というところから来たもののようだが、一説には「タイオワン」という土着原住民の部落にちなんで名づけられたともいわれている。この台湾に、中国人が定住するようになったのは、隋朝（西暦五八一～六一八年）の時代に入ってからだった。

温暖な気候で住みよい台湾は、かつて近海を通過したポルトガル人が思わず「イラー・フォルモサ」と叫んだほど全島がまさに景勝地で、別名「うるわしの島」とも呼ばれている。人情も厚く、今日では、日本人をはじめとして現地を訪れる観光客が跡を絶たない。

しかし、台湾の歴史そのものは、「美麗宝島」という言葉にはおよそ程遠いもののようである。台湾の人びとは常に、過去において、外敵との戦いを強いられてきた。十七世紀前半には、オランダ人による攻略を受けた。ほぼ同じ時期、スペイン人による迫害も受けた。オランダ人による統治は、民族の英雄・鄭成功（ていせいこう）によって討伐されるまで三八年間（一六二四～一六六二年）に及んでいる。

〝独立〟への戦いは、長期にわたった。鄭成功没後、その子孫が清朝に敗れ、台湾が中国大陸・福建省の一部に編入されたのは一六八四年になってからだった。

「不可解といえば、何故日本人が我々に対して命令する資格があるのか不可解である。我々と彼等とは、親子でもなければ、主従の関係もない。我々は日本人の仇敵である理由は少しもない。」

右の文章は、某作家が『台湾旧慣記事』の中で発見したとして紹介した現地台湾の「タイヤル族の日本人観」だが、十九世紀に入ってはさらに台湾は、日本の統治下に置かれることとなった。

原因は、韓国の〝東学党の乱〟に端を発する日本と清国の戦争、すなわち日清戦争にあった。韓国は、日増しに拡大する東学党の反乱を自力で抑えることができず、清国に援軍を求めざるを得なくなる。韓国への、清国の軍隊の出兵。これらの情報を察知した日本側も、さまざまな経緯を経て韓国への出兵を開始する。一八九四年六月だった。日本が清国に「宣戦布告」をし日清戦争に突入したのは、それからおよそ二ヵ月後の八月一日であった。

これら〝戦争〟へ突入するまでの一連の経過については、詳しい説明を必要としなければならないが、本書ではこれを割愛する。大事なことは、日清戦争で日本が勝利したことにより、「台湾が日本の領土になった」ということであろう。

日清戦争が終結を見たのは、一八九五年の春であった。俗にいう〝下関条約〟において日本は、台湾・澎湖諸島および遼東半島を清国から割譲されることになり、以来日本の「台湾統治」は半世紀にわたってつづけられた。

台湾総督府の政策——南方の拠点・台湾

一八九五年、日本では明治二十八年にあたるこの年は、日本と清国、日本と韓国、あるいは日本と台湾のあいだにそれぞれの運命を左右する歴史的な出来事が多く発生している。

一月十三日、韓国独立宣言。

三月二十日、馬関で日清講和談判開始。同三十日、日清休戦条約締結。

四月十七日、日清講和条約（下関条約）調印。同二十三日、ロシア、ドイツ、フランス三国日本に遼東半島の還付を勧告。

五月二十五日、台湾人民が反乱し独立共和国宣言をする。

六月五日、朝鮮の独立布告。同六日、日本軍台湾を鎮定。

八月、劉永福らの指導下に、台湾人民の抗日戦争激化する。

——四月十七日に行われた日清講和条約は、日本側全権は伊藤博文、清国側全権は李鴻章により下関において調印された。条約は十一カ条から成り、清国は日本に対し、朝鮮の独立承認、遼東半島・台湾・澎湖島の日本への割譲、賠償金の支払い、沙布・重慶・抗州を開港場とし現地での日本人の企業権を認める、などを約している。

日本は、日清講和条約に基づき、「台湾統治」への第一段階として条約締結後の五月十日に「台

湾総督府」を設けた。初代総督に任命されたのは、海軍大将の樺山資紀だった。当然のことながら台湾側は、この時期激しい抗日戦を展開している。台湾防衛軍は清国で集めた兵勇と、台湾人民で組織された民間軍合わせて一五〇営、人員にして約五万人の兵隊をもって〝防戦〟に臨んだが、日本の近衛師団の前に敗れ樺山総督の台湾上陸を許している。しかし、その後も台湾各地では、日本に対する抵抗運動が相次いで起こった。台湾人民の、民族を護る執念には凄まじいものがあった。たとえば明治二十八年八月、劉永福らの指導のもとに台湾が抗日闘争を展開していたころ、民間人呉得福は五歳になるわが子の腹を切り割いてその血をすすり、同胞らとともに「日本軍討伐」を誓い合ったというエピソードすら残されている。樺山総督が日本の大本営に対し、「台湾全島平定」を報告できるまでには五ヵ月の期間を必要としている。

初代総督樺山資紀の、台湾総督府在任期間は一年一ヵ月であった。

樺山資紀の後を継いで第二代台湾総督に就任したのは、日清戦争で第三師団長をつとめた陸軍中将・桂太郎だった。

桂が台湾総督の任にあったのは、明治二十九年六月二日の着任から同年十月十四日までのわずか四ヵ月余である。

しかし桂は、この短期間のあいだに『総督訓示』はじめ台湾政策についての大筋の方針をまとめ、積極的に植民政策を推進していった。桂の推進した植民政策は、一〇項目から成る彼の

『総督訓示』に明らかだが、同訓示は伊藤首相宛に提出された『意見書』（台湾政策についての方針を示してある）と相俟って、施政、教育面において〝その後の台湾〟に少なからず影響を及ぼしていくこととなる。

『意見書』において桂はいう。

「……今臺灣を立脚の地と爲し、厦門の港門より、我勢力を南清に注入し、他日南清一帯の地は、恰も朝鮮半島の如くならしむるの用意は、今日に於て緊急切實なる所以なり。臺灣の地勢は、獨り南清に對するのみならず、更に南方群島に羽翼を伸張するに適宜の地位を占む。……」（徳富蘇峰編著『公爵桂太郎傳・乾』原書房刊収録）

また、『総督訓示』第七項には次のように記されている。

「土人ノ教育ハ一日モ輕忽ニ付スベカラズ。而シテ之ヲ施行スルニ方リテハ邦語ヲ學バシメ、主トシテ帝國ナル觀念を養成スルハ勿論、之ト同時ニ智識ヲ開発スルノ手段ヲ行フベシ。而シテ刻下ニ於テハ教育方法ノ高尚ナランヨリハ寧ロ普及ヲ以テ要旨トスベシ。地方行政ノ目的ヲ達スルニハ人情風俗言語ニ通ゼザルベカラズ。故ニ土人ニ邦語ヲ學バシムルト同時ニ、吏員モ亦事情ノ許ス限リニ於テ臺灣語ヲ研究スルヲ勉ムベシ。特ニ警察官、収税官ノ如キ人民ニ直接ノ関係ヲ有スルモノニ於テ然リトス。」

先の『意見書』には、ほかにも〝台湾統治〟に対する桂の思想が延々と盛り込まれているが、その思いの中枢を成しているのは、某新聞社の表現を借りれば「南方の拠点・台湾」という位

置づけにあるようである。地勢的に見て台湾は、日本が南方へ進出するための拠点として最適である。これら桂の構想はのちに、第三代総督となった乃木希典や第四代総督児玉源太郎らによって受け継がれ、政策面で徐々に具体化されていくこととなった。

なお本書の目的に即していえば、日本は台湾進出を開始したその時点から、上記『総督訓示』第七項に見られるような「日本化」のためのいわゆる「皇民化」教育を推進していたことは特に明示しておかなければならない。台湾統治初期にあって、総督府学務部長をつとめていた伊沢修二は台湾北部の芝山巌に《日本語伝習所》を開き日本語教育に携わった一人として知られているが、同伝習所で使用された教科書は、日本語を学ぶための「入門書」と「作文」、そして「作法」の三部門から成っていた。その内容が先の〝第七項〟――

「日本人としての教育を徹底させ、そのためには日本語をよく学ばせ、主として帝国の観念を養成する。これと同時に知識の開発を行うが、当面は高度な教育を施すよりはむしろ、（上記の事柄の）普及を以て要旨とする」ことに符合することはいうまでもない。

日本「皇民化」教育の成果

台湾を「日本化」するために行われたこれら〝教育〟を実践していくことはしかし、激化する抗日運動の渦中にあって容易なことではなかった。三宅雪嶺著『同時代史』（第三巻・岩波書

店刊）は、当時の台湾の模様を以下のように伝えている。

　臺灣総督桂子は陸相たるの内議が頓挫し、臺灣に歸任せざりしが、十月十四日、愈〻總督職を免じ、陸軍中将乃木男が職を継ぐ。臺灣は昨年六月臺灣事務局官制を定め、同八月陸軍省達を以て總督府條例を定め、軍政を施き、本年三月勅令を以て總督府條例を定め、民政を施き、尚ほ總督府地方官官制を制定し、三懸一廳を置く。民政を施くとも、事情が内地と異なるを以て、法律と同等の効力を有する命令を發し得るの權限を總督に附與するの必要を認め、議會の協賛を經て發布す。……中　略……尚ほ總督府法院條例を制定し、行政區劃に依る十五箇所の地方法院（……中　略……）總督府所在地に各一箇の覆審法院（……中　略……）高等法院（……中　略……）を設け、三級審とす。蕃界樞要の十一箇所に撫墾署を設け、專ら蕃人の撫育に當らしむ。當時匪徒が未だ平定せず、流行病も熾んにして、内地より入込むは一攫萬金を夢み、利權の掠奪を競ひ、到らざる所なし。樺山既に去り、桂も早く去り、官吏と利權屋の結託甚だしく、先づ根柢より弊害を除かざるべからずとて、乃木中將が赴任し、日夜軍服を着、規律を嚴にし、一毫も私するを許さず、利權を漁る徒與が失望するは勿論、官吏も窮屈を感じ、行政の困難なるを憂ふ。……

上記の記述からは、植民政策に対する日本側の苦悩がありありと見て取れる。しかし、

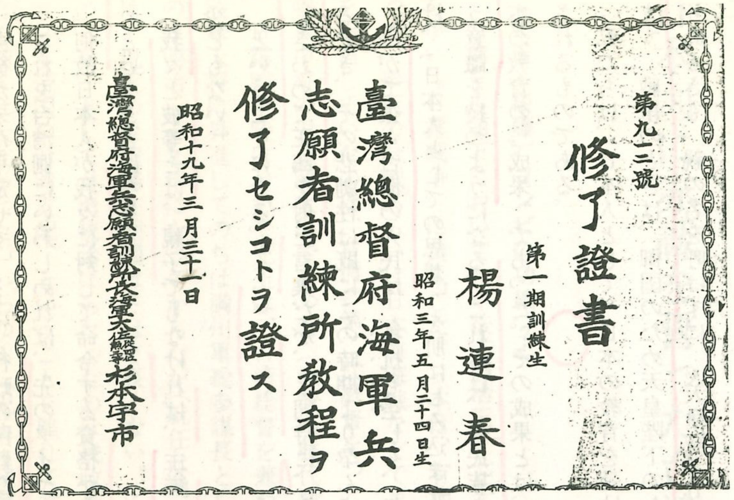
第九一二號

修了證書

第一期訓練生

楊　連春

昭和三年五月二十四日生

臺灣總督府海軍兵志願者訓練所教程ヲ修了セシコトヲ證ス

昭和十九年三月三十一日

臺灣總督府海軍兵志願者訓練所長海軍大佐從五位勲四等　杉本守市

海軍志願兵訓練「修了證書」

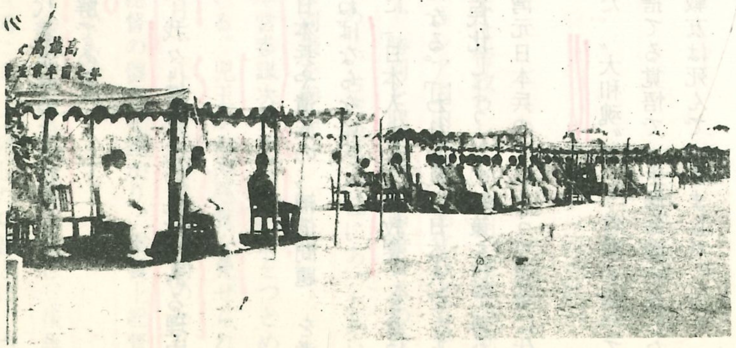

台湾軍（海軍）安藤司令官（手前）

「匪徒が未だ平定せず」……「行政の困難なるを憂ふ」

これを台湾側にいわしめれば、先のタイヤル族の言葉に代表されるように、

「何故日本人が我々に対して命令する資格があるのか不可解である」

ということになり、

「我々と彼等とは、親子でもなければ、主従の関係もない。我々は日本人の仇敵である理由は少しもない」

ということになる。

きわめて正鵠を射た言葉だが、と同時に、今日の台湾元日本兵や遺族の〝補償問題〟を考えるとき、その悲劇性は既にこの時期より孕んでいたといわねばならない。

やがて彼ら台湾の人民は、抵抗も空しく、年を追うごとに「日本人としての教養」を身につけ、「日本人としての思想」を肌にしみ込ませていくことになる。「われわれは日本人だ」という意識を持つようになる。これらは、異民族を同化し、「皇民化しよう」との政策を以て得た日本の教育の〝成果〟であった。その成果とは、たとえば台湾元日本兵の次のような言葉に代表されるものである。

「私たちは、日本人として、日本の教育を受けて育ちました。〝大和魂〟という言葉も知っています。戦争のときは、御国のため天皇陛下のために、命を捨てる覚悟で一生懸命戦いました。死ぬときも、親の名を呼ばずに、〝天皇陛下万歳〟といって戦友は死んでいきました」

日本国に赤誠を誓った台湾同胞

《児玉・後藤》コンビの功績(?)

台湾を占領下において九年後、明治三十七年二月十日、日本は帝政ロシアと満州・朝鮮の制覇を争い〝日露戦争〟に突入した。日本は、有利な国際情勢、ロシア国内情勢の悪化なども手伝って、奉天の会戦あるいは日本海海戦などでロシア軍を破り、勝利を収めた。当時日本の政権を担当していたのは、台湾の第二代総督をつとめた桂太郎であり、台湾総督の任にあったのは、陸軍中将の児玉源太郎であった（台湾の歴代総督については別表を参照）。

日露戦争時において児玉は、台湾総督を兼ねながら、大本営参謀次長兼兵站総監をつとめ、陸軍大将に昇進してのちは満州軍総参謀長として出征している。児玉が台湾総督を免ぜられたのは明治三十九年になってからだが（就任は明治三十一年二月）、八年に及ぶ在任期間のわりには、児玉の台湾滞在期間はさほど長くない。こうした児玉総督の留守を預かり、実質上総督府の〝長〟として台湾統治にあたったのは民政長官の後藤新平であった。

日本帝国の台湾支配、ということを離れて考えれば、前任の民政長官水野遵に比し、後藤長官の働きは大きかった。いわゆる《児玉・後藤》コンビが台湾にあって残した功績とは、台湾

人民を阿片から解放するための「阿片漸禁政策」をとったこと、産業の動脈たる「交通網の整備」に着手したこと、工・鉱業発展の礎とすべく「製糖業の振興」をはかり台湾の財政向上につとめたこと、などにあるようである。

しかし、これら〝功績〟に対しても、別な見方があることもつけ加えておかなければならない。すなわち、日露戦争から第一次世界大戦、第二次世界大戦と、台湾は依然として「南方の拠点」の役割を担っていたのであり、工・鉱業の振興も結果としては「日本本土の資本を肥らせる」に終わった。義務労働を課せられた台湾人民の享受できたのは「製糖会社の下級職員もしくは蔗業を生業とするのみ」だったという厳しい見方がある（昭

台湾総督府の歴代総督

	代	総督	在職期間
初期武官総督	第1代	樺山資紀（海軍大将）	明28・5・10
	2	桂　太郎（陸軍中将）	明29・6・2
	3	乃木希典（陸軍中将）	明29・10・14
	4	児玉源太郎（陸軍大将）	明31・2・26
	5	佐久間左馬太（陸軍大将）	明39・4・11
	6	安東貞美（陸軍大将）	大4・4・30
	7	明石元二郎（陸軍大将）	大7・6・6（8・10・26）
文官総督	8	田　健治郎（政友会系）	大8・10・29
	9	内田嘉吉（政友会系）	大12・9・6
	10	伊沢多喜男（憲政会系）	大13・9・1
	11	上山満之進（憲政会系）	大15・7・16
	12	川村竹治（政友会系）	昭3・6・16
	13	石塚英蔵（民政党系）	昭4・7・30
	14	太田政弘（民政党系）	昭6・1・16
	15	南　弘（政友会系）	昭7・3・2
	16	中川健蔵（民政党系）	昭7・5・27
後期武官総督	17	小林躋造（予備役海軍大将）	昭11・9・2
	18	長谷川清（海軍大将）	昭15・11・27
	19	安藤利吉（陸軍大将）	昭19・12・30

（注）台湾総督府官制等の諸官制は昭和21年5月31日をもって廃止され，諸官は自然退官となる。（資料参照・黄昭堂著『台湾総督府』）

和大学教授・黄昭堂氏など）ことも忘れてはならないのである。

これら政策と並行して台湾総督府は、日本側に対しなおも抵抗をつづける原地住民・高砂族の鎮圧をはかり、これがためにのちには〝霧社事件〟（昭和五年十月、台中州霧社で起こった高砂族による反乱事件）という悲惨な事件に遭遇している。また、それ以前の大正四年には、台湾から日本人を追放して独立国《大明慈悲国》を樹立しようとの意図をもって成された〝西来庵事件〟をも経験している。日本の軍人・軍属として戦地に赴き、現在〝補償問題〟を巡って運動している元日本兵が、両事件の発生した時期に誕生しているというのも、なんとも皮肉な運命の巡り合わせではある。

公学校から〝軍事教育〟を……

その元日本兵だが、彼らはほとんどが〝公学校〟の出身である。台湾出身の彼ら元日本兵は、公学校において何を学んだのであろうか。

大正初期における台湾の学制は、専門学校、中学校、師範学校、職業学校、小・公学校、各種学校などに分かれていた。

小・公学校とは「初等普通教育」を授けるための教育機関であり、いわゆる「小学校」は日本本土の子弟、そして「公学校」は台湾人子弟のために設けられた学校であった。大正八年に

入ってこれら二つの学校は、〝例外〟的に相互の学校入学を許されているが、のちには「国語を常用する者は小学校に、常用しない者は公学校に入るべきもの」と改められている（大正十一年）。

「国語を常用しない者」が台湾人を指していることはいうまでもない。そしていわゆる公学校が、占領当時日本が台湾に課した「皇民化」教育の流れを汲む内容を持つものであることもいうまでもない。台湾の少年たちがどのような教育を受けて育ったかについては、実際に公学校を体験している李総代表の次の言葉を記しておきたい。

「日本は、私たちを利用したなんだ。本当に勉強している者は、何人が前線に行ったのか。全部国民学校卒業の人びとが、若いとき、小さいときから国の政策で軍事教育された。一年生から、いろいろな軍事教練をされたなんだ。日本人は『おかしい、そんなことあるもんかよ』っていうなんです。でもぼくたちは、一年生から軍事教育をされた。

ぼくたちは精神教育をされたなんです。たとえば昔の一年生のときに、こういう歌を歌わなければ、国民学校の学生になる資格がない。日本人になる資格がない。

〈鉄砲かついだ兵隊さん
足並み揃えて歩いてる
ポンポコポンポコ歩いてる
兵隊さんはきれいだな

兵隊さんは大好きよ
これがまず、一年生から教育されたなんだ。
それだけでなく、
〈ぼくは軍人が大好きよ
今に大きくなったらば
勲章つけて剣下げて
お馬に乗って　ハイドウドウ

こういう小さいときから軍事教育されたぼくたちは、日本のために働いてきたんだ。やってきたなんだ。国民学校、公学校を卒業してすぐに、いろいろ国家のために働いてきたなんだ。その結果、ぼくたちは、そんな高い学問ない。ぼくたち、百分の九十ですよ、全部公学校……」

このように教育された台湾の少年たちは、授業の合い間の休み時間においてさえ、竹製の鉄砲をオモチャ代わりにし、「日本の兵隊さん強いぞカタカタカタカタと戦争の真似して、追いかけっこをして遊んだ」という。そして成人を迎える前後には、ある者は自ら志願し、ある者は日本政府からの徴集に応じて、戦地へ赴いた。

「公学校出て、ある者は無学でも勤労団として畑をつくりに行き、第一線で、軍事教練をされて、兵隊と同じように真っ先に、第一線に出したなんだ。これは全部無学の人です。今の高砂族の人は、一生懸命に日本語を習われた。その方々が戦地に行ったら、切り込み隊、特攻隊。

こうしてぼくたち学問のない人は、日本のために働いてきた……。ぼくたちのこの一代は、勉強する暇もなかった」のである。

第二次世界大戦勃発

日本本土において「国民精神の発揚」がしきりに叫ばれるようになったのは、昭和十二年七月七日以降であった。北京郊外の蘆溝橋事件に端を発する〝日中戦争〟に突入してからである。同年九月、第一次近衛内閣は、「国民精神総動員計画実施要綱」を発表し、これを受けて台湾でも皇民化運動が一段と激しくなっていった。まだ一〇歳に満たない公学校の児童たちが、「兵隊さんはきれいだな」「ぼくは軍人が大好きよ」と、学舎の中で歌っていたのはちょうどこの頃である。台湾の新聞では「漢文欄」が廃止され、総督府は、国語常用運動や神社の参拝などといったことを台湾人民に強制した。

また、日中戦争が勃発した直後には、台湾人に対しても〝軍夫〟の徴用や志願兵制度が実施されている。大半が漢民族の血を引く台湾人にとっては、かつての親・清（中国）に対し弓を引かなければならない運命に立たされたわけだが、これら運命の悲劇性は、戦争が第二次世界大戦に突入するに及んでその度合いをますます深めていった。

日中戦争から第二次世界大戦、終戦まで、戦時下の台湾統治を任されたのは予備役海軍大将

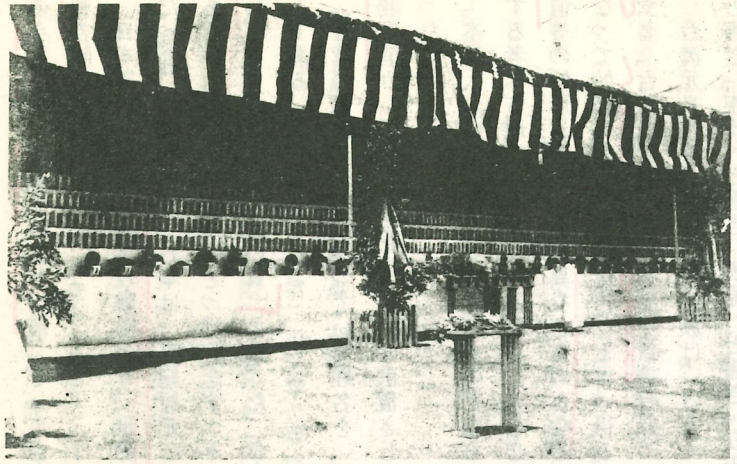

昭和19年３月25日、高雄懸海軍司令部において行われた遺骨授付式。次から次へと台湾同胞の遺骨が戦地から帰ってきた。

彭阿泉（改姓名・吉川泉）元日本兵。中支派遣軍第1620部隊飯田部隊櫻隊竹田中隊所属。昭和19年11月３日戦没。

の小林躋造、海軍大将長谷川清、そして台湾総督府最後の責任者となった第十九代総督・安藤利吉陸軍大将らである。

日本軍のハワイ真珠湾攻撃により、世界が大東亜戦争に突入したのは昭和十六年十二月八日だった。この前の年、日本は〝皇紀紀元二六〇〇年〟を迎えている。昭和十五年二月十一日である。しかし、日本人にとって記念すべきこの日は、台湾人民、特に戦地へ赴いた台湾元日本兵にとっては「忘れ難い日」となった。日本側から、いわゆる〝改姓名〟の布告が成されたからである。

台湾の人民が、従来持っていた姓名を「日本式」の名に変える——台湾総督府の森岡二朗総務長官が、「この日を記念して」と前置きし台湾人民に発した談話とは、以下のようなものであった。

「本島人が内地人と異る所なきものとなる為めには、実質的には皇道精神を体得して物事に対する考へ方が内地人と同様になることを必要とする。又形式的には言語を始め姓名、風俗、習慣等の外形も内地人と差異なきものとなる事が理想である。即ち精神も形式も内地人と同様となって始めて完全に日本化したと言い得るのである。」（鷲巣敦哉『台湾保甲皇民化読本』《黄昭堂著『台湾総督府』教育社歴史新書収録》）

台湾元日本兵、あるいは遺族は、ほとんどが二つの名を持っている。彼らは正確に「中村」と書き「本田」と書き「松原」と書き「安田」と書く。そして名を語るにあたっては、「あまり

いい名じゃないが」とはにかみながら、「保だ」といい、「信吉（ノブヨシ）だ」といい、「源一（ゲンイチ）だ」といい、あるいは「妻の英子（エイコ）です」という。

改姓名は強制されたものではなかった。森岡総務長官から談話があってのち、「改姓名」に応じたのは二〇〇名に満たなかったようだが、その数は日増しに増加していった（正確な数字はわからないが、最終的には一〇万人を超えたといわれる）。持って生まれた姓名を変えて、身も心も日本人になりきろうとしたのである。ほどなくして彼らを待っていたのは、日独伊が世界を相手に戦った〝大東亜戦争〟であった。

効力を発揮した南方の拠点・台湾

南方の拠点・台湾は、第二次世界大戦時においてその効力を最大限に発揮したといえよう。単に地勢的に〝南進〟に際して優位だというだけでなく、軍事的・経済的に台湾は、不沈空母的な役割を担っていた。

緒戦において日本は、グアム、香港、マニラ、クワラルンプール、シンガポールなどを相次いで占領し、さらに昭和十七年にはオランダ軍を全面降伏させるといった戦果をあげている。しかし、昭和十八年末頃から十九年にかけ、日本側の戦況は著しく悪化していた。このとき、日本軍を有利に導くために大本営が目につけたのは〝台湾〟である。当時台湾の兵力は、第四

十八師団の各補充隊と澎湖島、基隆および高雄の各要塞部隊を主体とするものにすぎなかった。これに対し大本営は、旗色が悪くなったのに伴い、「本土と南方との連絡拠点の地位にある台湾及び南西諸島を速かに強化する必要を認める」として、昭和十九年三月以降台湾軍（軍司令は安藤利吉中将）の兵力強化を急ピッチで進めている。南西諸島には、大本営直轄の第三十二軍（軍司令官は渡辺正夫中将）が新設されているが、この第三十二軍と台湾軍に対しては「十号作戦準備」と呼ばれる任務が課されている。

大本営が「十号作戦準備要綱」として示した〝方針〟を『大東亜戦争』史は、次のように記録に留めている。

「台湾及第三十二軍の実施する作戦準備は防衛と本土、南方圏間の交通確保とを目的とし先づ敵の奇襲に備うると共に情勢の変化に方り敵の攻略企図を破摧し得るの態勢を整ふ本作戦準備は航空作戦準備を最重点とし爾他の事項は之に従属するものとし敵の奇襲対応の処置は速やかに之を整へ全般的作戦準備は昭和十九年七月を目途として之を概成す」（服部卓四郎著『大東亜戦争全史』、原書房刊）

ちなみに、これら方針に基づいて強化された台湾軍は、以下のように編成されている。

第五十師団（第四十八師団補充隊の改編）
（西海岸）（師団長石本貞直中将）（五月三日）
独立混成第四十六旅団（花蓮港台東地区）
（五月三日）
第六十八旅団（新竹附近）（六月二十六日）
第六十六師団（独混第四十六旅団の改編）
（東海岸）（師団長北川一夫中将）（七月二十日）
第八飛行師団（師団長山本建児中将）（六月十日）
第二十五飛行団（飛行第三、第二十、第六十七戦隊）
飛行第十四、第二十九戦隊、第八飛行師団の編合に入る（六月二十六日）

訓練所に殺到した〝特別志願兵〟

大本営が台湾の戦力強化を指示してのちは、台湾上空は以前にも増して敵機の来襲に見舞われるようになる。特に米空軍機による猛爆により台湾の工業は大きな被害をこうむり、生産力も著しく低下した。非常事態に直面して台湾総督府は、昭和十九年三月には中等学校以上の生徒の常時勤労動員、労務の需要に応じた国民徴用、敵の戦車を妨害するための戦車壕掘りなどを命じた「非常措置実施要綱」を発表している。国の命を受けて、日本本土がそうであったように、婦人を含む多くの台湾人民が、食うや食わずのなか徴用によりその労力を提供した。

一方、台湾元日本兵の「徴兵」および「志願兵」についてだが、日本本土で陸軍特別志願兵

制度が設けられたのは昭和十六年六月二十日の閣議においてであった。この制度に基づき、台湾で本格的な志願兵制度が実施されたのは昭和十七年四月一日になってからである（公布は同年二月二十八日）。台湾総督府は、台北市六張梨に陸軍兵志願者訓練所を新設して、訓練期間六カ月を経てのち修了者に対し「陸軍兵志願資格」を与えていた。また、海軍には陸軍より二年遅れて志願兵制度が設けられたが（昭和十八年五月十一日の閣議で決定）、同十八年七月一日より海軍志願者訓練所において本格的な訓練が実施されている。

訓練所への志願者は、第一期生より陸・海軍ともに応募者が殺到し、その倍率は数十倍に達したといわれている。入所者のほとんどが旧制中学卒業者で占められていた。

具体的な数字について見ると、昭和十七年から十九年までの三年間に漢族系台湾人およそ四二〇〇人が、「陸軍特別志願兵」の名目で徴集されている。また、海軍は「海軍特別志願兵」として三〇〇〇名が徴集され、戦況がいよいよとなってのち昭和十九年五月から七月にかけては訓練期間を経ずしておよそ八〇〇〇名が直接海兵団に入隊している（『台湾総督府』）。志願兵の年齢は一九歳から二三歳までがほとんどだったが、最低年齢一七歳から、最高年齢三〇歳までを志願兵資格者としていた。

なお台湾の兵隊を語るに際しては、「高砂義勇隊」の存在を見逃せない。台湾総督府は志願兵を募るにあたって〝高砂族系台湾人〟を漢族系のそれと意識的に分離して、「陸軍特別志願兵」を徴集し「高砂義勇隊」に編成した。その数はおよそ一八〇〇余名であったという。

花蓮港の高砂義勇隊員の遺族や元隊員たち。〝日本の方向〟に向かい「補償実現」を祈った直後の写真である。

壁には蕃刀が掛かっている。高砂義勇隊にとってはこの蕃刀と手榴弾数発が唯一の武器であった。

「高砂義勇隊」を編成したのには、それなりの理由があった。高砂族には、持って生まれた野性の〝嗅覚〟があった。山地に育った高砂族は、野戦能力に長けたうえ、直情的な性格で突進力があった。ニューギニア、モロタイ、ハルマヘラほか南方の島々でのジャングル戦において、日本本土の兵隊は、彼ら高砂義勇隊員の戦闘能力に負うところがきわめて大きかった。いわば日本の軍部は緒戦において得た南方の占領地・現地人との折衝に加え、こうした高砂族の猪突型の武力を「利用した」ということになるが、彼らは手榴弾数発を与えられただけで満足な武器も持たず、自前の蕃刀だけを頼りに最前線につけられたようである。実戦において彼ら「高砂義勇隊」員がどのような働きをしたかについては、次のような記録が残されている。

〔遊撃斬込み戦――高砂族部隊〕　モロタイ守備の第二遊撃隊（隊長川島威伸少佐、特別に遊撃戦を訓練した四箇中隊編成、隊員は主として台湾の高砂青年）は、右方針に基き、九月十八日薄暮以来斬込み戦法により、連夜に亘り敵の行動を妨害した。

……中　略……

第四航空軍は、第二飛行師団の襲撃一戦隊を第七飛行師団（当時の実動機数六〇機）に増加し、上陸後の敵に対し、少数機を以て奇襲攻撃を加えしめた。海軍航空部隊もまた、少数機を以て夜間攻撃を実施した。

地上部隊の逆上陸及び斬込み戦は、その後昭和十九年末頃まで、勇敢に且つ執拗に反復

された。この間、ハルマヘラ島の第三十二師団から次々に挺進隊（先ず三斬込み隊、次いで歩兵第二百十聯隊第三大隊、更に歩兵第二百十一聯隊長守田大佐の指揮する歩兵一大隊等約三、〇〇〇名）が増派され大なる戦果を挙げた。第七飛行師団もまた、引続きメナド、セラム地区の荒廃した飛行場を潜伏飛行場に利用し、モロタイ島の敵を攻撃した。（『大東亜戦争全史』）

昭和十九年からは「徴兵制度」も……

昭和十九年九月からは台湾にも「徴兵制度」が実施されている。軍夫・軍属の徴用も相次いで行われていた。台湾の青年たちも〝赤紙〟一枚で兵役につく義務を課せられたわけだが、元日本兵たちの証言によると、徴兵制が実施される以前のいわゆる「志願兵」にしても、本人が進んで名乗り出たというより、「徴集」を受けて「志願」し戦地へ駆り出された者も少なくなかったようである。無論、陸・海軍特別志願兵訓練所に殺到した応募者の例にも見られるように、率先して「国家のために命を捧げたい」とし〝血書〟をもって赤誠を示す志願兵もいた。

台湾に「徴兵制度」が実施されたのは、日本の戦局がきわめて悪化していたときである。

昭和十九年七月七日、サイパン島の日本軍全滅。

同九月二十日、ビルマ・雲南方面の日本軍全滅。

同十一月一日、サイパン基地のB29本土来襲を開始。
二十年三月十七日、硫黄島の日本軍全滅。
同四月一日、米軍沖縄本島に上陸開始。
——サイパン島の陥落直後に、国務と統帥の実権を握っていた東条英機が退き、代わって日本の政権を担当したのは小磯國昭であった。昭和十九年八月に小磯内閣は閣議で国民の「一億総武装」を決定しているが、台湾の「徴兵制」はその直後、「学徒勤労令」や「女子挺身勤労令」の公布施行に次いで実施されている。
しかし、もはや日本の敗北は決定的となっていた。
戦争が最も苛烈をきわめた時期、自ら志願し、あるいは好むと好まざるとを問わず兵役に服する義務を負った台湾の元日本兵、台湾人民は、ほどなくして「敗戦」の玉音放送を聞いた。
昭和二十年八月十五日、〝台湾同胞〟は日本人とまったく同じ涙を流した。

死して忠誠を誓った台湾同胞・高砂義勇隊

ここで〝補償問題〟について考えるとき、われわれ日本人は、戦時中「台湾同胞がどのような戦い方をしたか」について知っておく必要があろう。一例を示すなら、たとえば杉崎英信著『高砂義勇隊』には次のような一文が見られる。

あの墓にはBという高砂義勇隊員が眠っているのです。ニューギニア作戦の当初から、彼はBとともに戦って来ました。喜びをともに喜び、苦しみをともに苦しんで、食糧のない日が何日も続きました。けれども、皆んな頑張り通しました。或る日Bはずっと後方の兵站基地にさがって、食糧を運ぶことになりました。ところが、今度彼がBに会った時には、Bは死んでおりました。五十キロの米をかついだまま、ジャングルの中に飢え死してをったのです。（『台湾総督府』収録）

「彼」の証言によれば、B隊員は、背中にかついだ米には一指も触れていなかったという。自ら食糧を持ちながら、飢え死にする。これも「皇民化」教育の〝成果〟であろうか。もしそうだとするならば、われわれ日本人は自ら行った罪業の深さを知らねばならない。彼ら台湾元日本兵が、「戦勝」を夢に見て、片道の燃料のみを積み空中に飛び立った〝神風特別攻撃隊〟に象徴されるような日本本土の兵隊と、寸分変わらぬ意識を持って戦場に臨んでいたことだけでも理解しなければならない。
敗戦となり「玉音放送」を聞いてのちも、台湾元日本兵には〝戦後〟はなかった。終戦から復員までの数年間の生活は、彼らにとって、戦時下よりもっと悲惨だった。
以下は、昭和五十八年の春、〝補償〟を求めて日本の国会宛に送付された台湾元日本兵の〝陳情書〟である。これを書き留めて本章の結びとしたい。

一九四五年（昭和二十年）八月十五日、第二次世界大戦（大東亜戦争）は終戦した。この日から算へて、三十八年の年月が過ぎ去って、今日まで、私の心の奥に何時までも、終戦後一年以上も経過したのに、未だ台湾に帰れず、遠い異郷の赤水集中営で、台湾籍軍人軍属（巡査補）が数百人、餓死又は病死で、悲憤の涙をのんで息絶えた、最後の恨みに燃えた瞳と、飢えて痩せこけた、哀れな顔と身体、絶望的な糧食欠乏の苦労續きで、着てゐる着物は汗と泥まみれの、破れたランニングとパンツだけの死体、この悲惨な光景が残ってゐる。

終戦と同時に、海南島に派遣されてゐる日本海軍陸戦隊から、除外されて、武装解除された、私達台湾籍軍人軍属（巡査補）は、復員船も無く、海南島で一年間も置き去りにされた後で、強制的に対岸の雷州半島に追ひ渡されて、そこから徒歩で、あらゆる苦労を克服して、赤水の集中営に辿りついたが、規定の糧食給与はなく、衛生設備もないままで、大きい池水一つを頼りに、飲料水から、洗濯、洗澡（身体を洗ふ）まで、同じ池の水を使ってゐたので、もとから食ふや食はずで、永い間飢えて骨と皮ばかりに痩せてしまって、疲労し切ってゐた抵抗力の弱い隊員は、アメーバ赤痢に罹り、医薬も無い為に、相継いで死亡した。酷い時は一日に数十人死んだ記録もある。そして死体を包む筵さへない為に、遺体はそのままで、まるでノラ犬の様に、附近の荒野に埋葬された。生き残りの重患者は、

〝陳情書〟を書いた黄玉珍元佐世保八特部隊員（後列左）。

写真下〈左〉は、佐世保八特大津留大尉。〈右〉は東宝慰問団員の神田チヅ子（左）。いずれも黄玉珍元隊員のアルバムに収められている。

その後附近の湛江港に搬ばれて、そこから国際救済会の船に便乗させてもらって、救出されて台湾に引き揚げた（航海中にも多数の隊員が死亡し、その遺体は即時に水葬にふされた）

終戦後、この様な悲惨な事実は報道されないままで、埋もれている為に、今の世代の人達で、この真相を知っている人は、果して幾人おるか？

三十八年を経過して、白骨と化した戦友達に、何一つ慰霊祭を行う事も出来ず、いまなお、異郷雷州半島の、赤水集中営に眠る憐れな台湾籍軍人軍属巡査補に、この一文を捧げる次第である。

……中　略……

第二次大戦中に、台湾籍軍人軍属巡査補を徴用して遠い戦地に連れて行ったのは、日本國だから、終戦後同じ様に復員計画にも彼等台籍の軍人軍属を責任を以て、台湾に送り帰したら、上述の様な雷州半島の赤水集中営で起った、多数の餓死者（戦争中に海南島で戦死した巡査補の数よりも、数十倍もある）を出さずに済んだのに、

終戦後、天の命令ありて、無事に台湾に帰った台湾籍軍人軍属達は、一生を日陰者で、肩身狭く辛抱して暮して来た。同じ釜の飯を食べて来た戦友の日本兵が、日本に帰った後では、1、旧軍人関係法　2、旧軍属関係法（援護法）　3、障害年金　4、遺族年金　等を毎年日本政府から　適合者全員に　二兆億圓（ママ）も給与されてゐるのに、私達台湾籍の軍人

軍属に対しては、何一つ補償金を与えてゐない、状況のままである。

補償金どころか、三十八年の永い年月が過ぎたが、台籍軍人軍属未払ひ給与や、天引き貯金させた野戦軍事郵便貯金さえ、支払われてゐない、大東亜戦争に戦地で生命を捧げて戦った、この尊いお金を、日本國は已に朝鮮と沖縄の国民には、とうの昔に支拂ひ済みであるのに、なぜ私達台籍の軍人軍属には、三十八年も経過して来たのに、このお金を支拂ひしてくれないのか？　実に不思議でたまらない。

……中　略……

1、國籍が変わったから　2、これは立法政策の問題である　3、補償に関する法制度がないから　4、財政が困難だから　5、国情の差があるから難しい……等といろ〳〵な理由を言わずに、私達が今でも、心の奥深く信じ込んでゐる、日本はそんな不道徳な國ではない、日本人は信義と人道を重んずる信頼出来る國民である、そして日本全國の心ある人々が、人道の正義に基づき、日本全國民の世論を引きおこして、日本政府と日本國會が、一日も早く此の尊いお金が支拂ひ出来る特別立法を完成して下さる様に、お願ひ申し上げます。

……中　略……

昭和五十八年春の、日本國會の議員諸公に懇願して、この補償問題を特別立法して、完成して通過出来る様に、南の島、台湾から私達老兵達は、手を合わせて祈ってゐます。

一九八三年　四月記

元佐世保鎮守府第八特別陸戦隊第六中隊第二小隊

黄　玉　珍

戦後、厚生省の発表したところによると、台湾出身の元日本兵は八万四三三名、軍夫を含む軍属は一二万六七五〇名であるという。合計して二〇万七一八三名のうち、二度と祖国の地を踏むことのなかった軍人・軍属はおよそ三万五〇〇〇人であった。彼ら台湾元日本兵の英霊は、東京・九段上の靖国神社に隣接する〝千鳥ヶ淵戦没者墓苑〟に眠っている。

第2章　〝補償問題〟へ向けての胎動

日華平和条約と戦後時の台湾

安藤利吉総督の遺言

第二次世界大戦の敗戦・終戦とともに、半世紀に及んだ日本の台湾統治にも、終止符が打たれた。終戦決定をしたのは第四十二代鈴木内閣であり、台湾総督府最後の責任者となったのは、第十九代総督・安藤利吉だった。安藤総督は、日本人を含む在台外国人の本国への送還業務に目処をつけてのち、昭和二十一年四月「戦犯」として捕えられ、送致された先の上海において自ら生命を絶っている。隠し持っていた青酸カリによる服毒自殺であった。

この安藤総督が、まだ存命中であったころ、一人の男が上海を訪れている。台湾総督府に長年勤務し、〝霧社事件〟という悲惨な事件の事後処理に携わったほか、昭和二十年八月終戦まで、台中州知事や文教局長、鉱工局長などを務めた森田俊介であった。敗戦となり〝任務〟を解かれて帰国した森田はのちに『台湾の霧社事件』『内台五十年』（いずれも伸共社）などを著しているが、安藤にとって森田はかつての部下である。

抑留中の身であった安藤総督は、敗戦時の混乱のなかわが身を案じて遠路はるばる尋ねてきてくれた森田を、ことのほか喜び嬉し涙で迎えた。その安藤総督が、しばしの雑談を交わしてのち急に眉をひそめ、しみじみとした口調で森田に漏らした言葉がある。

「戦さには敗れたが、君たちのお蔭で（在台外国人の）引き揚げも順調にいく目処が立ち、私もすっかり安心している。君たちも内地に帰ったら残務整理の事務所を設けて、かねてから私がお願いしていた後始末をしっかりつけてくれるよう、引き続いてよろしくお願いする。

ただ、私には気にかかることが一つだけある。君も知ってのとおり、台湾では本島の若者たち、高砂族の青年たちが、兵隊や軍夫・軍属としてたくさん戦線に参加している。もともと私たちにその責任はあるのだが……、特に高砂族の青年たちには気の毒なことをした。彼らは南方ニューギニアの奥地まで進出して、日本のために勇敢に戦ってくれた。私がいま心配でならないのは、そんな台湾の兵隊たちや遺族のことだ。日本は、国として、台湾の兵隊や遺族に対して手厚い補償をしてはもらえないだろうか……」

かつての部下にこれだけのことをいい、台湾総督安藤利吉は、森田俊介が帰ってのち青酸カリを含み自害した。丸腰で台湾の投降式典に臨み、連合国中国戦区最高司令官蒋介石の命を受けた中国陸軍総司令何應欽により、受降官に任命された陳儀行政長官から〝降伏〟に関する「第一号命令」を受けてのち半年後の出来事であった。

安藤総督の死後、台湾総督府は、昭和二十一年五月三十一日「勅令第二八七号」をもって廃止されている。

「台湾の元日本兵や遺族のことをよろしく頼む……」

かつての上司、安藤総督の遺言は、森田俊介の耳にいつまでも残っていた。森田は、戦後GHQが「軍人軍属の恩給制度を廃止」したとき、その復活を求めて立ち上がり、日本遺族厚生連盟事務局長として東奔西走している。森田の軍人・軍属・遺族に対する思いの深さは、彼が日本遺族会の『会報』第一号に寄せた小論（「日本遺族連盟の任務について」）にも明らかだが、連盟会長・長島銀蔵や森田らの努力はやがて実り、昭和二十七年四月からは軍人の恩給法が復活し「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和二十七年法律一二七号）が施行されている。

森田が『会報』に寄せた言葉を見よう。

「この遺族の心情を汲んで、物心両面に亘る、何等かの、補償制度が、樹立されるよう、努力することが、その目標であらねばならぬ。その他、未亡人に対する住宅の問題、授産、職業補導の問題、祖税負担の軽減の問題など、遺族の生活の実態に即して考えねばならぬ問題は数多くある。」

「それにも増して強調したいのは、遺族の生活状態が、一度も調査されたことがないことである。

こういう現状では、遺族の援護対策が確立される筈がないのである。

政府が、全国的に遺族の生活実態を調査、把握して、根本的に、その援護対策が確立されることが期待されるのである。」

「何はともあれ、遺族は最後の力を振り絞って、耐え忍んでいるのである。

速に、これに援護の手を延べなければ、自暴自棄の状態に陥らしめる虞がある。それこそ、国民思想の上にも、重大な影響を及ぼし、国の再建を根底から阻むことになると思う。

本連盟の事務局は、ほんの三・四人の小人数で、而かも乏しい財源ではあるが、その使命の尊さを思い、懸命の努力を続けたい。」

――のちに詳しく触れるように、上記の文章はそのまま、現在〝補償〟を求めて運動している台湾の《討還団》各役員はじめ、元日本兵・遺族の心情にも相通ずるものがある。筆を執りながら森田が、安藤総督の遺言を想い、台湾に〝思い〟を走らせていたことは想像に難くない。

しかし、このとき、台湾は既に森田の手に届かない位置にあった。

「本日をもって台湾は、正式に再び中国の領土となり、すべての土地と人民は中華民国国民政府主権のもとに置かれた」

数年前、台湾の投降式典が台北市の公会堂で取り行われたとき、陳儀行政長官がラジオを通じ全国民に訴えた本声明を森田も聞いていた。

日本の領土でなくなった台湾

いわば〝同志〟でありながら、異国であるが故に救援の手を差し延べることができない。森田に限らず、台湾の元日本兵・遺族に対し、歯がゆい思いをしている日本人は今日にあって決

して少なくはない。

異国であるということと、台湾が〝日中共同声明〟に見られるような微妙な立場に立たされているということ――この二点が、台湾元日本兵・遺族に対しての、「補償への道」を阻んでいる最大の障壁（ネック）となっているようである。戦争の故に、統治権が右へ左へと移行し、結局、その時々の国に仕えた者が苦しい生活を強いられる。台湾の元日本兵・遺族たちは今、大海に投げ出された小舟のようにやり場のない気持ちを抑えつつ毎日の生活を送っている。いうまでもなく、批判の矢面に立たねばならないのは、われわれ日本人である。

日本が台湾を、中国に返還した経緯について見ると――

「軍国主義の除去」「領土占領」「領土に関するカイロ宣言条項の履行」「武装解除」「戦犯処罰と民主主義の確立」「軍需産業の禁止」「平和的政府の樹立」「軍隊の無条件降伏」などが盛り込まれた、いわゆる〝ポツダム宣言〟を日本が受諾し、降伏の調印に応じたのは昭和二十年（一九四五年）八月十四日だった。第二次世界大戦末期、これらの条項を示し日本に対して「降伏」を迫ったのはアメリカのトルーマン大統領、イギリスのチャーチル首相、そして中国主席蒋介石である。特にここで重要な意味を持ってくるのは、「領土に関するカイロ宣言条項の履行」である。同宣言は、第二次世界大戦中（一九四三年十一月）に米国大統領ルーズベルト、英国首相チャーチル、中国主席蒋介石の三首脳により発表されたが、主な内容は、

「（アメリカ、イギリス、中国の）三国は日本の侵略を制止し罰するが、領土拡張の意図はない。日本は第一次世界大戦の開始以来奪ったり、占領した地域や満州・台湾など清国から奪った地域から駆逐される。」（井上幸治ほか監修『世界史小事典』三省堂刊）

となっている。

すなわち、「ポツダム宣言の受諾」によって日本は、過去戦争において占領したあらゆる領土から、手を引き支配権を放棄した。韓国・朝鮮の独立に応じ、樺太をソ連に、満州・台湾を中国に返還した。台湾および朝鮮が、その後「対日平和条約」を結び同条約の発効の日をもって正式に、日本国籍を離脱して外国人となったのは昭和二十七年四月二十八日であった。

ここで、《序章》において見た横山利秋議員の、「台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問主意書」に記された、次の一文を振り返ってみよう。

「かつて日本人であった台湾人が、日華条約締結によって瞬間的に日本国籍を失い、台湾人になり、そのため、日本政府に対する請求権が一切消滅したかの態度を日本政府がとっている……」

「これは〝法〟ではなく〝道義〟上の問題だ」とのニュアンスを持たせた横山代議士の質問主意書に対し、日本政府は、「そうだ」としながら、しかし、前向きの姿勢を見せることがなかった。これには理由があった。台湾の元日本兵および遺族など一三人の原告に対する東京地裁の判決文、あるいは外務省の答弁（「外務省は、条約上の見地からどういうふうにこの問題を処理するかについて担当してきたが、現在台湾とのあいだに政府間で特別取り決めを行って処理するということが不可能となった」）に代表されるように日本政府は、どうしても〝日華平和条約〟

の枠を超えることができなかった。特に同条約〝第三条〟に定められた、「日本国政府と中華民国政府との間の特別取極…」というくだりに、ひっかかるものを感じた。〝第三条〟の条文には、以下のように記されている。

日本国及びその国民の財産で台湾及び澎湖島にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で台湾及び澎湖島における中華民国の当局及びそこの住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国政府と中華民国政府との間の特別取極の主題とする。国民及び住民という語は、この条約で用いるときはいつでも法人を含む。

〝日華平和条約〟第三条の意味するもの

横山議員が「質問主意書」を国会に提出したのは、昭和五十年代に入ってからである。つまりこの時点では既に、日本国政府と中華人民共和国政府とのあいだで共同声明（日中共同声明）が発表されており、したがって中華民国・台湾とのあいだで交わされた〝日華平和条約〟はその効力を失っていた。*

*（「日中共同声明により、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国唯一の合法政府であることを承認するとともに、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを十分に理解し、かつ尊重する旨を表明した。これにより、日本国政府としては、中華民国政府を政府として承認し得ず、また、先に締結した日華平和条約も効力を失うこととなった。」〈有馬元治著『私の政治報告書』〉）

この事実は、台湾元日本兵あるいは遺族にとって抗し難い現実となってのしかかった。〝条約〟がまだ効力を持っていた時点で、日本国政府と中華民国政府とのあいだで、主題となるべき日華相互の「財産についての特別取極」が取り交わされていなかったからである。なぜ「取り決め」が成されなかったかについては、先に見た衆議院議員有馬元治の『政治報告書』に、以下のような記述が見られる。

日華平和条約第三条において台湾及び澎湖諸島の当局及び住民の対日請求権については両国政府間の特別取極の主題とする旨が定められていたが、両国政府間において特別取極を定めることなく、昭和四七年九月二九日に日中共同声明が発せられることとなった。なお、この間において、昭和三五年一一月、昭和三七年一二月及び昭和四〇年七月の三回にわたり、日本国政府側から中華民国政府に対し、文書で特別取極を推進すべき旨の申入れ

を行ったが、中華民国政府側からの積極的対応はみられなかった。

ここでいうところの日華相互の主題となるべき「財産」とは、台湾元日本兵・遺族にとっては戦時中の軍事郵便貯金ならびに未支払い給与等を指し、日本側のそれは敗戦により台湾を引き揚げてきた際、在台企業その他個々の民間人が現地に残してきた財産のことを指すものである。台湾元日本兵の軍事郵便貯金あるいは未支払い給与などの（日本兵との合計）金額については《序章》に見たとおりだが、台湾を引き揚げてきた日本の企業あるいは個人が残してきた財産については具体的な数字は明らかではない。

ただ、次のような記述が見られることを参考までにつけ加えておきたい。

敗戦となり総督府・政府機関の接収が進むにつれ、官吏は一般平民（日僑）の仲間入りをした。そして、武装解除させられた軍人は一六万六〇〇九人。沖縄からの疎開者や官吏を含める非軍人が三二万二一五七人、であった。

――これら合計四八万八一六五人の日本人の送還は昭和二十年十二月下旬から始まったが、本国へ帰るに際し彼らが携帯を許されたのは、

「現金一〇〇〇円、食糧若干、リュックサック二つに入るていどの身の回り用品である。もっとも、三〇キログラムの荷物二つを船便で送ることが許されている。

かれらは数十年のあいだ孜々営々として築きあげた財産を、一瞬にして失った。会社、商店、

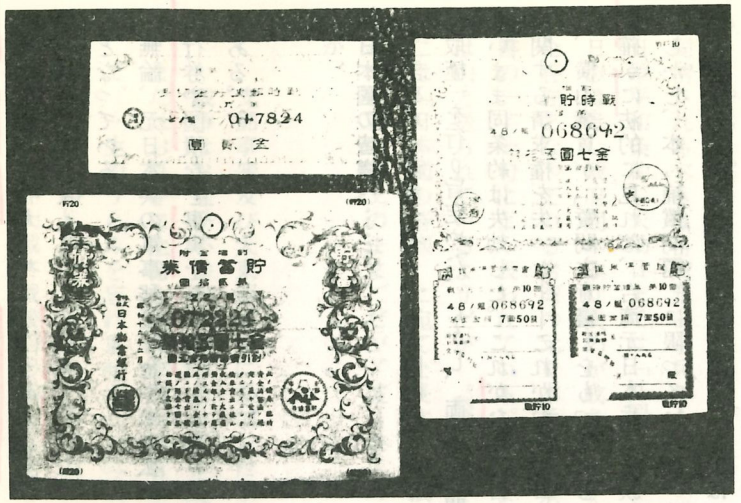

台湾人の所持している「戦時郵便貯金切手」「戦時貯蓄債券」「貯蓄債券」。

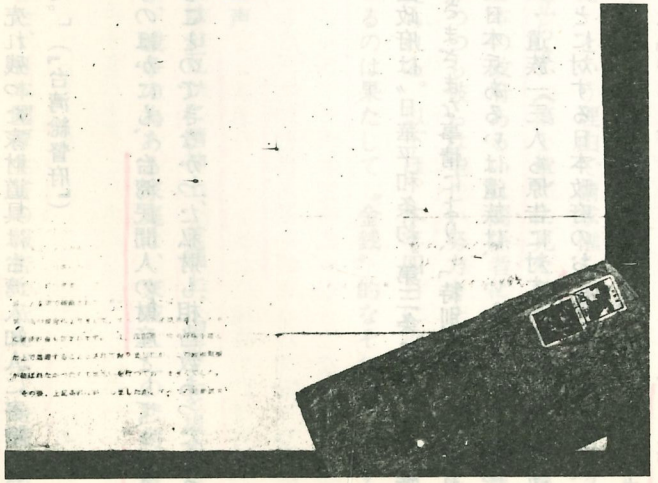

上記の各種債券等の問い合わせに関する日本政府（郵政省）からの返書。

家屋は『接収』と称して、長官公署に没収され、売れ残った家財道具は台湾人知人に寄贈したり、後日に返してもらうとの約束で預けたりした。」（『台湾総督府』）

となっている。

無論、元日本兵の軍事郵便貯金や未支払い給与のほかにも、台湾民間人の財産として、日本銀行券や国債など事実上日本政府から取り立てることのできなかった私財も相当数あったようである。

「日本國の皆様へ……」

上記事項を清算すべく、日本国政府と中華民国政府は〝日華平和条約〟第三条において、「特別取極」を行う旨定めた。しかし、両国政府間のさまざまな事情により、「特別取極」が成されないまま同条約は失効した。これがために台湾元日本兵あるいは遺族は、いわゆる〝補償問題〟に関する請求権を失った――これが台湾元日本兵・遺族一三人ら原告に対する東京地裁の判決と、横山議員が「質問主意書」をもって資したことに対する日本政府のおよその答弁である。

確かに法的に見れば、台湾元日本兵・遺族に、勝算の見込みはないようだ。

しかし、本〝補償問題〟に限っていえば、法律上「勝ち目がない」ということと、それがために補償の「請求権を失った」ということはもはや別の次元において捉えられなければならないようである。

同情されるべきは台湾元日本兵であろう。夫を失い肉親を失った遺族であろう。戦後時から〝日華平和条約〟失効日までは「外国人だ」という理由で〝補償〟の対象にならず、〝条約〟失効日以降は「政府間の取り決めが成されなかった」という理由で請求権を棒に振った。宙に浮いた存在となっている台湾の元日本兵・遺族の苛立ちは、《第1章》に見た黄玉珍元日本兵の懇願書の一字一句によく表われている。今日まで日本の政府あるいは関係者に対しこの種の陳情書は山と送られているようだが、〝梨の礫〟と知りつつも彼らは空しい努力を止めていない。なかたは「日本國の皆様」に宛てた長文の手紙も見られる。以下は、本年四月に投函された元日本兵の手紙（原文のまま）だが、彼らが求めているのは果たして〝金銭〟的なそれだけであろうか。

> 支那事変及び大東亜戦争に参加した軍属の声
>
> 戦争はお互ひ不幸の始めであります、戦争はお互ひに精神上、金銭上、物質上を損失し、またはお互ひに生命を損失するので有ります、戦争の為ある家庭は、家破人亡の悲劇を得て、一生のうらみを忘れません、
>
> ……中　略……
>
> 第二次世界大戦終戦後四〇年にも達ちました、日本國厚生省の報告に依れば、台湾人の

出征者、二〇何萬名、其の中戰死者と戰病死者が三萬何名あります、戰爭中、台湾人は當時日本教育をうけて、又戰爭中日本國民と認めました、日本國民なければ、日本兵隊になりませんと、當時小學校時代から日本人の先生が言ひました、當時日本政府は台湾の青年を應召し、ほとんど戰場へ派遣して、從軍したのであります、私は當時19才の時、台湾農業義勇団として中支那派遣軍安慶軍農場で從事し、約一個年餘から台湾へ帰りました、

安慶軍農場に從事した間、私は病気にかかって（病名ハイセンエン）南京の陸軍野戰病院に後送し、又は日本の廣島三瀧分院に後送して、約四個月の間治療をうけてなほってから台湾へ帰りました、又故郷に帰ってない時、キシヤの駅で私の父がもう亡なったとの事を聽き、其時私の心は針がさした様であります、

……中　略……

未支拂俸給と軍事郵便貯金も又日本國で保管されて居ります、俸給と郵便貯金は私達の血汗と生命で換って来ましたお金であります、現在各國の俸給制度に依れば毎月の始めで俸給をもらってゐるのであります、しかし當時從軍の台湾の軍人、軍屬は四〇年達っても日本政府は又俸給を還して下れません、

厚生省の報告に依れば、未支拂い俸給は又四万六千餘件あります、其の外に戰死者の遺族が日本政府から慰問金を又待ってゐます、

戰死者の中に高砂族の戰死者が一部分あります、當時戰地の時、高砂族はほとんど、決

死隊とか、特攻隊の隊員を、志願して、戰死したのであります、其の時、日本軍の葬式の歌は「海ゆかば　水漬くかばね　山ゆかば　草むすかばね　大君のべにこそ　死なめ　帰りみはせじ」と歌ったのであります、顧りみますれば悲しい軍隊葬の悲歌であります、

彼等の戰死者は、誰の為に戰かったのでありますか、もちろん日本國の為です、彼らの遺族は山に住んで、住んでゐる家はある者は竹で造った家を住んで、ある者は土でほした後、一個〳〵かさねて立てた家を住んで居るのであります、其の時の生活は、もちろん苦しいのであります、

前年我國の煤礦災変の二百何名の死亡者の一部分は高砂族の人です、彼等は生活の為にあぶないの仕事をして居るのであります、

其の中の何十名の高砂族の死亡者の中に當時の戰死者の遺族もあるかもわかりません、ある者の遺族はもう死んだのであります、顧りみますれば四〇年達ちました、ある遺族は日本政府から一口のお慰めの言葉もありません、此んな事を想へば心がいっぱいです、

當時徵兵制度は日本國であります、當然日本國がいろいろな面に戰後の処理を責任を應うて各方面を取理のはあたりまへの事であります、

日本國の皆様に、當時の軍人、軍屬及び遺族の声を聽き、各方面の記事を書類にのせて、日本國民の皆様及び各衆議員、参議員の同情で台湾人元日本軍人、軍屬の補償問題の為、一日も早く解決する事、私心からお願いするものであります、

最後に日本國の各位の補償問題に関するお援助の皆々様に、遙か台湾から皆様の御健康を天の神様、イエスキリストの御名に依ってお祈り致します、

日本語と書き方も忘られて本當に乱筆です

どうもすみません　さようなら

昭和61年4月5日

陸海軍軍屬蔣春長より

日本國の皆様へ

「戦争中、台湾人は當時日本教育をうけて、又戦争中日本國民と認めました、日本國民なければ、日本兵隊になりませんと、當時小學校時代から日本人の先生が言ひました……」

読めば読むほど、われわれ日本人の胸に深く突き刺さってくる言葉である。差し出し人である蔣春長は、本補償問題《討還団》代表・高雄縣登記站主任をつとめる。

「大東亜戦争じゃないか、細いことというな」

彼ら台湾元日本兵のなかには、たとえば現在彰化縣で養鰻業を営む劉福所長のように、

「いやあ、戦争は面白かったよ」

といい、

「大東亜戦争じゃないか、細いことというな」

と、豪放磊落に笑い飛ばす元日本兵もいる。

戦時中劉は、俗称「八特部隊」と恐れられていた佐世保鎮守府第八特別陸戦隊に所属し（前出の黄玉珍元日本兵と同部隊）、わずか八人の隊員で土匪四〇〇人を殲滅させたという記録を持っている。しかし、「戦争は面白かったよ」といいつつ劉も、「生き延びているのが不思議」なくらい、何度死線をくぐり抜けたかわからない。

「大東亜戦争じゃないか、細いことというな」

いろいろな含みを持つ言葉である。これは劉が、日本本土のかつての戦友にいわれたものであるらしい。補償問題を巡って運動している劉に、酒の席で〝内地の戦友〟が冗談を飛ばしたのである。「大東亜」とは「同胞」を意味し、「兄弟である」と理解できよう。つまり、

「俺たちは兄弟じゃないか、過ぎ去ったことをとやかくいうのはもう止めにしようや」

と、内地の戦友氏は劉の肩を叩きながらいったのである。「これは面白い」と劉は思った。以来彼も、

「大東亜戦争じゃないか、細いことというな」

と、しきりにいうようになった。同じ台詞でも、劉が使うと、その意味がまったく逆転してしまうことは改めて説明するまでもないであろう。

「俺たちは兄弟じゃないか、日本人はもっと腹の大きいところを見せろ」

ということになるのである。あえていえば、「条約がどうだ」とか、「国交がどうだ」とか「細かいことをいわず」に、少しぐらい「元兄弟のわれわれに救いの手を差し延べてくれたってバチは当たらないのではないか」といいたいのである。ちなみに劉福所長は、金に困っているわけではない。経済的に恵まれており、「原日本軍人軍属遺族救援基金會」会員として、元日本兵・遺族の〝補償運動〟を経済的に援助している立場にある。

「日本はそんな不道徳な國ではない」

日本人はかつての同胞として、本補償問題を解決の方向に持っていかなければならない。決して風化させてはならない。

では、果たしてその実現の可能性、〝補償〟の見込みはあるのであろうか。

残念ながら、先にも述べたように、本補償問題はもはや日本の〝現行の法〟では処理しきれないところに来ているようだ。もし解決の糸口を見つけるとすれば、台湾元日本兵・遺族の〝陳情書〟に多く見られるように、

「私達が今でも、心の奥深く信じ込んでいる、日本はそんな不道徳な國ではない、日本人は信義と、人道を重んずる信頼出来る國民である」

との信念に頼り、

「そして日本全國の心ある人々が、人道の正義に基づき、日本の全國民の輿論を引きおこして、日本政府と日本國會が、一日も早く此の尊いお金が支拂ひできる特別立法を完成させて下さる様に……」

祈るほかないのかも知れない。

こうした現実を思うとき、先の劉福所長に発した日本の元戦友氏の言葉は、酒の席でのジョークとはいえ、笑っては見過ごせないものがある。ただ、日本人戦友氏も悪気でいったのではなく、かつて運命を共にした友人の苦労を傍目に見て、これは最終的には日本の政府が決定する問題であり、「自分の力ではどうしようもない」もどかしさに耐えかねての〝愚痴〟であったことに救いがあるのだが……。実際に恩給をもらっている日本本土の元兵隊が、台湾同胞と同じテーブルを囲み酒を汲み交わすとき、〝補償〟の話題がどれだけ彼の心を突き酒を苦くさせるかは、容易に察しのつくことである。それは、日本人共通の悩みでもある。

暗い話題だけを列挙してきたが、台湾の「元日本兵・軍夫軍属・遺族」にとって、まったく明るい材料がないわけでもない。

昭和六十年八月二十六日の、《原審・東京地方裁判所昭和五二年（ワ）第七六七四号》に対する、東京高等裁判所の下した判決である。

「判決文」は、大筋において東京地裁が下したそれとさして変わりはなかった。

しかし、鄧盛ら台湾元日本兵・遺族・傷痍軍人一三名の原告に対して東京高等裁判所は、「判決」のなかで同裁判所としては異例の、政府への特別「立法化」を促した〝付言〟を日本政府に対し申し渡したのである。裁判長裁判官は、退官を間近に控えた吉江清景であった。こうした東京高裁の判決に対しては、原告団・弁護団の代表者出席のうえ緊急に議員懇談会が開催され、「異例の付言を付した判決」として積極的な評価が成されている。これら裁判の判決文あるいは経過の詳細については、《第6章》に譲りたい。

ところで、李謀茂を総代表とする《台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団》だが、同団体は、先の「原告団」とはその性質を異とするものである。「裁判に勝訴して補償金を勝ち取る」のではなく、あくまでも日本人の「人道と良心」に期待したい——同団体の「運動の目的」はここにあるという。

その道程はしかし、決して平坦ではなかった。以下、本章第2節から《第4章》にかけては、李総代表はじめ《討還団》の十余年にわたる、血と汗と涙の記録である。

それはあるいは、「執念」と呼べる種のものであるのかも知れない。あるいは、「公平でないことへの怒り」であるのかも知れない。われわれ日本人は、良心の名において、同じ民族である彼ら台湾同胞の〝心の歴史〟を裏切ってはならない。

補償運動に立ち上がった台湾元日本兵・遺族

色褪せた「軍事郵便貯金通帳」「俸給支拂證票」

台湾同胞は、敗戦したその時から元日本兵・軍夫軍属の軍事郵便貯金や未支払い給与、あるいは遺族に対しての「補償を要求」していたわけではなかった。

敗戦時、彼らは、軍の上官より次のようにいわれていたからだ。

「戦さに敗けて、今日本は大変困っている。だから、君たちの郵便貯金や未支払い分の給料はもう少し待ってくれ。日本は近い将来、必ず立ち上がる。君たちの生活も苦しいだろうが、とにかく日本の経済が回復するまでもうしばらく待って欲しい」

——台湾同胞に、この言葉を疑う者は誰一人としていなかった。彼らは「生きて帰れる」喜びを噛みしめつつ、戦火のなかで貯めた「軍事郵便貯金通帳」や未支払いとなっている給与の証明書（正式には「俸給支拂證票」という）を家族への唯一の土産として、故国へ帰る日を待った。

敗戦後、彼らの復員はままならなかった。「内地の兵隊さんを優先して、ぼくたち台湾の兵隊は一年か二年遅れて帰った」のがほとんどだったからだ。戦地で、故国へ帰る日を待っていた

この間、〝赤水集中営〟の例にも見られるように、台湾元日本兵のなかには、力尽きて倒れた者が少なくない。医療のままならぬなかで負傷兵が次々と息を引き取り、また、ほとんどの兵隊が餓死した。置き去りにされた戦地で〝畑〟の作物に手をつけ「現地住民に殺された」仲間もいた。

そして、死の間際、「君がもし無事で帰れるならこれを妻に届けて欲しい」「これを母に渡して欲しい」と、無念の涙を浮かべつつ彼ら兵隊たちは静かに息を引き取った。

虫の息で差し出したものは「貯金通帳」と「給与證票」だった。

やがて、彼ら台湾同胞にも、故国の土を踏める時がやってくる。

敗戦から何年かが過ぎた。

日本からは、何の連絡もなかった。

彼らにとって、日本は既に異国となっていた。

それでも彼ら台湾元日本兵は、敗戦時の部隊長の言葉を信じて、忍耐強く待っていた。否、というより、日本本土がそうであったように、戦後を生き抜くことで精一杯の毎日を送っていた。「貯金通帳」や「給与證票」は、机やタンスの引き出しにしまっていた。その色は、次第に褪せ、赤茶けていった。

昭和二十七年四月、日本国との平和条約発効。

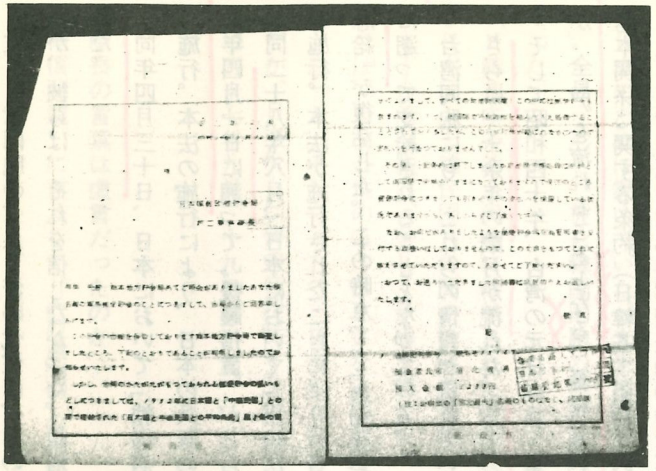

「張阿二」氏宛に送付された郵政省からの返書。

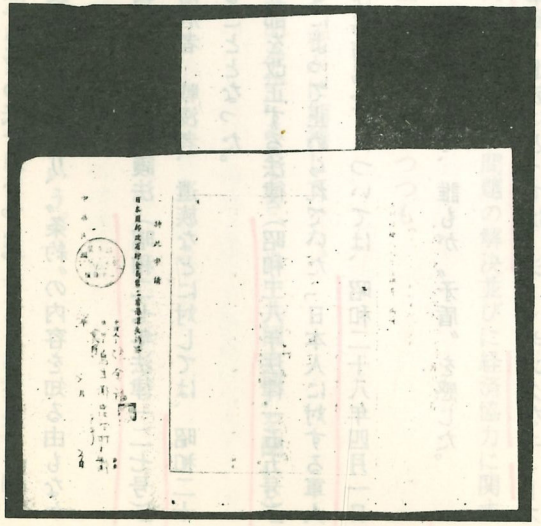

高砂族の遺族（父を失った息子）が所有する「軍事郵便貯金貯入高證明書申請書」（申請人・張金福）

彼ら台湾同胞の、血と汗の代償は、この時点でただの紙片となった。

が、彼らは、それを信じなかった。政府の役人でもない限り、〝条約〟の内容を知る由もなかった。

同年四月三十日、日本において「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二七年法律一二七号）」の施行。本法の施行により、日本の兵隊の戦傷病者、戦没者、遺族などに対しては、昭和二十七年四月一日に遡って〝援護措置〟がとられることとなった。

同二十八年八月、日本において「恩給法の一部を改正する法律（昭和二八年法律一五五号）」を施行。本法が施行されたことにより、GHQによって止められていた「日本人に対する軍人恩給」が復活した。この時点で、「増加恩給及び傷病賜金」については、昭和二十八年四月一日に遡って支給されることとなっている。

台湾同胞にも、これらの情報が流れていた。情報を知って、誰もが〝矛盾〟を感じた。

さらに、十余年の歳月が流れた。

そして昭和四十年、台湾の元日本兵・軍夫軍属・遺族にとっては、ショッキングなニュースが〝全島〟を流れることとなる。暮れも押し迫った十二月十八日、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本条約）の発効」というニュースが流れた。

彼ら台湾同胞の関心は、同条約の中にある「経済協力」ということに集まった。戦前、韓国も、台湾と同じ境遇にあった。韓国にも、日本が総督府を置き、統治権を握っていた。

〝日韓基本条約〟は、台湾と同じ境遇下にあった韓国に、日本が経済的な援助を与える、という内容を伴っていた。韓国の元日本兵や軍夫軍属も、戦時中「郵便貯金」をし、給与を受けずに日本のために働いていた。夫や肉親を失った遺族が、韓国にも大勢いた。国家への「経済援助」という形で、彼ら韓国同胞の労苦は（一部には不満もあったにせよ）ようやく報われたのだった。

「日韓基本条約と同時に締結された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の発効」

――台湾同胞は、著しく矛盾を感じた。韓国に祝福を送りつつも、

「では、われわれのほうはどうなるのだろう」

と思った。そして一方で、日本の〝良心〟を、密かに期待していた。

だが、日本からは何の音沙汰もなかった。失意のなかにあるとき、〝日中共同声明〟を聞いた。昭和四十七年九月二十九日だった。

部隊長の言葉は虚言だったのか

〝補償問題〟に言及して、《討還団》の李総代表は次のようにいう。

「お互い兄弟ですから、今困っているから……、要求しても駄目なんですよ。だから、しばら

く待ちなさい。軍隊から離れるとき、部隊長がこう話されたなんだ。日本は必ず立ち上がりますから、皆さん、辛抱しなさい、部隊長は、ぼくたちにそういわされたんだ。

これを聞いたのは、ちょうど戦後。昭和二十年の八月十五日の終戦の発令なんです。部隊長のほうからこういって、ぼくたちも日本が敗けて口惜しくて、涙流して聞いたなんだ。

部隊長は日本人です。『日本は必ず立ち上がりますから、皆さん、辛抱しなさい』といわされたのに、ぼくたちが今、日本人が困っているときに、また、この金を取って帰るのはあまりにも無情じゃないかって……、年の多い者は、こう慰めたなんです。

だからぼくたちは、先輩の人のいうこと聞いて、『いや、なるほどな、じゃあ日本が立ち上がるまで待ちましょう。ぼくたちもまだ若いし……』こう思ってね、それで、この要求をしなかったのです。

自分の家庭の生活の苦労、歯を噛みしめて、今まで四一年、待ってきたんです。だから、私は、日本人に対して、ぼくたち二十数万人の人が、日本が立ち上がるのを祈ってきたなんだ。もう四十余年、祈ってきたんだ。今日のこんな無情な日本とは思わなかったからなんですよ。

ぼくたちはそこまで考えとったけど、日本はいよいよもう立ち上がった……。世界の第二経済大国となった日本が、こんな補償を返してくれないのは、非常に遺憾とするところであります。日本困っているときぼくたち考えて……、今度日本が約束守らないのは悲しいことなんです……」

――昭和四十年代にあって、李総代表と同じ疑問を持つ台湾元日本兵・遺族は少なくなかった。「われわれはどうなるのだろう?」の疑問は日増しに募り、それぞれ日本の厚生省や郵政省、関係者と覚しき人物に宛てて軍事郵便貯金や未支払い給与など「補償に対する問い合わせ」の手紙を送っている。次はその一例である。

「……貴國は今や世界の経済大国へ躍進しつゝ、実に羨望に堪えませんが我々は二次大戦當時の苦難と悲惨極り無き歴史を永遠に忘れてはならないと存じます　そして貴國内や関係諸國等の戦后處置は至れり盡せりスムースに完了した様で只當台湾だけ取残されて居り貴國と等しく前線も銃后も全力を挙げて戦って参りました様々なる事情もありませうが今日に至っても戦后處置は其のまゝ放任され居ります……當時の被徴用者は二十余万人で有福(ママ)な方も居りませうが今でも戦禍の余韻は限り無く續いて居りそれを枚挙する遑がないのでございます　小生は七十四才の老人だけれども近年本件に関して貴國の要人のお方へ御書信を差し上げて居り……」

問い合わせのほとんどは、右に見るようにまず自ら戦地で体験したことを簡略に綴り、次に日本人・日本政府の「非情・無責任さ」を指摘し、「私の郵便貯金や未支払い給与はどうなっているのでしょうか」と結んでいる。これに対し日本側からは、各個人宛に次のような返書が送付された。

拝啓　先般　熊本地方貯金局あてご照会がありましたあなた様名義の軍事郵便貯金のこと

につきまして、当局からご回答申しあげます。

この貯金の台帳を保管しております熊本地方貯金局で調査しましたところ、下記のとおりであることが判明しましたのでお知らせいたします。

しかし、台湾のかたがたがもつておられる郵便貯金の払いもどしにつきましては、1952年に日本国と「中華民国」との間で締結された「日本国と中華民国との平和条約」第3条の規定によりまして、すべての財産請求権（この中には郵便貯金も含まれます。）は、両国間で時別取極を結んだうえ処理することとされておりましたが、この特別取極が結ばれなかつたので支払いを行なつておりませんでした。

その後、上記条約は終了しましたが財産請求権処理は依然として両国間で未解決のままになつておりますので現在のところ郵便貯金につきましても引き続きその支払いを保留している状況でありますから、あしからずご了承ください。

なお、お申出がありましたような郵便貯金現在高証明書を交付する取扱いはしておりませんので、この文書をもつてこれに替えさせていただきますので、あわせてご了承ください。

おつて、お送りいただきました申請書は同封のうえお返しいたします。

「日本国郵政省貯金局　第二業務課長」より送付された、横書きタイプ文字の上記〝回答〟書

をほとんどの台湾元日本兵は持っている（99頁の写真参照）。「未支払い給与」については厚生省が〝回答〟にあたっており、その内容は郵政省のそれとほとんど同じ文面である。

日華平和条約〝第三条〟を楯にとった、素っ気ない返事に台湾の元日本兵たちは失望した。それでも、

「未解決のままになつておりますので現在のところ郵便貯金につきましても引き続きその支払いを保留している状況であります」

というくだりに一縷の望みをつなぎ、通帳や給与證票を再びタンスや机の引き出しにしまった。「解決できる」日を待っているうちに、老齢に達した台湾の元日本兵、あるいは大黒柱を失い貧困な生活にあえいでいた台湾の遺族たちは、日を追うごとに一人、二人と逝っていった。

陳石生の運動

台湾においての〝補償運動〟は、こうした状況のなかで持ち上がっている。

日本政府に対し「補償運動を展開」すべく最初に立ち上がったのは、台北市在住の陳石生であった。昭和四十年代に入ってからだが、陳石生もまた〝日韓基本条約〟に対して敏感に反応した一人だった。と同時に彼は、台湾政府と日本政府とのあいだで交わされた〝日華平和条約〟に関心を持っていた。なかでも同条約〝第三条〟には特別の関心を払っていたのだが、これに

は陳自身の個人的な理由があった。

陳石生は戦時中、日本兵ではなかった。戦争により肉親を失った、遺族でもなかった。しかし、戦時中陳は、莫大な財産を築いていた。戦地へ慰問団を引率していき、軍事関係の商売をすることが陳石生の仕事だった。陳はこのとき儲けた金のほとんどを、軍事郵便貯金に入れたのだった。元日本兵と同じ立場に立たされたわけである。

陳が組織した委員会の名を《討財委員会》という。陳は委員会を通じて、同じ境遇にある全台湾の元日本兵に、日本政府に対し「討財(財産の返還)を要求」する旨呼びかけた。

一人二人と陳の呼びかけに応ずる元日本兵が増えていき、そしてついに台湾政府も、《討財委員会》の運動を看過できなくなってくる。日本政府とのあいだで凍結されたままとなっている日華平和条約〝第三条〟の、

「特別取極」

に着手しなければならなかった。

「特別取極」により解決されなければならない日華相互の〝財産〟処理——《討財委員会》の運動に促され台湾政府で本問題を担当したのは黄杰・省主席であった。日本側は、郵政省と厚生省がその窓口となってこれを担当している。

しかし、結局、両国政府間において「特別な取り決め」は成されなかった。

「日本国政府側から中華民国政府に対し、文書で特別取極を推進すべき旨の申し入れを行った

が、中華民国政府側からの積極的対応はみられなかった」

のであり、陳石生を団長とする《討財委員会》の運動そのものも次第に下火になっていった。

そうしたなかで、昭和四十七年九月、〝日中共同声明〟は発せられた。日本国政府が、「中華人民共和国政府こそ中国唯一の合法政府である」ことを承認したことにより、四十七年九月二十九日この日を境に、中華民国・台湾と日本との国交は杜絶した。〝日華平和条約〟も失効した。陳石生はじめ《討財委員会》のメンバーならびに、同委員会に賛意を示していた台湾元日本兵たちも「国交杜絶」「条約失効」の前に、すっかり〝討財〟の運動を諦めてしまったのであった。

中村元日本兵に支払った補償金は「六万八〇〇〇円」

「中村(ナカムラ)」と名乗る元日本陸軍一等兵が、インドネシアの小島〝モロタイ島〟で発見されたのは、日中共同声明から二年たった四十九年十二月二十六日の夜だった。

それは、横井庄一、小野田寛郎の両名に次ぐ三人目の、大東亜戦争の日本兵「奇蹟の生還者」だった。

「元日本兵が、三一年ぶりで祖国に生還した」

テレビのニュースは、師走の風に電波を乗せ全国民にこう伝えた。ある者は忘年会の席でこれを聞き、ある者は一家団欒のなかで晩酌をしつつこれを聞いた。

しかし、「奇蹟の生還者」ということでは一致しても、横井庄一・小野田寛郎の両名と、元日本兵「中村」のあいだには、決定的に異なることが二つあった。

一つは「中村」が日本本土ではなく「台湾出身」の元日本兵であること。もう一つは「であるが故に」横井・小野田両名と「中村」に対する生還後の〝補償〟額があまりにも違いすぎた、ということである。否、「中村」元日本兵に対し日本政府が支払ったそれは、「補償金」という名にはおよそ程遠いものであった。

「法」の規定によりわが国が、「中村」元日本兵に対し支払った金額は、

「未帰還者手当三万八〇〇〇円」

と、

「引揚帰還者手当三万円」

の、合計六万八〇〇〇円にすぎなかった。

「中村」元日本兵が軍務に服してからモロタイ島で発見されるまでには、既に三一年の歳月が流れていた。

六万八〇〇〇円。

これが、三一年間もの永きにわたって日本の軍務に服し、苦労に苦労を重ねてようやく生還した元日本兵「中村」に対する日本側の処遇であった（横井庄一・小野田寛郎両名には、それぞれ数千万円という〝補償〟金が支払われている）。ただ〝救い〟だったのは、世間がこうした

現実を見捨ててはおかなかった、ということである。「中村元日本兵生還」のニュースが報じられた直後、日本では有志が集まり、「中村」元日本兵を〝暖く迎える会〟が結成されていた。会長には現衆議院議員・有馬元治が選ばれたが（当時は落選浪人中）、同会有志から一〇〇万円が「中村」元日本兵に贈られた。また、「法」の規定とは別に、政府と閣僚から贈られた見舞金が三五〇万円、民間および華僑団体の資金カンパなどもあって、最終的には合計八〇〇万円ほどが「中村」元日本兵の手に渡された（台湾省の謝東閔主席からも五万元が贈られている）。

スリヨン帰還が生んだ悲劇——妻・蘭英と二人の夫

「中村」元日本兵のフルネームは、「中村輝夫（ナカムラ・テルオ）」という。高砂族で、台湾名すなわち本名は「李光輝（リー・クワン・ホエ）」、山地での元々の名は「スリ（ニ）ヨン」であったともいわれている。

それはともかく注目すべきは中村も、「改姓名」をすることにより「日本人と心身一体」となり、「御国のため天皇陛下のため」に南方戦線に駆り出された一人だったということである。〝高砂義勇隊〟の生き残りだった。出征したのは結婚して四年目、中村が二三歳のときだった。三一年ぶりに故国の地を踏んだとき妻には「弘」と名づけた一人の息子がいた。中村が出征して間もなく生まれた子供である。自分に生き写しの息子を見て中村は、かける言葉を失いただ茫

然と立ち竦むだけだった。三一年の空白を、妻蘭英（日本名＝ヨシコ）は熱い涙をもって迎えた。中村には、『中村輝夫』という「聞き語り」の著書があるが（聞き手・陳浩洋＝おりじん書房刊）、同書のグラビア頁に掲載されている夫と妻、父と子の再会のシーンは見るものに強烈なインパクトを与える。四半世紀以上にわたるジャングル生活で、あらゆる感情を消し去ってしまったかのように無表情で息子を見る中村。その父を見あげ手を差し延べる息子の弘。おろおろしながら父子の面会を見守る蘭英。今にも夫にすがりつかんばかりの表情をしている。

しかし、三一年ぶりのこの劇的な再会を、妻の蘭英は「神のいたずら」にも似た心境で迎えなければならなかった。「夫はもう帰らぬ」ものと思い、彼女は既に再婚してしまっていたからだ。一〇年間、ひたすら夫を待ちつづけてのちの再婚だった。以下に、鈴木明著『高砂族に捧げる』（中央公論社刊）から、次の文章を引用しておこう。

しかし、彼女は夫が戦場に出かけたとき、すぐ再婚してしまったのではない。

彼女は、『中国時報』の記者に語っている。

「スリヨンとは二十歳で結婚しました。私が一歳年上でした。畑仕事で知り合い、恋愛結婚でしたが、当時の風習に従って、スリヨンは入り婿になりました。彼は少々恥かしがりやでしたが、力は強く、責任感の強い男でした。私が二十四歳のとき、彼は兵隊にとられました。それまでの四年間が、私の生涯で最も幸せな時でした」

蘭英はそれから十年間、夫を待ったのである。十年間という歳月は、都会ではともかく、農耕型土着民の慣習として異例である。農家は男手なしではやっていけない。日本時代、アミ族の男たちは道路作りなどの作業で町に連れてゆかれるのすら嫌がったものである。たった数カ月家をあけているだけで、他の「婿」に自分の席を奪われてしまうからである。しかし、蘭英は十年も待った。これは十分過ぎるほどの年月だった。そして黄金木と再婚した。

「スリヨンが帰ってくると、二人の夫がいることになりますね。どうするつもりですか?」

記者のこの質問に、蘭英はこう答えている。いや、答えざるを得なかったのかも知れない。

「私は二人とも好きです。しかし、これは親族会議の意見も大切だし、スリヨン自身の考えも大切です。スリヨンが帰ってきたら、歓迎会を開きます。三十年の苦しさを、なぐさめてあげたい」

『高砂族に捧げる』には、さらにこのあとにつづけて、『中国時報』記者氏が現夫・黄金木に「今の心境を」求めたコメントが紹介されているが、「身を引くべきか」「引かざるべきか」の決断を問わず語りに語る黄の言葉は、戦争ゆえの悲劇とはいえ身につまされるものがある。

「スリヨンが生きていたことは意外でしたが、非常に嬉しい。私は彼が好きなようにさせます。妻は彼に返します。しかし、本当の気持をいえば、私も彼等と共に住みたいのです」

「しかし、一人の妻と二人の夫が共に住むことはできませんね」

「その通りです。皆が、スリヨンは気の毒だから、私が去るべきだという意見ならば、私は当然去らなければなりません。しかし、考えて下さい。ここは私が作った家です。この家を作るのに、二十年かかりました。それに私は七十二歳です。それほど多い明日はありません。私が結婚したとき、スリヨンの息子は九歳でした。私は自分の息子よりも大切に育てました。結婚して間もなく、蘭英は病気になりましたが、私は彼女を背負って、一晩歩いて、医者のところに駆けつけました。私たちはうまくいっていました。しかし、去らなければならないときには、去ります。日雇い人夫をしてでも、私には生きてゆく道があります」

七二歳の黄金木は、結局身を引くこととなった。「中村」元日本兵と蘭英夫人は再び同じ屋根の下で生活を共にすることになるが、一万日以上をかけてようやく復員してきた元日本兵は、数年後には病い（癌）に倒れこの世を去った。「中村」は、実にその生涯の半分以上を、日本兵として過ごし日本軍のために戦った。爆音を立てて上空を飛ぶジェット機を見て「軍用機だ」と思い、そのジェット機が大型化すればするほど「前線にいる戦友たちの危機もそれだけ大き

くなっている」と錯覚したという（『高砂族に捧げる』）。ジャングル生活を余儀なくされた「中村」が、数えるほどしかない全財産のなかで最も重要視していたものは、日本製の〝三八式歩兵銃〟であった。

「生きて還った中村一等兵はまだいい方だ」

陳石生を発起人とする《討財委員会》の運動が影を潜めていたとき、元日本兵中村輝夫の「三一年ぶりの生還」は、台湾全土の元日本兵や遺族に新たな疑問を投げかけることとなった。日本政府の「六万八〇〇〇円」という補償額もさることながら、「しかし、死んだ同胞たちに比べれば中村はまだいいほうだ」との声も聞かれるようになった。これについては、《迎える会》の代表として「中村」元日本兵を訪れ見舞金を贈った現衆議院議員有馬元治の、『私の政治報告』書のなかに以下のような記述が見られる。

日・台断交時の生々しい思い出話を聞くに及んで、彼らが、日本に対しそしてまた日本人に対し、私が当時想像していた以上に深刻な感情をもっていることが、私なりによく分かり、このことは、政治家としての私の心情に深く刻みこまれた。また、同時に、中村一等兵に対して示された（政府閣僚・迎える会ほか）日本側の好意には大へん感謝しており、

断交以来三年ぶりに明るい話題となった。

しかし、生きて還った中村一等兵はまだいい方だよ、戦場で散った戦死者、復員後戦傷が原因で死亡した戦没者に対し、日本政府は何のあいさつもしていない、これでは死者の霊が浮かばれないと言われたときに、私には返す言葉がなかった。

……中　略……

日本政府は、戦後の二十七年以来、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の施行、二十八年の「改正恩給法」に基づき、戦地で死傷した旧日本軍の軍人、軍属、その遺族に対する補償を行ってきた。

しかし、両方とも、対象者を「日本国籍を持つ者」に限ったため、戦前に日本人として動員された台湾人や朝鮮人の軍人、軍属は、支給対象から外された。うち韓国人元日本兵については、四十年の日韓協定で一括補償の形で解決をみている。台湾人については、二十七年の日華平和条約で「日本と中華民国間の特別取極の主題」とされ、両国間の交渉にゆだねられたが、現実化しないまま四十七年の日中国交回復で同条約が失効し、補償問題は宙に浮いてしまった。

その後四十九年末、インドネシア・モロタイ島ジャングルで台湾人元日本兵李光輝（日本名中村輝夫）さんが発見され、その際ほとんど補償が行われなかったことから、この問題が表面化した。

中村輝夫元日本兵が発見された直後には、《台湾人元日本兵士の補償問題を考える会》（以下《考える会》と略称）を結成した宮崎繁樹・明大教授らに代表されるように、台湾元日本兵に対する日本側の関心も高まりつつあった。《考える会》の一環として行われたのが、五十二年二月の鄧盛元日本兵以下一二名を原告とする「戦死傷補償訴訟」問題である。

そして、これとは別に台湾元日本兵のなかで、陳石生以来くすぶりつづけていた〝補償問題〟に、新たな火付け役となって立ち上がった男がもう一人いた。

李謀茂総代表が現在その遺志を受け継いでいる《軍貯欠餉死傷恤償討還団》の初代団長・黄同吉である。

立ち上がった元日本兵・黄同吉

〝日中共同声明〟により〝日華平和条約〟失効――日・台間の国交断絶。

この抗し難い現実に直面し、台湾の元日本兵は失望した。彼らのほとんどは、「金額の大小ではない、日本側の誠意が欲しかった」と、自らの軍事郵便貯金通帳や未支払い俸給票を過去のものとして扱い、後ろ髪を引かれる思いで「国交断絶」の報を聞いた。しかし、こうした台湾同胞のなかにあって、一人だけ変わったモノの見方をした男がいた。駄菓子屋を営む元日本兵・

黄同吉だった。所有する軍事郵便貯金通帳の「残高」は一〇〇〇円ちょっと。黄は、「日華平和条約の失効」をいともあっさりと、次のように解釈したのである。

「国と国との条約が失効したのだから、今度は政府に関係なく、われわれ民間人が大手を振って自由に運動していいということになる……」

思い立った黄は、全台湾の元日本兵や遺族に呼びかけた。黄の一言は説得力を持っていた。彼の考えに疑問を挟む者はいなかった。

黄は次には、団の運動を促進する経費を得るため、新聞を発行することを思い立った。『中華時報』と称する新聞を発行し、「補償運動に関する」ニュースを全台湾に流した。『中華時報』を購入し、黄同吉を団長とする《討還団》の傘下に集まった会員は三万五〇〇〇人を数えたようである。もっとも黄は商売人だけあって、〝運動資金〟を集めるのにもいい〝手法〟を思いついた。台湾同胞の補償運動が過熱していくなかで、「補償実現」を夢に見た元日本兵や遺族たちが次々と「会員名簿への登録」を申し込んでくる。新しく会員になった台湾同胞に、黄はいったのである。

「この新聞を買ってください。この新聞は、補償問題の情報を知るのには、今後なくてはならないものです。あなたがこの新聞の購読契約をしたら、今後の運動状況が手に取るようにわかります……」

『中華時報』は月二回の発行で、購読料は台湾円で「半年購読」一二〇元だった。

三万五〇〇〇人の会員のなか、元日本兵（軍夫軍属を含む）がおよそ三万二〇〇〇人。戦没者の遺族およそ三〇〇〇人。名簿に登録した会員全員が『中華時報』の購読契約書にサインをした。〝補償問題〟が、台湾同胞にとっていかに切実な問題であるかがひしひしと伝わってくる光景である。台湾元日本兵あるいは遺族の〝補償運動〟は、その後急速な高まりを見せた。

「この金を取るでなく、日本の気持ちを知りたい」

現総代表・李謀茂が、〝補償問題〟に参加するようになったのは昭和四十九年からだった。農園を経営し、自宅脇で鉄工所を営んでいた李も、三万五〇〇〇人のなかの一人として、黄同吉団長の傘下に入った。〝名簿〟に登録し、『中華時報』を買った。

かねてより李謀茂も、〝補償問題〟には少なからず関心を抱いていた。軍属として中支那派遣軍の隊列に加わって中国に渡った李の所持する軍事郵便貯金には、「一九三六円六〇銭」の「残高」がある。色褪せた通帳の記号・番号は「32号　戦ハセ三五七六三」となっている。

昭和四十九年当時は、台中市で事務所を開き陸運関係の事業にも進出していた李謀茂にとって、「一九三六円六〇銭」という郵便貯金の額は、いわゆる〝財〟として見た場合それほど魅力のある額ではなかった。というより、「眼中になかった」といったほうがより適切であるのかも知れない。にもかかわらず李が、〝補償問題〟に「少なからず関心を抱いていた」のは、すべて

の台湾の元日本兵・遺族がそうであるように、

「この金を取るでなく、日本の気持ちを知りたい」

からだった。

「人間として、財産でなく、苦労してきた（ぼくらに対する）日本人の誠意を知りたい」

からだった。

日本人として、日本軍の隊列に加わった李は、仕事仲間や友人と道で挨拶を交わし「日本の悪口」を聞くたびに、不快な気持ちに襲われた。これはおそらく、ほとんどの台湾元日本兵が経験していることであるが、公学校で「皇民化」教育を受け日本兵となった彼らは、現在、「台湾人」になりきれず、かといって「日本人」でもなく、北京語を常用する「今の台湾」にあってきわめて微妙な立場に立たされている。いわば〝宙〟に浮いた存在になっているわけだが、たとえば「奇蹟の生還」を果たした中村一等兵にも、その典型的な例を見ることができる。三一年ぶりに故国の土を踏んだとき中村一等兵は、アミ語と日本語しか話すことができず、台湾の現地取材陣はこうした中村にかなり苛立ったようである。

「変なことになりましてね、つまり、台湾の記者と日本人の記者が一緒に来たわけですね。ところが、台湾の記者が中村さんに話しかけても、言葉が通じない。日本人は、日本語でどんどん訊いてゆく。中村さんは、それには答えることができる。台湾の記者が怒りましてね。ここは日本じゃないんだと……」（『高砂族に捧げる』）

李謀茂もまた、実生活のなかで中村一等兵と同じような経験をした。

「そこで私が、昭和四十九年にこの問題に参加した原因は、私がいつもあちこちで聞いとった。ぼくの台湾では、友達同士が出会ったときに、『おい、お前のお母さん元気かい？』『おい、お前のお母さん元気かい？』これが習慣なっとるなんです。普通の人間同士の習慣です。このとき、その遺族が、どう返事したかというと、

『私のお父さんは日本の奴らに捕まえられて、戦地で殺されたんだ。今、お父さんはないなんです……』

またある者は、お母さんの腹の中で（戦後生まれの人がいうには）、

『私のお父さんは、日本兵に捕まえられて殺されたんだ……』

こういうなんですよ。ぼく、これ、とても辛いなんです。苦しいなんです。そういう無情な日本が、今日まで、うちのお父さんのことを一言もいっていない。何の謝りもいっていない。そのあとの一代が、『他の人、お父さんお祖父ちゃんあるのに、私どうしてお祖父ちゃんないか』って。私それを、そのお父さんが子に話して、

『あなたのお祖父ちゃんは、日本が捕まえて、殺されたんだ』

って。そういう恨みが、あっちからこっちから耳に入るなんです。まだ、遺族活動をする前のことです。そのときに、私の心の中から『日本人は辛いなあ、どうしてこの問題を解決しないのか』って……。だけどそのとき、自分も事業が忙しくてね。それと、まだ国交も切れてい

ないとき、結んでいるとき、前の陳石生が運動したことわかっとったのです。でも陳石生は政府から抑えられた。運動しちゃいけないって……。

だからぼくも、この困難なことはわかっとったのですよ。だからずっと、この苦しいことを頑張って辛抱して、ようやっと国交が切れてから黄同吉が『これをやりますよ』と、私、飛び出したんです。

そのとき、私の考えでは、日本政府がこの問題をたとえ解決しなければ、あとの一代、その恨みが一代一代と残っていくと思ったなんだ。それを、この一代の人が発生した問題を、あとの一代に恨みを残さないようにぼくも、一生懸命頑張っとるのです。

ぼくの教育されたのは、そんな日本人でないということを教育されて、今日どうして日本人が黙っているのかって、いう原因で、私は全力を振るって飛び出したなんです」

中村一等兵が、モロタイ島から三一年ぶりに帰還したのは、元中支那派遣軍軍属李謀茂がこう決意した直後だった。李も、中村一等兵に対する日本政府の〝補償額〟を、唇を噛みしめながら見ていた。台湾同胞とともに、「補償運動をする」決意を、李は固めた。

第3章　慰霊に捧げて三万里(I)——李謀茂の活動

《討還団》総代表・李謀茂の生い立ち

黄同吉団長との出会い

「日本はもう、いよいよ立ち上がった。世界の経済大国となった日本が、こんな補償を返してくれないのは非常に残念なんです。

この問題を政治に巻き込んだら、ますます難しくなりますよ。性格的にいえば、この問題は政治に関係することはない。というのは、ぼくたちは日本兵なんですよ。日本の国民になって、〝赤紙〟一枚でその命を国家に捧げたなんです。天皇陛下と大日本帝国に……。それを今、政治に巻き込んで、日本は、『これは政治の関係でやれない』『国交がないから難しい……』、こういうことを考えたら、日本は本当は情けない国なんだ。こういうものの責任を自分で負わずに、政治に巻き込むというのは、非常に責任逃れの手段なんですよ。

だから、ますます、遺族たちが死ぬ前に、非常に残念無念で亡くなっていったんです。ぼくが、この問題を取り入れたのも、日本をずっと信じとったなんだ。ぼくたちの教育のとき、『日本は正義の国である』『道義のある国である』『信義のある国である』と教えられたぼくたちは、日本人も、日本政府ももう立ち上がったのに、どうして誠意を見せない、一言も申し訳ないの

言葉をいわないのか。私はこの不満でね、飛び出したなんです」

――〝補償問題〟に携わるようになった動機をこう説明する李総代表だが、しかしよもや彼自身、昭和四十九年《討還団》の名簿に名を連ねたその時点で、二十数年かかって営々築き上げてきた私財を投げ売ってまで「補償活動」をする覚悟を決めてはいなかった。

李謀茂は本補償問題のために、四万五〇〇〇坪もの山地農園を手離した。鉄工所を閉鎖し、台中の事務所も陸運会社も閉鎖した。残ったのは高雄縣旗山にある住居だけとなった。夜となく昼となく、「補償」を求めて東奔西走する夫の、留守を守り家計を助けるために妻の英子（鄭倫）は早朝五時から夜は八時まで、還暦を間近に控えてもなお市場で働かなければならなくなった。子や孫たちは遠い日本におり、ガランとなった家で彼女にできることといえば、朝晩仏壇に向かって「家族の無事」を祈ることだけである。そして、唯一の慰めとなっているのは、母親に付き添って市場にやってくる幼い子供たちと「あれやらこれやらたわいのない話をすること」だけのようだ。

「でもぼくは、この問題に関係して後悔はしていないなんだ」

こう断定的にいう李総代表も、英子夫人の前では頭が上がらない。

補償問題に関心は持っていても李自身、《団》の一員として名簿に名を連ね、台湾同胞と歩調を合わせるだけで充分であった。その李がなぜのちには《団》の総代表となって、率先して旗を振らねばならなくなったのかだが、その理由は彼が、台中で陸運会社の事務所を開いていた、

という一点に尽きるようだ。

昭和四十九年十一月、台中に事務所を構える李謀茂を、一人の男が訪ねてきた。自分より若干年輩に見えるこの男を李は鄭重に迎えたが、男の差し出す名刺を見て驚いた。名刺には「黄同吉」と書かれていたからである。自分がその傘下にいる〝団長〟直々の御出座しに恐縮しながら李は、烏龍茶を入れ、用件を聞いた。

通り一遍の挨拶をしてのち黄団長は、

「あなたは今の日本をどう思うか。かつて日本の軍人軍属であり、大東亜戦争のために命を捨てたわれわれ台湾の兵隊に対し、戦後三〇年たっても日本はまだ誠意のかけらも見せないではないか……」

こう切り出し、「もっともだ」と頷く李にさらに次のようにつけ加えた。

「実は、連絡を密にするために台湾各地区に事務所を置きたいのだが、台中にはどうしても適当な場所が見つからない。そこでどうだろう。ここでひとつ、あなたに骨を折ってもらうわけにはいかないだろうか……」

李の会社の一部を、《団》の事務所として「使わせてもらえないだろうか」というのであった。台中地区の〝運動〟の拠点として事務所を物色しているところへ、会員の名簿を見たところたまたま李謀茂の経営する陸運会社が目についた。事業の業績もまずまずのようである。「当人さ

え納得してもらえれば……」——これが黄団長の、来訪の目的だったわけである。

李謀茂は、二つ返事で「オーケー」した。台湾同胞のために事務所を無料で提供することにし、本業の合い間に〝補償運動〟に従事するようになった。その時点で李謀茂は、《団》の副総代表に選任されている。黄団長を筆頭に、当時台湾には六十数名の各地区代表が選任されていた。

〝補償運動〟のために、会社の事務所を提供した——団長・黄同吉との出会いは、李謀茂の運命を大きく変えることになった。

台湾の元日本兵・遺族の補償問題は、《討還団》総代表李謀茂の足跡を辿ることなしには語れないものがある。以下は、元日本軍軍属・現《討還団》総代表李謀茂の半生の記録であり、台湾における「補償活動の現況」である。

公学校で軍事教育を受ける

李謀茂は昭和三年十一月二十五日、台南州北港郡に生まれている。父・李昆為（くんい）と母・廖氏茄（りょうしか）の八人きょうだいの末っ子として生まれたが、四人の兄を「事故」で失った。貧しい家庭で育ち、「謀茂」の名は生地「元長庄子茂村」の「子茂」の一字を取ったものであるらしい。当時製糖業の振興が盛んに叫ばれ、李家の庭先には製糖会社の敷設する鉄道の〝駅〟があった。砂糖

の出荷には鉄道が利用されていたが、ホームに貨物列車が滑り込むたびに「子茂着いた」「子茂着いた」のアナウンスが流れる。このアナウンスにヒントを得て父・李昆為が息子を「謀茂」と名づけたのであった。

李少年は地元の元長公学校に学んだ。《第1章》でも見たように、日本の占領下にあった当時の台湾の初等普通教育は、内地人子弟の通う「小学校」と、台湾人子弟の学ぶ「公学校」の二つに分けられた、いわゆる「分離教育」が行われていた。「国語」たる「日本語」の能力・程度が違うから「やむをえない」との理由からとられた措置であったが、事実上これは、台湾総督府が行った台湾人に対する日本の「アパルトヘイト」であった。李はこの〝学び舎〟で日本の精神を学んだ。

公学校二年になると李少年は、「大きい兄さんが製糖会社転勤なった」(虎尾郡の龍岩製糖会社)関係で、同じ台南州の虎尾郡に移り、土庫西公学校へ転校している。この土庫西公学校が、李謀茂の〝最終学歴〟である。元長公学校、土庫西公学校の両校を通じて李少年が学んだものは、

「日本は正義と信義に満ちた国である」

ということと、

「日本は素晴らしく強い国」

であり、

「日本には道徳心がある」

ということだった。そして、歌の時間には決まって、

「兵隊さんはきれいだね」

「ぼくは軍人が大好きよ」

と精一杯声を張り上げて歌った。休憩時間には竹でつくった手製の銃を持ち、「日本の兵隊さん強いぞー、カタカタカタ……」と追いかけっこをして遊んだ。日本人の「小学校」の生徒に負けないように、「公学校」で一生懸命日本のことを学んで「日本人になりきる」ことが、当時台湾の初等普通教育〝学舎〟に通う子弟のつとめだったわけである。

李謀茂の、人格の基礎にあるのも「皇民化」教育に依るところが大きい。

「〝郵便貯金〟というわずかな財産でなく、私は日本人の本当の気持ちが知りたいなんだ」

補償運動を支えている李謀茂の精神的エネルギーは、この短い言葉の中に潜んでいる。《討還団》の総代表に就任し交渉のため日本に赴いた際、さる日本人に李謀茂はこういわれたことがあるという。

「学問もない、公学校しか出ていない者に総代表がつとまるのだろうか……」

発言した日本人氏の人格的な問題はさておくとして、この陰口に対し李総代表は憤然とした面持ちで反論する。

「私学問ない、それわかっている。日本人にある一部分の人があちこちに話して、私が、勉強

してない人がこの責任者になる資格がない。という日本人が、ある日本人が話したなんですよ。だから私、不満なのは、その当時、戦争の当時、ぼくたちを利用するときどうして、『お前は、勉強していないから兵隊に行く資格がない、軍人軍属になる資格がない』どうしてこのとき、そういわなかったの!? 今になってから、お前は勉強がないから、これを指導する資格はない。お前は有名な人じゃない。だから指導者を他の人にあげなさいって……、そういう日本人もあるなんです。

だから私は、これを反対して、『いや、いいですよ、文学の偉い人、有名な人、あれが出てきて、この指導者するでしたら、かまいませんですよ。私はあげます。だけどその人は誰がやるのか。誰が、私のような馬鹿な人が自分の自腹の金出して、苦労も何も考えないで、やってる。自分の家の事業も全部放ったらかしてね、これをやる。誰がやるのか。

日本は利用するとき、勉強していない者ばかりバカされたんだ。本当に勉強している者は何人が前線行ったのか。全部国民学校卒業の人びとが、若いとき、小さいときから、軍事教育された。一年生から、いろいろな軍事教練をされたなんだ。その結果、ぼくたちはそんなに高い学問ない。

だから、この補償を返さずに、いろいろな文句を取り入れて『お前はそういう資格はない』資格あるないは関係ないなんですよ。ぼくは、ぼくたちは、兵隊に入った以上はそういう権利があるなんです。話す権利があるなんです。

高砂族の人たちもそう。かわいそう。高砂族の人は、無学で、一生懸命に日本語を習わされた。その方々が前線に行ったら、切り込み隊、特攻隊、そのときは、『どうしてあなたは勉強しないのか』『勉強してはじめて特攻隊になれるのだ』って、どうしてそのときいわないの!?」

中支那派遣軍軍属として中国大陸へ

六年で公学校を卒業したとき、李の次兄が嘉義市の鉄工所へつとめることになった。一家は嘉義市へ移り、一四歳の李は嘉義新高鉄工所へ見習い工として入った。新高鉄工所は海軍指定工場で、李が入所したのは昭和十六年七月、日本が大東亜戦争に突入しようとしていた矢先である。工場では旋盤工の見習いをしていた李の仕事は、主に軍艦用の部品を作ることだった。翌十七年には〝技術工〟に昇格したが、十八年の末頃に「軍事関係で徴集」され、中支那派遣軍の隊列に加わった。「中支那派遣軍登第一六二八部隊　石井部隊に配属された」という。

同部隊は上海に本部があった。その南京支部の自動車部隊に入り、李は兵隊としての軍事教練を受けた。教育を受けたのは「田代教官」で、軍事教練を修了してのちは専門職である旋盤工場に配属され、武器をはじめ軍需品の製造に携わった。厳しい軍隊生活に耐えながら仕事をした。同工場で李は、「敗戦」を迎えた。そして、

「戦後、昭和二十年八月十五日以降、日本の部隊は引き下げられ、ぼくたち台湾の人間は中国

に残され、中国兵となった」

のであった。戦後およそ一年間を李は中国大陸で過ごしているが、この間、中国兵に対し、自動車の運転技術や修理、旋盤の技術などを教えている。

李がようやく、生まれ故郷である台湾に復員できたのは、昭和二十一年の暮れであった。

「私たちはまだ年齢が小さいから、中国政府から、年の小さい者は台湾へ送り返すようにいわれた。台湾へ帰って、中国の教育を受けるようにいわれた」

という。復員は中支派遣軍の輸送船であった〝台北丸〟で帰る予定であったが、本船は基隆↔上海間を三往復しながら、上海で繊維を積み途中で商船に転じてしまったため、結局李は台北丸では復員できなかった。「アメリカの船がフィリピンへ行く途中、ぼくたち台湾人を無料で乗せてくれた」という。その米国の輸送船では、およそ五〇〇〇人の台湾兵が故国の土を踏んだ。李が嘉義市へ帰ると、市一帯はすべて「戦争のため焼き尽くされていた」。ただ、幸いだったのは、第二次世界大戦勃発と同時に南支派遣軍として出征した長兄はじめ、軍属として徴集された「二番目の兄も三番目の兄さん、お父さんも、お母さんも、みんな元気だった」ことである。復員がもっとも遅れたのは長兄だったが、長男や、末っ子・謀茂の帰る日を家族全員が毎日祈りを捧げて待っていた。

「戦後、中国部隊にいたときは、わりと自由であった。生活は苦しいなんだが、日本兵が帰るとき服をくれた。この服やらいろいろ身の周りの小さいもの中国人と物々交換して、飢えを凌いだ。半年ぐらいこういう苦しいことあった。

あとアメリカ船に助けられて、台湾の兵隊が五〇〇〇人、うちぼくら同期が一〇〇人ぐらい一年たってようやっと台湾帰った。帰ったら兄らは龍岩製糖会社に働いて、嘉義の焼けた町に小さい小屋建ててぼくたちを待っていてくれた。お父さんもお母さんも毎日神様に祈っていたなんだ。私と甥と、兄さんの帰りを待っていた。ぼくも二ヵ月製糖会社で働いて、でも当時経済はとても不安定。インフレで、物価が毎日変わって苦しいなんだ。そこに大きい兄さんが一番最後に帰ってきた(昭和二十二年頃)。製糖会社働いてもね、給料もらえない。会社苦しいからって、砂糖の現物を配給でもらって。今日、一日二〇〇〇円の給料になって喜んだ思ったら、月末には一升の米も買えなくなる」

敗戦から復員後の生活について李はこのように語る。

復員後、英子夫人と結婚

李が英子夫人と結婚したのは、戦後間もない昭和二十三年の春だった。李が現在〝補償問題〟に身を投じ、人生を棒に振った(?)ような境遇にありながらも夫婦間が深い絆で結ばれているのは、一六歳で軍属として戦地へ向かった李少年と、それを見送った恋人英子の劇的な別れの場面にあるようである。

列車に乗り込む寸前の李の前に、一人の少女が息急き切って走ってきた。何かをしっかり手に持っている。竹の筒だった。李のところへやってくると、英子は竹筒を差し出しながらいった。

「これをお守りだと思って、必ず生きて帰ってきてください」

列車が発車した。李は竹筒を開けて見た。中に入っていたのは、英子が長年かかって貯めた小銭だった。この英子と李は、鉄工所の見習い工をしていた当時知り会っている。仲間数人とアイスクリームを買いに行った先の店で、英子は売り子をしていた。「かわいい女の子がいるな」と思いつつ李は、毎日のようにアイスクリームを買いに行った。そしてどういうわけか英子も、数人やってくる工員のなかで李の分だけ、アイスクリームを山盛りに盛って渡した。これを見た他の仲間たちは、以来腹立ち半分に李一人に「アイスクリーム買いつけ役」を命じたという。

竹筒のお守りが効を奏したのか、李は無事に台湾へ帰ることができた。だが、嘉義の町は焼かれ恋人の行方は知れなかった。両親から「見合い話」も持ち込まれたが、李はそれを断わった。仕事の合い間をぬい、焼けた嘉義の町を恋人を探し歩いた。「神様は本当にいるなんだ」という李は、恋人とまたしても〝劇的〟な出会いをする。たまたま住み込んだ下宿の裏の家に、英子は住んでいたのである。

昭和二十三年春以来、二人の二人三脚は始まった。敗戦の混乱のなかを、力を合わせて働いた。薬売りをしたり、菓子屋をやったり、食うためにその日その日を精一杯働いた。苦しい生

活のなか、女児四人が次々と生まれた。

山小屋で暮らした良き時代

李が幸運にも生活に〝明日〟を見ることができるようになったのは、三十代も半ばを過ぎてからである。高雄縣の路竹郷で鉄工所を開いたあたりから、李の生活もいくぶん楽になっていった。澎湖島へ行き、水道工事の仕事ができるようになって、生活に一層ゆとりが持てるようになった。鉄工所を開いてもう一つ幸いだったのは、台湾バナナがアジア地域への輸出はじめ急速に需要が増えたことである。李はほどなくして高雄の旗山に住居を定めたが、旗山はまさに台湾バナナの宝庫だった。バナナの栽培のために農家はこぞって機械化を競い、運搬には三輪車を多用するようになった。これがために鉄工所は繁盛し、李の工場は見習い工一〇人ほどを抱えるようになった。鉄工所で儲けた金で李は、旗山の実家から少し離れたところにある第十一林班に四万五〇〇〇坪の土地を求めた。農園を経営し、山には二〇〇〇羽の鶏を放った。山の工人を一〇名ほど雇い、鉄工所と掛け持ちで忙しく働いた。山では日本に輸出できるほどの筍が穫れ、パイナップルやマンゴー、バレイショ、レモンなどが果樹園では穫れた。山の泉から湧く水に目をつけ、池を三つ掘り草魚を放った。朝は山小屋で、鶏の鳴き声で目を覚まし、池の草魚が水際ではねる音を聞き幸せを実感した。

しかし、「いいときもあれば、悪いときもまたある」もので、やがて鉄工所のほうに翳りが差しはじめた。台湾バナナの主な輸出先である日本が、「貿易規制」をするようになり、輸出先をフィリピンはじめ台湾以南の島々に求めるようになったからである。生産農家が不況になり、現地の経済が悪化してくると、当然のように目に見えて鉄工所の業績も落ちていった。

李は事業の鋒(ほこさき)を、台湾が国を挙げて推進している〝十大建設計画〟に向けた。台湾の産業構造は、〝七〇年代〟に入って大きく変わりつつあり、それに伴って交通運輸、空港・港湾の整備、原子力発電所といったインフラストラクチャー部門への投資が強化されるようになったが、李は政府の指導・要請を受けて、「台中陸沙鹿運送道路合作社」を設立し、一二人の従業員を雇った。十大建設計画のなかには「台中港の整備・拡充」も含まれていたことから、同港工事にまつわる陸運関係の仕事を受け持ったわけである。

農園の仕事は、無論そのまま続けていた。ただ、一〇人雇っていた山の工人は、工賃が次第に高くなっていったことから、人員の削減を余儀なくされていたのだが……。日本に筍を輸出していた当時、一度はクライアントである日本に「生産者代表」として出向しなければならない身にあったが、仕事に忙殺され、「日本に行く暇もなかった」という。

陸運会社も軌道に乗り始めた。

李は、骨身を惜しまず日夜働いた。

暇を見て山に入り、あれこれとこれからの人生のプランを練った。

《討還団》の副総代表となって

李が《討還団》の団長黄同吉の訪問を受けたのは、台中港の事務所を開設して間もなくの頃である。黄団長の要請に李は、心から喜んで応じた。その場で黄の組織する《団》の常務理事に就任し、「副総代表になって欲しい」との要請にも、喜んでこれを受けることにした。

「黄同吉が私の事務所来てね、これから補償問題を組織するから、ぼくに、ここの隅でもいいから机を二つ三つ借してくれないかって……。それでぼくは『いいですよ』いうたなんですよ。この問題、ぼくたち台湾にとって深い意義のあることだ、こう思ってすぐに賛成したなんだ。黄団長はそれで、ぼくに台中の責任者にならないかって……。ぼくに中区の登記の主任を要請されたなんだ。これがぼくの、補償問題に入った始まりなんだ」

李はいう。事務所の所在地は「台中縣沙鹿鎮鎮南路二四一号」だった。

黄団長が李謀茂の事務所を訪れて間もなく台湾では、各地区の代表が集まり〝集会〟が開かれている。会場には、六十数名が集まった。日本に「補償を求めて」志気を確認し合う集会は、きわめて盛況であった。

しかし、本団体に、李謀茂はやがて疑いを持つようになる。というより、《団》の活動そのものは取り立てて問題にするようなことはないのだが、《団》の機関紙である『中華時報』を売っ

て得た金に、「使途不明な部分があるのではないか」と思うようになった。

副総代表である李が、黄団長に「日本行き」を命じられたのは、台中での出会いからおよそ二年後のことである。この間、同団体には、『中華時報』にからんである問題が持ち上がっていた。新聞の、強制購読をさせられることに対しての一部会員からの告訴問題と、購読料そのものの使途不明金の問題であった。「疑い」を持っているのは李副総代表だけではなかった。

「ある情報が、外交部から入っている。『中華時報』で集まった金は、一〇〇〇万元ぐらいはあったんじゃないかということがね。なぜかというと、三万五〇〇〇部の新聞を、一人が一二〇元出して買う。『中華時報』を売ったのは二回だから、単純に計算して八四〇万元は入ったことになる。これにプラスして団体幹部から百何十万元入金があったという情報もある。だから、一〇〇〇万元の運動資金が入ったという計算になる。

ところが、この金が、四十九年十一月から五十、五十一年のこの二年間で、全部なくなってしまった。当時の日本円にして、一億円ぐらいの金額です。新聞は出した。金は入ってきた。しかしそれが、大した運動もやっていないうちに全部なくなった。新聞をつくった経費は、知れたものだ。一部の単価にして、五〇銭にもならない。

こういう〝不明〟金が出たがために、黄団長は会員から訴えられる羽目になった。

もう一つは、南部のある人たちが『私は新聞は買わない。二回も登記させられて、買った新聞もあまり役に立っていない』、五、六人がこう反対したことから、団長の息子が出てきて……。

『君達は新聞を買わなかったら登記はしてあげない』と、半強制的に新聞を売ろうとした。これで黄さんが訴えられるわけですね。補償問題を利用して、新聞を強制的に売りつける、これは犯罪である、こういうことになったわけです。こういう問題が発生したために、黄団長は結局、高等法院から九〇〇〇銀元の罰金を払わされたと、私は聞いている。もう団長は亡くなりましたけどね……」

《団》の事情に精通する、某遺族の言葉である。

「日本行き」を命じられる

モロタイ島で台湾元日本兵、中村輝夫一等兵が発見されたのを契機として、昭和五十年代に入ってようやく日本においても台湾の元日本兵あるいは遺族に対する〝補償問題〟に目が向けられるようになった。《序章》に見た《考える会》が結成されたのを皮切りに、五十二年に入っては国会議員によって構成される《議員懇談会》も発足している。

これに符号して現地台湾での〝運動〟熱にも、さらに拍車がかかった。日本側に対してその急先鋒となったのが、鄧盛ほか一二名の原告による「補償請求」の訴訟問題であった。これら原告団の告訴は、台湾の政治運動をしている一部のメンバーと、そのメンバーとつながりのある、日本に組織母体を持つ《考える会》の応援を得て成されたものである。

一方、黄同吉を団長とする《討還団》も、「補償実現」に向けて具体的に、日本側に対し何らかのアクションを起こさなければならなくなっていた。〝補償問題〟は、異国の政府を相手どっての運動であるため、いかに黄団長が「政府を抜きにわれわれの力で自由に……」と頑張ってみても、いざとなっては合法的手段が講じられなければならない。日台双方に顧問弁護士を置かなければならなくなったわけだが、あるいきさつから日本側でこれを担当するようになったのが東京・銀座に事務所を持つ藤井瀧夫弁護士であり、台湾側では台北市に事務所を置く葉潛昭弁護士がそれぞれ本補償問題の顧問相談役を引き受けることとなった（黄団長亡きあとは、台湾の顧問弁護士は劉樹錚弁護士に代わっている）。

また、黄団長は、国交がないため日本側の情報を充分にキャッチできず、運動そのものにも限界を感じたため顧問弁護士とは別に日本にも、《討還団》の出先機関を置くことにしていた。知人の紹介を得て知り合った近藤某氏に、日本においての補償活動を依頼した。藤井弁護士はこの近藤氏の紹介によるものであった。

黄団長を相手どっての『中華時報』にまつわる告訴事件は、こうした矢先に持ち上がっている。黄団長はまだ裁判中の身であったが、台湾の政治運動のメンバーや《考える会》の動きが活発になっていくなかで、「いよいよわが団体も日本へ行って本格的な運動を開始する」との方針を決め、内政部に対して「日本との交渉を許可してくれるよう」要請した。このとき〝派遣員〟としては、李謀茂副総代表ほか六人のメンバーが選ばれている。しかし、「時期尚早」との

理由で内政部からは、「許可」は下りなかった。

ここで「ならば……」と黄団長が一計を案じたのが、「団員」としてではなく、一個人としての「李謀茂」を日本に派遣することだった。李謀茂の娘は日本人と結婚して京都にいる。国交が切れて政府からの窓口は閉ざされていても、親族を頼って日本へ行き、その「ついでに」日本政府へ〝陳情書〟を渡すということであれば別段問題はないのではないかと考えたのであった。加えて黄団長にとっては、日本での運動を依頼している近藤某氏が「実際に活動してくれているかどうか」も多少気になるところであった。思い立った黄団長は、李謀茂を呼び寄せ「日本行き」を命じた。

「われわれの会員も増え、補償運動もだんだん本格的になりつつある。ついては、より効率的にこの問題を解決していくため、日本側の詳しい情報をぜひとも知りたい。また、今後補償運動を展開していく場合、〝告訴〟の手段をとったほうがいいのか、それともっと別ないい方法があるのか、東京の藤井先生ともよく相談してこれからの方針を決めていきたい……」

本来なら「団長」である「私」が行かなければならないのだが、今は国交がなく、「私」が行くと何かと差し障りが生じる。「日本に親族がいるあなた」なら、「娘さん」の訪問ついでに〝陳情〟をやってきても、政府に対して取り立てて問題になるようなこともない——黄団長の言葉に李謀茂は「わかりました」と応じた。数日後には、長期にわたる留守に備え仕事の段どりをすませ、出発の前日に台北へ向かった。台北のホテルで、「見送り」に来てくれるはずの黄団長

を待った。

乏しい財政で台北を発つ

ところが、出発当日になっても黄団長は、ホテルに姿を見せなかった。李は気が気ではなかった。航空券は既に自分で求めていたが、懐中には一週間分の滞在費しか用意していない。それは、少なくとも二週間からあるいは一ヵ月には及ぶであろう、日本にあっての活動資金には程遠い額であった。《団》の運営費をもらわないことには、とても日本になど行けない。しかし、チェックアウトの時間を延長して待っていても、ついに黄団長はホテルに現われなかった。飛行機の出発時間が迫り、仕方なく李はホテルを出て空港へ向かった。「あるいは空港で待っているかも知れない」と思いつつ、タクシーを飛ばした。

松山空港に着き、李謀茂はホッと胸をなでおろした。しばらくして「やあやあ」と笑みを浮かべながら黄団長が現われたからだ。手には大きな花輪を持っていた。しかし、ホッとしたのも束の間、李は、黄団長の言葉に顔面蒼白となった。

「この度は、厄介な仕事を押しつけてしまって申し訳ない。向こうでの活動資金だが、八方手は尽くしてみたんだが、これまで運動経費やら告訴問題などがあったために、団の資金は底をついてしまった。ここはひとつ、団のために李さんの方で金を立て替えておいてもらえないだろうか……」

聞いた李は唖然とし、二の句がつげなかった。数日前に約束したこととは異なる団長の言葉に戸惑いながらも、しかし「わかりました」と応じなければならなかった。出発の時刻が、すぐそこに迫っていたからだ。無理に笑顔をつくる李の首に〝花輪〟をかけ写真を撮りながら黄団長は、「あなたの成功を祈る……」これだけをいい、空港をあとにした、という。

残された李は「あとは野となれ山となれ」の心境で、出発ぎりぎりの時刻に搭乗手続きをすませ、シンガポール航空で日本に向かった。黄団長のことはともかく、「これは台湾同胞のために誰かがやらなければならない仕事なんだ……」――李はこの使命感だけを心の支えに、飛行機に乗った。羽田空港に着くまでに、〝陳情書〟のおよその内容は胸のうちに出来上がっていた。昭和五十二年五月、李にとって初めて踏む日本の地は、桜の季節が過ぎ新緑で眩しかった。

〝祖国〟日本での悪戦苦闘

藤井弁護士を訪ねる

日本に着いて李謀茂は、まず最初に東京の藤井事務所を訪ねた。李は、「今後」のことで何かと親切にアドバイスしてくれ宿泊先まで手配してくれる、小柄で温厚そうな藤井弁護士に安堵

した。

また、黄団長の話していた「近藤氏」にも会うことにした。言葉が「今ほどに」自由でなかった李にとって、異国にあっての、しかも「実」になるかどうかもわからない〝運動〟をして歩くことは、かなりの忍耐と膨大なエネルギーを必要としたが、それでも李は無駄な動きを積み重ねていくことで補償問題に対する日本側の〝感触〟を徐々につかんでいった。

一時台湾を訪れ黄団長にも会ったことのある近藤某氏は、「議員にも知り合いがいるから」といっていたわりには、日本での〝補償運動〟はほとんどしていない。《団》からそれなりの経費を出してやっているにもかかわらず、事務所すらない——藤井弁護士を紹介してくれたことに対しては感謝しながらも李は、「私は不正直な人は一番嫌いなんです」という理由で、近藤某氏とは「嘘がわかったとき、それっきり切ってしまった」。

李にとって心強かったのは、藤井事務所には藤井弁護士のほかに、土屋政三という弁理士がいることだった。今は台湾協会の常務理事をつとめる土屋政三は、当時は総理府を退官したばかりであり、国情に明るく、政界にも顔のきく男であった。李謀茂が京都の娘宅で認めた〝陳情書〟をチェックし、毛筆で清書して公式の文書にしたのはこの土屋政三だった。李は、藤井弁護士と土屋弁理士には、公私にわたって何かと面倒を見てもらった。

「日本に行ったとき、藤井先生と土屋先生のお供をして、あちこち回ってきたのです。私東京行ったことがないから、知らないですよ。そのとき、日本語は今のように上手でなかった。ゆっくり、ゆっくり、話した。厚生省やら外務省やらあちこち回ってきたなんだが、当時の福田総理大臣の事務所にも行った。虎ノ門の事務所行って、実は福田総理を訪問するつもりだったなんだ。結局おらなかった。でもそこには、台湾出身の星野先生という人がいた。この星野先生が、『久しぶりの台湾の友達が来た、懐かしいな……』いって、これで仲良しになって、いろいろな台湾の状況を聞いたりしてくれたなんだ」

当初は、雲をつかむような思いで羽田空港へ降り立った李も、一日二日と活動をつづけていくうちに人脈も増え、補償運動はそれなりに実を結びつつあった。この間の李謀茂の運動のなかで一番大きな収穫だったのは、台湾同胞の眠る靖国神社を参拝できたことである。

同胞の遺霊に誓いを立てる

藤井弁護士や土屋政三の案内で李は、靖国神社と千鳥ヶ淵墓苑を参拝することになった。李はひたすら感激して、靖国神社の鳥居をくぐった。参拝をすませ、記念写真を撮った。

李は靖国神社・千鳥ヶ淵墓苑参拝の夜、床に入ってもなかなか寝つくことができなかった。

「あの神社に、三万人余の台湾同胞が眠っている……」——李は、なんとかしてあの同胞の遺霊を故郷である台湾に「御供」して、遺族のもとに祀ってやることはできないものかと思った。否、もしそれが不可能なら、せめて「ここ」に祀られている台湾同胞・英霊の名前だけでも確

認して、それを故郷で待つ遺族たちに知らせてやることはできないものかと思案を巡らした。

李は神社参拝の翌日から一人で行動することにした。早朝目を覚ますと、靖国神社へ向かった。もう一度神社を参拝し、「神社の責任者に会って昨夜考えたことをお願いしてみよう」と思ったからだ。

李は、靖国神社の池田良八権宮司に「面会」を申し込んだ。池田権宮司は突然の訪問にもかかわらず、快く李の面会に応じてくれた。李は、鄭重な挨拶を交わしてのち、池田権宮司に「来意」を告げた。「靖国神社に祀られている台湾籍の戦没者の名前を知りたいのですが……」李がいうと、眼鏡をかけた長身の池田権宮司と、同席していた同神社の古河部長からは意外な言葉が返ってきた。

「何かお役に立てるようなこともあるかも知れませんから、正式な〝依頼状〟をお持ちください」というのであった。

「土屋先生と藤井先生二人と、靖国神社参拝に行きました。それで、台湾の三万余りの人がここに祀っていることを話してくれたなんです。記念写真も撮りました。

その日、帰ってから、私の頭に何かが浮かぶような気がしたなんです。神社のことです。その翌日、私、一人で神社に行きました。行って、『私は台湾から来ましたのでこの遺族の問題についていろいろ尋ねに参りました』って……。そのとき、古河部長さんと、池田権宮司さんに会った。『神社が何か手伝いすることできませんか』って要求したのです。それで、いろいろた

くさんのことを語ったけど、その当時、池田権宮司さんが一時台湾の方面に〝合祀通知書〟を発すると思ったけれど、昔の住所ですから、なかなか届かなかったというそうだ。だから、池田権宮司さん、ぼくにこういうたなんです。

『ちょうど三十数年の後の今日、あなたが来たので、神様が引き合わせたのだ。だから神様は、あなたに依頼して、台湾の遺族の方々に挨拶状やら合祀通知書を出して神社の誠意を表わしたいから、遺族の方に渡してください。……』

これ聞いて、ぼくは『それは有難いことだ』思って……。それで、私を呼んで、私に一つの文書を出しなさい。神社に対して正式な申請書を出しなさいと、池田さん、古河さん、いうてくれたなんです。その文書を出しまして、間もなく返事がきました」

李謀茂が、靖国神社からの返事を受け取ったときは、台北を発って既に一ヵ月近くが過ぎていた。「経費節約」のために宿泊先は高田馬場の木賃宿に定めてあったが、「長期滞在のため〝延納〟」を認めてもらっていた宿賃も、そろそろ「支払い期日」が迫っていた。

公園のベンチに寝、公園の水を飲み

しかし、李の懐は、既に底をついていた。三度の食事を二度に減らし、二食を一食に減らしても、宿賃にはとても満たなかった。どんなに経費を節減しても、高田馬場と銀座（藤井事務

所）を往復する交通費、日に数ヵ所を回る都内の交通費だけは「どうしようもなく」、確実な出費となって出ていった。

靖国神社で池田権宮司と会った頃には、李の懐は寒々としていた。台湾の実家に送金を依頼すればいいのだが、これをやるには日数がかかり、面倒な手続きを経なければならない（台湾から日本へ送金する方法としては、台湾の各銀行から日本の窓口銀行である〝中国国際商業銀行〟宛に送る方法があるが、これにはメイル送りで一週間から二週間、電信による送金でも四、五日はかかる）。藤井弁護士に「借金」を依頼するという方法もあったが、それは初対面の相手として許されることではなかった。また、李謀茂には一団体の〝副総代表〟としてのプライドもあった。頼る先は京都の娘の家しかない。京都への電車賃は、新幹線の特急料金を含めて「一万一〇〇〇円」を必要とした。李はこの「一万一〇〇〇円」を肌身離さず持ち歩き、朝は宿の水道の水を飲み、昼は公園の水を飲んで飢えを凌いだ。

いよいよ宿の「支払い日」がやってきた。李は「京都の娘のところへ行って金を都合してくるから」といい残して、旅行バッグを持たずに宿を出た。しかし、李はそのまま京都へ行くわけにはいかなかった。靖国神社での仕事がまだ残っていた。引き続いて挨拶回りをしなければならないところもあった。

夜になって李は、日比谷公園に向かった。一度は「拝啓　天皇陛下様」と手紙を書きたい衝動に駆られていた李謀茂にとって、藤井弁護士の案内で知った皇居脇の日比谷公園は、安堵できる唯一の場所のように思われた。何よりも公園が解放的で、緑が多いのが有難かった。蚊の出ない季節であることも幸いだった。日本の水を「旨い」と思った。一夜を公園で明かし、公園の水で顔を洗い、昼の活動に備えた。二日目の夜も公園で過ごした。しかし、この日は運悪く、パトロール中の警官に見つかってしまった。尋問を受け、しどろもどろに答えたが、「風邪を引くから……」というさして有難くもない忠告で三日目の夜は公園に行けなくなった。仕方なく李は、三日目の夜を新橋の地下鉄構内で過ごした。そして宿を出て四日目の朝、ようやく京都に向かった。

「私は、日本に出発する前に、一週間の旅費だけ都合して行った。飛行場に、出発する前に、黄団長が金をくれるかと思ったけど、持ってこないのです。ただ花輪をかけて、写真を写して『あなたの成功を祈る……』この言葉だけなんです。告訴されて金使ったから、もう経費はないって……。

そのとき、日比谷公園で、神社の仕事がまだ終わらなくて、金がなくて、旅館の金も払えなくて、非常に困ったときなんですよ。あとでこれ聞いて藤井先生が私を怒ったのです。そういう困ったとき、どうして話さないのかって……、いや、実は私、恥ずかしいなんですよ。こんな大きい全国の団体があって、日本に交渉に来るのに金がないのは恥なんですよ。だから、先生にも深い感情もないし、金貸してくださいともいえない。仕事まだ終わらないし、その関係で、こういう状態になったのですって……。でも、あとでも、実は私藤井先生にはいわなかっ

た。職員の占部さんにある一日いろいろな話をいったときに、私話を聞かせて、その占部さんが先生に話したのです。
昭和五十二年の五月と六月の間。六月の十九日に私帰ったと思います。六月だから、寒くもないしね。まだ蚊もいない。暑くもないし。一万一〇〇〇円だけ財布はあってね。これなかったら、京都へ逃げていくことできない。日本の水はおいしいから、ただで、そのまま飲むことできるからね……」

「池田権宮司の言葉、忘れません」

転がり込むように娘の実家に身を寄せた李謀茂は、娘や孫との会話もそこそこに、日本の総理大臣宛に〝陳情書〟を書くという大仕事に取り組んだ。遅々として捗らない作業に李は苛立ちながら、何度も何度も草稿を練った。ようやく一通の〝書状〟が出来上がった。
便箋にして三枚を少し越える程度の〝陳情書〟を李は数日がかりで仕上げたが、李が京都で悪戦苦闘をしているころ靖国神社でも、池田権宮司によって一つの作業が進められていた。
池田権宮司は、厚生省や藤井弁護士あるいは土屋弁理士から「台湾の補償問題」についての感触を聞き、黄同吉団長の代理として日本にやってきた李副総代表の熱意に打たれて、〝合祀通知書〟と〝祭神名簿〟を用意してくれていたのである。李の京都の滞在期間は一週間ほどだっ

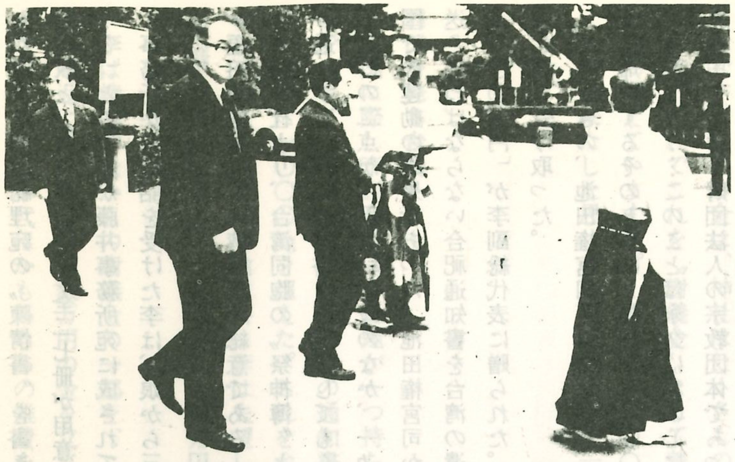

昭和52年６月10日、靖国神社の調査部から出たところ。向かって右より古河調査部長、池田権宮司、李代表、一人おいて土屋政三氏。

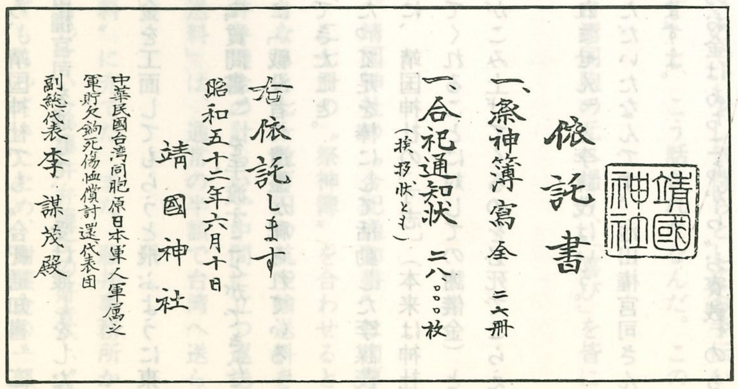

靖國神社

依託書

一、祭神簿寫 全 二六冊
一、合祀通知状 二八、〇〇〇枚
（挨拶状とも）

右依託します

昭和五十二年六月十日

靖國神社

中華民國台湾同胞原日本軍人軍屬之
軍貯欠餉死傷血償討還代表団
副総代表 李 謀茂 殿

李代表宛に靖国神社から「祭神簿」と「合祀通知書」が委託された。写真はその委託書。

たが、李が福田総理宛の〝陳情書〟を書き上げたころ、靖国神社でも〝合祀通知書〟二万八〇〇〇枚と〝祭神簿〟の写し全二七冊が用意され、池田権宮司を通じて、「受け渡しをしたいから……」との連絡が藤井事務所宛に成されていた。

事務所から電話を受けた李は、娘から三〇万円の金を工面してもらうと飛ぶように東京へ向かった。

●福田総理宛に、台湾同胞の総意である〝陳情書〟（『質問書』）を手渡すことができたこと。

●靖国神社より、台湾同胞の〝祭神簿〟と、遺族宛に「戦没者の遺霊が祀られている」ことを通知する〝合祀通知書〟を交付してもらうことができたこと。

――この二点が、乏しい財政のなか、一ヵ月余にわたって足を棒にして活動した李謀茂の、異国での運動の成果であった。池田権宮司からはさらに、靖国神社の「寸志」（本来は神社から郵送されねばならない合祀通知書を台湾の遺族へ届けてくれることに対しての謝儀金）として、「二〇〇万円」が李副総代表に贈られた。熱いものがこみ上げてくるのを必死でこらえつつ李はこれを受け取った。

「あのときの、池田権宮司さんの言葉を、私一生忘れません」と李謀茂はいう。

「私帰国するそのときに、神社から二〇〇万円をいただいたなんです。池田権宮司さんの話しでは、……このことは永久に私の心に残っていますよ。

池田さんは、財団法人の宗教団体であって、『このお金はあちこちから〝お賽銭〟のもらったお金です。このお金は、神社はたくさんの経済はないので、少し気持ちとしてお手伝いをいたします。それでこれを〝謝儀金〟として差し上げます』と、こう話されたなんだ。このこと私永久に覚えていますよ。……」

大任を果たした思いの李副総代表は、一刻も早く台湾同胞の元へ帰り、「喜び」を皆に伝えたかった。

羽田を発ち台湾へ

帰国に際し李謀茂には、難題が一つ持ち上がった。靖国神社の〝合祀通知書〟は肉厚の上質紙でできている。二万八〇〇〇枚の通知書と挨拶状、二七冊の〝祭神簿〟を合わせるとその重量は、優に一〇〇〇kgを超えた。これを台湾に送るとなると七十数万円の航空輸送料を必要とする。あまりの高額の輸送料に李は失望したが、藤井弁護士の計らいで中間に立つ運送会社に〝特例〟を認めてもらい、この「七十数万円の航空輸送料」は、通常の半額で台湾へ送られることとなった。

李は靖国神社からの謝儀金の一部を、この〝輸送料〟に充てた。また、藤井事務所からは、帰国間近になり李は六十数万円の金を立て替えてもらっていた。藤井弁護士の好意で、〝祭神簿〟のコピー代や製本代ほかもろもろの雑費を立て替えてもらっていたため、謝儀金の一部を李は

その返済に充てた。藤井弁護士は、十数万円は「団に寄付する」とし、「五〇万円だけ」を受け取った。加えて、いかに娘とはいえども、《団》の運動費として使った金は、娘夫婦に返済しなければならなかった。日本滞在中に李は、娘から三度にわたって金を借りていた。その額は合計して三〇万円を超えていた。李は謝儀金から三十数万円を引き出し、娘からの借金の全額を返済した。旅館の宿泊費など、このように「運動の諸経費」を差し引くと、靖国神社からの二〇〇万円の謝儀金で李の手元に残ったのは、一二〇万円に満たない額となった。それでも、今後の《団》の「運営費」として、一〇〇万円を超える金額が手元に残る。この百十数万円は、台湾へ帰って〝通知書〟を送るための郵送料に充てられるはずであった。

台北を離れてからおよそ二ヵ月後の五十二年六月十九日、李謀茂は羽田空港をあとにした。

待ち受けていた訴訟問題

松山空港に降り立つ李の足取りは軽かった。税関の複雑な手続きも苦にならなかった。李は、台北市内に向かってタクシーを飛ばした。帰路に見る車窓の風景は、日本に向かったときのそれとは雲泥の差があった。食うや食わずの苦汁を舐めたことも忘れ「ジープンは良かったよ」と、運転手に誇らし気に話しているうち車は間もなく、台北市内に滑り込んだ。

しかし、よもやこの時点で李は、日本での汗の代償として、帰台早々〝台湾同胞〟より「告

訴される」などとは夢にも思っていなった。訴えられた理由は、靖国神社から預かった謝儀金「二〇〇万円」を「全額持って帰らなかったから」というものだった。

台北に着くと李は真っ先に黄団長を訪れた。運悪く留守だった。体調を崩し入院していたのである。李は病院へ黄団長を訪ね、日本での「運動の経緯」を逐一報告した。報告を受けた黄団長は〝合祀通知書〟と〝祭神簿〟を入手できたことを殊のほか喜び、謝儀金の残金百十数万円を「息子に渡して欲しい」と李に頼み、領収書は「私のところに置いていくよう」指示した。李は団長の言葉に従った。謝儀金を団長の息子に渡し、〝合祀通知書〟も〝祭神簿〟の写しも《団》の事務所へそっくり渡した。

ところが李が台湾に帰って二週間後の七月四日、《団》にとっても李謀茂にとっても不運な事態が発生した。団長・黄同吉が五二歳の若さで急逝したのである。

黄団長の死後、《団》は急速な勢いで瓦解していった。李謀茂の運命そのものも、団長の死を境に大きく変わった。

「公金であるはずの二〇〇万円の一部を、《団》に無断で使い込んだ」

上記の理由で李謀茂を告訴したのは、《団》から追放処分を受けた『中華時報』問題で黄団長を訴えていた元同団副総代表、嘉義市に住むライ某だった。裁判中であった黄団長が急逝し、告訴の相手を失ったライ某は、今度はその鋒を現副総代表・李謀茂に向けたのであった。李はこの裁判に「私には神様がいるから」として弁護士をつけることなく出廷し、「無罪」の判決を

受けている。その後も何度か〝裁判〟のトラブルに巻き込まれているが、いずれも「無罪」に終わっている。

「私を訴えたのは、《団》の前の副総代表です。彼は、黄団長から追い出された人なんです。それで、黄が死んでから私に向かって訴えた。原因は、この金は、神社が団体へ謝儀金として使わせる。私が許可を受けずに金を使ったって。そしたら、詐欺罪になると……。訴えて、最後に高雄の地方法院は『無罪』と判決した。検査官に頼んで、また高等法院に控訴した。ぼくは、地方法院で弁護士を雇わなかった。先方は弁護士ある、ぼくは神様がある。高等法院も無罪なんですよ。

判決の原因は、この金は日本から出したので、私が日本へ使ったのだ。本国の領内で金を使ったのでなくて、金は私が日本で使ったから、『本国は判決する権利はない』ということなんです。何回も繰り返して訴えたのです。最後に高等法院のほうから判決されたのは、『この件は、今後から再告訴してはならぬ』という判決なんです。だから、訴えた原因はほかにもありますけど、七回訴えられて、みんな無罪になるなんです。裁判所も嫌になって、僕も嫌になるなんですね……」

七度にわたる「裁判記録」を広げつつ李謀茂はいう。「私もっと法律知ってたら日本で二〇〇万みんな使ったよ」と笑いながらいうが、ちなみに黄団長は台湾を離れる李謀茂に次のような委任状を渡し、「日本での事務のすべて」を李に託している。

委任状

本團は李謀茂副総代表を代理人と定め、在東京事務所の受権辨護士藤井瀧夫氏に一切事務を委任します。

右委任の事相違ありません。

民國六十六年四月廿九日
昭和五十二年四月廿九日

台湾同胞原日本軍人軍属軍
貯欠餉死傷恤償討還代表團
團長　黄　同　吉

〝補償運動〟から身を引き山へ逃げるが……

《団》のために苦労しても、訴えられて「もう嫌になるなんですね」――台湾に帰ってからの訴訟問題で、李謀茂の気持ちは次第に、補償問題から遠去かっていった。

告訴されうんざりした李は、「もうこの補償問題からは手を引き自分の事業に専念したい」と考え、「山の中に逃げた」という。自分の山（農園）で野菜や果物をつくり、筍を栽培し、夫婦

でのんびりと余生を過ごしたいと思った。

しかし、周囲がそれを許さなかった。山の空気を胸一杯吸い、小鳥の鳴き声で目を覚まし、平和に暮らしている李のもとへある日突然一人の〝使者〟がやってきた。《討還団》の幹部の一人、黄樹木だった（黄樹木氏は運動の途中で故人となっている）。

「団長がいなくなって、問題がこじれているときに、あんた一人だけ逃げるなんてけしからん。早く山から下りてきて責任をとってくれ。またみんなで心を一つにして運動をしていこうじゃないか」

というのであった。李は〝山入り〟に際し、誰にも居所を知らせてなかった。黄樹木は、旗山にある李の実家を訪ね、近所の人に「もしかしたら山の中にいるのではないか」といわれ農園を訪ねたのであったが、「責任をとれ」という黄の言葉に李は、心臓を抉られるような思いをした。

黄団長亡きあと、《団》には、李副総代表が持ち帰った〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟を巡りさまざまな問題が発生していた。

また、黄団長の後継者を誰にするか、ということでも意見が二つに分かれていた。

黄団長の遺体は、七月四日に病死して以来一ヵ月近くも埋葬されることがなかった。

死者を一ヵ月近くも埋葬しなかった理由を、黄団長の下で働いていた幹部の一人は次のように説明する。

黄同吉団長亡きあと、前副総代表李謀茂が「全国代表大会」において《討還団》「総代表」に選任される。

「黄団長が亡くなったのは、五十二年の七月四日でした。それで、団長の遺体は、一ヵ月ばかりそのままでしたね。原因は、後継者問題にあったと思います。団長の息子を後継ぎにするか、副団長だった李さんにするか、ということですね。

ある日、団長を決めるため、会議が開かれました。会議に出席したのは、団長の息子のグループと、われわれ《団》の、以前からの役員十数名です。われわれ役員が十数名であったのに対し、団長の息子のグループは二十何人かいた。多数決で、向こうの作戦どおり、その息子に後継者は決まったということですね。あと、亡くなられた遺体をしばらく埋めなかったというのは、戦没者の遺族の方々がたくさん弔問に見えたということ。見舞い金を持って、毎日のように弔問客があとを絶たなかった。戦没者の遺族

の方々にしてみれば、『団長はやっぱり私たちのために働いてくれたんだ』という感謝の気持ちがあったのだと思います」

自派のグループの推薦を受け、〝父の跡〟を継いだ団長二代目だったが、その政治力はしかし、徒労に終わった。《討還団》主流幹部からのその後の猛烈な突き上げにあい、結局〝父の後継者〟にはなり得なかった。

訴訟問題に加え、後継者を巡るこうしたトラブルなどに嫌気が差し、李が山に入ったのはこの直後であった。

「責任をとれ」

という同士・黄樹木の言葉の意味を、李は初め理解できなかった。〝事情〟を聞いて「びっくりした」。自分が日本から持ち帰ってきた〝合祀通知書〟が、「遺族に金で売られている」というのである。

「日本から、われわれに補償される日はもう近い。その際、この合祀通知書は、引き換え証書になる」

このような口実を設けて、靖国神社から発行された合祀通知書が売られているというのであった。団員氏の報告を受け、李はそれは紛れもなく「自分自身の責任である」と思い、即刻「山を下りる」決断をした。五十二年九月、山はまだ残暑が厳しかった。

第4章　慰霊に捧げて三万里(II)——さまざまな障壁を超えて

〝合祀通知書〟と〝祭神簿〟を巡るトラブル

債券に化けた〝合祀通知書〟

李謀茂が、台湾各地区代表の推薦を受け、委員会席上での推薦により《団》の総代表に選任されたのは、昭和五十二年十月二日だった。

総代表に選ばれた李がまず最初に着手しなければならないのは、現在《別のグループ》によって売られている「靖国神社の〝合祀通知書〟」が、「決して補償金との引き換え証書とはなり得ない」ものであることを戦没者の遺族に通達することであった。しかし時は既に遅く、相当数の〝通知書〟が商品化して売られていた。李は困惑した。早急に対策を講じなければならなかった。考えあぐねているところへ日本から一通の書状が届いた。「昭和五十二年十月二十二日」付で、「靖調第八二号の四」と記されたそれは、「靖國神社社務所」からの〝警告書〟だった。

李謀茂殿

合祀通知状取扱ひに関する件

養にお渡し御依頼申上げたる合祀通知状配布のことにつきましては御打合わせ、御約束致しました通り取進めて居られること、思ひ居りましたところ、今般受領御遺族から別紙写を同封されて再調査を求めて来られました

謹んで毛筆浄書すべき通知状がボールペンによる走り書に見受けられる他、団本部に資料として控え置き、御遺族にお渡しする必要のない名票写を同封して配布されるなど、まことに遺憾に堪えません

今後配布の分については、当神社の御遺族に対する誠意が充分達せられるよう、注意の上にも御注意され施行されるよう願上げます

よつて参考に浄書見本同封致しますのでこれにならつて下さるよう願上げます

靖国神社が、「合祀通知状の配布」の件を知ったのは、台湾の遺族からの、「本当に補償がなされるのか」との日本側（厚生省）への問い合わせの手紙を見たことによる。問い合わせの手紙には、合祀通知書のコピーが添えられていた。そのコピーは靖国神社で再複写され、李総代表のもとへ送られてきた。

書面を見て李総代表は愕然とした。

確かに李は、合祀通知書を受け取る際池田権宮司から、「御遺族の名は毛筆で浄書してお渡しするように」との注意を受けていた。それを忘れてはいなかった。しかし、〝通知書〟の遺族名は自分で書いたものではない。また、それよりも何よりも「今発生している問題」は、「遺族の

名を浄書しなければならない」こととはまったく異次元の問題であった。「毛筆での浄書」の問題以前に、商品化されている合祀通知書をなんとかしなければならない。といって、合祀通知書も祭神簿も、すべては黄同吉元団長の実家、《団》とは別なグループの掌中にある。

李総代表は各委員と相談した結果、「これは最早や体裁を考えている場合ではなく、靖国神社に〝実状〟を報告し、合祀通知書を再発行してもらうほかない」との結論に達した。この「依頼書」を《団》から受けた靖国神社は、李総代表に宛てて次のような文書を送っている。

台湾同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団
総代表　李謀茂殿

「御願書」に関する件　回答

圍組総茂字第〇一二号をもつて御申出の件、思ひ設けぬ内紛遺憾に堪えませんが何んとしても致し方ないものと認め、了承することに致します。

就ては本件の書類作製等に関しては貴団の意向をも徴したる上取進めたく申添えます。

尚黄森山氏宛の通知書は同封、別添写の通り書留便をもつて発送しましたので御了承下さい。

再発行された合祀通知書は、第一回目のそれと区別するため、〝通知書〟の上部に陰刻されている「菊」の紋章に、〝金箔〟が塗られた。これにより〝第一回〟目に発行された通知書は効力を失った。各遺族宛に《団》からは、「今回送付される〝通知書〟こそ正規のもの」であり、また「本通知書は無料で配布される種のものであって〝補償〟の引き換え証書にはなり得ない」ことを明記した文書が送付された。《団》より〝合祀通知書〟を受け取った台湾の遺族たちは、通知書の〝真偽〟はともかく、皆一様に同じ涙を流した。「わが子」や「夫」「兄弟」の死を改めて知り、「補償云々」より、一度は親族の眠る靖国神社に「ぜひとも参拝に行きたい」と思った。

〝補償運動〟の名を借り乱立する利益団体

上記の一件があってのちも、〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟を巡るトラブルは相次いで起こっている。自ら発行した〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟を巡っての不祥事に頭を痛めた靖国神社は、再び台湾宛、今度は《団》とは別なグループに警告を発した。

靖国神社から、《討還団》とは別なグループに送付された警告書とは、以下のようなものであった。

通知書

去る昭和五十二年五月二十五日付　委任書をもって中華民国台湾同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団総代表黄同吉、同副代表李謀茂両氏宛　当神社祭神二七、八〇〇柱命遺族に配布方お願い申上げたる　合祀通知状、同挨拶状等については当神社の申入れたる通り慎重に取り運ばれて居るものと思ひ居りましたところ　総代表急死後は　神社の誠意ある意図に反する行為がなされている一例として別紙写、及び李謀茂氏よりの報告により判明まことに遺憾至極に存じます。

各遺族に対しては　その心情を想ふとき一刻も早く神社の誠意を伝へられんことを切願しておりますが、別添の「御願書」の通りその方途困難なる見込につき、止むを得ず、右の書類は失効廃棄とし、爾後一切を認めないこと、致します。

就ては前記遺族に対する書状は形式を改めて新に作成することを申添えこ、に厳重に通知します。

以上

昭和五十三年二月二十三日

靖國神社宮司　筑波藤麿

黄　森　山　殿

関係各位殿

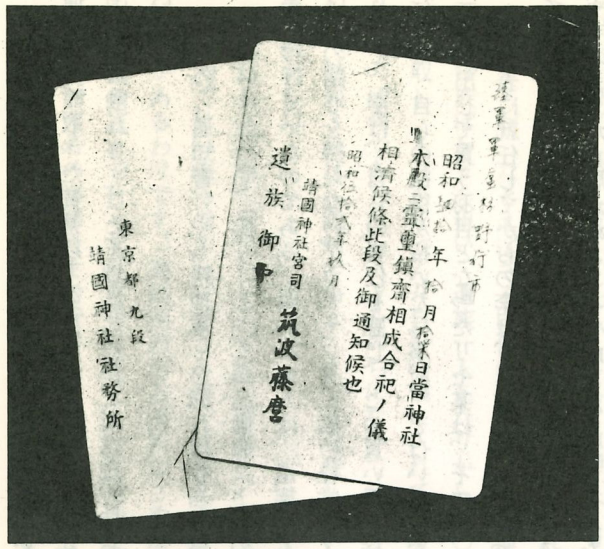

毛筆で書かなければならないはずの〝合祀通知書〟の姓名は、ボールペンで書かれている。

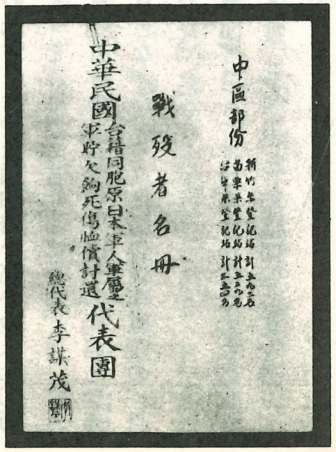

李総代表が靖国神社から持ち帰った「合祀通知書」（上）や、戦没者の「祭神簿」（下）。李総代表の苦労の甲斐も空しくこれら二つは、その後、種々のトラブルの原因となった。

「右の書類は失効廃棄とし、爾後一切を認めないことと致します」――靖国神社から上記の通知を受け取った黄某以下のグループは、「今後遺族宛に〝これ〟を送り金を受け取った場合は国際法に触れる」ことを恐れたのか、李謀茂が持ち帰った〝通知書〟をさる人物に売りつけていた。

「この〝通知書〟や〝祭神簿〟を売れば相当な儲けになる……」

こういい含めて、彼らにとって商品価値（？）のまったくなくなった合祀通知書や祭神簿を売りつけていたのである。買った当人は、遺族でも元日本兵でもない、補償問題についてはさほどの関心を持たないプラスチック工場の経営者・リセ某だった。次々と不祥事が発生するに及んで、李は、自らの責任を感じ、この買い手を探し出し事の起こりについての仔細な説明を行った。自らの欲得が招いた〝事故〟とはいえ、ただの紙片となった通知書を高い金（七〇万元）を出して買う羽目となったリセ某は、その後〝売人〟を詐欺罪で告訴している。

総代表に就任してからの李は、まだ係争中であった自分自身の「二〇〇万円」の問題と含めて、大小形を変えては発生する内紛処理に奔走する毎日となった。それは総代表李謀茂の、目や手のまったく届かぬところで成されることも少なくなかった。

「内紛」のことはともかく、李総代表あるいは《討還団》にとって頭痛の種となったのは、先の「合祀通知書売却」の例に見られるように、「同胞の霊」を利用し、補償問題の名を借りては乱立する〝利益団体〟があとを絶たないことだった。

李謀茂を総代表とする《討還団》では、そのモットーとして、前団長亡きあとの代表委員会において「今後本補償問題に要する諸経費を、遺族あるいは元日本軍人軍属等当事者からこれを徴収してはならない」旨の決議が成され、《団》の運営費は各地区代表あるいは有志支援団体が「一時立て替え金」として、これを負担し、日本からの〝補償〟が実現してのち〝自己負担〟した分の払い戻しを受ける――との規約が結ばれている。

ところが、たとえばさる団体は、「もうじき補償金が出るから」との触れ込みで主に台東地区の高砂族ばかりを狙い、遺族一人あたりから二〇〇元ないしは三〇〇元を〝運動資金〟の名目で徴収し、それをそっくり自分の懐に入れているようである。被害を蒙った高砂族は「あれはニセの団体であった」ことをのちになって知り、近くの派出所に〝被害届け〟を出すのであるが、結局これは「裁判で争う」までに発展していない。その理由を被害者の一人は次のように説明する。

「私も、被害を受けた一人です。警察も、こういう事実があるということを〝届け〟を受けて知ってはいるんですね。ところが、裁判をやるまでにはいかない。なぜなら、たとえばこんな例があるわけです。高砂族のある遺族が、やはり被害を受けて派出所に届け出た。警察は、当事者の家まで行って、被害を受けている事実を確認した。これは台東地区での話なんですが、警察は加害者の事務所まで行って、現場も見たというんですね。それで帰ってきて、報告書を上のほうに提出した。でも、これ以上には発展しない。

二〇〇元（日本円＝約一〇〇〇円）、三〇〇元（約一五〇〇円）を騙し取っているのはチンシン某という人ですが、この金額で詐欺にひっかかったといって訴えたら、往復の車賃だけで三〇〇元以上にはなってしまうんです。仮に裁判に持ち込まれたとして、三〇〇元を取り返すためには、相当な出費になる。だから結局、泣き寝入りするしかないんですね……」

こうした小さな事件が頻発しているところから、最近では被害に遭った高砂族は日本からの補償をすっかり諦めているという。戦争では「息子」や「夫」や「兄弟」を失い、その補償を得られないばかりか、挙句の果ては「詐欺」に遭う。先に「小さな事件」と書いたが、寝たきりの老人で食うや食わずの生活を送っている台湾・高砂族遺族にとっての「二〇〇元」「三〇〇元」は、決して「小さな額」ではない。

寺の坊さんの勇み足

〝補償問題〟にまつわる大きな事件としては、日・台間を舞台に、靖国神社の〝遺霊〟や千鳥ヶ淵戦没者墓苑の〝霊砂〟を利用した数億円にのぼる金額の詐取事件がある。これには、寺の坊さんが一枚噛んでいる。この、寺の坊さんと「補償の討還団」を名乗るコウ某とが手を組んだ。

二人はなぜ手を組んだのか。寺の坊さんとコウ某の関係から説明すると――

「補償問題の某団会長」の肩書きを持つコウ某が、自らの団体を引き連れて「日本の靖国神社へ参拝に行く」計画を立てた。が、「団体」を名乗るにはコウ某の集めた人数（参拝者）はあまりにも少数に過ぎた。そこでコウ某が考えたのは、さる旅行社と手を組むことだった。旅行社のガイドに金を渡し、一〇〇人近い観光客を借りて「参拝団」に仕立て上げた。「一〇〇名のなかに本当の遺族は一〇名ほど」だったようだが、こうして「参拝団」である「観光団」は台北を離れ、日本へ向かった。東京で観光地を巡り、当然のことながらそのルートには「靖国神社参拝」も「千鳥ヶ淵戦没者墓苑参拝」も含まれていた。

この旅行団のなかに、幸か不幸か、「お寺の坊さん」がひとり入っていたのである。靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑を参拝し、「ここには紛れもなく戦争で亡くなった台湾の兵隊さんたちが眠っている」事実を確認した坊さんは、胸を痛め柏手を打って神社を参拝した。ここまでは良かった。が、この神聖な坊さんは、その後ちょっとだけ邪（よこし）まな考えを持つようになった。

「この台湾同胞の霊をうちのお寺にお連れしよう」

と。否、これは決して「邪ま」などではなく、寺の住職としてきわめて「神聖な」発想であるのかも知れない。ただ、少し引っかかるのは坊さんに「遺族が大勢参拝に来てお賽銭が増えれば、うちのお寺も今よりは少し財政が豊かになる……」と考えた節があったのではないか、ということだけである。

寺の坊さんと、団の会長であるコウ某がどのような密約を交わしたか、事の真相は定かでは

ない。いつの間にか、新竹にある坊さんのお寺には台湾同胞の〝霊〟が祀られるようになった。

これは昭和五十七年頃の出来事である。その前の年、五十六年三月三十一日には、衆議院内閣委員会における恩給法等の一部を改正する法律案の可決に際し、日本政府は、台湾元日本兵・遺族の「補償問題について今後検討を行うべき」旨を附帯決議として可決していた。このことは台湾マスコミにおいても大々的に報じられ、台湾同胞は誰もが「やはり日本はわれわれを見捨ててはいなかった」と思った。

そこへお寺の坊さんが「靖国神社から戦没者の霊をお供してきた」というニュースである。台湾遺族は仕事を中断して台北の飛行場へ向かい、新竹のお寺を参拝した。寺には間違いなく「戦没者同胞」の神棚があり、「わが肉親」の名を記した〝札〟があった。遺族はその前にひれ伏し、お賽銭を捧げ、号泣し祈りを捧げた。彼らが「祈り」を捧げたそれが、坊さん「自家製」の遺霊であることを知らずに、である。

坊さん氏にとって、ここまでは筋書き通りであったといえよう。

しかし、〝不正〟がそう長くつづくはずもなかった。日本の靖国神社から正しく譲り受けてきたのではない「寺の坊さん自家製」の神棚は、あるミスが原因で政府の役人に「ニセモノだ」と看破されてしまった。

本件に限らずこの寺の坊さんは、聖職にある身としては商魂逞しくやり手な住職のようだが、新竹市に住む某氏は、上記の一件を次のように語っている。

「補償問題では、台湾ではいろんなことが起こっている。なかでも遺族のあいだで問題になったのは、新竹の寺で発生した問題だ。この寺の坊さんがかなりやり手でして、靖国神社の名簿を持っていたコウと手を組んで、神棚をつくって一儲けしたんですね。

この坊さんは、センというんですが、祭神簿を手に入れて神棚をつくってからは、コウを裏切ったという話だ。一度はコウと一緒に日本へ行って、今度はコウを裏切って自分一人で日本へ行った。

日本に行って何をしたかというと、靖国神社には、《靖国会》という民間の団体が組織している会があるらしい。その事務局長のハナワさんに会った。そのハナワさんを紹介したのは、アカホリトシコという日本の女性です。この人もまた、やり手なんですけどね。このアカホリは最初、コウにくっついていたんです。それでセンをハナワさんに紹介した。

これからが大変なことになった。センがハナワさんを連れて台湾に帰ったもんだから、遺族だけじゃなく、マスコミまで大騒ぎになったわけですね」

「大騒ぎになった」というこの言葉には、少し説明を要する。

寺の坊さんセンは、帰台するにあたって《靖国会》のハナワ氏を「靖国神社の事務局長だ」という触れ込みで、颯爽と台北の空港に降り立ったのであった。センが住職をつとめる寺には戦没者の神棚がある。そこへ、正式に靖国神社から事務局長をお供した。しかも「台湾の三万余人の戦没者の遺霊をお供して」の訪台、であった。

「靖国神社から、台湾同胞の英霊をお供した。英霊は新竹のお寺に祀られているから戦没者の遺族はお寺に行って参拝するように……」

マスコミの報ずる、センの贋の情報によってつくられたこの記事に、疑いを挟む遺族は誰一人としていなかった。

毎日のように、引きも切らず寺を訪れる参拝客に対し、住職センは、熱を込めて次のように説いた。

「これだけの神棚をつくるのには相当なお金を必要としました。また、戦没者の霊を台湾にお連れするための交渉にも、厖大な経費がかかりました。参拝にいらした遺族の方々は、どうぞ〝参拝料〟として一人三〇〇元以上をお賽銭として寺に寄付してください……」

住職センの言葉を、台湾遺族は、感謝の気持ちで聞いた。最低「三〇〇元」の参拝料は当然のこととしてこれを納め、ある者は五〇〇元を、ある者は一、〇〇〇元を賽銭箱の中に入れた。

「あの当時、お寺に見えた参拝者の数は、それは相当なものでした。一日中、お寺に入れないくらいの人が参拝に来るのです。それで、自分の肉親の神棚を見つけて、わあわあと泣き叫んで、『自分の肉親がここにいるのか』と、大勢の遺族が泣き崩れていました」

寺の近くに住む、ある主婦の言葉である。

神棚の前で号泣する遺族の姿に、寺の坊さんセンは、また商魂を働かせた。神棚を売れば「もっと儲かるのではないか」と思いを巡らせたのであった。「もし神棚を持ってお帰りになりたいのなら、一万元でお譲りします」――こう遺族に触れまわった。

台湾遺族にとって「一万元」（日本円＝当時約五万円）という金額は相当の負担になる。

現地新聞の記事にも載った「神棚を売る」という坊さんの〝話し〟に応じた遺族がいたかどうかは、定かではない。しかし――

聖職にありながら戦没者の〝霊〟を利用して、金を儲ける。寺の坊さんが笑っていられるのも、ここまでであった。〝その後〟の住職センの運命については、先に登場した新竹市在住の某氏の言葉を借りよう。

「坊さんが一万元で神棚を売るという話をしている一件は新聞にも出ました。ところが、センにとってはこれが問題だった。というのは、遺族のほうから苦情が出るようになった。どういう苦情かというと、日本がまだ台湾に対して〝補償〟をしていないにもかかわらず、神棚だけを台湾に渡して、台湾の遺族が〝線香料〟を出す羽目になっている。これは少しおかしいんじゃないか、という疑問を持ったわけなんですね。それで次第に大騒ぎになった。

こうなってくると、いよいよ役人も黙っていられなくなるわけです。新竹縣の偉い方々、民政府の役人が、調査を始めた。地方検査官が乗り出して調査をして……センは調査官に対して『日本の靖国神社から正式に移転してきた』、こう答えたんですね。ところがハナワさんは《靖国会》の人間であって、靖国神社の事務局長ではない。ハナワさんまで巻き込んだ形になったわけです。

検査官は、文書をつくって日本側に問い合わせた。外交部から、亜東関係協会を通して、交流協会を通じて、日本に文書が行った。最後に着いたのは、厚生省だと聞いている。もう大騒ぎですからね。放っておけない……。

そこで厚生省は、文書を受け取って、靖国神社に問い合わせた。神社はこれを否定した。そんな大事な神棚を黙って台湾に渡した覚えはない、こういう文書が台湾に返ってきた。寺のセンさんは即、検査官から起訴されるわけです。起訴されて、判決が出ないまま、五二歳の若さで死んでしまった。それと、坊さんが疑われたのには、もう一つ理由があった。……」

「もう一つ」の理由とは、神棚に記されている「陸・海・空三軍将士の英霊」という〝表現〟の問題であった。新竹縣政府の役人は、「大東亜戦争の戦没者の遺霊は、日本にとっては〝英霊〟であっても、台湾に帰ったら〝英霊〟という言葉は適切ではない」ことを坊さんに悟し「この表現を改めるよう」要請した。英霊とは即ち、「自国のために働いた兵隊に対してのみ用いられる」という意からである。

「英霊」であるかどうかはともかくとして、住職センが犯した決定的な誤ちは、もっと別なところにあった。「三軍」という文字である。大東亜戦争当時の日本の〝空軍〟は、「空軍」として独立はしていない。「陸軍航空隊」「海軍航空隊」として、陸・海軍のなかに航空部隊は配属されていた。「日本は当時〝二軍〟しかなく、〝三軍〟制はとっていない。日本の靖国神社には、『三軍』と書かれていたのか」、縣政府の役人は、寺の坊さんが犯したこの初歩的なミスを

厳しく追及した。

返答に窮しているところへ、「戦没者の遺霊を靖国神社が台湾に移した事実はない」との日本側の返書が検査官の元に届いた。寺の住職センが逮捕されるのは時間の問題となり、検査官からの直接の起訴によって本事件は「一件落着」となるのである。

戦没者の霊を金儲けに利用した〝事件〟は「濟化宮負責人接受調查　再度否認利用迎靈財　查閱資料舉辦法會均免費服務」などの大見出しつきで各紙で報じられることとなったが、今は故人となった濟化宮の坊さんセン氏は記者団の追及に対し、

「群衆の中へ入って、悲劇の話をして花を咲かせただけ……」

といった弁法で、自らの〝業〟を釈明している。確かに「悲劇」ではある。

詐欺に遭い自殺者まで出る

一方、寺の坊さんに裏切られる羽目となったコウ某だが、彼は坊さんがまだ存命中だったころ、再三にわたって「分け前」をセンに請求したが、ついにその分け前は「もらえずじまい」に終わったようである。そこでコウ某のグループが考えたのが、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の〝霊砂〟を利用した遺族からの「会費集め」だった。〝神棚〟を〝霊砂〟に変えて、寺の坊さんとまったく同じ手口で遺族から〝寄付金〟を絞り取ったわけである。

この一件については、《討還団》の李総代表の話を聞こう。

コウ某の「資金（？）集め」について語るとき、李総代表もやはり「新竹の寺のセン」を引き合いに出している。コウ某と寺の坊さんの〝つながり〟を語らずしては、「霊砂の問題」に話題が発展しないからである。〝両事件〟を比較してみると、随所に類似点が多々見られる。寺の住職センが《靖国会》という民間団体を巻き込んだのに対し、コウ某も千鳥ヶ淵戦没者墓苑の、《千鳥ヶ淵奉仕会》という民間の団体を利用することで、「霊砂入手」「霊砂を祀るための寺院建立」というストーリーをつくり上げて会費を集めたのであった。いずれの事件も、台湾の遺族にとっては、悲劇きわまりないものだったが、語気を荒らげて、かつ慎重に言葉を選びながら李総代表は次のようにいう。

「センさんに裏切られて、コウは目的に達しない。それで『じゃあぼくたちは別の方法でやりましょう』といって、千鳥ヶ淵の霊砂を持って帰ったのです。そこで千鳥ヶ淵のある方が、コウから金をもらったのですね。千鳥ヶ淵奉仕会という民間の会があるのです。この奉仕会にコウが金をあげて会員になったというそうだ。だから、一時的に私が聞きに行ったときね、『いや、私の会は、会費を払ったら〝会の規則〟によって会員になる資格がある。誰が来てもお金を持ってきて寄付したら会員になる資格がある、という、千鳥ヶ淵奉仕会の規則がある。それで金をあげた。会員となった。だから、千鳥ヶ淵の石や砂を持って帰って〝霊砂〟とするのも、この奉仕会は同意した、というそうだ。コウはだから、この〝霊砂〟を持って帰って、

各方面から金を集めたのです。コウは千鳥ヶ淵のところへ行って、どうして霊砂を取ったのか。お寺のセンが彼の名簿を利用して神棚をつくった。金を儲けた。これで、再三ぼくたちの団体が『靖国神社へ行ってこれをするのは駄目だ』といった。だから、彼らの手段は、千鳥ヶ淵から霊砂を持って帰って、これを祀るお寺を建てる。コウの手段とセンさんの手段は同じことなんです。寺を建てるから寄付をしなさい、こういって何千万円の金を集めたのです。このこと、金取られた人が教えてくれたなんです。これやったら《奉仕会》の人にも迷惑なんですね。

このグループの手段はうまいなんですね。なぜというと、条件をつけるんです。すなわち、『あなた一〇〇万元持ってきたら、この〝補償〟は来年出てきますから、一〇〇〇万元補償してあげます……』、つまり、一〇倍の条件で金を集めたのですよ。だから、みんな喜んで……」

――「補償」を期待してコウ某の団体が集めた金額は、台湾円で「四四一六万五〇〇〇元」にのぼるという。日本円にすると、およそ二億五〇〇〇万円（当時）になるわけだが、頻発する不祥事に李は頭を痛めた。李総代表、あるいは《討還団》にとって迷惑だったのは、これら他のグループによって引き起こされた事件の〝余波〟が、真剣に補償問題に取り組んでいる《団》の名に汚名が飛び火してきたことである。

「いろんなことあって、それを台湾で騒いだり、日本へ行って騒いだり……。日本へ行ったとき、私の支援会がコウのことで、あること聞いたのです。

『今まであなたの団体は、李謀茂が指導していて、日本に連れてきているのに、どうして今

回あなたが連れてきたのか』こう日本の人が聞くんですね。これに対して向こうのグループが何いうかというと、『いや、これは同じ団体です。たまに李謀茂が連れてきます。それで、たまに〝私〟が連れてきます』

こういう話を日本人に話した。ところが、台湾からいろいろな電話が入って、『この団体は、台湾で人を食い絞ったり、何をしたり……』という情報が日本に流れたのです。それで日本が誤解してね、『ああ、李謀茂の団体はこういう団体であったのか、残念であった』って、日本の支援会も一時的には、非常に誤解したなんです。

というと、ぼくたちの団体が迷惑なのは、コウの団体の名称は、私と同じなんです。ただ〝之〟の字がないだけなんです……」

李総代表の「〝之〟の字がないだけ」という最後の言葉には、説明を要する。

李謀茂の率いる《団》の名称は、

「台籍同胞原日本軍人軍屬之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團」

という。これに対しコウ某一派の用いている名称は、

「台籍同胞原日本軍人軍屬軍貯欠餉死傷恤償討還代表團」

と称する。初対面の人で、両者の違いを名刺一枚から見分ける人はまずいないであろう。「軍人軍屬」と「軍貯欠餉」のあいだの「之」の一字の有無だけが、両団体の「違い」を見分ける鍵となっているからである。

「戦没者の霊を祀る寺を建設する、という名目で寄付金を取られた。寄付をすれば、補償金は一〇倍になって返ってくる、ということだった。にもかかわらず、いつになっても寺はできないはかりか、日本からの補償もなく、寄付金も戻ってはこない……。李謀茂の団体は、詐欺師である」

こうした元日本兵・遺族からの苦情が相次ぎ、誤解を解いて回るのに李総代表は相当のエネルギーを費やした。「訴えようと思っても、名前が同じでないから、法律的には問題ないんです。だから、頭痛いなんですね……」、しきりに嘆く李総代表である。甘い言葉に乗せられ、寄付をした遺族のなかには、数千万円の被害を蒙った遺族もいるようだ。彼らのほとんどは、気持ちのやり場を失い、最終的には李謀茂の率いる《討還団》の傘下に入り、補償運動に明け暮れる毎日を送っている。なかには、自殺した遺族すらいるという。

書き漏れてしまったが、もう一人「リョウ」なる人物も、「寺の坊さん」と「コウ某」のあいだに入り、甘い密を吸おうとしていた。三者が手を組んだうち、Rの役割はコウ某に戦没者遺族の〝祭神簿〟を提供することだった。このRは、寺の住職センに対ししきりに、「団の事務経費として毎月六万円を納付するよう」迫っていたようである。しかし、コウ某とともにこのR氏も、寺の坊さんの前には歯が立たなかった。ちなみにこのRなる人物は、不要となった〝合祀通知書〟を買わされる羽目となった先のリセ某の経営するプラスチック工場の「守衛をしていた男」だという。

日本人の恥を晒した芸達者な女とシマヅ某

〝補償問題〟の名を借りて、詐欺まがいの商法により台湾同胞の遺族を食いものにする――台湾内部だけでなくこのなかに、元来、「補償すべき」側にあるはずの日本人の名前が散見されるのは憂慮すべき事態である。先の「寺の坊さん」の一件で、新竹在住の某氏の言葉のなかに出てくる「アカホリトシコ」なる人物がその一人である。「センを靖国会のハナワさんに紹介した」アカホリは、さも〝補償問題〟に関心を持っているかの風を装いつつ、日本円にして二五〇〇万円相当の詐欺を働いてのち「消えてしまった」という。

静岡県浜松市に住むアカホリは、《討還団》の初代団長・黄同吉の時代から、「補償問題」に対しては、別な意味で関心を持っていたようだ。黄団長亡きあと、その息子が、〝無効〟となった靖国神社の〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟をリセ某に売りつけたとき、アカホリトシコは言葉巧みにこのリセ某に言い寄った。リセ某は、「無効となった〝商品〟を売った」として黄団長の息子を訴えながらも、さらに靖国神社の〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟をコウ某に転売している。コウ某は通知書や名簿を「無効」と知りながらも、その利用価値を知っていたためあえてリセ某の〝商談〟に応じたようだが、〝合祀通知書〟や〝祭神簿〟がコウ某の手に渡るとアカホリトシコは次には、リセ某から離れコウ某の下に走っていった。

日本人アカホリが味方についたことを、コウ某は喜んだ。アカホリを自分の団体の「日本の運動員」に任命し、日本での運動を全面的にアカホリに任せた。アカホリは、「わたしは政治家はじめ日本人有力者を大勢知っている」としてコウ某を信用させ、その場の状況に応じて「泣くことも笑うことも自然にできる芸達者な女」だった。自業自得とはいえ、コウ某よりアカホリのほうが一枚「上手」だったのであり、コウ某はアカホリの「女の涙」に泣かされる羽目となった。当然のことながらアカホリは起訴されているが、アカホリの次にはシマヅ某という男性が、補償問題のどさくさに紛れて「日本の恥」を晒している。被害に遭ったのは先の〝コウ某〟のようだが、シマヅは、アカホリ同様「国会議員に知り合いがいる」と言葉巧みにコウに言い寄り、やはり多額の金を詐取した。日本のマスコミにも載った本事件の真相を、補償運動に詳しい日本人M氏は次のように語っている。

「アカホリトシコという女性は、相当のやり手でしてね。台湾のコウという人は、このアカホリから四〇〇万元ばかり取られたらしい。日本円にすると二〇〇〇万円以上になる。で、そのアカホリが逃げた。消えてしまってから、今度はシマヅという人が出てきた。コウがこのシマヅとくっついて、彼を日本の運動の代表にした。ところが、このシマヅも相当の曲者で……。自分の友達を、補償問題に対して好意的な国会議員先生方の代理人だといって台湾に連れて行って、コウを騙したようです。しかし運悪くこれが《討還団》の李総代表の目に止まった。李さんが、事実はどうなのかを日本側に問い合わせたらしい。日本からは『そんな事実はない』

という返事があって、シマヅの嘘がばれた。それで新聞にも載って……、日本人としては大変、残念なことですね」（シマヅ某がコウ某に対し「補償金の配分業務一切の件を依頼する」とした『依頼委任状』をM氏は所持している）。

台湾の〝補償問題〟が選挙運動に利用されたことも過去にはあったという。

大平内閣のときだが、「バックには《討還団》が控えている」との誤解を受けて、李総代表は著しく迷惑を蒙った。選挙に立候補したのは、台湾出身の、日本で事業に成功して財を成したKなる人物だった。このKの運動員に、やはり台湾出身でBという男がいた。《討還団》が誤解を受けた原因は、このBにあった。B運動員は、《討還団》の役員名簿に名を連ねていた人物だからである。Bは靖国神社の前に立って、選挙用のビラを撒いていた。

「台湾の戦没者遺族や元日本兵の、補償問題を解決する」

これが、衆議院議員に立候補したKの「政策の目玉」であった。Bは声高にこれを唱い宣伝用のビラを通行人に配っていた。この情報を聞いた李総代表は、自分の目で〝事実〟を確認してのち、運動員B氏に歯止めをかけている。

「『この問題は、Kさん一人だけの力で解決できる問題ではない。野党の議員さんも全部含めて、みんなの党が一つになって、心が一つになって初めて解決できる問題なんだ。だからこの問題を、政治運動に巻き込むことは困るなんです』、こういって止めたなんだ。政府で、みんなの党で〝補償の法律〟をつくることは有難い。でも、一つの政党が、政治運動に補償問題を利用するのはよくない、いうてね、私厳しく叱ったのですよ。それでもまだ、運動しとったなんですけれどね……」

李総代表は、「歯止めをかけた」理由をこう説明する。

結局、K候補は落選した。運動員Bは、選挙が終わってのち台湾に帰ったのであったが、ほどなくして病死している。台湾の遺族に対して日本からの補償が〝実現〟すれば、数千億円の巨額な金が動くことになる。補償問題を巡ってのスキャンダラスな事件は、止まるところを知らなかった。次に見る売春問題は、その最たるものであった。

合祀通知書が〝売春〟の通行札に

「売春問題」にも、靖国神社の〝合祀通知書〟が一枚噛んでいる。無効となった例の合祀通知書が、いつの間にか「売春の手引き」をする〝通行札〟に化けていたのである。

一時期、日本人による〝買春ツアー〟が東南アジア地域に頻出するとの噂がしきりに流れたことがあった。観光客のあいだでも日本人男性は顰蹙を買っていたのだが、この事実が社会問題化するに及んで、団体によるいわゆる〝買春〟行為は鳴りをひそめていった。これにとって代わるものとして浮上してきたのが、現地フィリピンや台湾からの、日本へ入国しての〝出張

売春〟である。昭和五十八年当時、フィリピンや台湾人女性を中心にした東南アジア諸国からの出張売春はピークに達しつつあった。裏で糸を引いているのは、「芸能プロダクション」などを名乗る日本の暴力団であると伝えられるが、靖国神社の合祀通知書は「知らぬ間に」この暴力団と台湾人の手を通じ〝売春婦〟の手に渡っていたのである。

ではなぜ〝合祀通知書〟が「売春婦にどのような利用価値があったのか」だが、これは〝観光ビザ〟の期限を延期するのに用いられたものであるらしい。しかし、この団体売春の一件は、空港の入国管理事務所員に看破されたことにより「ビザを延期しての売春」は未遂に終わっている。「戦没者遺族の参拝団」にしてはあまりにも若すぎる、しかも「若い女性ばかり」の団体に不審を抱いた管理所員が靖国神社に〝真偽〟を問い合わせた結果、「嘘」が判明し売春の団体は強制送還されることとなった。これらはテレビでも放映されている。本件でも《討還団》は、社会的に「あらぬ嫌疑」をかけられ著しく迷惑を蒙ることとなった。

合祀通知書を懐に忍ばせて、日本に入国した台湾人女性は、二六人であった。しかし彼女らが所持していた〝合祀通知書〟の、陰刻された〝菊〟のマークは「金色」ではなく、「白」であった。これを持っているのは《討還団》ではなく、コウ某の団体である。あらぬ嫌疑をかけられた《討還団》と李総代表であったが、「疑い」は動かし難いこの事実が証明してくれた。

三〇分の〝特番〟を組んで、『台湾売春』の一件を放映したのはTBSテレビだった。

台湾元日本兵・遺族の〝補償問題〟が原因で頻繁に発生する不祥事――見方を変えれば、そ

昭和54年４月、台湾の戦没者遺族による第１回靖国神社参拝団。

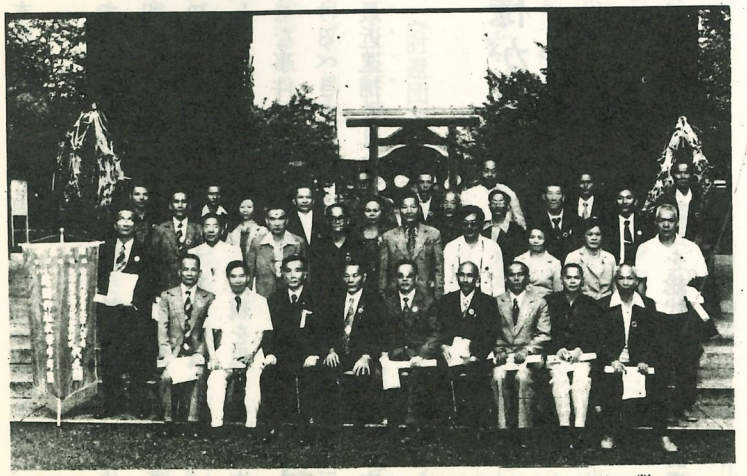

昭和54年10月の第２回遺族参拝団。参拝団は回を重ねるごとにその数を増していった。

れだけ本補償問題は、現地台湾はもとより日本国内においても周囲の関心を集めている、ということになろう。

「肉親の霊が祀られている」というニュースで新竹の濟化宮を参拝し、神棚の前にひれ伏し号泣した遺族。千鳥ヶ淵戦没者墓苑の「霊砂を祀るための寺院を建立する」という触れ込みに多額の寄付金を供出した元日本兵、遺族。肉親の〝御霊〟も〝霊砂〟も本物ではなかった。しかし、神棚の前で流した遺族の涙、寄付金に託した元日本兵・遺族の「肉親を思う心」は本物であった。補償問題から派生したスキャンダラスな事件に対してではなく、われわれ日本人はむしろ、台湾同胞のこうした現実にこそ目を向けるべきであろう。コウ某は「一〇〇元」「三〇〇元」を詐取しているチンシン某とともについ最近逮捕されたが、彼らを責める資格は日本人にはない。

「誤解受けても最後は神様が見る」

「意志を一つ」にする試みも空しく

台湾にあって〝補償問題〟を巡って運動している団体は、李謀茂を総代表とする《討還団》を含め大小合わせて「九つの団体がある」という。無論、いずれも民間団体である。

しかし、これら九団体のなかには、これまで述べてきたように、「補償問題」というよりは私利私欲のための「利益団体」と覚しき集団がほとんどで、また〝団〟の名称を持ちながらも実際には活動の機能を停止し架空的な存在となっている団体（?）も少なくない。そして、なかには、名簿に二、三人の氏名を留めるだけの小団体もいくつかあるようである。つい最近の情報では、青年党と称する若手のグループによる〝補償運動〟の団体がまた一つできたようだ。

「戦没者遺族や元日本兵の軍事郵便貯金、未払い給与等の補償・返還を求め、日本側に対し補償運動を展開していく」

九団体のうち主だった動きをしているのは、《討還団》と、台湾の政治運動をしているメンバーをバックに持つグループ、そして内実に対する世評はともかく、もう一つの団体としては、先に見たコウ某のグループを含めた三団体があげられる。

過去においては、これら複数の団体が、「意志を一つ」にして日本側に働きかけよう、との試みも成されている。

「補償運動に向けて意志を一つにする」ために、たとえば昭和五十七年七月、日本において台湾の補償運動を側面から支援している日本民主同志会の松本明重中央執行委員長は「中華民国総統府行政院長・孫運璿閣下」に宛てて次のような「お願い書」を書き送っている。

謹書

……前　略……

本問題が世情喧びすしくなると共に貴国台湾省に於て、目的を同うせる団体が簇生し、種々なる意図の下に活動をはじめているようでありますが、今日までの運動の実態を振返ってみますと総代表を李謀茂氏がいたしております「中華民国台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団」が最も積極的に、しかも真心のこもった地道な活動をいたしおられることが、今日の情勢を生むに至った力となっておりますことを確信いたします。

風聞いたすところによりますと、台湾省において同様目的を持つ諸団体が統一いたされず乱立の状態であると共に、中には二、三人の者を以て団体名称を称えているなど複雑な様相が見られる感を受けるものであります。この際、中華民国当局のご斡旋を賜わり、誠意と実績を有せる前記代表団などを中心にした、一体化をお計り賜わりたく念願いたすものであります。受入側が複雑混迷いたすような場合、折角日本政府において本問題を取り上げ善処するに当って、受入体制側の混乱不統一を口実に、実行が荏苒延期されるようなことがあってはまことに遺憾残念であります。今こそ受入体制の統一とそれ以上に一致団結して日本政府に実現を要請する運動が大切であると存ずるものであります。

この問題が社会的に喧伝されるとともに日本国民の中華民国への深い尊敬と、あわせて申訳ないひけ目を痛感しているものであります。

ここに日華両国永遠の親善と友好を念願し、民族的使命を遂行することを希求し、粗文

を呈し陳情申し上げる次第であります。

本〝陳情書〟に対する台湾政府の対応は消極的であった。というより、政府としてはやはり国と国との〝条約〟に対しては遵守しなければならない立場にあり、民間の活動に対し「特別の権限」を行使するわけにはいかなかった。

謎に終わった「財団法人」設立

補償実現に向けて台湾側の意志を一つにする――李総代表もこうした意図に対しては積極的に賛同した一人だった。過去においては「財団法人を設けて日本側に働きかけよう」との試みも成されている。財団法人を申請するには、内政部からの許可が必要であった。李総代表は、内政部に対し「財団法人の認可」をしてくれるよう申し出た。《討還団》からの要請を受け内政部からは、中華民国七十四年（昭和六十年）十月二十一日付の「74台内社字第359062号」の文書が発せられ、「台湾の戦没者遺族救助のための業務を遂行するには、それ相当の基金を集め財団法人を設立してもよい」旨、李総代表宛に送付されている。また《討還団》の名称も「財団法人元日本軍人軍属遺族救助基金会」に改めるよう、口頭で指導されたのであった。

内政部からの要求どおり李総代表は、《団》の協力を得て〝基金〟（一〇〇万元）を準備し、

銀行の「残高証明」を添えて「財団法人設立認可」の申請をした。内政部からの返事を、しびれを切らして待った。ようやく〝返書〟が届いたのは、申請してのち前後四ヵ月たった民国七十五年（昭和六十一年）二月だった（返書の日付は二月二十一日）。しかし、内政部からの「台75内社字第378200号」の文書は、李総代表の期待に沿うような内容ではなかった。「貴方が申請した財団法人設立認可の件は、これを許可することは困難である」との内容だった。「どこがいけなかったのか、なぜこのような結果になったのか、内政部の回答は、今だに謎になっている」と、《討還団》の某幹部はいう。李総代表は淋しい思いで「財団法人設立基金」として集めた「一〇〇万元」を銀行から引き出し、各役員に全額これを返済した。

台湾側の〝意志〟を一つにする、ということに関しては、上記の「財団法人設立」とは別な試みも成されている。

日本側に働きかける窓口を〝一本化〟するため、実際に台北市内に事務所が設けられた。《討還団》の事務所ではなく、台湾で〝補償運動〟を展開しているいくつかの団体を統括して、結束を固め日本側に「働きかける」ための事務所である。

台湾の戦没者遺族や元日本兵にとっては、藁にもすがる思いで開設されたこの台北の事務所はしかし、時を待たず閉鎖しなければならない羽目に陥っている。原因は、〝会長〟に就任した世にいう知識層たる某医師の独断専行と、コウ某の団体に似た手口による「会員からの会費の詐取」などにあった。

新しく設立された《会》のなかで、李謀茂は「日本国内での運動責任者」となった。再三にわたって日本を訪問し、日本の内情に精通していたからである。台湾内の最高責任者としては、医師・コウキン某がこれに就任した。「学問のある人」を「会長にすることができた」として、李謀茂は、コウキン某の出現を心から喜んだ。

「一つの支援団体をつくるときに、一人の医者がね、その人が私を呼んで『支援します』って。コウキンさんは日本へ行って実際に私の運動も見て……。『よしやりましょう』と。日本民主同志会の松本委員長もこのときぼくたちを歓迎してくれたなんだ。

この人は七〇歳の先輩者で、日本の大学を卒業した立派な人で、私も非常に信頼したなんです。こんな人が、台湾の国内の指導をする資格あるなんです。今までぼくたちのこんなたくさんの団体、全部無学の者なんですよ。全部公学校、ある者は勉強しない人もあるなんです。それが団体をつくって……。この方々を一括するために、私がコウキンさんに頼んで、『台湾の責任者をしてください』ていうたなんです」

コウキン某を〝長〟とする団体には、《互助協会》という名称がつけられた。事務所ができて、台北市内において早速、「統一」のために各団体が集まり第一回目の〝会議〟が開かれることになった。

《互助協会》として新たに出発する、第一回目の会議に出席して李謀茂は、「これはおかしい」と少し不審に思った。「窓口一本化」のために集められた各団体の責任者がすべて、「初めて見

る顔ばかりだった」からである。のちになってわかったことだが、当日会議に出席した面々は、「従来からあったいくつかの団体」とはまったく縁もゆかりもない、インスタントでできた〝ミニ団体〟ばかりだった。「本当の団体ではなくて、一人、二人……。ある者は女性。本当に組織した団体ではなくみんなバラバラの、『お前一つの団体せい』『お前一つの団体せい』、コウキンさんがこうやってつくった団体……」だったのである。

不審を抱きながらも李謀茂は、コウキン会長には絶対的な信頼を寄せていたため、黙って《互助協会》の議事に従った。

会議は、「内政部に対し財団法人を申請することがまず第一義」とされ、「その旨、政府に働きかける」ことを決議して散会となった。コウキン会長は、《ミニ団体》にそれぞれもっともらしい名称をつけ、「財団法人を認可して欲しい」旨、内政部に申請した。内政部はしかし、これを許可しなかった。先にも記したように、財団法人設立には、それ相当の〝基金〟を必要とする。コウキン会長は、この基金を集めることができなかった。

コウキン会長は、財団法人設立のため、「熱心な関係者から金を集める」努力はしたようである。しかし「財団法人の設立基金」に使われ、《互助協会》の事務所の「毎月の家賃やその他経費」に使われるはずの「熱心な関係者から集めた金」は、設立間もなく台北事務所の家賃すら払えないほど底をついていた。

コウキン会長に裏切られたことを知ったとき、李謀茂は恐ろしさのあまり全身がぶるぶると

震え、額からは「油汗がたらたらと流れた」という。

「熱心な関係者から集めた金を、全部自分のポケットに入れて、自分のために使っているのです。このこと、台北の事務所にある人が来て、『私金出した、どうして家賃がないのか』こう聞いたのが原因でね、全部わかったのです。

私、この途中でも、コウキンさんの悪い噂聞いている。でも、『あの人は先輩者で学問もある、医者である』、こう思ってね、悪いこと聞いてもデマだと思って信頼しとったなんだ。それがね、デマが本当だとわかったとき……、私コウキンさんにちょっと聞いてみた。そのとき、エヘヘヘ……、気味の悪い笑い方したなんだ。私怖くてコウキンの前で冷や汗たらたらと流れたなんです。そういう人も台湾におるのですよ。台北の事務所もそれでおしまいになって、また元の状態に戻ったなんです」

《互助協会》に「なぜコウ某の団体や、高砂族から二〇〇元や三〇〇元の金を集めているチンシン某のグループが参加しなかったか」だが、コウキン会長は実際にこの二つの団体に「統一」の呼びかけを行ってはいたようである。しかしいずれも、会議の出席を「拒否」してきた。《互助協会》は《討還団》と同じく役員が運動費を出し、遺族からは絶対に「運動資金を集めてはならない」規則になっていたからである。

これらは昭和五十九年末頃の出来事である。コウキン会長の下でも李謀茂は、窓口を一本化(?)して「いざ日本へ」と出発するとき、苦い思いを一つ経験している。「運動のための旅費

を渡すから事務所に取りに来るように」いっていたコウキン会長は、事務所へ顔を出した李謀茂に「あなたの健康と成功を祈る」といい『笑いながら肩を叩いただけ』だったという。このとき李謀茂の脳裏には、数年前の黄団長との暗く淋しい思い出が鮮かに蘇った。

TBSテレビの〝特番〟

十余年にわたる補償運動の過程にあっては、李総代表率いる《討還団》自体、個々の利益のみを追う、一種の「債権団」としてコウ某の団体と同一視されたこともあるようだ。本問題には、日本のマスコミがからんでいる。

事の発端は、靖国神社が廃棄処分（無効通知を出した）をした例の〝合祀通知書〟にある。先に述べた〝売春婦〟問題にからむ一件である。「靖国神社の合祀通知書が、売春婦の〝日本入国〟に際しての通行札に利用されている」――TBSテレビが三〇分の〝特番〟を組んで放映したこの番組を見て、台湾にいる李総代表宛に電話をかけた人物がいた。藤井事務所の占部義男司法書士だった。

「李さんが持ち帰った合祀通知書が〝売春〟に利用されている」

知らせを受けた李総代表は、取るものもとりあえず日本へ飛んだ。TBSを訪ね、番組の担当者、秋山豊寛ディレクターに面会を求めた。

「それで私がTBSへ行って、秋山さんを訪ねたのです。『どうしてこういうことが起こったのか』と。『ぼくの団体は絶対にこれを使いません』て。だから、私が『資料を見さしてくれないか』って……。合祀通知書を取った資料を。それ見たところがね、白い菊の御紋章のなんですよ。だから私は、これまでの事情をね、そのとき秋山さんに詳しく話したな〜んです」

秋山ディレクターが李総代表から「靖国神社の合祀通知書」にまつわる〝事のいきさつ〟についての説明を受けたのは昭和五十八年の夏であった。李総代表の説明を受けた秋山ディレクターは、「ではそれが事実かどうか台湾に取材に行くがいいか」ということになり、「よろしい」と李総代表は応えた。当時李は、「身の潔白」を証明するため、相も変わらず乏しい財政のなかを日本にやってきている。宿泊先は東京・新大久保の百人荘で、一泊「二五〇〇円」（四畳半三人の相部屋）の木賃宿だった。

この一件があってのちおよそ半年後の五十九年一月十五日、TBSは独自の取材結果に基づく「台湾元日本兵・戦没者遺族の補償問題」についての報道特集を組み、日曜の午後六時からこれを放映した。

『捨てられた皇軍台湾出身元日本兵たち』

と題される同番組は、料治直矢をキャスターにおよそ以下のような内容で構成されている。

――まず靖国神社の大鳥居が大写しに映し出される。「太平洋戦争の模様」が報じられ、「台湾

元日本兵・遺族には補償が成されていない」ことを強調。〝五十九年度予算〟に「補償金を組み込んでもらう」よう来日した台湾の陳情団を紹介。有馬元治議員へのインタビュー。戦争時の台湾兵・朝鮮兵の出征模様を紹介。「このように日本兵として日本のために生死を賭して戦ったにもかかわらず、台湾兵に対しては外国籍であることを理由にまったく補償が成されていない」旨のナレーション。対照的に、日本の旧軍人、遺族に対しては、「手厚い補償が成されている」ことを強調。台湾の補償運動が「中村輝夫一等兵発見」時より急速な高まりを見せたことを紹介。中村一等兵に対し日本政府が支払った補償金はわずかに六万八〇〇〇円であること、これは横井・小野田両氏へのそれに比し著しく公平を欠くものであり、台湾人が「日本政府に憤りを覚えている」ことを併せて紹介。

鄧盛元日本兵以下一二名の原告団が「補償問題」を巡り係争中であることを紹介。東京地裁の判決に対する鄧盛元日本兵の〝憤りの声〟をインタビュー。〝霧社事件〟の石碑を写し、次いで高砂族など山地住民を訪問。「夫」「兄弟」を戦場で失った遺族の声を紹介。遺族「松下てる子」は日の丸の旗を持ちながら「国のためなら命捨てても……」「夫は〝死んで帰れ〟と励まされ戦場へ向かいました」と涙ながらに証言。「勝ってくるぞと勇ましく……」「進軍ラッパ鳴るたびに……」の軍歌を歌う。料治キャスターが軍歌を最後まで歌わせたことをノーカットで放映したのが印象的。軍歌を歌い終わった松下てる子は「日本が負けたときはがっかりしました」と結ぶ。

原告団の一人、全永福元日本兵を取材。片手を戦争で失った氏の生活状態を聞き「日本に対し何を思うか」を問う。これに対し全元日本兵は「私は日本のことを信用しています」「日本人は私のこと忘れないと思う」と答える。

次いで胃出血のため病気療養中の鄧盛元日本兵に再度インタビュー。鄧盛元日本兵はラバウルにあっての戦時中の模様を語り、戦後は「肩身の狭い思いをしながら暮らした」と語る。日本兵として戦争に参加したことが、自国に鋒を向けた形となり「後ろめたい」というのである。「ぼくたちは、日本人とまったく同じ条件で戦争に参加した。陛下のため日本人のために働いた。もし戦後、現在手厚い援護を受けている日本の遺族・元日本兵の方々がぼくたち台湾人と同じような立場に置かれたとしたら、彼らは、一体どう思うであろうか。台湾だけを使い捨てにするのはひど過ぎる」と言葉を結ぶ。

のち、料治キャスターは霧社を訪ね、再度遺族にインタビュー。眼鏡をかけた婦人が「お父さんを首を長くして待っていたが、とうとう帰ってきませんでした」と泣いて訴え、最後に「天皇陛下によろしくお伝えください」と結ぶ。遺族につづいて元志願兵の声。「国家のためにわれわれは命を捧げ、『天皇陛下万歳』『天皇陛下万歳』と叫びつつ日本のために働いてきたにもかかわらず、今日の日本の対応ぶりには失望している」と怒りの感情も露に〝今の気持ち〟をぶちまける。数人の台湾同胞の〝声〟があり、第一部終了——CM。

画面構成の〝怪〟

《討還団》総代表・李謀茂にとって、TBSの放映した〝画像〟は、別段問題のある内容ではなかった。李総代表自身、コマーシャル・タイムに入る第一部までは、大いに賛同を示しつつ画面を見ていた（李総代表は直接〝番組〟を見ていないが、のちに日本人知人よりビデオを入手し〝録画〟でこれを見ている）。しかし、《討還団》を預かる李総代表にとって、第二部で放映されたそれは、視聴者に誤解を招き「悔いの残る」ような画面構成となっていた。

「このような遺族や元日本兵の純粋な気持ちを『〝別な目的〟で利用している集団がある』ことを耳にした〝われわれ取材班〟は……」のナレーションで始まる第二部には、例の〝寺の坊さん〟が「靖国神社から持ち帰った」という「濟化宮の神棚」や、コウ某の団体が資金集めに利用した「霊砂を祀るための寺造り（?）」の一件に加え、李総代表以下《討還団》も、さも「利益集団である」かのごとき画面構成が成されていた——のである。

元々TBSのこの〝番組〟の取材には、テレビ局側にというより、現地台湾での「取材の過程」において「複雑ないきさつ」があったようである。

TBSの秋山ディレクターは、現地を取材するにあたって二度、台湾を訪れている。一度目は取材のための、〝下調べ〟をし、二度目は取材班を数名伴って台北の空港に降り立った。

秋山ディレクター（右から二人目）訪台のとき、台中の富春大飯店の前で写す。

《討還団》の李総代表は、秋山ディレクターの取材を受けるにあたり、事前に、台中の富春大飯店大会議場を「取材の場」として指定し、準備をすべて完了してTBSの取材班を待った。

台中のホテル・富春大飯店が取材の場に選ばれたのは、《討還団》の重要会議はすべてこのホテルで行われることになっていたからであり、第一回目の訪台のとき秋山ディレクターはこのホテルで、実際に《討還団》の会議に同席して、会議の内容をその目で見ている。当日の会議は、「補

償運動を支援している日本民主同志会の松本委員長ご夫妻と木俣同副委員長が訪台するため、その歓迎会をどのように開くか」というのが主な議題だった（《討還団》某幹部の談）。

秋山ディレクターの二度目の訪台、すなわちTBS取材班を同行しての「取材」の日は、《討還団》メンバーが松本委員長を迎えるその「歓迎会」当日に選ばれた。当日は、各地区代表幹部はじめ、台湾の戦没者遺族約四〇〇名がホテルの会議場に集まった。日本のテレビで、台湾の遺族の〝生の声〟を放映してもらいたかった、ためである。会議場は超満員で、出席者のなかには座席が確保できず立って取材班を待っている遺族もいた。

取材班一行が乗っているはずの飛行機が台北の空港に到着し、松本委員長一行もホテル会議場に到着した。取材の時間「午後六時」が迫った。歓迎会が始まる。「約束の時間」が過ぎた。TBS取材班は、姿を見せなかった。

約束を「反故にされた」李総代表や《討還団》幹部は、台湾各地区から遠路はるばる足を運んでくれた遺族に対し「申し訳なく大変恥ずかしい思い」をした。

しかし、秋山ディレクターに対し李総代表は、同情的である。なぜ取材に来れなかったかについて、およその予測がついているからである。

「私は、秋山先生来ているのに、飛行場に出迎えにも行けないんですよ。新聞局が迎えて、ぼくのとこ『ちゃんと送るから』いうたんですね。でも面会にも行けないんです。何の問題があったのか、とうとうぼくのとこ来ない。電話は聞こえた。秋山先生はぼくに『許してくださ

い』って。『いろいろ事情があるから……』って」

「いろいろな事情」が「どのようなものであるか」を李総代表は、行政院新聞局からの「電話」によって知った。話しのなかにもあるように行政院新聞局は、李総代表に対し「取材班が到着したら車で台中まで送っていく」と約束していたが、その日ついに取材班は、ホテル会議場に姿を現わさなかった。一国の問題であるだけに、「行政院には行政院の事情があるのだろう」と、李総代表はいう。

《討還団》の総代表・李謀茂に、ようやく「取材の機会」（？）が巡ってきたのは、TBS取材班が「明日は帰国する」という日の午後三時だった。この間TBSは、画面に見られるように《考える会》に縁のあるメンバーや、鄧盛元日本兵ほか一二名の原告団あるいは遺族の取材をしていたことになる。

取材された〝生の声〟は、先に見たように〝番組〟の第一部において紹介された。ちなみに秋山ディレクターは、『捨てられた皇軍台湾出身元日本兵たち』の番組製作に先立ち、第一回目に現地を訪れたとき、政府の新聞局で「取材許可」の申請をしている。

〝誤報〟で〝誤解〟を受けた李総代表と《討還団》

TBSの番組で、《討還団》がコウ某の団体のように「補償問題を利用した〝利益団体〟」と

同じ扱いを受けたことに対しては、李総代表の反論を見なければならない。そしてこれには、「取材されることになったいきさつ」について、もう少し詳しく見ておく必要がある。

台中のホテルで、取材を「反故にされた」李総代表は、翌日から松本委員長一行を伴い台湾各地区の遺族を慰問して回っていた。このとき李総代表は、路上で「検問」にひっかかった。台湾では、重要犯人が逃走した場合あるいは緊急の事態が生じて〝当事者〟を探し出す場合、政府が台湾全島の交通網に対し〝特令〟を出し犯人を検挙、あるいは〝本人〟の身柄を確保するしくみになっている。この〝特令〟は「八号分器」と呼ばれているが、《討還団》の総代表・李謀茂には政府からこの「八号分器」が発せられていたのである。

「八号分器」にかけられた理由は、

「テレビの取材をする」

からだった。高雄縣旗山の実家に留まることのない李総代表に、政府は〝特令〟を出し「TBSのテレビ取材に応じるよう」命令を出したわけである。李総代表は、当日の〝約束〟をすっぽかしておきながら「今頃になって八号分器まで出して呼び出す」新聞局あるいはテレビ局に疑問を覚えながら、指定された取材先である行政院新聞局に向かった。

李総代表は、取材に先立ち政府の役人から次のようにいわれた。

「あなたは、国家のために非常によく働いている。このテレビでは、国家の名誉のために日本に対し、誠意を持って精一杯コメントしてもらいたい」

役人の言葉に感激して、李総代表は「一冊の資料をテレビの人に見せた」という。

TBSは最初から、《討還団》をコウ某の団体と同一視して取材したのであろうか。あるいは李総代表の差し出した「一冊の資料」を目にして、その内容を取り違え「目先を変えた」編集をしたのか。それとも他に別な理由があったのか、事の真相はわからない。

李総代表が取材班に差し出した〝一冊の資料〟とは、「参閲資料、(1)」の『本團組織章程及計劃書』原本のコピーだった。この「参閲資料、(1)」には、黄同吉団長時代からの「立法院議案關係文書」、《団》の「発起人名簿」あるいは「台籍同胞原日本軍人軍属軍貯欠餉死傷恤償討還代表團開會通知」(会議内容)、「代表団名簿」、そして《団》の「規約」などがファイルされている。

《団》の「規約」であるこの「中華民國台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團組織簡章」(中華民國六十六年〈昭和五十二年〉十月二日改組　中華民國六十九年〈同五十五年〉六月廿八日改團址)の「總則」「組織」「任務」「職掌與權責」につづく第「伍」項の、《団》の運動経費を記した次の一文が秋山ディレクターの目に止まった。

「二十三，酬金分配，由總代表及常務代表監察人等研擬分配辦法，債權人得到全部利益的百分之拾収爲本團事務経費，分収部份原則以百分之二十捐獻政府爲公益金。以百分之十二，爲中日法律行政、企劃、安全顧問之馬車酬勞金。百分之五爲本團公積金。餘爲本團行政事務及全體同仁之酬勞，以同労同酬以公平之百分比分配，明細表由監察人及常務代表另擬，提交大會。」

台湾元日本兵・遺族に対し「日本から補償金が出た場合」の「報酬」の〝分配〟額が上記規約には記されている。TBS側が李総代表以下《討還団》を、コウ某らの団体と一括し「債権団」の名称を以て〝番組〟を構成した大きな理由はこの辺にあるようだが、「取材時の模様」を再現しつつ李総代表は本規約について以下のように説明する。

「すなわちTBSが、私に『これまで運動してきた経費はどうなっているか、こんな大きい問題を解決するのに少しの金では解決できないのでないか』『金はどこから入ってきたか』と……。各台湾の団体は、みんな遺族の金を絞ったり、人を騙かしたりという手段を以て、運動しているということを発表されたのは、つまり、テレビの人に、その取材された遺族の方々がこういったのです。

秋山先生がこの点に気をかけて、『李さんあなたの団体、こんな大きな団体、あんなにたくさんの何年もつづいてきた経費はどこから来ましたか』と聞いたのです。だから私は、『経費はみんな役員の自払いなのです。それがなかったら、私がみんな犠牲をやって、自腹を切って金借りて、運動やっとったのです。そういう規則がありますから』ってね、それでこの一冊の規則を見せました。

このなかに、補償の金が入ってきましたら、規則に従って『百分之拾』を報酬金としてもらえるように、弁護士さんから指導されていますから、ぼくたちが自払いをして、今後金が入ってきましたら〝立て替え金〟として金を返してもらえる、という法律に従って実行したのです。

秋山さんがこの一冊を持って見たところ、『百分之拾』のなかにまだ一つの『百分之二十』、またいくらでね……、全部数えていると、『李さん、これは凄いですね。ここ一〇あって、ここ二〇あって、ここにまた一二あって、ここまた五あって、これ全部皆さんのじゃないか』って、こういったのです。

でも、これは規則の意味の誤解なんです。実は『百分之拾』だけですよ。あとの二〇や一二、五というのは、『百分之拾』のなかから小さく振り分けて、『百分之拾』のなかで〝立て替え金〟やら〝経費〟やら、運動にかかったお金を返済するという意味なんです。

私はこのこと、秋山さんに説明したのです。ただね、二番目にある『百分之二十捐獻政府爲公益金』の意味のこと、私少し間違えて説明した。『国家の国防献金にします』って、意見いったのですね。これは本当はそうではない。経費で余った金を政府にあげて、老人ホームやら福祉やら、困っている人が使うの金なんです。国防でなく、福祉の献金なんです……」

――〝番組〟で放映された画像では、李総代表が詳しく説明したつもりの、『百分之拾』以下の補償金の使途については、カットされている。内情を知らない第三者が見た場合、「利益団体」との誤解を招きかねない構成となっている。「運動費」や「寺院建立」の名目で、遺族から金を集めているコウ某のコメントを流してのちの放映であるだけに（〝取材時〟には李総代表が先に取材されている）、視聴者のほとんどは誤解を免れなかったであろう。

「TBSのテープ一本家にあります。見たところ、ちょうど百分の二〇の話をしとったところ

で消えてしまった。だから、日本の方も非常に誤解して、『やっぱり、商売人だ。百分の二〇を取って……』、まだその内容をはっきりいっていないうちに、そのテレビは消えたのです。

このことあってから、私は非常に取り調べられたなんです。合祀通知書で売春婦を日本に送ったのも私の団体でない。このこともテレビでも説明はしてくれない。あれは、最後にはどういう調査されたか、私にはわかりません。

その後、私は秋山先生に電話かけたところ、ぜんぜん会ってくれないなんです。今（昭和六十一年七月現在）はワシントンにいるというそうだ。私の団体は、人の金を絞る、人の金を無駄にする団体じゃありません。私たちいろいろ誤解されて、日本の人たちにもこのことわかって欲しいなんです」

『捨てられた皇軍台湾出身元日本兵たち』

TBSが放映したこの番組はしかし、必ずしも李総代表や《討還団》を失望させたわけではない。第二部のそれを除けば、先にも触れたように画面のなかに網羅されている台湾同胞の〝声〟は、すべて李総代表や《団》の意中を代弁する内容となっていたからだ。

TBS取材班は最後には、台湾当局のコメントを紹介してのち、およそ以下のようなナレーションで番組を結んでいる。

「補償問題が解決を見ないうちに、台湾遺族の方々は亡くなる人が多くなっている。諸外国の例を見ても、同様なケースで補償金を出していないのは、日本だけだ。法的に裁判の判決がどうであれ、基本的には支払うべきであろう。補償金は、一人当たりにするとだいたい三〇〇万円から五〇〇万円で、総額一〇〇〇億円から一五〇〇億円の予算を必要とする。『財政難』という声も一部にはあるようだが、本補償問題と、国の『財政難』ということとは別問題として捉えなければならない」

『捨てられた皇軍台湾出身元日本兵たち』のタイトルの由来も、この辺りに潜んでいるのかも知れない。

国会議員先生方にお金を渡した？

TBSの問題だけでなく、《討還団》が誤解を受けたことの一つに、「《団》と日本の政治家とが結びついている」といった誹謗・中傷が成されたことも、過去にはあった。

昭和五十四年十月、李総代表は、《討還団》の代表はじめ台湾同胞・遺族の有志を集め、靖国神社を参拝したことがあった。いうまでもなく旅費ほか日本滞在中の費用は各自負担で、総代表も代表も区別なく自費で〝参拝団〟を組んで日本を訪れたのである。この参拝団の訪日に際しては、〝補償連動〟を支援している各支援団体や議員懇談会のメンバー、数名の国会議員が発起人となり、一人五〇〇〇円から一万円の会費制で歓迎会が開かれている。場所は東京・新宿にある某大飯店だった。

このとき李総代表は、「日頃ご支援いただいているせめてもの恩返し」そして「集まった人びとに少しでも喜んでもらおう」と思い、〝宴〟の席で「アミ族の婦人」数名による〝踊り〟を披露した。

これがいけなかった。

国会議員で会合に出席したのは自民党代議士二、三名であったが、大飯店に足を運んだ当の代議士たちは、「参拝団よりもてなしを受けた」として、心ない他団体からの誹謗・中傷を受ける羽目となった。

曰く——

「自民党の○○議員と△△議員は、台湾の遺族の団体から金をもらい、そのうえ原地の女性つきで招待を受けている。国政に携わるような立場にある者が、このようなことを平然と行っていいのであろうか……」

「良かれ」と思ってやったことが、逆に「先方に迷惑をかける」結果になってしまったことを知って誰よりも驚いたのは、《討還団》の総代表・李謀茂である。「熱心に支援していただいている先生方に申し訳ない」と李総代表はいうが、参拝団一行の〝歓迎会〟に出席した某支援団体の一人は本件に関し、次のようにいう。

「『国会議員の先生方にお金を渡した……?』、とんでもないデマですね。こういってはなんですが、李さんの団体に国会議員の先生に金を渡すほどの力はない。参拝団というのは、みんなギ

昭和55年４月、靖国神社例大祭のとき台湾高砂族は、肉親の霊を慰問するために「歌舞康楽隊」を組織して訪日した。中央３人の女性が舞台衣装をまとっている。

靖国神社の奉納台で今は亡き台湾同胞のために踊りを捧げる遺族たち。「元日本兵」の証しとして〝日の丸〟の旗が握られている。

リギリの交通費だけを持って日本に来る遺族の方ばかりなんですよ。私はこういうことを聞いたこともある。これは、問題の歓迎会のときの話なのか、別のときのことなのかわからないけれども、一度李さんが参拝団を連れて日本に来た。来たはよかったけれども、帰る旅費がなかったというんですね。どういうことかというと、学生会館を宿にして経費節約しても日本滞在中のわずかなあいだに急激にレートが変わった。参拝団みんな合わせて、四五万円ちょっと旅費が足りなくなって……、これを立て替えてやっと台湾に遺族を帰してあげたのが藤井弁護士だと聞いている。こんな経済状態なんですよ。日本にわざわざ来て、満足に土産も買えない。土産どころか学生会館という安宿に泊まって、交通費もなくて、どこから議員の先生に金を渡す、そんな余力なんかあるわけないでしょう」

このことを李総代表に資してみると、交通費がなくなり、参拝団に立て替えた四五万円の金額を藤井弁護士は、事務所の職員の給料を延期して捻出したようである。

一方、「原地の女性つきで招待……」という一件について、李総代表は「世の中、面白いことという人もおるなんだ」といいつつ次のように説明する。

「アミ族の踊り踊ったのは、確かに女性なんです。でも、踊ったのはみんな、遺族のおばあさんたちなんです。これいうとぼく叱られるけれどもね、若い女性ではないなんですよ。『女性でもてなした』いうと、みんなが誤解する。でも、ぼくたち、先生方の足引っ張って迷惑かけた。このこと、大騒ぎしたこと残念なんです。あのこと以来、先生方に会うの怖いなんです。

先生方は、みんな、ぼくたちのこと気持ちの底から応援してくれる先生ばかりなんです。利益を取る、自分の欲で支援する、そんな先生いないなんです。その証拠は、あの会（歓迎会）はぼくたちが招待したのでない。先生方はぼくたちに、自分のポケットから五〇〇〇円、一万円出して歓迎してくれたなんです。〝会費〟いうてね、受付で渡してくれたなんです。その証拠の名簿も、ぼくたちは、感謝の気持ちでずっと取ってあるなんです」

台湾同胞遺族は、昭和五十四年以来毎年のように、三〇名から五〇名の人数を組んで訪日し靖国神社に参拝している。

李総代表も無論、補償問題で関係各省庁に〝陳情〟〝交渉〟のため年に数回、日本を訪れる。しかし、周囲の誤解を恐れるあまり「直接お会いして、力になっていただくことへのお礼を申し上げたい」気持ちはあっても、「疎遠になりがちで失礼している」という。このことは、今日の李総代表や《討還団》にとって、「心苦しい」ことの一つのようだ。

国交がなくても、ぼくたちが犠牲して……

一口に「補償運動」といっても、漠然としていて一見つかみどころがないが、「日本側への働きかけ」という仕事のほかに、《討還団》各代表にとって困難な作業となっていることの一つに、戦没者遺族あるいは元日本兵の〝名簿〟づくりがある。

靖国神社からは確かに、〝合祀通知書〟とともに〝祭神簿〟が交付された。しかし靖国神社が発行した名簿に登載されているのは、第二次世界大戦当時の「住所」「氏名」である。ほとんどの遺族・元日本兵が名簿に記載されている「住所」からは転居しており、名簿のそれと現住所とが一致しない例が多い。人によっては五度あるいは六度と、数次にわたって転居している場合もあり、その「現住所」に辿り着くまでには相当のエネルギーと耐力を要する。葉書一枚や封書一通を送りつけてすむ問題ではなく、仕事の合い間に役所へ行って一つ一つ確認していかなければならないのであるから、その作業がいかに肉体的・精神的エネルギーを必要とするものであるかは改めていうまでもないであろう。

李総代表はじめ《討還団》の運動の経費は、遺族から集めるのではなく「代表団」がこれを負担している。これまで十数年のあいだ、各地区代表のなかには、会費の負担はもとより〝運動〟そのものに疲れ一人二人と去っていった者も少なくない。微かに漏れてくる情報に密かに期待しながらも、日本側の対応に業を煮やし、「還るあてのない補償金」についに耐え切れず名簿から姿を消していくのである。無論これにより、彼らは「日本からの〝補償〟の資格」を失ったわけではない。希望を捨て、運動を中断した、ということだけなのである。李総代表にとって、たとえ一人でも、同士が途中で欠落していくことは「耐え難く淋しいこと」であった。

「五十二年のとき、私が靖国神社から持って帰ったものを騙されたとき、代表が熱烈に私を呼び出してここの責任者になった。合祀通知書を発送するための経費は役員たちが集めて、役員

は北中南東の四区に分かれている。一地区の代表が経費を集めるのに、一回二〇万元を集めて、経費を使い終わったらまた二〇万元を集める規則なんです。それで四区ですから、一地区に五万元、それで二〇万ですね。ところが東部の方は高砂族ばかりで、幹部でも貧乏な人が多い。だから東部だけは一回三万元。その足りない二万を北区が責任を負っていた。だから東三、中五、南五、北七です。一回集めて間もなく、合祀通知書を発するときに非常に経費がかかった。

昔の靖国神社から出た古い名簿、古い日本時代の住所と、これでどこに移っていったか調査するのです。それでようやっと遺族を探して、遺族の戸籍を持ってきて、昔の戸主と今現在の戸主を合わせるなんです。

それで集めたときの交通費、事務費、発送費、それで探すやら、二〇万の経費だったら、一カ月二カ月でなくなってしまうのです。だから三回集めたんです。だいたい三回です。三回集めたら六〇万元です。でも四回集める、もうぜんぜん出す人いないなんです。出さないのです。出さないから私が、いろいろな運動の経費を、私が財産も売らなければならないような状態になったのです。現在の遺族の住所は、もう全部狂っているなんですね。あちらこちらばらばらで、同じく、亡くなってしまった遺族もいる。だから、それを調査するのはとっても難しいことなんです。もし万が一、日本から補償金が出た場合、ぼくたち台湾も正確でなければならないでしょう。こういうこと政府は国交の問題でできないなんです。ぼくたちが犠牲してやらなければならない……」

当初、《討還団》の事務所は、全台湾に二二ヵ所を設置していたという。事務員を平均二名置き、「書く人や、集める人、あちこち行って調査した」。「それ、二人でいいよ。二人で二二ヵ所は四四人の人を雇わなければいけないなんだ。四四人と、各地区に代表の一人がいるから全島で、六六人でなければこの仕事はできないよ。その経費はいくら使ったか。それを全部自分たちで出して遺族からは一銭ももらわなかった。そのとき使った金は、一年間幹部総動員して台湾元でだいたい一〇〇〇万元ぐらい使ったなんです」——日本側としては、はなはだ無責任ない方になるが、「もし万が一補償金が出た場合」の代償にしては、彼ら《討還団》の払っている犠牲は、あまりにも大きい。「賭け」といっては語弊があるのかも知れないが、補償運動は台湾同胞にとってほとんど「ギャンブル行為」に等しいものがある。彼らは自らの軍事郵便貯金、未支払い給与、戦争でその運命を変えた代償として、かつての親・日本から「正当な金」を要求しているのである。自分がかつて貯め、生命を賭して働いた「正当な金」を要求するために「賭け」をする。日本側が補償しないことに対し台湾同胞は、誰もが「不思議」に思い「世の矛盾」を感じている。

〝霊〟の力で陳情書を書く

日本政府に宛てて〝陳情書〟を書くという仕事も、《討還団》を預かる李総代表にとっては重要な任務の一つである。また〝議員懇談会〟や鄧盛元日本兵ら原告団の裁判に出席し、「裁判の成りゆき」を知ることも補償運動には欠かせない仕事の一つだ。しかし、当初はこれらの〝席〟に積極的に参加していた李総代表も、「さまざまな事情があって」その後は出席できない状況にある。「日本に補償してもらう」という目的は同じでも、各団体、各グループにより「考え方」がそれぞれ微妙に異なり、また事が〝こと〟であるだけに一歩間違えば政治的問題に発展しかねないところから、神経を使い慎重を期しているのである。

補償運動を始めたころ、時の総理大臣・福田赳夫に宛てて〝質問書〟を提出したことは既に見たとおりだが、次には、いかに苦労して李総代表が陳情書を認めているかについて見てみよう。

《討還団》の総代表に就任して間もないころ、李総代表には一人の秘書がいた。昭和五十四年の春、この秘書氏と日本へ行くこととなった。しかし秘書氏は、日本から帰台してのち李総代表に対し名指しで「李謀茂は学問がないから総代表になる資格はない」といい残して、自ら責任者になる運動をした。以来、李総代表は自分で陳情書を書かなければならなくなったわけだが、以下は《団》の過去のいきさつを語りながらの李総代表の悪戦苦闘の弁である。

「一度秘書を日本へ連れていって、そういう状況を見てすぐ帰ってきて、私の足を引っ張り下ろしたのです。この秘書の、日本へ行く経費、全部私が出したんですよ。私が、この総代表をやる資格ない。字もわからない。何もわからない、どうしてこの運動ができるのか。だから再

選挙をするといって台北の連中が、私を引っ張り下ろしたなんです。一時的はね。昭和五十四年です。だから、そのときから、役員が金を出さないのはこれから始めたのですよ。秘書が私を引っ張り下ろして、あれがこの責任者にするっていう計画を台北の連中がやっとったのです。だけど、中部、南部、東部の人たちが、私の手を握ってね、今まで運動したのは李さんがやっていたからなんだ、今度取り替えたら困りますって。それを積極的に反対したなんです。

それで、私が身近かに字を書く人がいないから、私が陳情書を、第二号の陳情書を頭を使って書いたなんです。公学校しか出ていないのに、戦後の生活に困っているのに、どうして勉強ができるか。うちも貧乏な家庭なんですよ。だから字がわからないので、この秘書が飛び出して、私がこの陳情書の文をつくるのに非常に頭を使ったなんです。

昼間は家内と商売をやる。夜帰って真夜中にこの陳情書を書く。どうして書こうか、ああして書こうかと考えているのに眠ってしまうのです。眠るとき、ガラス窓がビリビリ震える大きい声あるなんですよ。私は目が覚めてね、ネズミがいたずらしたと思った。だから隠れて、外を見たり中を見たりして、ハタキを持っていってもネズミじゃないのです。

そこで私も、このビリビリ鳴いてるこの音に目が覚めて、また考えたなんだ。どうして書こうかってね。考えた頭、ピンピンピンと、晴れてきたなんだ。こうして書きなさい、ああして書きなさい、ていう人が指導しているような感じが出てきたなんです。それで私が、その後何回も陳情書を書くときに窓がビビるなんです。というと、それは、その〝霊〟が私の身の脇にお

高雄縣旗山にある李総代表の実家。今は英子夫人と二人暮らしだが、李総代表は補償運動のためほとんど実家に帰ることがない。本宅の右は鉄工所跡。

李総代表が補償運動に使っている愛車。車種は三菱ミニカブで、購入してから10年以上になるという。

るということを私が、つくづく感じたなんです。

だから私は、『最後まで頑張ります』っていうて、壁がね、ビリビリ鳴るとき、どうしたんだ、何するかって、そう思ったときに、『あそうか、じゃ今度、陳情書をまた書きましょ』て、まず考えるなんですよ。それで書いて、文や字が間違っているところもありますよ。私がその原稿を、日本の藤井先生に送って、藤井先生に見てもらう。藤井先生は『問題はこれでよろしい、だけれども字が間違っているところは照会した』って。それでまた、台湾に送ってくるなんです。『理由はこれでよろしい、あなたの思うとおり書いてきたから、それで一番いいだろう』と……。

終わってまた台湾に送ってきたら、私がまたタイプする。タイプしてから、私が台湾から一〇〇〇部以上、日本に送る。ただ、参衆議員だけで七〇〇何部ですから、あと二、三〇〇部は各支援会やら、知り合いに何回も何回も出したなんだ。それを送ったお蔭で、政府与野党が見て議会へ出して、議員懇談会にかけてくれたなんだ。これも〝霊〟のお蔭なんです。ハタキ持って外へ出ても、ネズミ見えないなんですよ。見えないのに、まだ窓がビリビリ動くなんだからね。うちの家内はいうよ。ぼくが『ネズミなくても窓がビリビリ動く』いうと、『あなた、とうとう頭おかしいなったの』……、陳情書はこうやって書いたなんた。だから、世の中には〝霊〟がないではない。靖国神社の、ぼくたち台湾の御霊が見守って、ぼくに力を与えてくれてるなんです。だから、人から悪口いわれても、ぼくは辛抱して、神様が見ているから……、これだ

け信じてやってるなんです」——

〝請問書〟で復活した議員懇談会

昭和五十四年十月十六日、李総代表が悪戦苦闘して書いた陳情書は、以前に福田首相宛に提出したそれとほぼ同じ内容を持っていた。しかし、日本側からは良心的な回答を得られなかったばかりか、陳情書に対する、一通の返事も李総代表の元には届かなかった。その後五ヵ月たって李総代表は、再度『請問書』を認め、内閣総理大臣以下関係閣僚ほか重臣に宛ててこれを送付している。昭和五十五年三月二十日、時の総理大臣は今は亡き大平正芳であった。以下は『請問書』の全文である。

請　問　書

内閣総理大臣　大平正芳殿
総理府総務長官　小渕恵三殿
防　衛　長　官　細田吉蔵殿
厚　生　大　臣　野呂恭一殿
厚生省援護局長　松田　正殿

郵政大臣　大西正男殿
大蔵大臣　竹下　登殿
法務大臣　倉石忠雄殿
外務大臣　大來佐武郎殿
衆議院議長　灘尾弘吉殿
参議院議長　安井　謙殿
自由民主党幹事長　桜内義雄殿
自由民主党総務会長　鈴木善幸殿
自由民主党
政務調査会長　安倍晋太郎殿

副本呈：日本全国代議士及び正義人士

主旨：

第二次世界大戦終戦前日本国籍であった台湾同胞元日本軍人軍属に関する補償問題の回答を御願いする件

理由：

昭和五十四年十月十六日　貴國に（68）團組總茂字第四十六號の文書を提出致し既に五個

月經過しましたが、貴國から一言の回答もなく非常に遺憾する所です、各方面の調査によれば、貴國の回答はなかなかむづかしいとのことであるが、どの點にむづかしい問題があるか明瞭に御回答を御願い申し上げます。

むづかしい問題につき質問する件。

一、従来　貴國の回答文書では和平条約第三条の両國の關係問題とされていました。その条約は私達に對し關係なく、当時吾が中華民國「故」前　蔣總統は条約の内に元日本軍人軍属については第三条により解決するとは云われていない。私達は日本の軍人軍属である、和平条約に取込む理由はない。

二、貴國の援護法は外國人には適用しないとしていますが、当時私達は外國人ではない。若しも外國人であれば日本兵士になって、戦線で殺され戦死する時、天皇陛下萬歳大日本帝國萬歳と呼んで戦死する何の理由はない、日本國の為に死の義務もない、若し私達が外國人であるとすれば、日本國は外國人をつかまへて戦線に出し殺したその責任は日本人より重大である、情理上、人道上、正義良心のある國であれば一日も早く両手を合わせて申しわけないとの言葉と、速やかなる補償解決をぬ(ママ)すべきでないか。それとも当時私達は中國兵士であったとせられるのか？　日本國は中華民國から兵士を借りたものであるか？　中國共産党から私達を借りましたものであるか？　援護法が適用出きないとしたら、この點解答して下さることを御願い致します。

三、貴國の説によると現在中華民國と國交がないとか、中華人民共和國が合法の國であるとか種々な無情無理な理由をからませて、解決しないことは同じ東洋人として眞に残念と痛感する所です。

私達の問題は政治外交に關係がない、即ち終戦前日本國籍の日本兵士と日本國との問題であって日本國内の債務問題である。吾が中華民國には關係のない問題です。その點よく理解の上、速やかに解決方法を講ぜられるよう御願い致します。

四、貴國の昭和五十二年十一月一日郵政省貯金局から出た文書資料によれば「日台間の財産権の話し合いがつくまで拂いもどしを保留するという文書がある」その問題は日本國民の民間財産と中華民國の國民の民間財産であって、私達の債権とは性質と違いこれらをからませる理由はない、大日本帝國の軍人のことで人命及び人道上の問題であって、民間一般の財産上の債権ではありません。

五、現在　貴國が終戦後のように困難な状態であるとしたら、私達はこれを要求する心はありません。今日のように日本國が発展出きるのを祈って来た二十余萬人の元日本軍人軍属及び遺家族達は、三十五年目の貴國の正義に基く回答を待望しています。

右の各問題を篤と御考えのうえ一日も早く解決して下さることを御願い申し上げます。

續いて世界平和及び両國の発展と人民の健勝を御祈り致します。

中華民國台籍同胞原日本軍人軍屬之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團　総代表　李　謀　茂

「台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会」が発足したのは昭和五十二年六月二日だったが、一時は下火になっていた同会の動きは、李総代表が、〝請問書〟を提出した年にまた新たな復活を見た。五十五年十一月十四日、議員懇談会が開催され、「台湾人元日本兵等の問題懇談会」に名称変更となった同会は、超党派の議員連盟という形で組織され「必要経費はすべて会費によってこれを賄うこと」としている。しかし、同会再発足後の五十七年二月二十六日、鄧盛元日本兵ら一三名の原告団に対し東京地方裁判所は、「補償請求棄却」の判決を下した。「本問題は法の判決を待って成される種のものではなく、人道的な立場から、日本人の良識に従って解決されるべき問題である」としていた李総代表以下《討還団》のメンバーも、日本側の下した「判決」には失望の色を隠し切れなかった。同時にそれは、台湾同胞にとって「正当な要求」に対し「万が一……」を意識しなければならない、世の矛盾・無情に対しての新たな闘争の始まりとなった。

何が起きても最後まで頑張ります

昭和六十一年七月現在で李総代表は、〝補償問題〟に身を投ずるようになって一三年目を迎え

ることとなる。今や李総代表や《討還団》のメンバーにとって、補償運動は、日本側から「補償金を要求する」という本来の目的から、亡き台湾同胞への「供養行脚」に近いそれへと様変わりしているといえる。それはたとえば、《討還団》のメンバーとして李総代表と運命を共にしながら、志半ばにしてこの世を去った呉長登元日本兵（軍属）の遺書のなかにも端的に現われている。

「補償金のことはもう諦めますから、私が死んだら、日本の天皇陛下にお願いして棺桶の一つでもつくってもらえないだろうか……」

呉長登元日本兵の実家は桃園縣中壢市にある。「こいつにだけはなんとかしてやれないものだろうか」と、あとに残される老妻を思いやりながらの言葉であったが、虫の息で語る同士の遺言を李謀茂は「胸の張り裂けるような思い」で聞いた。

「靖国神社の池田権宮司さんの言葉忘れません。池田権宮司さんの紹介で、『板垣先生を探しなさい……』、板垣正先生に会って、日本遺族会の村上勇会長にも会って、この補償問題は出発しました。村上先生は『李さん頑張れ、たとえ線香の一本でも私たちは応援しますから、私たちも陰で支援しますから』と話されて……、この言葉、私一生忘れません。先生方のこの言葉を聞いて、靖国神社の〝御霊〟に、私《誓い》を立てました。『最後まで頑張ります』、こう誓いして今も運動してるなんです」

台北のあるホテルの一室で、こう前置きしてのち《討還団》総代表・李謀茂は、大粒の涙を

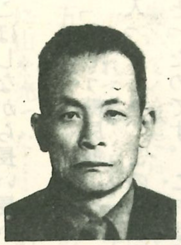

李総代表とともに〝補償運動〟に半生を捧げ、志半ばにして故人となった呉長登元討還団北区代表の〝死亡診断書〟。呉氏は死の直前「もう補償金は諦めますから、天皇陛下から棺桶の一つでも……」という遺言を遺し息を引き取った。左の写真は、やはり、志半ばにして故人となった黄樹水元中区副総代表。

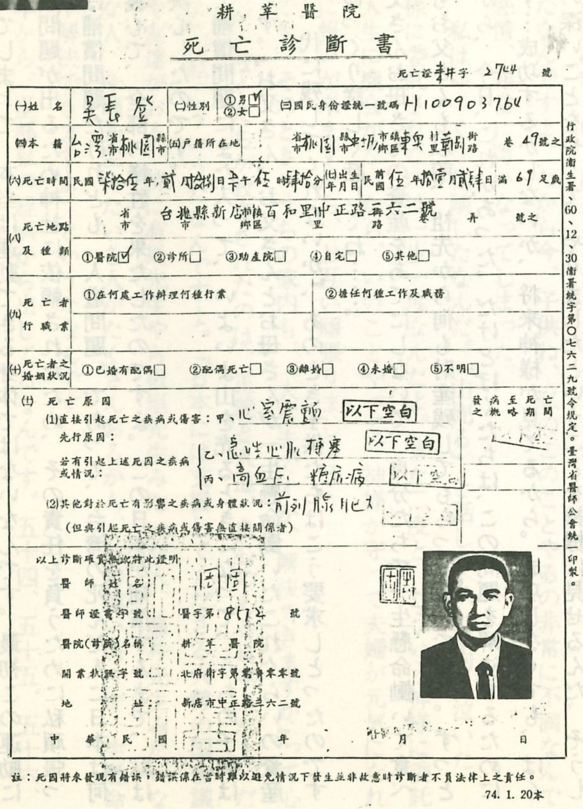

耕莘醫院

死亡診斷書

死亡證耕字 2764 號

(一)姓名 呉長登　(二)性別 ①男☑ ②女□　(三)國民身份證統一號碼 H100903764

(四)本籍 台灣省桃園縣　(五)戶籍所在地 桃園縣中壢市東興里龍興路 巷 49號之

(六)死亡時間 民國柒拾伍年貳月拾捌日下午伍時肆拾分　(七)出生年月日 民前伍年拾壹月貳肆日 滿 69 足歲

(八)死亡地點及種類 台北縣新店市百和里中正路參六二號　①醫院☑ ②診所□ ③助產院□ ④自宅□ ⑤其他□

(九)死亡者行職業 ①在何處工作辦理何種行業　②擔任何種工作及職務

(十)死亡者之婚姻狀況 ①已婚有配偶□ ②配偶死亡□ ③離婚□ ④未婚□ ⑤不明□

(十一)死亡原因　發病至死亡之概略期間

(1)直接引起死亡之疾病或傷害：甲、心室震顫 以下空白

先行原因：若有引起上述死因之疾病或情況：乙、急性心肌梗塞 以下空白　丙、高血壓 糖尿病 以下空白

(2)其他對於死亡有影響之疾病或身體狀況：前列腺肥大

(但與引起死亡之疾病或傷害無直接關係者)

以上診斷確實無訛特此證明

醫師姓名

醫師證書字號 醫字第 8172 號

醫院(診所)名稱 耕莘醫院

開業執照字號 北府衛字第　號

地址 新店市中正路三六二號

中華民國　年　月　日

行政院衛生署、60、12、30衛署統字第〇七六二九號令規定。臺灣省醫師公會統一印製。

註：死因將來發現有錯誤，錯誤係在當時難以避免情況下發生並非故意時診斷者不負法律上之責任。

74. 1. 20本

こぼしながら長い長い独白をした。

「私もう糖尿病になってしまって、本当は運動できる身体ではないなんです。最初この運動に入ったとき、この補償問題が出るため神社に依頼されたため、その責任を負うために私頑張っとったのです。これは補償問題だけれども〝人道問題〟であって、台湾の死んだ人に日本は何もいわない。その正義心で、全部の犠牲を果たしたのですよ。この日本が補償するまで、私は頑張るつもり、もう決心したのです。

私が、山から下りて補償問題にまた入って、いよいよ山を売るときになって、うちの子供はみんな反対したなんです。『お父さん、お父さんとお母さんが一生懸命働いたこれぐらいの資産を、ぼくたちのあとの一代に残してくれないか』、あのとき子供たちはこう要求しとったのですよ。そこで、私が、ゆっくり詳しく話してね……。

『あなたたちも、お父さんお母さんの資産をあてにしないで、自分たちで一生懸命働いて食べなさいよ。お母さんもお父さんも以前、祖先から何も財産残してもらってないでしょ。ずっと一生懸命働いてきたから、今日、これがあった。だけどぼくたちは、この問題を解決するために犠牲になっても、必ず…成功するかしないか、将来神様が見てるから。成功しなくても、ぼくたちはこういう意義の深いことをやって、やりましたということを神様に見せるんだ。そうしたら神様は必ず守ってくれるよ。ぼくたちが、ここまでやっても、成功しないでも、ぼくたちはこの三万数千人の遺霊に対し申し訳なくないなんです。だからお父さんにやらしてくれよ』って、子供に話したなんですよ。だから今、子供ね、私のこのことやるの非常に不満なんですよ。大事な親子の感情、非常に薄いなってしまった。

うちの奥さんとも、私はゆっくり相談したなんだ。『山売る』と話したら、家内は泣いた。『神社の御霊に、神様に委託されたのは一生一度なんだよ。また二度と、こういう神様に委託されることは二度と人生に機会がないから、いいことやって、神様が守って夫婦が元気になれるんだったら、あとに報いが来ますから、お互い頑張りましょう』

って私いうたなんです。そのとき、うちの家内も、『大丈夫ですか、解決できますか』って心配して……。『日本人が、ぼくたちが教育されたのは、正義と人道、良心のある日本人だよ、だから必ず解決しますよ』、私こういうたなんですよ。『日本には支援してくださる大勢の国会議員さん、関係各団体や友達がおる。特に有馬先生やら板垣先生みたいな人、藤井先生みたいな人、松本先生みたいな人、今瀬先生みたいな人がたくさんおるから、この偉い方々が一生懸命働いてくれたら、必ず解決できますよ』というたなんです。

それで私、五十四年から、全部私の経済から出してるなんです。五十四、五十五、五十六、五十七、この四年のあいだに運動した、文書やらいろいろなお金を都合した。私が運動のために山を売った……、あるグループはこれを聞いて『李謀茂の山は使いものにならない、安い山だから売った、補償金をあてにして売った』、こう足を引っ張る人もあるなんだ。でもぼくは、

何もいわない。山はぼくの財産なんです。一〇〇円で売っても、二〇〇円で売っても、ぼくはぼくの権利で山を売る。人に迷惑かけているわけでない。一人の人間で買えないから、四人に分けて売ったのです。でも、もう今は、山のお金もなくなった。

でもぼくが一番苦しいのは、運動の経費の問題でない。一番かわいそうは、台湾の遺族たちなんです。遺族たちは、もがきながら、次々と死んでいくなんです。彼らの最後の場面、……五、六人死ぬ前、私を呼んだのです。私の手を握り、『李さん、最後まで頑張ってちょうだい』と、涙を流して、息を止めた。……その方々を思えば、……今も胸が一杯だ。中壢の呉さんが死んだとき、『補償はもういいから、棺桶でもいいから、記念としてくれないものか……』こう話して帰っていったのです。呉さんだけでなく、雪の日に、暖房のない部屋に泊まったら寒くて、布団を背中にかぶって陳情書を書いたこともある。同士の一人と二人で一緒に書いて、その方も昨年（六十年）亡くなってしまった。私と手を握って十数年運動してきた人たちが、なんの報いもなく土に帰っていく……。

ぼくもたまに、奥さんのこと考えるなんです。朝五時から夜八時まで、一生懸命市場で働いて、私が日本に行くと、金がなかったら多少なり支えるんですね。

家内の今まで労したこと、私も一生懸命感動しとるんです。

日本の、たくさんの支援してくれる先生方にも、熱心な心。ぼくは一生忘れません。補償が出ても出なくても、私が死んでも、霊になって、皆さんに感謝し、平安を祈ります」

李総代表が補償運動のために手離した山の一角。昭和61年4月「8年ぶりに訪れた」という李総代表は感慨深げに山道を一歩一歩踏みしめて歩いた。

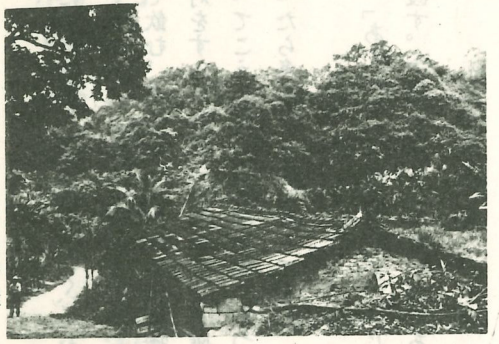

かつて〝補償運動〟に嫌気がさし、隠れ住んでいた山小屋。主のいなくなった小屋は廃屋同然になっている。

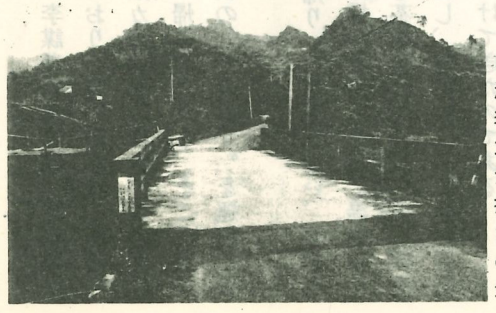

山に入るにはこの川を渡らなければならない。李総代表は、山を買い求めてのち「雨で川が氾濫するため」私財を投じてこの橋をつくった。右後方に見える山のあたりが手離した土地である。

台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表團総代表・李謀茂の実家は、高雄縣旗山のバナナ園の中にある。鉄筋コンクリ二階建の家はガランとしており、脇にある鉄工所跡の空地には雑草が生い茂っている。補償運動のために日本を訪れ、数カ月ぶりに帰台すると李総代表は《団》委員会に「運動の現況」を報告してのち旗山の実家へ帰る。しかし、そこに英子夫人の姿はない。李謀茂は、いつ廃車にしてもおかしくない日本製の〝ミニカブ〟を運転し市場に向かう。

久方ぶりに会う夫婦のあいだに「ただいま」の挨拶はなく、「お帰り」の言葉もない。李謀茂は、〝補償問題〟についての話を一切夫人にしない。雑貨を並べた市場の隅から急須と湯呑みを取り出し、冷めた烏龍茶を注いで飲む。店先に並べた饅頭や果物を茶菓子につまむ。夫人はその間、表情一つ変えずに客の応対をする。お互いの無事だけを確認し、暗黙のうちに諒解し合う。この夫婦は、十余年にわたってこうした〝夫婦の会話〟をつづけてきたのである。

「私が日本に行くと、金がなかったら多少なり支えるんですね。家内の今まで労したこと、私も一生懸命感動しとるんです」

十数分そこにいただけで、また「あてのない」旅に出る夫。「じゃ……」と市場を出ていく李謀茂に、英子夫人は白い包を手渡す。市場の売り上げの一部である。本来ならこの金は、日本人が支払うべきはずの金なのだ。

第5章　現地取材——戦没者遺族・元日本軍人軍属は訴える

台湾元軍人軍属・戦没者遺族の声

ベトン管で暮らす戦後の老人

「住在這社區公園附近的人家，沒有人不認識他，據説他住在公園内已經有十幾年的歷史，算得上是社區的老居民了。他窩身在公園角落一個由涵管構築成的破舊防空洞内，怪異的是，白天大部分的時間都窩在洞内睡覺，晚上才爬出來，像野魂般到市區各個角落遊蕩。」

右の文章（短歌）は、中華民國七十四年（昭和六十年）一月二十八日、「終戦後的老人」と題され『中國時報』紙に掲載された〝歌〟の冒頭の一節である。作者は「呉錦發」となっている。戦争の故に家族も住居も失い「防空壕を根城に夜毎公園をさ迷い歩く」元日本兵の哀れな末路（生活）を詠んだ歌である。ほとんどの台湾同胞は「老人」のなかに、自らの像をダブらせ胸を締めつけられる思いでこれを読んだ。

冒頭部分を邦訳すると次のようになる。

「この部落の公園付近に住んでいる人たちは、誰一人として彼を知らない者はない。聞くところによれば、彼がこの公園に住むようになってから十数年の歴史を持つという。だから彼は、この部落の老住民ともいえる。彼の住家は、公園の隅のベトン管で築いた古い防空壕内であった。老人は怪し気な生活を送っている。昼間大部分の時間は壕内で睡を取り、夜になるとのそのそ這い出して恰も幽霊のごとくあちらこちらとさ迷うのである。」

夜になり老人がベトン管から這い出してあちこちさ迷い歩くのは、街のゴミ箱をあさり残飯を拾い食料を調達するためだった。ある夜、初めて老人を目撃した作者呉錦發は彼を「泥棒だ」と思い、捕えて拳骨で殴ろうとする。しかし作者は老人を殴らなかった。「路灯の光りで初めて彼の顔をはっきりとみとめた。彼は私の怒鳴り声に驚いて馬鹿になったように立ったままでいた。私は彼が手に抱えている物を見た。皆ゴミ箱から拾い上げた果物の皮やパンの屑や鶏肉の骨など、捨てた物ばかりであった。彼は私がもう殴らないのをわかって、頭をぺこぺこと下げて急いで逃げ去った」からである。作者はここで、自分の怒鳴り声に驚いて飛び出してきた公園近隣の住民から「老人について」次のことを知らされる。

「ああ、あの気狂いか。相手にするな。彼は毎日のように夜に出て人びとの捨てた残飯とか野菜を拾って食べ、それで日々の暮らしを立てているのじゃ」

――台湾同胞が「胸を打たれた」のはしかし、老人のそうした「今の暮らしぶり」に対してではない。その〝終章〟に「元日本兵」という文字を読み取ったからである。

「あとで、私はその部落に住み慣れ月日の経つにつれて、彼に関する種々の恐ろしい出来事を聞かされた。そのなかで最も私を驚かせたのは、彼は元来、当地の名望家の息子さんであった。不幸にも太平洋戦争が勃発したとき、青年であった彼は、日本軍当局に徴集されてフィリピン

に軍夫として派遣された。日本が敗戦となってのち彼は、日本軍とともにジャングルの中に逃げ込んだ。その後は雑食・食料難の情況下にあって野草や木の葉などを食して飢えを凌いだ。甚だしきにいたっては、死んだ戦友の肉さえも食べ、辛うじて生命を維持していた。その後彼が米軍の捕虜となったときは、もう瀕死の状態であった。ようやく救助されたときはとうとう気が狂ってしまっていた。

戦後は台湾に送還されたが、それからはあちらこちらと迷い歩き、十年前からこの公園の防空壕内に住みつくようになった。毎晩夜になってから壕を出て、食物を探し皆が捨てた物を拾って壕内の隅に貯えておくのである。さながら……彼はなお敗戦当時の恐怖的な憂えのもとに生き、糧食絶えてジャングルの中で餓死してしまうのではないかと恐れつつ……」

最後の部分は「恐れつつ……」「今を生きている」と結ぶのであろう。台湾元日本兵・遺族のなかには戦後、右に見る「老人」と大同小異の生活を余儀なくされた人びとが少なくない。以下は、現地台湾元日本兵・戦没者遺族の〝生の声〟である。

ぼくはまだいい。手もない足もない人どうするか

●林阿貞　遺族　五八歳　台北市在住

「兄さんは昭和十九年六月十三日、二二歳でフィリピンに出征しました。戦死するとき兄さんは、小平という戦友に頼んで、〝二〇〇〇円〟の残高のある貯金通帳をぼくたちのお母さんに渡したのです。でももうお母さん亡くなりました。『岸壁の母』のようにお母さんは、兄さんを待ちつづけて死にました。兄さんには恋人もいました。戦争終わっても、ぼくのお姉さんになるその人は、五年間お兄さんのことずっと待っていました。『田畑でも買え』と、お兄さんいって小平さんが持ってきたこの通帳、日本政府はどう考えるのでしょうか。郵政省に手紙出しても、はっきりしないのです」

＊林氏は大勢の子供や孫に囲まれて暮らしているが、戦後、飲食店やフレンズ・チャイナ・クラブなどにつとめてのち農園を経営し、蓄積した財のほとんどを〝補償問題〟のためあるグループに詐取されている。林氏は《討還団》遺族部部長をつとめる。

林阿貞氏（中央）と黄風信氏。右は孫を抱く林夫人。（林氏の自宅にて）

●黄風信　元日本兵　五九歳　台中市在住

「昭和十九年十一月二十八日に、海軍岡山整備兵練成班に入って訓練を受けた。半年間訓練して、二十年五月に高雄の海軍第〇八二一一三部隊に編成されて……二等整備兵だったが、三ヵ

月たったら終戦になった。

未支払い給料が少しある。ぼくは、みんなに比べると運がいいほうだったと思うが、金額の大小はともかく、亡くなった戦友のために、またその遺族のためにも、日本政府には誠意を示してもらいたいと思う。でないと、酒がまずくて困る。酒を飲んで、みんなでワイワイやって、補償の話になると誰も目の色が変わってくる。怒り出す。こんな嫌な思いをするのは、もうご免だ。われわれのこうした気持ちを、日本の人にも少しはわかって欲しい。法律でも勝ち目がない。十何年運動しても解決しないでは、死んだ仲間も浮かばれない」

●蔡江漢（改姓名・立山信吉）　高砂義勇隊志願兵　六三歳　台北縣烏来郷在住

「二〇歳で志願して兵隊なった。高雄からラバウル、ニューギニア行って、ニューギニアでは待っていた敵に攻撃された。一緒戦争行った本田はそこで死んだ。日本のために軍人行って、お礼あるのかないのか聞きたい。ぼくはまだいい。手もない足もない人どうするか。戦争はラバウルが終結点、ニューギニアから潜水艦でラバウル行って、昭和十九年台湾帰ってきた。また志願したが、戦争終わって助かった」

●宋紅嬌（改姓名・本田ミドリ）　遺族　七一歳　台北縣烏来郷在住

「父の名は本田一郎といいます。三〇歳で志願兵となり、今生きていれば七三歳です。同じ村の蔡さん（前出）とは同じ部隊でした。体格のよかった父は参謀長のお供をしていて、敵の攻撃に遭ったようです。蔡さんが話してくれました。戦死したのはニューギニアで、昭和十九年十一月二十日に死亡し、勲八等をもらいました」（本田ミドリさんの長男・宋田保氏談）

＊戦争で夫を失った妻ミドリさんは、長男保さんと山地で暮らしている。小柄で気品のいい顔立ちは、とても七一歳には見えない。しかし、生活は決して楽ではない。「登記費」と称して、さるグループに数百元を詐取された一人である。

左より元高砂義勇隊員蔡江漢氏、遺族宋紅嬌さん、宋さんの長男・宋田保さん。

●竹田島子　遺族　九〇歳　台北縣烏来郷在住

夫は既に亡く、長男竹田信男と義理の息子・正義を戦争で失った。高砂義勇隊で、前出の蔡江漢氏とは同部隊。現在島子さんは寝たきりで、正義氏の姉・江秀涼さん（改姓名・金江高子、七〇歳）に面倒を見てもらっている。顔に山地高砂族特有の刺青があり、数年前までは観光客に「自分の顔写真」を撮ってもらい、一枚一〇元のモデル料で生計を立てていた。住居も満足になかったところから、噂を聞いて島子さんを訪ねた台北市在住の日本人商社経営の佐藤氏が、好意で鉄筋コンクリの小さな家を島子さんにプレゼントした。

島子さんは、九〇歳という高齢でもう余命いくばくもない。補償問題についてはすっかり諦めており、また過去にも、その日その日を生きるのに精一杯で「補償」について考える余裕すらなかった。しかし、家を建ててもらった佐藤氏のことを思い起こし、「日本人には親切な方もいらっしゃるから……」と涙ぐむ。改姓名を持ちつつも、島子さんも日本語を話せない。息子竹田信男は、志願兵であった。

●何廷剛　元日本兵（衛生兵）　六六歳　新竹市振興里在住

「昭和十八年召集令状をもらい、二年間の訓練期間を経て衛生兵となった。台中で出征を待っていたのだが、船がなく戦地へ出られずそのまま終戦を迎えた。未支払いの給与通帳を持っているため、《討還団》に入って補償運動をするようになった」

＊何氏は新竹地区の代表をつとめる。例の濟化宮の一件があった際、「日本からの補償金が出ないにもかかわらず台湾遺族から参拝料を徴集するのは道理に反する」として〝寺の方針〟に注文をつけて立ち上がったのはこの何代表である。

●徐阿土　遺族　六二歳　新竹市在住

「三歳年上の兄（徐木來）は二五歳で徴集され、軍属としてニューギニアへ向かいました。日本が降伏したあとで『兄は戦死した』とわかりました。農業をやっていた両親も、兄のことを諦めきれないまま戦後二人とも病死しました。私と同じような境遇の人は台湾にたくさんいます。私は日本の人たちにお聞きしたいのです。どうして韓国だけ片づいて、台湾にこの補償は

戦争で夫と息子を失い、山地で一人寝たきりの生活を送っている竹田島子さん（90歳）。座っているのは当人も遺族であり島子さんの面倒を見ている金江高子さん（70歳）。

島子さんは山地の忠治村に住んでいる。李総代表の右隣りは忠治村の村長・林興進氏。

ないのですか。台湾も、日本の人たちと同じように戦争で苦しんだのです」

●魏金雨　遺族　七五歳　新竹縣竹北郷在住

知的な風貌を漂わせる魏金雨氏は、実弟、義弟、甥の三人を戦場で失った。「呉軍需部テ二一三部隊」に所属していた実弟・魏春連は昭和二十年五月七日マニラで戦死。義弟（妹・魏瑞梅の夫）廖禎玉は同年八月十日西部ニューギニアで戦死。甥の魏文唐は同七月二十二日ザンボアンガで戦死した。『中國時報』に掲載された「終戦後的老人」に胸打たれたとして本書のためにこれを送付していただいたのはこの魏金雨氏である。氏も「拝啓　日本国衆参議員閣下江」として日本国宛、長文の手紙を書き送った一人である。その結語には次のように書かれている。

「貴国の八紘一宇、一視同仁の精神、当国の三民主義大同精神究極の目的は同じく世界平和にあります。吾々両国は大きな度量で有無相通じ、相助け手と手を握り合い心と心の誠意の連結に依り、世界永遠の平和の為に尽すべきだと存じます。

一衣帯水の地縁を持得て、閣下とは幾千里の波濤のかなたに一脈の友情が相流れ、致らずの思慮もなく唐突かも存じませんが、以上述べました旨何卒ぞよろしくお願い致します。　敬具」

●古錦石　遺族　六七歳　新竹縣在住

「お兄さん（古錦勝）が健在なら今年で六四歳になります。昭和十九年十一月一九歳で出征した兄さんは海南島で戦死しました。戦友が兄さんの〝死〟を知らせてくれました。今お父さんは九二歳、お母さんは八八歳。両親は、兄の話をするとすぐに泣いてしまいます。一番上のお

新竹市在住の遺族や元日本兵・軍属。前列中央が彭氏満妹さん。後列右端は何延剛氏。

兄さんが両親の面倒を見ていますが、家は農業で生活はとても貧乏です」

＊戦死した古錦勝さんの兄・古錦石氏に代わって、実妹の呉古碧玉さんがコメント。

●葉國清　遺族　七三歳　新竹縣在住

「弟（葉國青）は生きていれば七〇歳になる。戦地で敵襲を受けて負傷し、入院中のところへ爆弾が落ちて、戦死した。運が悪かったとしかいいようがない。弟には妻がいた。二人の女の子もいたが、今は再婚したようだ。補償問題が出てきて〝戸籍〟を調べて、再婚していることがわかった。うちには妹（葉辛妹）もいる。補償金が出た場合、再婚した妻が受け取り人になるのか、われわれきょうだいが受け取り人になるのかで今、もめている。母は、弟が出征した

直後に病死した。父は九二歳で亡くなった。弟の死は、戦友が知らせてくれた」

●曽慈興　元軍属　新竹市在住

「海南島の萬寧縣にある会社で、農業指導員として働いていた。当時の給料は一ヵ月一二円で、だいたい五年分を台湾銀行に預けた。一万五〇八五円五銭で通帳（特別当座預金）も大切にとってある。今ならこの金額では、四万五〇〇〇坪ぐらいの土地が買えると思う。戦争中の〝働き〟が、このまま何もなくては、私たちは一生後悔して死ぬことになるのです」

●鍾正勝　遺族　新竹縣在住

「鍾善珍、改姓名・中川金助は私の叔父にあたります。叔父は海南島の〝海軍特務部経済局第一課農務〟につとめていました。終戦となって昭和二十年十一月一日に『解雇された』ようですが、それ以降の消息はわかりません。ある話では台湾人だけ現地に残され、食料に困った叔父は『イモ泥棒をして殺された』という話があり、一緒に戦争に行った人の話では「海南島の人に殺された」「病気になって死んだ」と原因がはっきりしません。叔父が亡くなったという確かな証拠はないんですが、〝死亡届け〟だけは出しました。日本の厚生省にも問い合わせてみましたが、はっきりした返事はもらえませんでした」

＊鍾正勝氏の〝問い合わせ〟に対し、厚生省援護局業務第二課長「回答」の「死亡証明について」には、以下のような記述が見られる。

「当課は、旧海軍の残務処理を担当しているところであります。

昭和50年3月15日付当局調査課あてに中川金助（鍾善珍）殿に係る戦死証明方の申請がありましたが、当課の記録では、御本人は海南特務部雇員として勤務されていたところ、終戦に伴い昭和20年11月1日現地海南島において解雇されたことになつておりますので、御了承ください。

おつて、貴方におかれて御本人が解雇後現地において死亡されたという情報をお持ちでしたら、折返しお知らせを願います」

なお鍾正勝氏は、叔父の長女を自分の子供たちと一緒に養女として育てていたが、養女は一八歳で家を出て、消息がわからないままになっているという。靖国神社の祭神簿に名前が載っていながら「生存している」例もあるところから、中川金助の母親は死の間際までわが子の生存を信じ、「私の子供はまだ死んでいない」と叫んでこの世を去った。

●彭氏満妹　遺族　七〇歳　新竹縣在住

「日本の皆さん、どうか私のお願いを聞いてください。夫は彭壽乾といいます。明治四十四年に生まれて、生きていれば七六歳です。夫は昭和十六年に軍属としてマニラに派遣されました。夫は長いあいだ何の音沙汰もありません。昭和五十二年靖国神社から合祀通知書もらいました。夫は死んだでしょうか。

夫は六人の子供残して戦争に行きました。長男は明光、次男は明輝、三男は春男、長女は櫻美子、次女は喜美子、四男は佳男といいます。子供が一〇歳、九歳、七歳、五歳、三歳、六ヵ

月のときお父さんは戦争にとられたのです。私は三四歳まで人夫で働きました。一日二円五〇銭で、三四歳で人夫やめたのは身体こわしたのです。歩ける子供たちは全部働きました。アイスキャンデーを売ってみんな働いて、でも生活は間に合いません。次女の喜美子は四歳で養女に出しました。四男の佳男も二歳で養子に出しました。仕事できなくて困ったとき、生活できないので親戚からいろいろもらいました。米、野菜、イモをもらって、隣りの人から助けてもらって生きました。長男は病気になり、次男が一二歳で勉強やめて汽車修理工場に働いて私を助けました。私一人では何もできません。人夫やめてから、ピンラン売ったりモチ売ったり、軽い仕事して夫を待ちました。飛行機が鳴ると、いつも空を見ました。でもお父さんは帰ってきません。飛行機見て戦争を恨みました。今もリヤカー引いて、道端でピンラン売って暮らすのです。日本の先生にお願いします。台湾の苦しい人を、どうか見捨てないでください」

一生報いられぬ汗を流したという気持ちもあります

●黄運送　元軍属　六五歳　苗栗縣在住

「海南島の東洋一の飛行場で戦争中は働いた。農業やっていた父や母は、二人とも四二歳で亡くなってしまった。きょうだいは七人で、長男と次男が徴集されたが、両親は『戦争は国のためだから』といって、私たちを送り出した。最後には、海軍特別陸戦隊に配属された。給料ももらえず、郵便貯金も返ってこない。戦争が敗けてから一年間は、南方で自給自足で生活していた。兄は一二年前に亡くなった。補償については、日本に対して良心的な措置を期待したい」

●宋雲開　遺族　五六歳　苗栗縣在住

「兄は宮北健二といいます。ハルマヘラ島かモロタイ島で戦死したようです。私たちは高砂族です。隣りの親しい松本さんや、宮北義勇さんもレイテ島やボーゲンビルで戦死しました。郵便貯金もあったようですが、〝資料〟がないから金額はわかりません。高砂族は、戦争行って木の皮食べたり、草の根を食べたり苦労したと聞きました。日本政府がどう対応してくれますか、もう戦争から四一年が経ちました」

苗栗縣在住の遺族と元日本兵。写真は材木業を営む中区代表・黄風信氏宅にて写したもの。

●張明安　遺族・元日本兵　六八歳　苗栗縣在住

「戦死した元山常雄は従弟です。常雄には妹がいましたが、嫁にいきました。だから私が話します。常雄はパラオ島で爆弾を受けて入院していて、治療中にまた空襲を受けて死にました。戦争の友達が話してくれたのです。

私は張です。昭和十七年志願して第四回の高砂義勇隊に入りました。松田部隊にいました。ボーゲンビル行って、終戦して二十年に台湾に帰りました。戦争では、少しの休みのとき木の実や草の根を拾って食べたのです。バナナとイモを混ぜたりして……。帰ってから農業をやっています。お父さんは私が戦争行く前に死んで、お母さんも一〇年前病気で死にました。郵便貯金は、通帳を持っています」

●涂河雨　遺族　苗栗縣在住

戦没者＝涂縣寿（ニューギニア西部にて戦死）。涂縣運（軍属、昭和二十年戦死）。

「私は、日本国を信じています」

●黄福慶　遺族・学徒兵　苗栗市在住

「父・黄秀常は昭和十七年二月に三二歳で出征して、高級技術者をたくさん乗せたアバ丸で、二〇年四月頃に戦死しました。戦友が帰ってきて知らせてくれました。父の上官は岩松先生といいます。父が出征してから、兄は海軍の志願兵となりました。私も学徒兵となって、高雄の燃料所に行きました。家族はバラバラになって、母は気苦労が重なって精神分裂症気味になっ

ています。今でもときどき夫のことを思い出して、発作が起きます。八一歳です。もう戦争は二度と嫌です」

●黄玉珍　元軍属　六三歳　南投縣在住

「昭和十八年二〇歳で出征して、海軍巡査佐世保鎮守府第八特別陸戦隊に配属された。戦争も大変だったが、戦後はもっと苦しかった。戦地に台湾兵だけ置き去りにされて、復員したのは二十一年の十一月だ。海南島にはたくさんの戦友が眠っている。通弁をしていた従兄の郭奇錩も郭開もまだ戦争から帰ってこない。靖国神社の名簿にもないし、戦友から何の報告もない。日本には手紙を出したことがあるが、善処を心から望んでいる」

＊黄玉珍氏の日本宛の「手紙」については《第1章》において紹介。

●徐木貴　元日本兵　六八歳

「昭和十八年五月シンガポールが陥落して南方に行った。二四歳だった。訓練を受けてから憲兵隊（マレー本部大西隊）に配属された。戦争中の苦労は言葉では言い尽くせない。戦争には昼も夜もない。銃撃を受けて全身に五カ所の傷を負った。右腕は利かなくなっているが、弾丸が腰の中を貫通していて、これでよく生き延びてこれたものだと我ながら思う。結婚は三九歳と遅かった。体力に自信がなかったからだ。今は妹の家を借りて住んでいるが、一〇坪に八人が住んでいて、家内が神経痛を患っていることもあって、生活は苦しい。日本の傷痍軍人は厚遇されているようだが、われわれには『心配するな』といっていたにもかかわらず、四一年た

っても何の音沙汰もない。どうなっているのか」

●龍其文正　遺族・元日本兵　六一歳

「兄の文彬は戦死しました。いつ亡くなったかわからないが、戦友が遺骨を持ってきてくれました。台湾一七七一部隊に所属していました。台湾での日本の教育は成功していたと思う。私も一九歳で訓練を受けて、二〇歳で戦地へ行った。当時は台湾青年全部が『国のために……』と自覚を持っていた。兄も、国のために尽くして死んだ、という気持ちです。でも、一生報いられぬ汗を流したという気持ちもあります。日本が敗戦したときは、がっかりしました」

●劉福　元軍属　六八歳　彰化縣在住

「黄玉珍さんと同じ〝八特部隊〟にいた。いやあ、戦争は面白かったよ。敵と山の頂上で〝鉢合わせ〟して、あと一歩というところで死ぬということもあったが、銃座をつけずに腰の位置で弾を撃って命拾いしたこともある。海南島では、うちの部隊は怖がられる存在だった。一三〇名いたが、あるときは一〇名足らずの兵隊で四〇〇名近い敵を全滅させたこともある。一番悲しかったのは八月一五日。終戦のあの気持ちは日本も台湾も同じだと思う。『ああ、やっと助かったのか……』、こう思って銃を下ろした。戦運には恵まれていたが、やっぱり戦争はやるべきではない。『挙隊一心、強く正しく朗らかに』、これが八特部隊の標語です。今もこの気持ちだけは忘れないで、養鰻業を営んでいます」

●宋尾開　元軍属　六七歳　高雄縣在住

写真向かって右端が劉福氏。左隣りは中区代表林金球氏。その左隣りが黄玉珍氏。

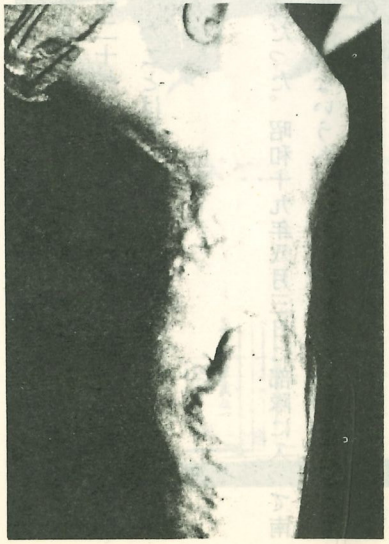

敵の弾丸を数発受け、九死に一生を得た徐木貴・元日本兵（上の写真左から２人目）の足。弾痕が生々しく残っている。

「第二回南方派遣軍軍属として、二二歳で出征しました。マニラに九ヵ月ばかりいて、義務が終わってからは『軍解散』となって木材関係の仕事などをしていた。ルソン島やら南方の島をあちこち回って、台湾へ帰る船に乗ったのは昭和二十一年の一月一日だった。ザコ寝して、同郷の兵隊たちと一緒に帰ってきた。第一線で戦ったことはなかったが、戦争が始まってから五年間も台湾を離れての戦地での生活は苦しかった」

●温来和　元軍属　六三歳　高雄縣在住

「爆薬とか軍需品、食料品などすべての運搬役だった。昭和十九年八月三日に部隊に入って南方方面に出征する予定だったが、台湾から一歩も出ないうちに終戦となった。小野寺少尉の松岡分隊長の下にいた。郵便貯金と未支払い分の給料の通帳があるが、これはどういう扱いになるのだろうか」

●劉煥元　元軍属　六七歳　高雄縣在住

「昭和十八年五月に名古屋丸で高雄港を出てから、フィリピン経由でパラオ、そしてラボウルに着いた。ラボウルで敗戦を迎えた。横須賀郵局附ウ一〇五の運輸隊で運転手をしていたが、敵の機銃掃射を受けて友人の自動車が目の前でやられた光景は今でも忘れられない。運転手としては部隊の移動が一番きつかった。何月何日までそこに行くと決めたら、死んでも行く。兵隊は眠りながら歩く。ぼくたち運転手も一週間、日夜ぶっ通しで運転しつづけて目的地に到達する。満足に食料もなくて……、戦争とはそういうものだった。

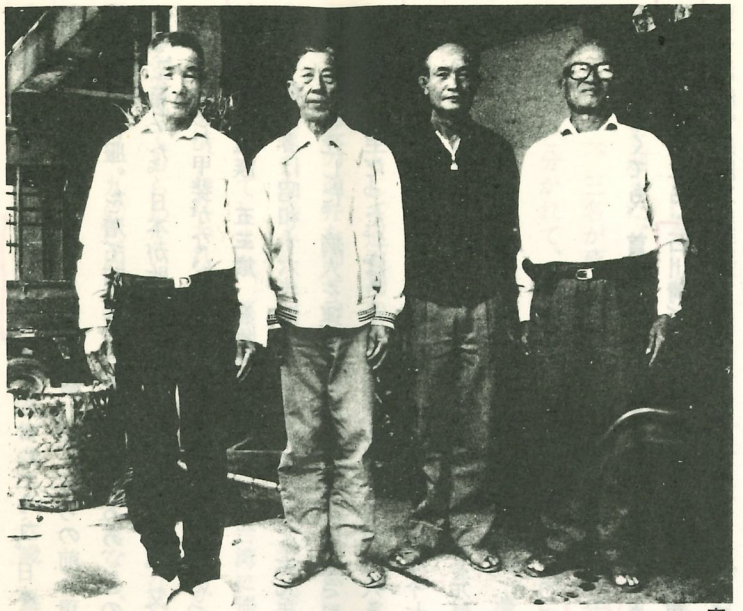

高雄縣在住の元日本兵や遺族。向かって左端は南区代表温来和氏。

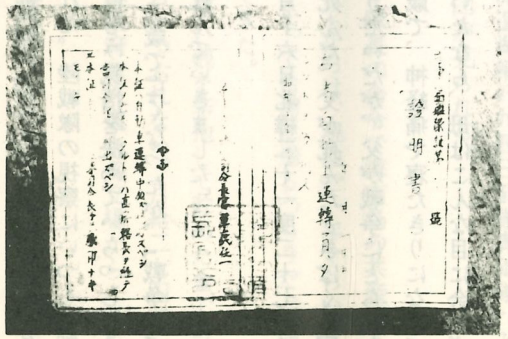

劉煥元氏（左から二人目）の所有する戦時中の身分証明書。劉氏の「ラボウル」という言葉が印象的だった。

日本が敗けたのは、敵のグラマンのせいだろう。日本の戦闘機の倍以上の馬力があったから。山本五十六隊長が、ある日制服を着てぼくたちの前に現われた。陸戦隊の視察にいつもの制服と違う、〝礼服〟を着て前に立たれたので、『ああ、この方はもう覚悟を決めていらっしゃるのだな』と思った。日本が敗けたときは口惜しかった。父は八二歳で亡くなったが、『戦争して一つも苦労した甲斐がない』『何の功労もない』、そういって死んでいきました」

●邱通聰　遺族　五三歳　高雄縣在住

「父・邱阿春は昭和十六年濠北方面に出征して、十九年九月十六日北緯二十一度二十七分地点において戦死した。病人を運ぶ船に乗っていて撃沈されて死んだ。父が死んだときぼくは国民学校の三年生だった。ぼくたちは男二人女三人の五人きょうだいだが、父が戦争にとられたあと、母は女一人で農業をするのは大変だった。母は今七三歳で、神経痛で寝たきりになっている。医薬品にお金がかかって生活が苦しい。父さえ元気でいたなら、母はこんな目に合わずにすんだのではないかと思う」

太陽を見たくても、首を上に向けることができなかった

●許清標（改姓名・石川清）　元日本兵　六三歳　屏東縣在住

「台湾総督府陸軍兵志願兵訓練所で半年間訓練を受けてから、志願兵として台湾第四部隊（台南）に入隊した。高雄港から南方方面に行き、タイ、シンガポール、ジャワ、フロレス島を経由してシモール島に着いた。シモール島は世界第二の未開地といわれ、歩兵隊がここに二年余りいて終戦を迎えた。暑い島で食べ物がなく、毎日トウモロコシのご飯と雑草を食べて生き延びた。毎日二、三名が死んでいった。一個中隊で台湾兵は二名ぐらいだったが、終戦になってから日本兵と分かれて、朝鮮兵と一緒に台湾の基隆港に帰ってきた」

＊許清標氏の保管している〝俸給支拂證票〟には「濠北派遣海第八九四三部隊青砥隊」と記され、「臺湾歩兵第二聯隊第三大隊長　林富士夫」の捺印が見られる。

●李朝江　元日本兵　屏東縣在住

「海軍陸戦隊として巡査補の名義で海南島に派遣された。中隊長の命令で海南島の共産軍と戦って、中隊長の通弁を仰せつかったこともある。終戦になってからは、現地で一年ぐらいいて、食うや食わずの生活をした。一〇〇名ぐらいで帆かけ船をつくって台湾に帰るつもりだったが、香港に流れ着いてしまい、英国船に助けられて台湾に帰ってきた。

貯金通帳は、われわれ兵隊が命がけで貯めた、わずかの小使い銭を辛抱して貯めた金である。これを返してもらわないことには死んでも死にきれない。目をつぶれない。月給二七円で、通帳にある額は一九〇〇円である。金額の大小ではなく、日本政府は人道上の立場からこれを返済する義務があると思う」

●荘石徳（改姓名・松村勝雄）　元日本兵　六六歳　屏東縣在住

「昭和十八年、二三歳で出征した。六ヵ月の訓練を受けて、海軍陸戦隊第七本部に配属された。中園部隊であったが、南方方面へ派遣されたときは岩崎陸戦隊長に率いられて戦地に着いた。毎日敵の襲撃に遭って、第七本部は一番苦労したのではないかと思う。終戦となって昭和二十年の秋に帰ってきたが、行軍の途中台湾兵が一八名死んでいった。日本のためにこんなに苦労したのに、なぜ日本政府は台湾に目を向けてくれないのか」

●高延陵　元軍属　六三歳　屏東縣在住

「第一回南方派遣海軍工員として昭和十八年二月四日に高雄港を出発しました。南方へ行く者は契約一年ですが、海南島に二年いて敗戦になりました。仕事は主に飛行場の土木作業です。九基地ロコ十三班に配属されて、一班二〇名ずついました。ぼくたちの班の一人は焼夷弾を受けて足を一本切断しました。軍属は空襲のときが危険なだけで軍隊のなかでも恵まれていたが、病死した人もたくさん見ました。傷を受けた三名は赤十字の高砂丸で先に帰って、あとの一七名は降伏後に台湾に帰りました」

●陳金龍　遺族　五九歳　屏東縣在住

「陳克平、改姓名・森田次郎は私の兄です。兄は二四歳で出征し、海南島海軍陸戦隊の『ウ二二四』楠木隊に所属していたのです。兄はおそらく、海南島で戦死したのだと思います。戦友からは何の連絡もありませんが、貯金通帳は友達が持ってきてくださいました。〝四九〇〇円〟ぐらいあります。私たちはきょうだいがたくさんいますが、お父さんがいません。兄が出征したとき私は学校に通っていて、お母さんや姉二人が働いて生活を支えました。生活はとても困難でした。貯金通帳は、兄が私たちに残してくれた財産です」

●黄應菜（改姓名・広田武雄）　元日本兵　七〇歳　屏東縣在住

屏東縣在住の遺族や元日本兵。写真上段向かって左は、南区代表高延陵氏。

「昭和十七年十一月に佐世保鎮守府第八特部隊に配属されて、海南島に行った。ぼくたちの戦友、台湾の兵隊たちは敵にやられて息を引き取るとき、母親の名は呼ばずに、『天皇陛下万歳！』『日本帝国万歳！』といって死んでいった。私は二七歳のとき子供三人残して出征したのだが（現在は三男四女）、戦地での給料は一ヵ月六〇円で、毎月一〇円ずつを貯金に入れた。このとき小隊長は『これは義務としてやるべき貯金で、戦争が終

わったら必ず返すから……』とぼくたちの前でいっていた。海南島に四年いて、二十一年六月に台湾に帰った。帰るときは、海の上で支那の海賊に遭い持ち物をみんな持っていかれた。残ったのは貯金通帳だけだが、四〇年以上たってもまだ日本からは何もない。小隊長の言葉は嘘だったのか。もうぼくは七〇歳。死ぬ前に日本人の心というものをぜひ見せていただきたい」

●蔣春長　元軍属　六六歳　高雄縣在住

「子供は三男二女あります。二一歳で軍属にとられて、海南島の海軍施設部の飛行場で働いて、それから一年たって香港へ転勤なりました。海南島と香港いるあいだ、毎日空襲あって日に一〇名の戦友が死んだのです。停戦まで三年、その前も病気とかいろいろありましたから、合わせて四年私は日本のために働きました。『皆さんできるだけ貯金しなさい……』香港にいた司令官にいわれて、友人の名前で〝一万円〟の郵便貯金をしました。第一回目台湾帰ってきたときお父さん死んで、二回目戦争から帰ってお母さん死にました。今は子供たちみんな独立して、六三歳の奥さんと一緒に住んでいます。農業です。補償問題のこと、日本の皆さん宜しくお願いします」

●洪玉山（改姓名・大川玉山）　元日本兵　六一歳　高雄市在住

「昭和十八年三月に一八歳で志願兵として出征した。南海派遣軍で『阿尾隊』に所属し、軍から義勇隊に入った。軍属のときは日本の東洋乾電池という会社で、船や飛行機の無線用の電池をつくっていた。一日のご飯の量は〝二五g〟しかなく、パパイヤやカボチャの芯などが部隊

の食事だった。マラリヤや脚気にかかって野戦病院に入院したこともある。昭和十九年十一月二十六日ラバウルの港を出て、翌日の朝赤道まで行って……。戦争のことは話したらきりがない。台湾に帰ったのは昭和二十一年三月中頃で、三〇〇〇人あまり乗った小型空母で帰ってきた。

恋人がいたが、戦争から帰ったら嫁に行っていた。結婚したのは三九歳のとき。印刷やら化学関係の仕事やらいろいろ商売をしているが、北京語がわからなくて〝商売〟に困る。補償問題については大いに関心を持っている」

●張仕君　元日本兵　六二歳　高雄市在住

「昭和十八年に台北中央青年隊に入って、兵隊向けの食料になる農作業をしていた。二年後、終戦間際になって軍隊に入った。二〇歳のときで、一九歳で結婚してからすぐに兵隊に行った。戦地では竹を茶碗代わりに使って食事したことが印象に残っている。帰ってからは農業。子供は男三人女一人。今は養豚業をやって暮らしているが、生活はきつい」

●林梅花　遺族　六一歳　屏東縣在住

「私の主人は林金福といいますが、戦争からは無事に帰ってきました。でも、昭和五十年に病気で亡くなりました。三二歳でルソン島から帰ってきて、軍事郵便貯金のことは死ぬまで口癖のように話して、待ちくたびれてとうとうあの世へ行ってしまいました。子供は三人いますが、こちらの兵隊で一人死んでしまいました。家族のこと話すのはとても苦しいです。日本の先生

方、助けてください」

●曽丁浪　元軍属　六七歳　高雄市在住

「昭和十七年十月、二二歳のとき、高雄の加藤部隊（第四船舶輸送部隊二九五〇部隊）に徴用されて十八年の正月にラバウルに向かって出発した。ラバウルに到着したのは四月十三日だった。あとニューギニアの上にあるピータ島という小島に着いて、軍艦の中で作業をした。夜暗いときに、上の倉庫に食料を運ぶ仕事を一年ほどやった。飛行機がしょっちゅう掃射に来たが、とうとう軍艦がやられた。そのあとは五十三連隊大島部隊に編成された。私は連隊本部から自動車小隊に移って助手として一年働いた。あとでまた五十三連隊の福沢部隊に変わった。ラバウルの北崎で衛兵となって、敗戦で待機しているときにマラリヤと脚気にかかった。昭和二十一年四月に、ホークランド作業隊と一緒に商船に四〇〇〇名以上乗って台湾の基隆に帰ってきた。親戚がラバウルで戦死したので、遺骨を抱いて帰ってきたが、それを親戚に報告することが一番辛かった。私の兄もフィリピンで死んでいる。ラバウルの生活は毎日仕事仕事。食べ物はタビオカが主食で、皮と骨一本で生きていた。太陽を見たくても、首を上に向けることができなかった。二九歳で結婚して、子供は男の子が五人いる。妻も六五歳で元気です」

●曽許盡　遺族　六八歳　高雄市在住

「夫の曽丁聆は、生きていれば八十数歳になります。三十数歳で応召して、上海へ行きました。支那事変にも参加して、従軍記念章や勲章をいただいています。上海には一八ヵ月いて、従軍

高雄縣在住の元日本兵・遺族。写真前列右は南区代表張仕君氏。中央は同曽許盡さん。後列左は南区代表蔣春長氏、一人おいて南区代表黄應菜氏。

遺族・曽許盡さんが所有する夫・曽丁聆元日本兵（戦没）の「日中戦争」時の勲章。

後〝連祥丸〟で台湾へ帰ってきました。

主人が戦争に行っているあいだ、私は澎湖島におりました。戦争であれば仕方ないでしょうが、子供を背中におぶって苦労した記憶が、今でも鮮明に残っております」

息子の働きで残ったのは髪の毛と爪だけだ

●邱四管　遺族　八八歳　台南縣在住

「息子二人を戦争にとられた。次男の用は生きておれば六三歳になる。いつ帰ってくるかいつ帰ってくるかと首を長くして待っておったら、〝髪の毛と爪〟だけになって帰ってきた。ニューギニアのサラワチ島で戦死したようだ。

息子の形見は戦友が持ってきてくれた。

三男の景漢は生きて帰ってきてくれた。息子は四人、娘は五人おる。妻は二年前に死んでしまった。百姓をしているが、もう身体がいうことをきかない。働こうと思っても働けず、イモの葉を乾燥して、塩漬けにして食べて生活している。乾燥した虫くいイモが毎日の食事だ。貧乏のまま家内も死んで、わしももう明日あさっては死ぬ。息子の働きで残ったのは髪の毛と爪だけだったが、これからの人には日本の情けを期待したいと思う」

●黄萬勤　元軍属　六二歳　台南縣在住

「台湾第十一回勤労団として、濠北ニューギニアに派遣された。昭和十八年八月に出征して、高雄に集結して九月にニューギニアに向かった。二ヵ月以上かけて行ったのだが、西部ニューギニアに行く途中に魚雷攻撃を受けてしまった。現地では自動車の整備隊本部に編入された。滑走路の整備などをした。ほかの部隊に比べ、仕事はそんなにきつくなかった。復員したのは二十一年の夏。兄弟二人戦争に行って(七人きょうだい)、二人とも無事に帰ったが、弟はその後病気で死んでしまった」

●蘇蔡格　遺族　七二歳　台南縣在住

「夫の蘇牛豚は戦争で病死しました。心臓脚気(脚気衝心)になって死んだのです。黄萬勤さんとは同じ部隊で、整備隊で現場の仕事をしていたようです。三男の金木も死んで、女の子が一人いたのですが、栄養不足で戦争中その子も死んでしまいました。次男だけは戦争に行かずに助かりました」

●邱順発　遺族　六一歳　台南縣在住

「男三人女二人の五人きょうだいだが、次男の兄(邱臣)が戦争で病死しました。ニューギニアの整備隊で、黄萬勤さんと同じ部隊です。独身のまま戦場へ行って、髪の毛と爪だけになって台湾に帰ってきました。私は台湾の飛行場に勤めていたのですが、外地では栄養不良で死んだ人が多かったと聞いています。アメーバや赤痢などにかかって……。日本が補償していただいて、兄の苦労が報われたらと思います」

●邱凍丈　遺族　六四歳　台南縣在住

「夫の邱火山は、同じ部落の黄さんと一緒にニューギニアへ行きました。結婚して一年半で出征しましたが、二人のあいだに子供はありませんでした。戦地に宛てて、何度も何度も手紙を書きました。一通も届いていなかったようです。栄養不良で、アメーバや心臓脚気になって死んだようですが、『病気のときは結婚当時の写真をずっと見ていた』と戦争から帰ったお友達が話してくれました。そのあと私は、主人の弟と結婚しました。今、子供（次女）が主人の参拝をしてくれています」

●蘇遜譲　元軍属　六三歳　台南縣在住

「濠北派遣第二十七回勤労団として、マクワリ島やソロン島へ行った。勤労団で現地で農業をやり兵隊用の食料を供給するのがぼくたちの仕事だった。銃撃戦は一切経験しなかった。

しかし、私は大東亜戦争で、『戦争とはこんなに恐ろしく悲惨なものか』ということをこの目で見てきた。それは、あるとき『撤退しよう』と思ったが、川を渡るのに船がない。行軍でマクワリへ帰る途中だった。川を渡るとき、急流に呑まれ目の前で、仲間が次々と流された。それはまだいいほうだった。半月の行軍がつづいて、戦友が次々と死んだ。そのときに、仲間の肉を食べるんです。食料はもうまったくない。出発する前、背嚢に食料をつめる。最初は重いが、日が経つと食べる物が減るから軽くなる。その空になった背嚢が、しまいには重く感じるようになる。そういう状態のとき、仲間が死んでいくと、息が止まるのを近くで待って、呼吸

台南縣在住の遺族や元日本兵。前列右は南区代表蘇添水氏。後列左端は強行軍を経験した蘇遜譲氏。右端は 88 歳の遺族邱四管氏。

が停止すると競って戦友の肉を食べるんです。木の実を食べたり草の根を食べたり、六〇〇人が行軍して、うち最後まで残ったのは七〇人だけでした」

●蘇添水　元軍属　七二歳　台南縣在住

「黄萬勤さんとは同じ部隊で、山田部隊森脇隊にいた。正直いって、私は戦争ではあまり苦労していない。中隊長のそばにいて、中隊のことは私が指揮することも多かった。あと病人の看護をしたり……、一日に五、六〇人もの注射をしたこともあった。

戦地に行って一年後に、空襲を経験した。中隊の炊事班長をしたこともあるが、昭和十九年の十一月十一

日だったと思う、兵隊のご飯を分けていたら突然空襲が来た。防空壕の設備もあまりなかったが、幸い数少ない防空壕の中に入ることができて、壕の中から顔を出してみたら大変なものを見てしまった。敵の掃射を受けた仲間の内臓がはみ出して、悲惨だった。十数名が野戦病院に送られた。昭和二十一年の夏に台湾に帰ったが、帰った日はちょうど部落のお祭りの日だった。補償問題については、日本政府と日本の人びとを信じたい」

私たち台湾人を、日本人として見て処理してください

多くの台湾同胞、元日本兵・遺族から「日本国」に宛てて、〝陳情書〟が送られていることは前に述べたが、嘉義縣朴子に住む元日本兵・李源来もその一人である。李氏は戦争で片手を失った。以下は「戦友に口述筆記してもらった」という陳情書と、ラバウルで生死を共にした戦友・侯尊賢元日本兵の〝意願書〟に見られる『現地体験記』である。

●李源来（改姓名・木下源一）　元軍属

「私達の台湾第二回特設勤労団の出征経歴は、私同中隊の老戦友侯尊賢は昨年十一月に提出した意願書は、だいたいの情況はもお訴え申したですから、現在は私の写真の事情をお訴え申し上げます。

この事情は此の様です。日期は昭和二十年六月中旬頃、新不列顛島戦地で作業中の時、急に

敵機の空襲、危険中で爆弾片（バクランハエン）に傷を負けて、左手が断たれたです。其の時は幸いに空襲が早速く解除で、戦友が早やく私を助けて野戦病院にお送って二月の時日の治療で、身体が康復で部隊に帰へた三日後（八月十五日）が戦争が終りましたです。

現在四十年前、戦地の事情お思い出すと非常に涙が出る悲感です。当時我等台湾籍同胞は皆な勇しい青年時代で日本帝国の皇民として応召されて、南方各戦地で最悪の危険と餓の苦労を身体に受けて、日本帝国の為に尽忠効労の九死一生を捧げて俸仕を尽しましたです。私は終戦後、昭和二十一年四月下旬台湾に帰へて来た、只かた手の身体で四十年間の苦しい生活を暮して去った事情は、人道上の正義感有るお方はどんなにお思ふでしょうかね。この手は誰の為になくなったですか。此の実情を貴国政府各界のお方様に……以下略……」（原文のママ）

●侯尊賢（改姓名・豊谷勝雄）　元軍属

「今まで私達当時の戦友達は、もう皆な六〇才を越えた老人となりました。現在四十年前の事情をお思い出すと非常に悲感で居ります。其の時私達は青年時代で、日本帝国の皇軍一分子で徴用されて、南方戦地に従軍されました。簡単に私達特設勤労団出征の経歴をお訴え申し上げます。当時私達は台湾第二回特設勤労団で（当時の名額は台南州下一千名団隊員）徴用されました。日期は昭和十八年四月上旬、召集令を受け取って、所属部隊は、南海派遣、剛第一〇三四九部隊、気附第二十七師団、月七三八一部隊、済陽団隊です。私の中隊は第四中隊の繁源隊で、出征日期は昭和十八年四月二十日。高雄港から愛國丸の軍艦に乗って出発し、六日の航海

で南洋諸島のパラーオ港に到着しました。……中　略……行進中途の六月十九日中午頃、赤道海上で急に敵の潜水艦に攻撃されて、私達勤労団乗てる、宮殿丸は、敵の魚雷に撃沈されました。其の時我等戦友達は、緊急危険中で、早く救命袋をかけて、海の中にとびこんで、五時間頃海上でおよぎました。当時宮殿丸の戦死者は約六十名以上です。後、幸いに同行の船で救助しました。後、又一週間の航海で新不列顛島のラバウール港に到着しました。ラバウールに上陸した後、早速、赤根集積所に派遣して、集積作業に勤めました。当時始めて西洋の熱帯地方は気温は三十七、八度以上なので、戦友達は大部分マラリヤ病にかかって四十度の熱を出して苦しんで居ます。……中　略……約昭和十九年八月頃まで、造陣地、分散集物作業が終りました。後、我等は先鋒隊の邱砲隊（邱砲はロケット砲）の山崎部隊に編入しました。其の時の中隊は松浦中隊です。邱砲隊に派遣後、毎日作戦演習や、自活農業や忙しい作業を勤めて居ります。

昭和十八年四月出征した後、終戦までの間、毎日戦地で生活の苦労に、又毎日、夜の空襲、艦砲射撃等の危険を冒して、九死一生を得て、日本國民として、皇軍の使命を果して来ました。

です。……中　略……

私達は一直、終戦まで、戦地で、俸仕しました事、今から四十年前戦地の実情をお思い出すと、私達戦友等は日本皇軍の一份子で出征して、日本帝國の為に尽忠効労の九死一生の俸仕を盡しました。残念に服役中の大部份俸給は未だ貰って居ないのです。今、私達の心願は此のお金が一日も早く支払い出来ましたら、どんなに有難いでせう。長い年月期待して来た心は、ど

嘉義縣朴子在住の遺族や元日本兵。後列左端は南区代表侯尊賢氏。

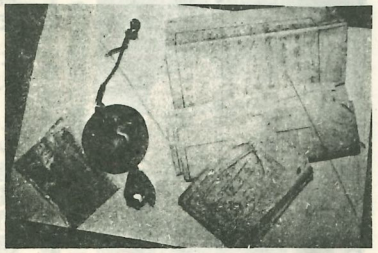

侯尊賢氏の所有する写真。昭和18年正月、出征する３ヵ月前の写真である〈右〉。〈上〉は、ラバウルで侯氏がつくったヤシのお守り（本書カバー写真使用）。

んなに嬉しいかとお思います。私達は誠心から皆様方を懇求して、この補償問題を一日も早く完成出来るやうにと、我々老戦友達は皆な期待して居ります。では、皆様方の御健勝と御多福をお祈り申し上げます」（原文のママ）

――嘉義縣朴子にはほかにも、侯春木（改姓名・藤田春木）、侯反春（改姓名・富田勝雄）氏ら元軍属、侯梅、侯葉月枝さんら戦没者遺族がいる。侯梅さんは「夫・前田はニューギニアで戦死した。船が沈没して死んで、昭和十九年助かった戦友が遺骨を持って帰ってきた」。侯葉月枝さんは「主人の肉豆は海南島に結婚して間もなく出征し、無事に復員したが一〇年前に死亡した」という。復員したのは敗戦の翌年、昭和二十一年であった。また、七〇歳になる蘇楠清さんは、戦地改姓名を「武田次郎」と称し、第二回特設勤労団として侯尊賢氏らとともに「南方の新不列顛島に行き、二十一年に台湾に帰った」。現在、身体が不自由で車椅子の生活を送っている。

●葉元波　元軍属　六八歳　雲林縣在住

「昭和十八年三月、二五歳のとき、南東方面艦隊佐藤明部隊生産隊の海軍軍需部加工隊に入って軍属として働いた。ラバウルの港で兵隊用の味噌をつくっていたが、空爆を受けて山へ引っ越した。十数名いたが、そのうち日本人は三名。昭和二十一年四月頃に台湾に帰った。

ラバウルは南方方面の基地だったので敵軍の攻撃が激しかった。毎日三回から四回。編隊を組んでは空襲を受けて、情勢が悪くなっていくのが目に見えてわかった。味噌工場は煙を出す

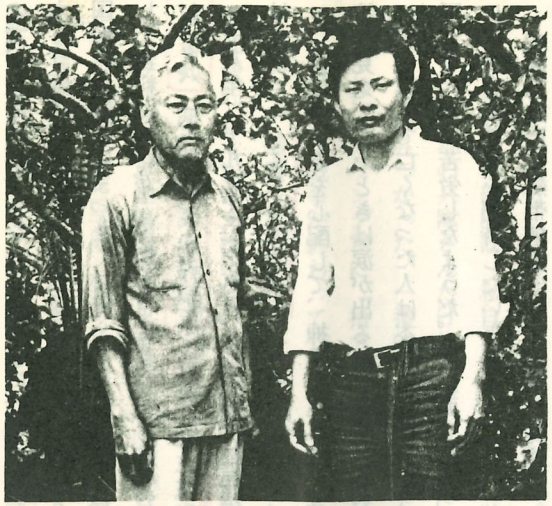

雲林縣在住の葉元波氏と、その長男。葉氏は中区代表をつとめる。

李来源氏は敵機の爆撃を受け手を切断した。車椅子に座っているのは蘇楠清さん。身体だけでなく言葉も不自由になった。

ので、昼は仕事できない。毎日夜に仕事をした。一番危険を感じたのは、敵がラバウルに上陸する計画で艦砲射撃を三回受けたとき。それと昼間の機銃射撃。敵の来襲が激しくなると、本国からの輸送はまったく跡絶えて食料事情は惨憺たるものであった。現地の野性のものを採取して食料にしたが、困難な目に合っても味噌だけは製造した。フンドシ一本で仕事をしていたが、タバコを節約してそれを原住民にあげて、代わりにもらった布地でこしらえたフンドシだ。

十八年、十九年、二十年と、制空権・制海権が敵の手にあったため、通信がきかず手紙は書けなかった。こちらの状況を知らせることも、家がどうなっているかもまったくわからなかった。家族のことを心配して、神経が狂う者も多かった。生きて帰れるとは思わなかったが、台湾が見えてきたときは涙が出るほど嬉しかった。われわれのように生命あって帰った者は幸いだが、戦地で亡くなった人は本当にかわいそうだ。特にソロモン群島へ派遣された人は、激戦区域で相当に苦労したようだ。衛生面も悪かったようで気の毒に思う。補償問題については、日本政府の善処を期待したいと思う」

＊葉元波氏は熱帯植物に囲まれた家に住み、庭には大きな池があって魚釣りができる。息子や孫が魚を釣り、自らも時には釣り糸を垂れる。釣った魚は晩のオカズにする。アロエ栽培もしているようであり、「作り過ぎて処分に困っている。日本のほうで引き受けてくださる方はいないだろうか」と苦笑する。

●曽阿経　元軍属　六五歳　桃園縣在住

「濠北派遣堅部隊第九四五〇殿山隊に入って、第二十回勤労団としてチモールへ派遣された。昭和十八年十二月で、二二歳であった。殿山隊には製材班と伐採班があったが、私の役回りは殿山隊長の身の周りの世話をすることであった。隊長は現在、会社に勤めていらっしゃるということを聞いていますが、もう引退なさったんでしょうか。

戦地で一番苦労したのは、食料面であった。輸送船が全部沈没して、隊まで食料が届かなかった。私のいた部隊は、私自身はそんなに苦労はなかったが、食料面は苦しかった。戦争が終わると、日本の兵隊さんだけ先に帰って、私たち台湾人はオランダ軍の捕虜になった。捕虜の仕事は相当きつかった。一番印象に残っているのは、部隊にあった弾薬を海に捨てる作業をしたことだ。オランダ軍に『捨てろ』といわれてやった仕事だったが、あれはきつかった。日本人と台湾人は戦争が終わって分かれて、一緒に集結しないで、指揮者は捕虜のなかから台湾人で決めて、捕虜生活を一〇ヵ月間つづけてから台湾へ帰った。昭和二十一年の六月だった。軍事郵便貯金とか未支払い分の給料は私たち台湾人の命がけのお金です」

●李知（改姓名・丸山秀雄）　元軍属　五五歳　桃園縣在住

「中支那派遣軍登第一六二八石井部隊に配属されて、昭和十八年三月に南京に行きました。国民学校六年生の二学期、満一三歳のときです。自動車修理部隊で、見習い工として働きました。第三次陸軍軍属と一緒でしたが、隊には百六十数名いました。隊の本部は上海にあって……、私は軍隊の訓練を六ヵ月間受けました。戦闘訓練を六ヵ月やって、試験を終わってから自動車

の修理工場に入ったのです。あのときはまだ子供だったので、大人の軍人と同じ扱いをされたのには苦労しました。軍人と同じように鉄砲を持つと、鉄砲（歩兵銃）のほうが私の身長より高いのです。重くて長くて、泣きたくなりました。命令を聞かなければ、班長にビンタ殴られるのです。軍隊の習慣を知らないので、非常に苦しい思いをしました。特に〝団体制裁〟というものには、子供ながらに矛盾を感じました。

日本部隊で南京へ行って、敗戦になってからは、今度は現地で中国兵になりました。日本の軍隊の生活をして、突然中国の軍隊になって……、今まで日本の精神でやってきたのに突然中国の精神になれといわれて、これも大きな衝撃の一つでした。『僕は日本兵なのに、なぜ中国兵になったのか……』という精神的打撃と、環境が変わったことによる生活習慣の違いに苦しめられました。父の名は李謀食といいます。李謀茂は私の叔父です。父は南支派遣軍で、関東軍の捕虜収容所から逃げて、昭和二十二年に骨と皮だけになって帰ってきました。軍隊のランニングシャツと半ズボンだけで、英国船の通風口に隠れて真っ黒になって帰ってきました。六〇歳で亡くなりました。父は死ぬとき、補償問題がまだ持ち上がってない前でしたが、『日本は私たちの財産をどうするのだろう』といって息を引き取りました。

日本が戦争に敗けたとき、『日本精神を捨てろ』といわれたときは口惜し涙が出ました。日本精神が崩れて残念に思いました。でも、私たちは今でも、小さいときに教育された日本の精神があります。補償問題についていえば、私たちは日本人と一緒に血と汗を流して戦いました。

花蓮縣在住のアミ族（高砂族）の遺族や元日本兵。前列中央の曽建基氏をはじめ東区には30余名の代表がいる。「涙の訴え」をした蘇阿嬌さん（前列右端）、陳春娥さん（後列右端）も東区の代表である。

桃園縣在住の曽阿経氏（右）と李知氏。両名はともに《討還団》北区代表をつとめる。

私たち台湾人を、日本人として見て処理していただきたいと思います」

＊李知氏は、《討還団》の李謀茂総代表の甥にあたる。桃園在住の呉長登、坐金造の両名は、補償運動の途中で力尽き、無念の涙を呑みつつ他界した。

使うときは軍用犬、使い終わったら野良犬

台湾省花蓮縣には、アミ族の部落がある。光復郷、瑞穂郷、寿豊郷の三部落から集まった高砂義勇隊元日本兵、遺族の方々には、車座になってそれぞれの「過去の体験」と「今の心境」を語っていただいた。発言者氏名と所属部隊、発言内容は、以下のようであった。

●曽建基（改姓名・安田健児）　中支那派遣南京捕虜収容所　森田部隊　七二歳　光復郷在住

●林昌秀（改姓名・吉野治夫）　陸軍軍属　比島派遣俘虜収容所　戦ぬり　エビコ部隊穂積隊　六三歳　瑞穂郷在住

●劉文徳（改姓名・笠村正義）　高砂義勇隊鈴木部隊（戦地・ニューギニア島）　七一歳　瑞穂郷在住

●曽克己（改姓名・安田克己）　海南島海南海軍特務部三亜支部海軍軍属　六七歳　光復郷在住

●胡敏雄（改姓名・松原敏作）　陸軍軍属　比島派遣俘虜第三収容所　戦ぬり　穂積部隊　六六歳　寿豊郷在住

●羅源泉（改姓名・中野源造）　海軍陸戦隊第七根地隊　花田部隊　六六歳　寿豊郷在住

●李天賜（改姓名・天野清）　陸軍軍属　台湾俘虜収容所　佐澤部隊　六五歳　光復郷在住

●王敬恵　遺族　光復郷在住（戦没者＝坂田新作　元軍属　昭和十九年二月十七日没）

●王徳順　遺族　光復郷在住（戦没者＝川崎伸夫　元軍属　昭和十八年一月十六日ソロモン諸島にて没）

〔発言内容　上記発言者とは順不同〕

「高砂義勇隊として、自前の刀で切り込み隊として働いた。武器は右手に刀、左手に手榴弾、それだけだった。第一線で、身体一つで敵の中に切り込んで行く。だから、敵は高砂義勇隊を

恐れていた。蕃刀で首を切られるものだから……」

「現在、周りからは『日本兵だよ』と見られている。ぼくたちも、日本人としての同郷意識を離れられない。日本精神で育ち、日本人教育を受けて育ったので」

「せめてあの郵便貯金だけでも返してもらえないものかと思う。あれは戦地で血と汗して貯めたものだ。貯めたお金は国家のために使われていた。貯金は公益の代金だから。日本は、こうして国家のために尽くしたぼくたちのお金を返してくれないのは人道に欠けているのではないか。当時ぼくたちは志願して、また徴用されて兵隊に行って、日本国民として『一視同仁』の掛け声で国のために尽くした。そうしなければならないと思った。にもかかわらず、草履の使い捨てと同じく、今となっては日本に騙されたとしか思えない。使うときは軍用犬、使い終わったら野良犬ではぼくたちはあまりにも惨めだ」

「兵隊に行ったら死んで来いと教えられた。台湾の戦友はみんな、死ぬときは『天皇陛下万歳！』といって死んだ。私たちは日本人として慰問金を受ける資格はないのだろうか。日本は、道徳、同情の心を私たちに教えたが、それを日本人は忘れてしまったのか。今のままでは、死んだ戦友に対しても申し訳ない気がしてならない。日本政府には、なんとかして慰問金を出してくだ

さるようお願いしたい」

「私たちは南方へ行って、何回も出征して、幸い命を取り止めて帰ってきた。台湾の戦友で『お父さん、お母さん』といって死んだ者はいなかった。みんな『天皇陛下万歳！』『大日本帝国万歳！』といって死んでいった。今思い出しても涙が出る。私たちは戦争に行く前に『死んでも我慢しろ』と教えられたから、教えられたとおり死ぬまで我慢して戦った。我慢して仲間は死んでいった」

「ぼくたちは戦地へ行って、『お前らは値打ちのない兵隊だ、値打ちのない民族だ』そういって上官に叱られた。それでも我慢してやってきた。そして〝時〟が来て、日本が敗けて、捕虜になって訊問されて、また我慢に我慢を重ねてようやく台湾に帰ってきた。

台湾に帰ったぼくたちは、まだ『日本の国民である』ということが心から離れていない。『わずかの慰問金でもいいから』と李団長が頭を下げているが、まだ解決していない。生きているうちに、日本の誠意ある慰問金をいただきたい。ちょっと頭が痛み出したら医者に行く。これはなぜかというと、慰問金を見たいがためです。私たちが汗して貯めた戦地の貯金。死んだ戦友の身代わりとして、家族の者は一銭一円でもそれを受ける資格があるのではないか。死んでいった仲間は、『これを家族に……』といって死んでいった。人間の我慢には限度があると思う。

補償問題を解決してもらわないと、ぼくたち高砂族は死んでも死にきれない」

「日本の政府と国民の方々に聞いていただきたいのです。現在でも、大東亜戦争に参加した日本人もたくさん生きていらっしゃるでしょう。生死を共にした上官も、分隊長も班長も、ぼくたち台湾人のことを知らないとはいわないでしょう。

ぼくたちだけが苦労したのではない。上官も分隊長も班長も本土の兵隊さんも、みんな一緒に苦労した。日本人も台湾人も、みんな一緒に苦労したのです。でも戦後になって、ぼくたちと日本人は同じでなくなった。日本の兵隊さんには、国からの恩返しがある。ぼくたちには何もない。なぜぼくたちだけ恩返しがないのか。一九歳の一番若いときに『兵隊に行け』といわれて、お父さんお母さんを残して兵隊行って……。ぼくたちは、我慢してばかりでは辛いのです。もう老人になってしまいました。日本の気持ちを見せてください。お願いします」

「人間だけでなく、牛馬動員して日本国家のために尽くした。精神鍛練で相当訓練された。昭和十八年十一月、台湾で空襲を受けた。B29九機が飛んできて、砂糖工場が焼けるのを見た。硫黄が燃えて、このあたりはほとんど焼けた。私は一七歳で志願兵になったが、戦争に出ようと思っているうちに停戦になった。南方は玉砕だった。玉砕の報告ばかり聞いて……、『日本兵は人間を食う』という報告が入ったほどだ。遺骨をポケットに持って帰ってきて家族に渡す、

という人もいた。停戦になって、食べ物も何もない。木の実とイモだけ。今もまだ充分ではない。日本のように一、二を争う経済大国が羨ましい。

ビルマでは、死んだ人の肉を食べて生きたそうだ。息のあるうち食べたら人道に反するから、息の止まるのを待って銃剣で切って食べると聞いた。ぼくたちアミ族は利口じゃない。真っすぐな性格で、『ああせい、こうせい』といわれればそのままやる。突っ込んでいく。今は今で、身分証明書のような〝赤紙〟を一枚三〇〇元で買わされて、『その赤紙を買ったら、日本政府からお金がもらえるから』といって騙されている。赤紙を一生懸命買わされて、正直者が多い。正直をして、損ばかりして、何の報いもない。

日華親善がよくあるが、慰問問題の解決なくして何が親善かというのがぼくたちの気持ちだ。こんなことをいうのは日本の方に申し訳ないとは思うが……。今ではもう、この補償問題は、一向に『進まない』から『嘘だ』というようにみんな思うようになった。この問題を解決してくれなかったら、日本は世界の人に『不道義の国じゃないか』といわれて笑われるんじゃないか」

「私は大東亜戦争の遺族です。二人の兄が戦地へ行って、一人は帰ってきました。私が一七歳のときでした。私は海軍志願兵でしたが、出征する寸前で停戦となり助かりました。兄は、ニューギニアへ行ってそこから便りが一度きただけで、あとは音沙汰ありません。『行方不明』といわれていましたが、日本に『どこで……』と尋ねたところ、『昭和十八年一月に戦死した』こ

とがわかりました。それまで通知がなかったので、この連絡を受けて初めて兄が戦死したとわかりました。父や母は八〇歳を過ぎて亡くなりました。その両親がいうのには、『国のために死んだ息子には、日本からなんの補償金もないのだろうか。早くこの目的を達成して欲しい、一日も早くこの問題を解決して欲しい』こう遺言してお父さんやお母さんも亡くなりました」

「早くこの問題を解決してください。お願いします」

＊最後のこの一言は、声帯に障害を受けている元陸軍軍属・李天賜（改姓名・天野清）氏が、全員が発言してのちやっとの思いでこれだけを言い切ったものである。

●蘇阿嬌　遺族　六三歳　光復郷在住（戦没者＝夫・ロオパポ〈昭和十九年一月四日、南洋方面において戦死〉）

「私は、戦死したロオパポの妻です。私は主人と別れたとき一八歳でした。子供と私を残して、主人は戦争に行きました。いつまで、いつまで、主人を待ちましたが、ロオパポはとうとう帰ってきません。

日本人のお方様、この貧しい私の言葉使いでも聞いて、何をお思いでしょう。身体も弱りました。前のように元気にいきません。この年、本年も日本から慰問金が出るかと私は考えます。主人には、戦争の郵便貯金はないでしょうか。遺族のお金がないでしたら、郵便貯金だけでも、

いただけないでしょうか。

子供が主人のことをよく訊きます。近所のお父さんの顔を見て、『ぼくのお父さんの顔はどうだった』と訊くのです。子供がこれをいうと、私はとっても困るのです。辛いのです」

●陳春娥　遺族　五五歳　光復郷在住（戦没者＝兄・ロオパポ　兄・ドコイパポ〈昭和二十年五月二十日没〉兄・山村正男〈昭和十九年二月十一日没〉）

「三人の兄さんが戦争へ行って、三人とも次々と戦争で亡くなってしまいました。お父さんやお母さんや私を残して、みんな死んでしまったのです。お兄さんたちが出征したとき、私は国民学校の五年生でした。お父さんお母さんはそのとき年をとっていて、仕事ができません。間もなく停戦になりました。南方から一人、二人と帰ってきましたが、私の兄はどうか……。両親は心配して、部落の人が一人帰ってきたとき、お父さんとお母さんは『息子と出会わなかったか』と、訊いていました。

同じことが何回もつづきました。私の家は村のはずれにあります。暗闇のとき、お父さんやお母さんは何度も駅へ行きました。汽車の汽笛が鳴るたびに、『この汽車ではないか』とお兄さんを探しに行くのです。そのうち、村の兵隊さんの一人が兄の遺骨を持って帰ってきました。私の母は泣きました。お父さんも泣きました。私も泣きました。でも、あとの二人のお兄さんはどうなったのでしょう……、そう思って待っていると、日本から『死にました』と通知が来ました。ニューギニア付近で戦死したということでしたが、遺骨は帰ってきません。『私の兄は

戦死したんだな』と、そのとき初めて実感しました。

男の人がみんな戦争に行ったので、日本当時私たちは、国の義務で働きに出ました。国民総動員命令で、『御国のために働くんだ』の気持ちで私も働きました。私のお母さんはもう亡くなりました。死んだとき、『日本から慰問金があれば、三人の墓をつくってやれるんだがね……』こういって遺言されて亡くなったのです」

＊陳春娥さんの兄「ロオパポ」は、先の蘇阿嬌さんの夫・ロオパポ氏と同一人物である。言葉も跡切れがちに、肩を寄せ合って「兄」「夫」を語る陳さん蘇さんの〝涙の訴え〟に、居合わせたアミ族の人びとは誰もが涙を流した。

功労は水の泡となっても……

現地台湾元日本兵・遺族の方々の取材は、花蓮縣アミ族の「声」を最後に終わることとなった。大東亜戦争で「皇軍」として日本帝国のために「奉職した」台湾同胞は二〇万人を超えている。本書で紹介した六十数名の元日本兵・遺族は、二〇万人を代表して登場していただいたのでは無論ない。しかし、百分率にして一％にも満たないこれら台湾同胞の声が、二〇万人の訴えを充分に「満足する」ものであることは改めていうまでもないであろう。ただ、われわれ日本人は、上記の〝声〟を聞いて誤解してはならないことが一つある。

それは、彼ら元日本兵・遺族は、「日本からの補償金だけを期待して」余生を送っているのでは決してない、ということである。鈴木明氏の著した『高砂族に捧げる』の表現を借りれば、「台湾山地に住む彼らは、一つの徒党を組むわけでもなく、恰好よく生きるために何の工夫をこらすわけでもなく、自分たちの存在が世界に知らされるために、虚飾を含んだ如何なるスローガンをかかげているわけでもなかった」のである。

ある遺族は山地の中に、ある遺族は人里離れた田畑の中に、またある元日本兵は市街地の隅にひっそりと、今日明日の生活だけを考え精一杯生きているのである。「中流」を意識し、「国が富んだ」とはいっても、決してその生活は楽ではない大半の日本人なら、台湾同胞のこうした現実は容易に理解できるはずである。

以下には『大東亜戦争勃発以後の回憶録』と題した元日本兵の手記を留めて、本章を閉じよう。

『手記』はA5判のノート一冊に黒インクで書かれ、四〇〇字詰原稿用紙にするとおよそ五、六〇枚の分量にはなろうかと思われる。手記を書いたのは、現在高雄縣で農業を営む劉添元氏（改正名・中山健次郎）である。日本皇民奉公協會で「俘虜監視員募集廣告を新聞で見て、「其内容を祥(ママ)しく見だ後志願する事に結定(ママ)」した氏は、「出征の模様」から、マニラ・カバナツアン第一収容所での「苦しい経験」を語り、貨物船で航行中に魚雷攻撃に遭い舟が沈没し「護送艦に救助されて」九死に一生を得たこと、そして、日本の上官に対する「私感」などを克明に綴

劉添元＝中山健次郎

っている。戦争中に経験した唯一「楽しい」思い出は、マニラと日本で二度〝恋〟をしたことだった。

「私共は自分の勤務以外の日曜(ママ)日にはきっと近い小さい町『カバナツアン』の町へ遊びに出ます。いつも外出の機會がある為に速くも友の女を交うようになりました。此の女子は当年十九歳で肉色は白く顔も美しい愛嬌の有る女です。三個月の交わりで相手の真情を見出したような感じがします。私は純情を保つ為彼女(ママ)と肉体関係をした事はありませんでした、日曜(ママ)日はいつも通り彼女(ママ)の家へ遊びに行きます彼女(ママ)は幼子園(ママ)の先生です、彼女(ママ)は日本語を習いたいとの熱心があるので私も誠心誠意で教えで(ママ)やりました。私も英語を習いだい(ママ)のでお互いに異國の言葉を習いました。之は約一年間の女朋友です。後轉属の為お互別れる事になり二人は涙を落し無言のまま10分くらい座りこみました。実に別れおしいものです。いつもの通り毎日〳〵同じ勤務をするので本当につらい、度々俘虜病死者を処理するのは一番いやだ。現在収容所の東方500mあまりの所に墓地があります。之は皆米國戦病死兵の墓です」

——このように「戦争体験」の殺伐とした文章のなかに、上記の「楽しい様な感じが出した」淡い思い出を挟(さしはさ)んでのち『手記』は、一気に「激戦」「日本軍劣勢」「敗戦」へとなだれ込んでいくが、手記からは終戦時の模様が手に取るように伝わってくる(以下、すべて原文のママ)。

「……只平和の日は何時来るであろうと思い乍らお神に祈る外はありませんでした、同年八月二十日頃一人の戦友は一枚の宣傳片をひろって帰りました、開いて見ると中に日本天皇陛下

自ら無条件降伏をした、日本兵は早く山から下りて降参する様命は保護してやるから安心して来なさいと書いてありました戦友達は又信じない二三日間之たしかめた、なるほと敵の爆撃と空襲は全くやめた、之も又完全に信じない戦友は日本軍の住む所へその消息聞いて帰ったその明細な情報を聞いで始めで日本は確実に降伏した事を証明する事が出来ました、後二日頃又連絡に出ました、日本軍の話に依りますと被等は軍使を米軍側に出して下山及び降参問題を相談した結果を連絡して帰りました、米軍の陣地は五km前である、それで日本軍は昭和二十年八月二十八日九時頃約二百名余り集団的に出発した、米軍陣地近くには一つの大川の向ふ側には米軍の兵隊は約二十名銃を私達の方向にむけでかまえ手を高くふって来なさいとの信号を示しで来ました、それで吾等日本軍人軍属は皆整列しで川を渡って米軍の基地に到着しだ、米軍側はすでに貨物車を何台も準備して私共を待ってゐました、全員が到着しで軍貨物車に乗車し収容所本所へ送りました、米軍側は良く日本兵の腹がへってゐる事をよく知り食品を運んで私共に分配しで下さいました、皆腹一ぱい食ふでそのおいしい事は言う迄もありません、その時私は米軍の正義良心の有事を感謝しました、時は昭和二十年八月二十八日の夕方六時頃でした、食事がすんで整列しで一列従隊に入舎する前の広場で全員は日本軍服をぬひで全身はだか体無一物で一人つゞ一列に兵舎へ向けで行き始めました、道の両側には米軍の兵士は日用品である新しい衣服や食器や色々な日用品を分配しで下さいました、そうしで約一ケ月の間は日軍を収容する集中営で弱い身体の復健を養い健康の情態を見で体の強健になった者は別の台湾集中営に

派遣しました。集中営へ入ってから始めで昭和二十年八月五日に米國空軍は日本本土広島に原子弾を投下した、八月七日には長崎に又一個の原子弾を投下し有史以来始めで原子弾のおそろしい事が知り当時二個の原子爆弾で日本軍人及び人民の死傷者は何拾萬人を出した為日本天皇陛下は人民のあわれな事を思ひ大変心配し八月十四日に自ら無條件降伏電報を放送したそうで有る。私は陸軍軍属・俘虜監視員で三年の間米軍の俘虜を監視しましたが現在は反對に俘虜となって監視される事になったのは、残念でした、一個月の後身体は健康になり台湾集中営（収容所）へ派遣され毎日労役に出されました、この仕事は非常に複雑な物です、倉庫建造・排水溝掘り物品制理とか色々あります、そうゆう仕事が何個月もつづいて昭和二十一年一月頃には台湾へ帰台する命令を受ました。約一年間非律賓の山奥で日本の為辛苦を蒙った今日又台湾へ帰る事の出来るのは運命に依るものであると、しみじみ思いました、帰る時は二日間の副食干糧・食器・毛布・衣服は米兵の軍服・着で米軍の単靴・をはき、只いやな事は上衣の背中に（PW）褌にも（PW）と記号の二字を書いてゐました。それで其の日十二時頃米國の貨物船に乗船しました、もちろん米兵が私達を護送し一直線の航路で三日二夜で高雄港へ無事に付きました、当時高雄内は米國空軍の爆撃により船舶の沈没で封塞された為入港する事が出来ず港外でとまり、小船で私共を西子湾で上陸させました、その時中國軍はわれ〳〵の上陸を待ってゐました、上陸すると早速私達をつれで消毒所へ一列従隊に一人つゞ消毒し荷物は又別の所で消毒しだ後、徒歩で高雄の汽車駅で集合しました、時はもう日が暮で夜の七時頃でした、高雄住民は戦地から帰って来た台湾青年である事を聞いたらしく夜食御飯を準備して来ました、そこで夜食をしました、思ひ出しますと感謝に甚へない次第であります、その夜私共台湾青年は隊伍を解散し各地へ帰る事になり、その晩同じ美濃へ帰る戦友は十何名でもちろん『バス』は無く、同じ美濃へ帰る一人の戦友はわれ〳〵をつれで被の朋友の所へ行きちやうど被の朋友は貨物自車がある為われ〳〵を乗ろしで故郷へ帰りました、美濃から中坜へ帰るのは私の外彭先生二人だけで二人は徒歩で中坜へ帰る事になり二人は又中坜派出所前で別れ後私一人で現在住所へ平安に帰りました、時はもう夜中の一時頃です、黒やみの夜中に家へ帰った時お父上様とお婆さんを呼びました、お婆さんは耳が良くすぐ起で灯火を持ち出し私を見るとお…帰って来たか天の保佑・地の保佑・神の保護で平安にかへったのたと私の頭をなでで涙を落した様子であった、その後両親様も一家の人も皆起で私を見た、一晩中戦争の物語を話した為夜明の四五時頃になってやっと一ねむりをしたのであった。」

冒頭より〝ここ〟まで、『手記』にはただの一度も「改行」が見られない。

〝行〟を改めた『手記』の最後は、以下のように結ばれている。

時代は大平になり台湾は日本と離れ、中華民國に帰り國は異國となった、昔は日本教育を受けだ為中國の言葉と文字は一つもわからない、やむなく父の後をしだいで今日迄農業に従事し、御承知の通り農家の貧窮な事、粗質な生活及び労働の重ひ事は言ふ迄もありま

せん、思ひ出の四十年前日本の軍属としで比律賓でかつやくし九死一生で帰った、現在異國となった、けれとも、わつかな軍事郵便貯金は今更又支拂いしで下さらない事を残念に思ってゐます。功労は水の泡となっでも道徳上軍事郵便貯金は一日も早く拂って下さる様、願望するものであります。

昭和六十年十月
中華民國七十四年十月

劉添元書
改姓名（中山健次郎）

本手記は、日本政府に対しての陳情書、「補償」要求の目的をもって綴られたものではない。一七歳で出征した劉氏は、還暦を迎えた記念〝碑〟として自らの半生を記録したようであり、文末には本人の、日本陸軍軍属時代の記念写真が貼付されている。

台湾同胞は、自らの体験を記録に留めるか否かを問わず、劉氏と同じ思いを胸に秘めて、微かな望みを日本の〝良心〟に託し日々を送っている。

第6章　日本側の対応——裁判所の判決から

原告・台湾側の主張

蔣介石総統の戦後措置

台湾元日本兵・遺族の〝補償運動〟が過熱していくなかで、日本側は過去、台湾同胞にどのような対応をしてきたのであろうか。

現地台湾の戦没者遺族・元日本兵が〝補償問題〟について触れるとき、決まって口にする言葉がある。敗戦国日本に対する戦勝国の、「賠償要求」にまつわる故蔣介石総統の「日本国を慮ってとられた寛大なる措置」、これを日本は「忘れてはならない」というのがそれだが、本章ではまず、さる会議の席上でかつて蔣総統の配下にあった何應欽将軍が「華日関係と世界の前途」と題して述べた次の言葉を紹介しておきたい。

日本が第二次大戦で敗れたとき、いまはなき中華民国の蔣介石総統が日本にたいしてとった寛大な政策は、華日両国人民が永遠に友誼を保つための礎となった。日本人民を感動させた蔣介石総統の諸政策は、つぎのようなものであった。

第一、日本の天皇制を維持して日本の政治体制が変更されないようにし、これによって

指導の中心を強固にした。さもなければ、日本は必ずや共産勢力によって赤化され、……

中　略……

第二、軍隊を派遣して日本本土に進駐することをしなかった。これにより、ソ連も北海道を占領する口実を失い、日本は国土分裂を免がれた。さもなければ、日本は必ずやドイツ、韓国あるいはかつてのベトナムと同様に、分裂・混乱の局面におちいっていたであろう。

第三、わずか十ヵ月の間に、二百余万にのぼる在華日本軍将兵ならびに民間人を日本に送り返した。これにより優秀な若者や技術者が日本の再建に参加し、日本は急速に復興することができた。

第四、数百億ドルにのぼる対日賠償要求を放棄した。これにより、日本は戦後にあって財力の枯渇から免がれ、国の経済力あげて再建に投入することができた。

周知のように、一八九四年の日清戦争に敗れた中国は、台湾、澎湖を割譲したばかりでなく、二億両（テール）にのぼる銀塊を日本に賠償した。第二次大戦で日本が敗れると、被害をうけたアジア地域の諸国はいずれも日本から賠償をうけとった。フィリピンは五億五千万米ドル、韓国は三億米ドル……その他のアジア諸国をふくめ、日本が支払った賠償金は合計十五億米ドルに達する。

ところが中華民国は、直接の被害だけでも三百億米ドルを超えたにもかかわらず、蔣介

石総統は毅然として巨額の賠償要求を放棄したのである。これは世界の戦争史上、前例のないことであり、人間味あふれる東洋文化の真髄といえよう。（『社会モニター新聞』収録）

〝補償問題〟の今日までの経緯について今一度整理してみると――

この「寛大な措置」のなかで、《第2章》に見たとおり、昭和二十七年四月には日本国と中華民国とのあいだで〝日華平和条約〟が結ばれ、国内では同四月「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二七年法律一二七号）」が施行され、翌二十八年八月には「恩給法の一部を改正する法律（昭和二八年法律一五五号）」が施行されている。

本法律は、台湾元日本兵・戦没者遺族に対しては適用されなかった。対日平和条約、すなわち中華民国と日本国との平和条約の発効によって、「台湾人は日本国籍を離れて外国人となった」という理由からである。

しかし、「戦没者遺族等援護法」や「恩給法」適用については〝対象外〟（？）であるとしても、台湾元日本兵・遺族には、戦時中の軍事郵便貯金や未支払い給与等の問題が残されていた。これについては、日華平和条約〝第三条〟に定めた、両国政府間のいわゆる〝取別取極〟を取り交わすことにより解決されることとなっていた。にもかかわらず、両国政府間で「特別な取り決め」は成されなかった。成されないまま、昭和四十七年九月二十九日〝日中共同声明〟が発表されるに至り、この時点で〝日華平和条約〟は失効した。〝特別取極〟が実現しなかった理由は、《第2章》に見たとおりである。「民間財」と見做された台湾元日本兵・遺族の軍事郵便貯金や未支払い分の給与は、この条約失効によって対日請求権を失った（？）のであった。しかし、補償運動に携わる台湾同胞は「これは最早や法の問題ではなく人道上の問題だ」と主張する。また、もし〝法〟の問題であるとしても、「日本は法律をつくり変えてでも台湾の元日本兵や遺族に対して補償すべきだ」と主張して今日に至っているのである。

原告一三名の「事実経過」

その「法」的な、日本側の対応だが、台湾人元日本兵・鄧盛ほか一二名の原告団が日本政府を相手どって「補償請求」の訴えを起こしたのは昭和五十二年八月十三日だった。現在本訴訟問題は、最高裁判所において係争中だが、判決を待たないまま鄧盛元日本兵は故人となってしまった。鄧盛元日本兵亡きあとは、その遺族によって故人の遺志が引き継がれ、洪坤圳、蘇鈴木、洪火灶、張長寅、黄木連、黄文保、陳門、全永福、（楊陳来好こと）楊来好、李簡治、幸玉娥、蔡水源（敬称略）元日本兵・遺族ら当初よりの原告とともに控訴人となり、裁判が争われている。

原告側の〝主張〟について見てみよう。

「原告らの地位」であるが、昭和五十七年二月二十六日の東京地方裁判所の〝判決文〟の中には、次のような記述が見られる。

「原告鄧盛　同洪坤圳、同蘇鈴木、同洪火灶、同張長寅、同黄木連、同黄文保及び同陳門は、第二次大戦下においていずれも日本軍軍属として交戦地にて軍務に服し、戦傷した者であり、同全永福は、日本軍軍人として軍務に服し、戦傷した者である。同楊来好、李簡治、同幸許玉娥及び同蔡水源は、いずれも日本軍軍属として交戦地にて軍務に服して戦死した者の妻あるいは長男である。」

紙数が限られているため、「各自の事実経過」についての仔細は割愛しなければならないが、一三人の原告らは第二次大戦中におよそ以下のような被害を被っている。

●原告＝戦傷者・鄧盛　昭和十七年九月頃、第六台湾総督府熱地農業技術員練成所（以下「台湾総督府熱地農業技術員練成所」を「練成所」と略称）へ入所。十八年七月、第二回南方派遣台湾農業義勇団結団とともにこれに入団させられ、海軍軍属（工員）として召集される。派遣先はニューブリテン島ラバウル地区。十九年八月頃、同地区ラマンド農場にて作業中、空襲を受け、右前腕挫断創および左眼損傷失明の傷害を負い、その他全身に傷痕を残す。それがために人並みの労務に従事できず、右手前腕部切断、左眼失明の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・洪坤圳　昭和十七年九月頃、第七練成所に入所。十八年七月、第二回農業義勇団の一員として南方派遣を命ぜられる。海軍軍属（工員）として、第八海軍軍需部に所

属。十九年四月、ラバウル地区において作業中、敵機来襲を受け右手部貫通機銃弾創同腕骨複雑骨折の傷害を負う。これがために人並みの農作業ができず、妻子の労働によって生計を営む。現在、右前腕部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・蘇鈴木　国民学校を卒業後、勤業報国青年隊に勤務。第八練成所に入所し、昭和十八年七月、第二回農業義勇団の一員として南方派遣を命ぜられる。二〇年2月、海軍軍属（工員）としてラバウル地区トベラ農場で作業中、敵機の爆撃を受け左手掌貫通爆弾創、右手拇指、中指複雑粉砕骨折、両上肢胸腹部爆撃弾破片創の傷害を負う。現在、右手掌部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・洪火灶　昭和十七年九月頃、練成所へ入所。十八年三月、第一回農業義勇団の一員として南方派遣を命ぜられる。海軍軍属（工員）として第八海軍軍需部に所属。十九年七月、敵機投下の爆撃により左下腿を負傷する。現在、左下腿部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・張長寅　商業専修学校卒業後、昭和十七年秋に役場からの通知に従い第八練成所へ入所。十八年三月、第一回農業義勇団の一員として第八海軍軍需部に所属させられ、ラバウル地区に海軍軍属（工員）として派遣される。二十年六月、ラバウル地区ランバーター農場にて作業中、敵機の爆撃を受け右手掌貫通機関銃弾創、右前腕複雑骨折の傷害を負う。現在、右前腕部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・黄木連　国民学校卒業後、勤業報国青年隊に勤務。昭和十八年四月、第一

練成所に第三回生として入所。同年七月、第三回農業義勇団の一員として海軍軍属（工員）となり、第八海軍軍需部に所属してマニラに派遣される。のちラバウル地区に転地。十九年三月、ラバウル地区タビロ農場において作業中、敵機の爆撃を受け左手貫通機銃弾創、複雑粉砕骨折左前腕切断の傷害を負う。現在も左前腕部切断の後遺症を遺す。

●原告＝戦傷者・黄文保　農業を営む。昭和十八年十月、海軍軍属（工員）として召集される。第三六施設部第一八設営隊に所属し、十九年二月頃よりニューアイルランド島カビエル地区にて飛行場の改修・補修工事に従事する。同年十一月、飛行場にて作業中に敵機投下の爆弾により負傷する。現在、右肘部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・陳閂　商学校を卒業し自動車運転手をしているところへ昭和十七年九月、海軍軍属（工員）として第六十一海軍航空廠に採用される。のち第一〇八海軍航空廠に転傭となり、ラバウル地区に勤務。同地で車の運転、酸素の製造などの作業に従事したが、二十年四月作業中に酸素管が破裂して眼や腹部を負傷する。現在、左眼失明の後遺症を残す。

●原告＝戦傷者・全永福　昭和十八年十一月、事実上強制的に特別志願兵として入営させられ、歩兵第四七連隊補充隊に入隊し陸軍二等兵となる。台湾新竹州湖口陸軍演習場において特別訓練を受けてのち、一九年四月南方に派遣される。フィリピン島マニラ、ハルマヘラ島マムヤを転々としてのち、一九年八月モロタイ島ゴダララモに上陸、米軍と戦闘状態に入る。この間、陸軍一等兵を命じられ第二遊撃隊第二中隊に編入される。二十年三月、モロタイ島

ダエオにおいて米軍と交戦の際負傷する。現在、左前腕部切断の後遺症を残す。

●原告＝戦死者遺族・楊来好　昭和十六年三月、楊老生と婚姻した妻であり、同人戦死後昭和三十五年頃、黄家成と再婚。楊老生は、十九年三月陸軍軍属（傭人）として採用される。特設水上勤務第一一一中隊に所属したが、同年九月軍需品輸送業務に従事する際、広東省高要県で敵の機雷に触れ爆傷により戦死した。

●原告＝戦死者遺族・李簡治　昭和五年二月、李金生と婚姻した妻であり、同人戦死後も再婚せず今日に至っている。李金生は、昭和十九年三月陸軍軍属（傭人）として採用される。特設水上勤務第一一一中隊に所属したが、同年七月広東省清遠県において軍需品の輸送業務に従事中、敵機の襲撃を受け左胸部背柱部穿透性、貫通銃創の傷害を負い戦死した。

●原告＝戦傷者遺族・辜許玉娥　昭和十四年六月、辜宝春と婚姻した妻であり、同人戦死後も再婚せず今日に至っている。辜宝春は、昭和十九年三月陸軍軍属（傭人）として採用される。特設水上勤務第一一一中隊に所属したが、二十年四月広東省英徳県河頭圩下流四㎞の地点において戦死した。

●原告＝戦死者遺族・蔡水源　昭和十三年四月、父蔡朝枝、母蔡氏彩の長男として出生する。蔡朝枝は、昭和十九年三月陸軍軍属（傭人）として採用される。特設水上勤務第一一一中隊に所属したが、二十年四月軍需物資輸送中、広東省英徳県河頭圩下流約四㎞の地点において、偵察のための小船により対岸に移動中船底を破損し戦死した。

契約その他の法律関係にもとづく原告側の主張

上記の「請求原因」を持つ一三名の原告は、各自の〝事実経過〟を踏まえ、①契約その他の法律関係にもとづく請求権、②日本国憲法にもとづく請求権、この二つの〝請求権〟を以て「法律上の主張」をし、日本国・被告に対し〝補償〟を要求した。

「契約その他の法律関係にもとづく請求権」は、「軍属関係」と「軍人関係」に分けられ、法廷において原告は、大要以下のような主張を行っている。

《軍属関係》

「軍属は、国に雇傭され、軍隊の管理下にあって一定の業務に従事するものであり、その業務は軍隊の戦略、戦闘活動と密接な関連を有するとはいえ、軍人と異なり、あくまで非戦闘員であって、右の本件戦死傷者らと国との関係もその具体的な職務内容からみて、通常の雇傭関係と解される。そして、雇傭契約においては、使用者は被傭者の生命身体の安全に配慮すべき義務を負うから、国は、軍属がその職務を安全に遂行しうるように配慮すべき義務を負っていた。」

にもかかわらず、〝国〟は、軍属に対し、

「制海権、制空権の十分確保されていない戦闘地域そのもので勤務に従事させ、その結果、相手国の攻撃等により原告らを戦死傷させたものであり、国が安全配慮義務を尽くしていないことは明らかである。」

「やむをえない状況により軍属を戦闘地域で業務に従事させなければならない場合は、相手国からの攻撃による死傷を当然に予測しうるのであるから、国が軍属の生命身体の安全を確保すべき義務の範囲程度は一層高度となり、危険が予想される場合は直ちに軍属を防護、退避させるなどの義務を負うものである。」

こうした「安全配慮義務」を「尽くしていなかった」ことから、被告である〝国〟は、

「軍属が負傷した場合には、その負傷によって生じた精神的、財産的損害を補償する義務を負い、軍属が死亡した場合には、当該軍属が扶養すべき親族らに対し、その精神的、財産的損害を補償する義務を負う。」

これが、軍属関係・原告の「主張」であった。

次に軍人関係は——

《軍人関係》

「軍人関係」に該当する原告は、「事実上強制的に特別志願兵として入営させられ」た全永福元日本兵ただ一人である。全元日本兵の主張は、日本国が日本本土の元軍人に対して適用している恩給法等を例にとっており、その主張は以下のとおりとなっている。

「軍人として戦争に従事する以上、生命身体に対する危険は当然予測されることであるから、軍人が戦死傷した場合、国は、その損害を塡補すべき義務を負うが、その義務の履行として恩

給法を制定していた。しかし、国は、戦後台湾に対する統治権を失ったことを原因として、全永福ら台湾人に対する恩給法の適用を排除して現在にいたっている。」

しかしながら、右原告らは、日本が敗戦によって台湾の統治権を失ったことや、台湾人が日本人でなくなったことに対しては何らの〝責任〟もない。そこで、

「台湾人が戦争当時有していた補償を受け得る地位を喪失すべき理由はなく、国は、全永福に対し、少なくとも現在恩給法にもとづいて日本人に対し与えている補償と同等の補償をなすべき義務を負う。」

——原告・弁護人はこう主張する。

日本国憲法にもとづく主張

「日本国憲法にもとづく請求権」を以て、どのような主張が成されたかについて見てみよう。

「憲法にもとづく請求権」では、「国家補償請求権」と「憲法一四条にもとづく請求権」の二つの観点から補償請求が成されている。原告・弁護人によれば「国家補償請求権」で重要な意味を持ってくるのは〝日本国憲法二九条三項〟あるいは〝一三条〟である。すなわち、

「日本国憲法二九条三項、一三条は、国の行為ないし活動によって特別の犠牲ないし被害を被った者に対し、国がその損失を補償すべき義務を負うことを定めている。

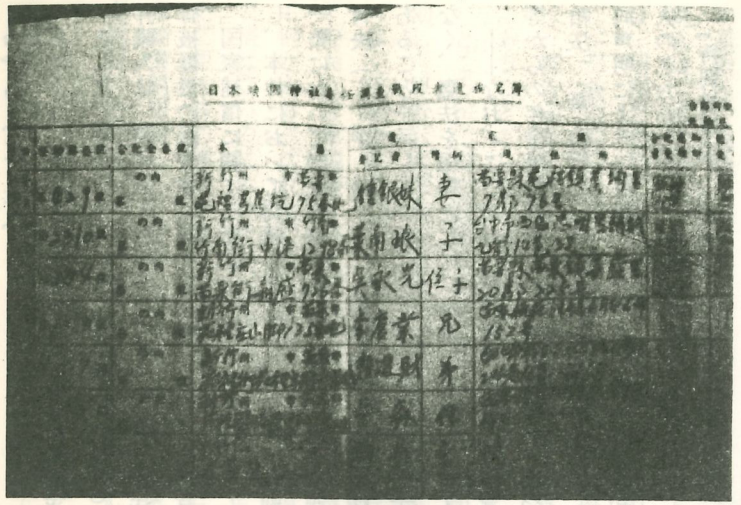

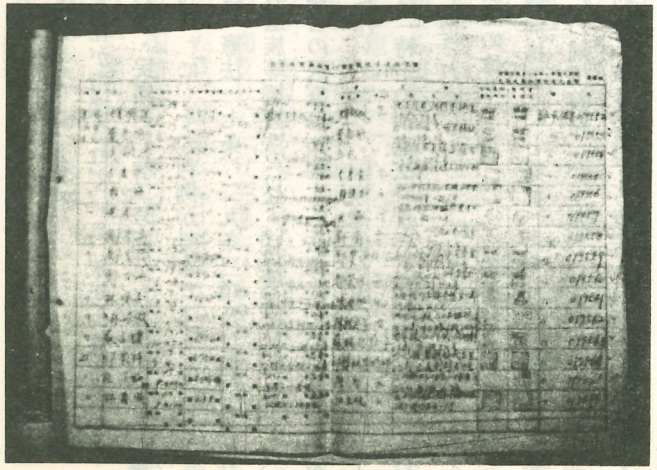

靖国神社の〝祭神簿〟に基づき《討還団》が独自調査をして作成した戦没者遺族名簿。

のであり、そして、

「右により、被害者の立場から構成される請求権を国家補償請求権という。」

として、憲法一七条、二九条三項および四〇条の存在が指摘されている。本法の適用を原告・弁護人は、昭和五十三年三月三十日〝第一小法廷判決・民集三二巻二号四三五頁〟の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律についての最高裁判決」に、その判例が見られるとしている。

「国家補償に関する憲法上の明示的な規定としては、憲法一七条、二九条三項及び四〇条が存し、本件において問題とされるべき戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下『援護法』という。）は、一条において国家補償なる語を掲げ、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律についての最高裁判決（……中　略……）も国家補償なる語を随所に用いており、国家補償が実定法上の概念であることを示している。そして、国家補償請求権は、特定の制定法をまって発生するものではなく、憲法を根拠として、直接、行使しうるものと解される。」

――なお、ここでは〝戦死傷者に対する国家補償法の体系〟について、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（以下『特別措置法』と略称）あるいは「援護法」「恩給法」（軍人恩給）などについても取り上げ、「〝国〟の補償義務」が主張されているが、日中共同声明により〝失効〟となった例の〝日華平和条約〟三条等に対する原告・弁護人の解釈は、次のとおりとなっている。

「『特別措置法』『援護法』『恩給法』などの）三つの法律によって、日本人たる戦死傷者又はその遺族は、当時有していた身分（軍人、軍属）によりもれなく補償を受けている。しかし、台湾人は、援護法及び恩給法の適用がないものとされ、台湾人の戦死傷者に対する補償については、昭和二七年に締結された日本国と中華民国との間の平和条約（以下『日華平和条約』という。）三条において、日本国政府と中華民国政府との特別取極の主題とされたものである。これは、被告国としては、補償義務を認めた（傍点・筆者）上で、その具体的手続を国家間の取極にあることとしたのである。

ところが、右の取極が成立しないまま、昭和四七年の日中共同声明により日華平和条約は失効し、原告ら台湾人の軍人と戦地勤務の軍属とに関する法制度が欠落してしまったので、原告らは、直接憲法にもとづき国家補償請求権を行使する他ないのである。

なお、日本国籍を喪失した台湾元日本軍人が、帰化して日本国籍を取得し、恩給を受けている例がある。これは、帰化は国籍の原始的取得であり、遡及効がないから、本来恩給を受ける資格はないのにもかかわらず、国籍を喪失する以前に遡及して元日本軍人たる身分を認めたうえで恩給法の適用を認めていることとなる。右の取扱いは、台湾人元日本軍人の恩給法上の国家補償請求権にもとづくものであり、領土変更による国籍喪失によっては失われないという根本原則にのっとり、帰化の一般的解釈を変更する方法で権利の実現を図ったものである。」

「憲法一四条にもとづく請求権」はどうなっているのであろうか。

「法の下の平等」「貴族制度の禁止」「栄典の授与」などを唱った〝日本国憲法第一四条〟には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

という条文が見られる。原告・弁護人は本法に基づく日本国の「原告に対する補償義務」の有無については、やはり先の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律についての最高裁判決や、「特段の事情の認められない限り、外国人に対しても類推されるべきものと解するのが相当である」とした昭和三十九年十一月十八日の最高裁の判例（大法廷判決・刑集一八巻九号五七九頁）などを引き、今は外国人となった台湾出身元日本兵・遺族に対しても補償義務は間違いなく「存する」と結論づけている。すなわち、

「戦後、自らの意志と無関係に日本国籍を喪失させられたという事実経過からみて、戦死傷者らに関する給付につき原告らを憲法一四条の適用から除外する合理的根拠は全くない」

のであり、「一四条」の〝経済的平等〟を支える法の一つである「生活保護法」に照らしてみても、

「従来、生活保護などの社会保障的見地から国が給付を行う場合には、社会権の保障は原則としてその国民の所属する国家の責任であるとの理由から、外国人と国民とを区別することも許されると解されてきた。

しかし、恩給法及び援護法が軍人軍属及びその遺族に対し一定の給付を行うのは、社会保障

的見地によるものではなく、使用者責任類似の特殊な国家補償という性格を有するものであると解されるところ、使用者責任の有無は被傭者が事後的に国籍を喪失したか否かによって何ら左右されないから、その給付にあたって国籍の有無により区別する合理性は何ら存在しない。」

のである。

「憲法一四条にもとづく請求権」においても、〝日華平和条約〟第三条に対する原告の見解が述べられている。ここで注目されるのは、国家間の非常事態に対しての、〝被告国〟日本の「立法上の失政」が指摘されていることであり、これがために原告らを、今日まで放置した「日本側の責任」は重い、としていることである。

「その取極がなされないまま同条約が昭和四七年に失効したため、両国政府間の取極により本件補償問題を解決する可能性が確定的に失われ、原告ら台湾人戦死傷者らに対する差別状態が確定的なものとなった。被告国には、この段階で早急にこの違憲状態を解消するため、取極に代わる何らかの立法的、行政的措置をとって補償を実現すべき憲法上の義務が確定的に生じたと言わねばならない。しかし、今日にいたるまで、何らの代替措置を講ずることもなく放置している。」

原告・弁護人の主張である。これら〝主張〟は、多くの台湾人に共通するものといえよう。なお、〝一四条〟に関連しては、原告と同じ〝事実経過〟を持つ日本国の戦死傷者、遺族・軍人に対する〝処遇〟との矛盾点についても言及し、ここでも同様に「国の失政」が問われる内

容の主張が成されている。曰く――

「本件の場合、後遺症の程度など原告らと同等の条件にある日本国民たる軍人軍属の戦死傷者、遺族が恩給法又は援護法により従来受けてきた年金、一時金等の金額は容易に算出でき、それと同額の補償を原告らに与えるべきことが明らかであるから、右の立法者に裁量の余地がないほど一義的に立法内容が決まる場合といえるのである。」

「……原告らの権利は憲法にもとづくものであるが、右の憲法の各規定は、憲法施行前の国家行為による損失についても補償をなすべき旨を定めたものである。仮に、そうでないとしても、施行前の国家行為により施行後も継続的に損失が生起する場合には当然に適用があるものであるところ、原告らの損失はその性質上、日々新たに発生継続しているものである。」――

補償額は各自に一時金「五〇〇万円」

では、原告は、日本側に対しどれだけの補償金を要求しているのであろうか。その具体的な金額は、「原告ら各自の事実経過」「法律上の主張」などに次いで見られる原告・弁護人の「結論」のなかに示されているが、以下は「結論」の全文である。

原告らは、本件戦死傷により被った損失につき、被告国に対し、契約その他の法律関係もしくは憲法にもとづき補償を請求する権利があるところ、以下の諸事情からみて、その補償金額は少なくとも原告ら各自につき、金五〇〇万円を下らない。

1　原告らと同じ条件の日本国民が現在までに給付を認められてきた金額を積算すれば、いずれも五〇〇万円を超えていること。

2　戦傷者たる原告らについては、その肉体的負傷は一生いえるものではなく、その結果、社会生活上、多くの苦痛を被ってきており、今後も一生被り続けねばならないこと。

3　戦死者の遺族たる原告らについては、あるいは年若くして未亡人となり、あるいは物心つく頃に父親を失い、以来今日まで貧困な生活を余儀なくされただけでなく、大家族制の支配する台湾社会で夫や父がないという極めて大きな精神的苦痛を被ってきたこと。

4　原告らは、当時植民地として台湾を支配していた日本国が行った戦争に半強制的に協力させられたものであって、原告ら自身には何ら責任がないこと。

5　日本政府は、日華平和条約で補償義務のあることを認めながら、何ら具体的措置をとらず今日まで放置してきたものであって、他方、日本国民には恩給法、援護法による補償を実施しており、その態度は非常に信義に反したものであって原告らの精神的苦痛を倍加したこと。

よって、原告らは、被告国に対し、原告ら各自に五〇〇万円ずつ支払うことを求める。

東京地方裁判所で争われた本裁判の、鄧盛元日本兵ら一三名の原告の訴訟代理人弁護士は、秋本英男、山田伸男、庭山正一郎、錦織淳、羽柴駿、鈴木五十三、遠藤直哉、岩倉哲二、の八名であった。被告国「日本」の代表者は時の法務大臣・坂田道太であり、指定代理人には、石川達紘、金丸義雄、石戸忠らの名が見られる。

被告国・日本側の主張

「事実経過」に対する認識

上記原告団の主張に対し、被告である〝日本国〟はどのような主張をしたのであろうか。まず「請求原因に対する認否及び被告の主張」について見ると、「原告ら各自の事実経過に対する認否」においては、たとえば、

「鄧盛が、大正一〇年一〇月二七日に出生し、その主張の本籍地を有していたこと、第二回農業義勇団の一員であったこと、昭和一八年七月五日、海軍軍属（工員）として採用され、第八海軍軍需部に所属していたこと及び同一九年八月ころ、ラバウル地区ラマンド農場で作業に従事中、敵機の爆撃を受け、右前腕挫断創及び左眼損傷失明の傷害を負ったことは認めるが、その余の事実は知らない。」

としており、以下一二名の原告に対してもほぼ同様な見解が成されている。また、「原告らの法律上の主張について」は、「契約その他の法律関係にもとづく請求権について」のなかで、「軍属関係」あるいは「軍人関係」に対し、およそ以下のような見解が示されている。

●軍属関係

「軍属の法的性格は必ずしも明らかではない。陸海軍刑法の適用、宣誓義務等については軍人と同様の取り扱いを受ける。大日本帝国憲法三二条の「軍人」には軍属も含まれると解され、本来的には戦闘員でないにしても、本質的には軍人に極めて類似していた。故に国が、軍属の生命身体を一般的、抽象的に保護すべき義務は否定できないにしても、軍属の性格から、具体的状況下ではその義務の範疇外となる事象が考えられる。本件はまさにその例である。原告らの主張のように、右義務に代わるものとして損失塡補義務を想定することは失当である。国が軍属の戦死傷者に対して一定の給付を行うか否かは、立法政策的な措置にすぎない。」（要約）

●軍人関係

「台湾人が日本国籍を失った結果、恩給法の適用を受けなくなったことは認める。軍人が戦死傷した場合、国はその損害を塡補すべき義務があり、右義務の履行として恩給法を制定していたとの主張は争う。戦争という国家存亡にかかわる非常事態では、国民のすべてが多かれ少なかれ生命身体等の犠牲を余儀なくされるものである。その損失を国が当然に塡補しなけ

ればならないというものではない。恩給法の制定は、立法政策上の問題であって、当時有していた補償を受けうる地位というものを考える余地はない。」（要約）

「憲法にもとづく請求権」に対する主張

次に「日本国憲法にもとづく請求権について」だが、「国家補償請求権」と「憲法一四条にもとづく請求権」について被告は、原告らに対し大要以下のような主張を行っている。

●国家補償請求権について

「援護法が国家法の精神にもとづいて制定されたことは認めるが、軍人軍属の戦死傷による損失について、国家補償請求権のような憲法上の権利があるとの主張は、独自の見解にすぎず失当である。国家が軍人軍属の戦死傷者に対して一定の給付を行うか否かは、立法政策上の問題である。

憲法を直接の根拠として補償請求を成しうる余地があることについては、判例も認めるところだが、これは憲法二九条三項に関するものである。憲法二九条三項は、国民の財産権を公共の目的に使用する場合の補償に関する規定であって、本件のような事例に適用されるものでないことは明らかだ。

軍人軍属の戦死傷自体が一般の戦争災害と異なる特別の犠牲であるとの主張は争う。

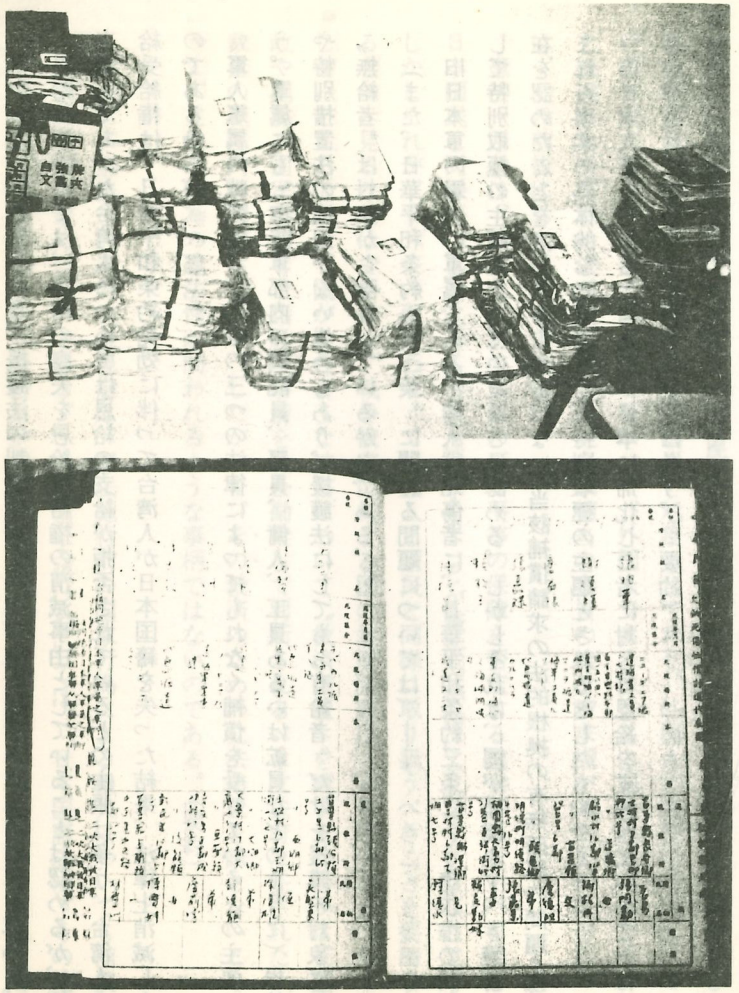

35,000人余の戦没者遺族名を収録した《討還団》の調査名簿。

原告らの、特別措置法及び援護法の制定趣旨、適用対象に関する点はいずれも認める。

恩給法については、国籍の喪失を恩給受給権の消滅事由としていることは認めるが、旧日本軍人であった台湾人については恩給の支給が拒否されているとの主張は争う。台湾人の恩給受給権は、日華平和条約発効に伴って台湾人が日本国籍を失った結果、法律上消滅したものであるからだ。

軍人軍属の戦死傷者が、右の三つの法律によってもれなく補償を受けているとの主張は争う。軍属にも（旧陸軍部内の嘱託員、雇員、傭人、工員あるいは鉱員などのように）恩給法や特別措置法の適用がない場合もあり、援護法にしても〝有給者〟だけを援護の対象にして〝無給者〟は対象から除外しているからである。

（また、日華平和条約〝第三条〟に関わる問題については）――

旧日本軍の軍人、軍属である台湾人戦死傷者に、日華平和条約三条にいう請求権の問題として特別取極の主題となっていたことは認める。しかしそれは、国が補償をすべき義務の存在を認めたことを意味するものではない。当該補償請求の法的根拠の有無確認の問題を含め、これら事案の具体的な処理をもって特別取極の主題とされるとしたものである。

旧日本人軍人である台湾人で、日本に帰化した者に対して恩給を支給していることは認めるが、これに関しての原告らの主張は争う。」（要約）

●憲法一四条にもとづく請求権について

憲法一四条第一項では、「すべて国民は」と規定しており、かつ不合理な差別事由として国籍の挙示はしていない。同条は日本国民を対象としており、外国人を直接の対象としていないことが文理上明らかである。したがって、外国人である原告らに同条の適用はない。同条を根拠にして、恩給法、援護法各所定金額相当の金員の給付請求権があるとの原告らの主張は、その前提において失当である。

憲法一四条は、外国人に対する法の下の平等の保障を否定する趣旨ではない。可能な限り日本国民と同様の、平等な取り扱いを保障することが憲法の要請に合致するものではあるが、しかしそれが、すべての面にわたって外国人と国民と同様に取り扱うべきことを要請しているものと見ることはできない。戦争被害に対する国の救済問題は、元来憲法のまったく予想しないところである。国がこのような被害について〝救済措置〟を講ずるか否かは、国家財政や国益、国民感情など諸般の事情を総合勘案して判断されるべき立法府に任された「立法裁量の範囲内の問題」である。したがって、その救済のための立法措置を講じないことをもって、立法不作為の違法性が問われるような事柄ではないのである。（要約）

＊なお、憲法一四条の「各規定は、憲法施行前の国家行為による損失についても補償をなすべき旨を定めたものである。……」との主張については、「日本国憲法は、その施行前の事項には適用がない。原告らが主張する損失は、憲法施行後も継続的に生起している

とは言えないものである」としている。

「棄却」された原告側の訴え

右に見る「原告」「被告」の〝主張〟に対し東京地裁は、どのような判決を下したのであろうか。

判決「主文」は、たとえば今は亡き鄧盛元日本兵の「日本政府はなぜぼくたち台湾人にこんなに冷たいのか」という言葉に見られるように、原告らにとって「使い捨て」で「ひどすぎる」内容となった。

原告らの〝訴え〟は斥けられたのであった。判決「理由」に見る裁判所の「検討」内容、「判断」材料の主要部分を抜粋すると以下のようである。

「原告ら各自の事実経過について」は、被告が「その余の事実は知らない」としながらもほとんど、原告らの主張を認めているように、当事者間に争いの余地はない。判決文では、原告の一人・鄧盛について次のような記述が見られる。

「鄧盛が大正一〇年一〇月二七日出生して同主張の本籍を有し、第二回農業義勇団の一員であって、昭和一八年七月五日、海軍軍属（工員）として採用され、第八海軍軍需部に所属し、昭和一九年八月ころ、ラバウル地区ラマンド農場で作業に従事中、敵機の爆撃を受け、右前腕挫

断創及び左眼損傷失明の傷害を負ったことは、当事者間に争いがない。

いずれも成立に争いのない甲第一〇号証の一〇・一一・一二・一三及び鄧盛の本人尋問の結果によれば、鄧盛は、造橋公学校を卒業後、派出所の給仕をしたり、山梨県蚕糸試験場に勤務した後、父親の農業の手伝いをしながら農閑期には製糖会社に日雇いに出たりしていたが、青年団の仕事にも参加し、勤業報国青年隊に所属していたこと、昭和一七年一一月に蘭英と結婚したこと、ラバウル地区では工作班に所属し、兵舎や橋を造ったり、農機具の修理をしていたこと、ラマンド農場で敵機の爆撃を受けたのは、工作班長として対岸のタビロに持っていく荷物を点検した後、海岸からジャングルへ戻る途中であったこと、終戦後昭和二〇年一〇月三一日、解員となり、氷川丸で帰台し、約四か月間、台湾大学第二付属病院に入院し、その後、帰郷して草取りや肥料をまくなどはしたものの、農作業は主に妻がしたこと、現在も右手前腕部切断、左目失明の傷害を負っていることを認めることができ、他に右認定に反する証拠はない。」

――以下、洪坤圳、蘇鈴木、洪火灶、張長寅、黄木連、黄文保、陳門、全永福、揚来好、李簡治、幸許玉娥、蔡水源ら一二名の原告についても、裁判所は、

「……いることを認めることができ、他に右認定に反する証拠はない」

としている。

原告らの主張は失当である？

次に「補償を求める」と主張する原告に対する裁判所の「検討」結果だが、「事実経過の認定」を踏まえ、「当時における原告らの地位に応じた補償等の制度」を見た結果として、裁判所はまず「原告らの主張」を肯定するところから出発している。

「右によれば、原告らは、その死傷の当時又はその軍人たる身分を失った当時において、右の各規定の要件を満たすことにより、それに応じた金員の支給を受けうる法的地位にあったものと解することができる。」

しかし、これにつづく「ところが……」に始まる判決文に、原告らは次第にその表情を曇らせていった。

「軍人が戦争において生命、身体の危険に直面することは容易に予測されるところである。また、軍属が本来的には戦闘員ではなく、国は、その生命、身体を保護すべき一般的な義務を負うことについては、被告も明らかに争わないところであるが、前掲甲第一八号証、第一九号証によれば、特設海軍軍需部は『戦時若ハ事変ノ際又ハ必要ニ応ジ作戦地等ニ之ヲ設置ス』るとされていたところ、第八海軍軍需部の所在地は、『所属ノ艦隊司令長官ノ定ムル地』とされ、原

告らはラバウル地区などで作業に従事中敵機の爆撃など危難に遭遇したものであり、さらに、証人千葉泰介の証言によれば、その職務を遂行した地域は空襲、土匪の攻撃が激しく、川には機雷が敷設されていた危険な地域であったことが認められるのであり、本件の死傷した軍属らの任地は、いずれも極めて危険な地域であったことを認めることができるのである。しかし、本件全証拠によっても、軍属をかかる危険な地域において職務に従事させることが許されないものであったと認めることはできないし、原告らの主張する安全配慮義務を尽くせない場合にはその代替代償として損失を填補することを契約内容としたことを認めることもできない。

右の通り、本件の原告らは危険な地域において職務に従事し、その結果戦死傷を負うに至ったものであるが、戦争は、国の存亡にかかわる非常事態であって、国民のすべてが多かれ少なかれ、その生命、身体、財産について犠牲を被ることを余儀なくされるのであるから、原告ら主張の右戦死傷も一種の戦争損害であるというべく、そうした戦争損害について、いかなる範囲、程度の補償をするかは、国の立法政策にゆだねられているものと解するのが相当である。本件の死傷の当時、国は、雇員扶助令、傭人扶助令及び恩給法のそれぞれの要件に応じた給付によって原告らを含めた軍人、軍属に対する補償をすることを予定したものと解されるのである。そうしてみると、右の規定によることなく、軍人又は軍属という地位自体から、当然に、死傷にもとづく損失の補償を請求しうるとする原告らの主張は失当であると解さざるをえない。」

判決「主文」

「憲法にもとづく請求権」に対する裁判所の判断を見よう。

これについて東京地裁は、やはり「戦後における軍人、軍属及びこれらの遺族に対する補償等の制度」を見、検討したうえで、では原告らの主張どおり日本国は「その損失を補償すべき義務」を負うかに対しては、冒頭から悲観的な判断を下している。〝理由〟は、憲法の適用範囲を超える原告らの「死傷を被った時期」にあるようである。

「原告らが右の『特別の犠牲ないし被害』であるとする死傷を被った時期は、先に認定したとおり昭和一九年三月六日から昭和二〇年四月二二日にかけてであるところ、憲法は昭和二一年一一月三日に公布され、その施行を公布の日から六箇月を経過した日からと定め（一〇〇条）、昭和二二年五月三日から施行されたのであるから、遡及効の規定がない以上、本件原告らの場合にも、その適用については不遡及の原則が妥当するものと解するのが相当である。そうすると、本件の死傷の時期は憲法の施行前であるから、憲法の適用をみないことが明らかであって、これが適用を前提とする原告らの主張は、この点においてすでに失当である。また、原告らは、本件の損害が日々生起するものであるとの理由から、憲法の適用がある旨も主張するが、死傷の時以降の損害というのは、その死傷の結果にすぎないものと解することができるので、この点に関する原告らの主張も理由がない。」

右は「憲法二九条三項、一三条」の適用に関する〝判断〟である。

では「憲法一四条」の適用については、どうか。ここで問題となるのは「援護法」と「恩給法」が、台湾人に対しても適用しうるか否か、である。

「……日本国籍を有する者は、援護法又は恩給法によって、それぞれの要件に応じて年金等の給付を受けているが、原告ら台湾人には右の各法律の適用がないものとされ、何らの給付も受けていないのである。ところで、援護法附則2項は、戸籍法の適用を受けない者については援護法の適用がない旨を定めているのであるが、かかる規定が設けられたゆえんは、弁論の全趣旨によると、援護法上、補償対象者は日本国籍を有する者に限定され、日本国籍の喪失をもって権利消滅事由と定められているのであるが（同法一一条二号、一四条一項二号、二四条、三一条一項二号、三五条）、戦後、朝鮮人及び台湾人の国籍が講和条約などの発効時期との関係もあって明確でなかったことから、これらの人に援護法の適用がないことを明らかにするため、当時、朝鮮人及び台湾人は戸籍法の適用を受けていなかったので右のような規定が設けられたことを認めることができ、結局、国籍を有することを給付の要件とすることとその趣旨を同じくするものであると解することができる。」

この解釈の上に立って裁判所は、

「日本国籍を有する者に対しては援護法上の援護及び恩給法上の恩給が給付されながら、原告

ら台湾人に対してはそれらが給付されないこととなる趣旨の規定が……」、「憲法一四条に違反するものであるかどうか」

を問い、

「……日中共同声明によって日華平和条約の失効を招来した結果、現在なお何らの補償を与えられることなく、前記死傷がもたらす労働能力喪失の故に経済上、社会生活上甚だしく難渋を強いられていることが窮われるのであって、原告らの右事情を考えると、当裁判所としても同情を禁じ得ないものがある。」

としつつ、「判決」へ向けての論証を重ねている。その〝最後〟の全文を見よう。

「……現在の世界の実状においては、各自に対し、生活の保障ないし援助をするのは、それぞれの国民の所属する国家の責任においてなされることが国際間の基本原理として容認されているものと解することができるのであって、ことに、恩給並びに援護法上の援護がいずれも全額国庫負担によるものであることは、とりもなおさず、その給付がわが国の税負担に依存することであるから、その給付を受けることができる者を、わが国の構成員である日本国籍を有する者に限定することにも合理性があるものというべきである。

また、援護法及び恩給法は、公務員制度の一環をなすものと解されるが、無拠出の年金制度は、国が公務員に対して所得保障をするものとしての沿革を有し、国が一定の身分関係にあった公務員に対する所得保障の見地からは、国家の所属員としての資格を有するか否かによって

差異を設けることも許されないものではない。

原告らは、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律についての最高裁判決（昭和五三年三月三〇日第一小法廷判決・民集三二巻二号四三五頁）が戦争被害者に対する国家補償については国籍の如何を問うべきものでないとの考え方を示すものと主張する。しかし、右判決は、同法が外国人に対しても適用することとしているのは被爆による健康上の障害の特異性と重大性にあるとしているのであって、一般的に戦争被害者に対する国家補償について国籍の如何を問うべきでないとの考え方をとるものと解することは困難であり、本件に適切な事例とはいい難く、原告らの右の主張は理由がない。

右によれば、原告らが援護法上の援護及び恩給法上の恩給を受けられないこととしている各規定は、それなりの合理性を有し、憲法第一四条に違反するものと解することはできない。そうすると、その余の点について判断するまでもなく、憲法一四条にもとづく原告らの主張は失当である。」

「事実経過」のみが認められ、原告らの「主張」がすべて「失当である」とされた東京地裁の判決は、その「主文」を待つまでもなかった。

「叙上の次第で、原告らの本件請求は、いずれも理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法八九条、九三条一項本文を適用して、主文のとおり判決する。」

「主文」は、

一　原告らの請求をいずれも棄却する。
二　訴訟費用は、原告らの負担とする。
——となっている。

東京地方裁判所民事第二六部で争われた本裁判（昭和五十七年二月二十六日・判決。原審・東京地方裁判所昭和五二年(7)第七六七四号）、裁判長裁判官は牧山市治。裁判官は、小松峻、佐久間邦夫。裁判所書記官は、高木実であった。

国防費を増額する余力があるなら……

異例の〝付言〟を付した東京高裁判決

東京地裁の「判決」に対し、原告らは直ちに控訴手続きをとった。一審判決を巡って、東京高等裁判所において再び「控訴人」「被控訴人」の〝主張〟が争われたのであるが、一審判決から三年六ヵ月をかけて争われた本裁判においても〝原告〟らは、明るい材料を見るに至らなかった。裁判記録には「裁判長裁判官吉江清景は退官のため署名押印することができない」と記されているが、東京高裁では第一七民事部において本裁判は争われた。「主文」は、

本件控訴を棄却する。

控訴人らの予備的請求にかかる訴えを却下する。
控訴費用及び予備的請求にかかる費用は控訴人らの負担とする。
——となっている。裁判官は、近藤浩武、林醇であった。なお、第一審においての原告の一人鄧盛は、本判決を聞く前に故人となっていた。故人の遺志はその遺族らによって引き継がれている。

「判決」こそ、控訴人らの〝訴え〟が全面的に斥けられた形となったものの、しかし、東京高裁の判決は、第一審のそれに比べ一歩前進を見た内容ではあった。《第2章》においても述べたように、判決「理由」に見られる〝付言〟のなかに〝補償への道〟が微かに拓かれているからである。〝付言〟は、判決「理由」・「憲法一四条に基づく請求について」の、3の七項のなかに記されている。まずはその〝前文〟を見よう。

「控訴人らの本訴請求を再記すれば、控訴人らは、控訴人らに前両法の救済、補償が及ばないことは、憲法一四条が定める法の下の平等の原則に反するから、控訴人らは日本人と同様の支給を求める権利を取得したのであり、その権利を行使して一人について五〇〇万円の支払を求めるというものである。

控訴人らに対して救済、補償を支給しないという法規ならびにその適用の結果が、理由のない平等権侵害とは必ずしもいえないことは、前項において説示した。かりに平等権侵害が肯定されるとしても、本訴請求の方法でその不平等を是正することはできないと解する。すなわち、

日本国籍を有しない元日本軍人軍属にかかる援護又は恩給給付については、受給の範囲、支給金額、支給時期、支給方法などは、国会及び政府によって多くの資料を基礎に決定されるべき事項であり、その手続を省略してただちに憲法一四条に基づく具体的請求権を行使しうると解する余地はない。けだし、事実審裁所が限られた証拠調の結果から上記各要件を決定することは、裁判所の職責、機能の点から妥当性を欠くことが明白であるからである。したがって、控訴人らは憲法一四条を根拠として、具体的金額の支払を命ずる判決を求めることはできないといわなければならない。」

これにつづく以下の〝文〟が、東京高裁の判決に見られる〝付言〟である。

「当裁判所は以上のように解するのであるが、ただ現実には、控訴人らはほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであり、しかも戦死傷の日からすでに四〇年以上の歳月が経過しているのであるから、予測される外交上、財政上、法技術上の困難を超克して、早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが国政関与者に対する期待であることを特に付言する。」

日本本土の元軍人軍属・遺族に対する補償金の支給内容

「一人について五〇〇万円の支払を求める……」

東京地裁、あるいは東京高裁が下した「判決」の結果はともかく、原告・控訴人の要求する「五〇〇万円」という補償額が〝至当であるか否か〟について見てみよう。

先の〝付言〟には、

「控訴人らはほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであり、……」

とあるが、これにはまず「同様の境遇にある日本人」に対し現在、国からはどれだけの「恩給」「遺族年金」「障害年金」が支払われているか、について見る必要がある。

東京高裁判決文の「別紙(二)」には、その内容が明示されている。

〔日本人元軍人軍属に対する補償金の支給内容〕

控訴人らは、日本人元軍人軍属に対しては戦後恩給法や援護法により補償がなされているのに、同じく当時日本人として戦死傷した台湾人元日本兵に対して補償がなされないことが憲法一四条に違反することを主張するものであり、右主張事実として、日本人元軍人軍属に対する補償内容を明らかにする。

一　軍人関係（旧軍人遺族等恩給費――総務庁恩給所管）

昭和六〇年度の予算総額は、一兆五、七八六億円で一般会計予算に占める割合は三・〇%となっている。

二　軍属関係（援護法による援護――厚生省援護局所管）

昭和六〇年度の予算総額は一、四二四億円で一般会計予算に占める割合は〇・二七％となっている。一人当りの年間支給額は左のとおり。

1　遺族年金　金一四四万円

2　障害年金（第四項症――例えば、腕関節以上で一上肢を失ったもの、或いは足関節以上で一下肢を失った者）　金二三〇万二千円

三　一人当りの支給総額

1　遺族年金

昭和二七年度から昭和五九年度までの支給総額は金一、二〇〇万八、六一一円で、昭和六〇年度分を加算すると金一、三四四万二、二七八円となる。

2　障害年金（第四項症）

昭和二七年度から昭和五九年度までの支給総額は金二、〇八六万六、二五〇円で、昭和六〇年度分を加算すると金二、三一五万九、九一七円となる。

判決文の「別紙(1)」には、「四」として、昭和五十二年以来の〝支給状況〟についても一覧表が添付されている（別表参照）。

なお、戦傷病者に対する〝障害年金〟は、「第四項症」についてのみ示されているが、戦時中

補償一覧表

	32年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
一般会計予算（百万円）	28,514,270	34,295,011	38,600,143	42,588,843	46,788,131	49,680,837	50,379,603	50,627,214	52,499,643
旧軍人遺族等恩給費（百万円）	947,600	1,087,200	1,233,221	1,352,918	1,508,520	1,590,059	1,603,601	1,601,125	1,578,693
一般会計予算に占める割合（%）	3.3	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.1	3.2	3.0
受給対象人員（千人）	2,500	2,477	2,457	2,415	2,378	2,325	2,293	2,228	2,115
遺族及び留守家族等援護費（厚生省所管、百万円）	95,984	110,704	130,974	145,888	147,146	154,530	141,294	144,464	148,429
一般会計予算に占める割合（%）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
援護法による援護（百万円）	91,231	105,811	125,765	140,609	141,713	149,127	135,746	138,898	142,405
(1)遺族年金　（1人当り、円） 支給対象人員（千人）	720,000 96	852,000 92	990,000 89	1,134,000 84	1,236,000 80	1,320,000 79	1,320,000 72	1,370,000 71	1,440,000 69
(2)障害年金（第4項症1人当り、円） 支給対象人員（千人）	1,382,000 6	1,531,000 6	1,682,000 6	1,846,000 6	1,995,000 5	2,130,000 5	2,130,000 5	2,200,000 5	2,302,000 5

（昭和60年度は政府予算案による。）

（有馬元治著『私の政治報告書』より）

当事者が受けた〝障害の度合い〟によって〝支給額〟が異なる「障害年金」の、昭和六十一年度予算で計上された年間支給額（昭和六十一年八月～）は、以下のとおりとなっている。

第一項症　四、四六五、〇〇〇円
第二項症　三、七二〇、〇〇〇円
第三項症　三、〇六五、〇〇〇円
第四項症　二、四二四、〇〇〇円
第五項症　一、九六二、〇〇〇円
第六項症　一、五八五、〇〇〇円
第七項症　一、四四七、〇〇〇円

――「障害年金」は上記「第一項症」から「第七項症」のほかにも、「特別項症」と称して「第一項症」に一〇分の七を加えた額が支給されることになっている。

台湾同胞の要求額は日本側の一〇分の一

原告・控訴人らが法廷で争っている「五〇〇万円」の要求額は、〝年額〟ではなく〝一時金〟としての支払いを要求しているものである。李謀茂を総代表とする《討還団》の要求額は、法廷で係争中のそれをさらに下回り、昭和五十六年、議員懇談会や日本側各支援団体などが協議

昭和52年、郵政省貯金局が示した「台湾住民のもっている軍事郵便貯金」の額。

台湾住民のもっている軍事郵便貯金について

2.11.1
郵政省貯金局
第二業務課
第六業務係長
佐々木武治㊞

1．台湾住民のもっている軍事郵便貯金の内容　昭和52年12月6日
21年3月末の口座数は6万口座、元金は5,427万円（1口座当り91　であり、それに利子を加えますと、52年3月末現在では、1億6,219万円（1口座当り2,722円）になっています。
（注1）軍事貯金は通常貯金であり、21年3月末の元金に通常貯金としての利子がついて現在高は約3倍となっています。
（注2）軍事貯金は上記の台湾住民分のほかに日本人分等を含めると52年3月末現在、全部で、74万口座、14億7,469万円となっておりますが、これは軍事貯金の総額であり、台湾住民の軍事貯金は全体の約10分の1となっています。
2．日華平和条約消滅後の支払保留
日台間の財産、請求権の問題は日華平和条約の規定に日華両国間で特別取極を結んで処理することとされていましたが、日中国交回復（47年9月）に伴い、日華平和条約が終了したため、郵便貯金の払いもどしについては関係各省（郵政省、外務省、大蔵省）との意見交換の結果、日台間の財産、請求権の話合いがつくまで、払いもどしを保留することとされております。
3．郵政省としての方針
50年2月28日衆議院外務委員会における質問に対し、郵政省では、「請求権問題が解決され、郵便貯金についても支払うという状態になつた場合には、支払う用意があります。」と答えております。
また、台湾住民の方の軍事貯金の原簿については他の軍事貯金の原簿と区別して整理がなされております。
4．台湾住民からの申告の処理
日華平和条約が終了した後、台湾住民の方から約2万件にのぼる申告がありましたが、これらに対して「申告を受理しましたので調査いたします。」旨のひとまずの連絡はすべておわり、現在は1通1通原簿を調査して回答しております。なかには通帳の記号番号が不明で氏名のみの申告が多数あることや軍事貯金以外の申告もあり、この調査は大変手数と時間がかかりますので現在のところまだ未処理のものが多数ありますが、目下鋭意調査回答中であります。

した結果、〝一時金〟として一人当たり「三〇〇万円」の支払いを求めて〝補償運動〟が成されている。

彼らには、表に見るような、日本に貸したままになっている「軍事郵便貯金」や「未支払い給与」もある。

「五〇〇万円」、あるいは「三〇〇万円」――戦後四〇年以上放置され、さらに老い、障害を受けた肉体を引きずって〝余生〟を送らねばならない彼ら台湾同胞にとって、この要求額は、法廷で一蹴されねばならないほど無理な金額であろうか。ここで思い出されるのは、「もう補償金は要りませんから、天皇陛下から棺桶の一つでも……」という遺言を残して逝っていった台湾元日本兵の臨終の姿である。夫や子供を戦争で失い、今は歩くことすらままならず、山地で一人淋しく病いの床に伏せている〝老母〟の姿である。

台湾同胞の運命は、日本が引き起こした戦争によって変わった。国防費の予算、対GNP「一%枠撤廃」の問題を巡って国会がマスコミを賑わせたのは、つい最近のことである。国防費を増額する余力があるなら、「その一部を台湾同胞に……」と考えるのは、短絡的に過ぎるだろうか。台湾同胞が要求している〝補償額〟は、日本人戦友や遺族の〝補償〟金の、一〇分の一にも満たないのだ。

本章の東京地裁・東京高裁の「判決」資料は、有馬元治著『私の政治報告』収録の「判決文」を参照したものである。

第7章 〝補償問題〟の今後――関係識者に聞く

日本政府・民間支援団体の動き

《議員懇談会》の動き

台湾元日本兵・遺族の補償問題について、〝司法〟面での対応を離れて次には、日本政府あるいは民間団体の動きについて見てみよう。

台湾元日本兵・遺族の〝補償実現〟に向けて超党派の国会議員によって構成される《議員懇談会》が発足したのは、昭和五十二年六月二日だった。《討還団》の李代表が初来日した年であり、《議員懇談会》発足直後には鄧盛元日本兵以下一二名の原告団による東京地裁への〝訴訟〟問題が発生している。この訴訟提起は、日本政府に対し「補償立法」を促進させるための起爆剤となった。ある議員によると、国会内で立方措置が講じられた場合には、〝訴訟〟は自動的に取り下げられるという「暗黙の了解が原告弁護団とのあいだについていた」ようだが、折りもよく《討還団》の李代表からの〝陳情書〟もこの時期に、総理大臣はじめ内閣閣僚、各衆参両院議員宛に送付されている。なお、《議員懇談会》の初代会長には自民党の稲村佐近四郎代議士が、二代目会長には長谷川四郎代議士がこれに就任し、有馬元治衆議院議員が三代目を受け継いで今日に至っている。発足当初の「台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会」から、

五十五年には「台湾人元日本兵等の問題懇談会」に名称変更した《議員懇談会》は、翌五十六年には衆議院内閣委員会で「恩給法等の一部を改正する法律案」の可決に際して「台湾元日本兵の補償問題につき今後検討を行うべき」旨を附帯決議として可決した。

東京地裁が、一三名の原告団に対して訴えを全面的に斥ける旨、判決を下したのはその一年後であった。昭和五十七年二月だが、この年《議員懇談会》は慌しい動きを見せている。三月二日、鄧盛元日本兵ほか原告らの出席を得て「補償措置」について検討したのを皮切りに、

三月十六日　台湾立法委員を迎えて懇談、台湾側との合意事項を採択。

三月三十一日　議員立法支持のための国会議員四八九名の署名を得る。

六月二十四日　第九六国会の会期中に議員立法の成立を期する旨決定。

八月十二日　第九六国会の会期中に法案提出を決定　同十五日　事務局（有馬元治事務局長）、「台湾人元日本兵の補償問題に関する資料」を作成。

十二月七日　五十七年度に「台湾の戦死者遺族に一人当たり三〇〇万円を支給する」法案を、開会中の臨時国会に提出することを決定。

――するなど、補償実現は間近に迫っているもののように思われた。ほかにもこの五十七年度には、中路雅弘議員が「外国籍をもつ元日本兵の補償問題に関するアッピール」を提言し、関係者の注目を集めている。また、六月には《議員懇談会》は、外務省アジア局中国課に依頼して、「負傷または戦死した外国人に対する欧米諸国の措置状況を調査し、その概要を報告」す

る旨、求めている。その結果、アメリカやイギリス、フランス、イタリア、西ドイツなどが、旧植民地の戦死傷者に対し本国人と同等ないしは、これに準ずる〝補償〟を行っていることが明らかになったのであった。これは、補償問題を巡って原告団が敗訴し、東京高等裁判所で控訴審を争った際に諸外国の〝事例〟として取り上げられており、判決文の「別紙(三)」のなかに収録されている（ただし、「本国人と同等の補償……」とはいっても、外交関係を持たない国あるいは地域の外国人兵士などについては、補償措置を講じている例は見られないようだが）。

第九十六国会（六月二十四日）会期中の議員懇談会で〝補償問題〟の議員立法化について取り上げたのは、鹿児島県に選挙区を持つ自民党の山中貞則議員だった。関係者は初めて法案準備に取りかかったのであったが、しかしなぜか二ヵ月後の八月十八日に宮沢官房長官（当時）から「法案提出延期」の要請があり、数日前に「法案提出」を決定したばかりの〝補償問題〟は、提出を見合わせざるを得なくなった。

「日本側の自主的判断で処理すればよい」

昭和五十七年十一月二十六日には、鈴木内閣に代わって中曽根政権が発足した。この直後に《議員懇談会》の稲村佐近四郎会長は、戦没者遺族に対し「一人当たり三〇〇万円を支給する」法案を、開会中の臨時国会に提出する方針を決定していた。政府・自民党との折衝に入った。

しかし、党内調整に漕ぎ着けるまでに至らず、またしても法案の国会提出は見送らねばならなかった。結局、稲村会長は、この責任を取って《懇談会》の会長を辞任している。当時、事務局長の任にあった有馬元治議員も、会長とともに引責辞任した。日本国内の〝動き〟に符合するかのように、台湾内にあってもこの時期、補償問題にまつわる種々のトラブルが発生している。

稲村会長・有馬事務局長が辞任してのちおよそ二年間にわたって、一時は活発な動きを見せていた《議員懇談会》は、その機能が停止したかのように見えた。

しかし一方において五十八年三月には、自民党では「台湾元日本兵・遺族の補償問題」について政調会で正式にこれを取り上げ、内閣部会に小委員会（《台湾出身元日本兵等に関する小委員会》、委員長・長谷川四郎衆議院議員）が設置されている。有馬元治衆議院議員が《議員懇談会》の会長兼事務局長に就任したのは五十九年八月三日だったが（同副会長には社会党の横山利秋、公明党の大橋敏雄、民社党の永末英一、社民連の阿部昭吾衆議院議員、参議院の板垣正議員《自民党》がそれぞれ就任している。のち、新自由クラブの田島衛議員も副会長に就任）、有馬会長はその『政治報告書』のなかで、長谷川四郎議員を委員長とする《小委員会》の活動や自らの動きを以下のように伝えている。

「五十九年五月、小委員会は、次の通常国会に議員立法を提案する方針を合意し、八月の小委員会で『これまでの経緯を尊重し、財政事情も勘案して、五十九年度を初年度とし、三年間程

度の期間で措置する』との決議を行った。次いで内閣部会（部会長＝愛野興一郎議員）は、小委員会の方針を了承し、取り扱いを藤尾政調会長に一任した。

私は、藤尾政調会長の意を受けて、本問題に対する中国側の見解を打診するため、駐日中国大使と接触した。その結果、本問題を日本側が人道上の問題として処理し、当然のことながら日中共同声明・日中平和友好条約の精神にもとることのないよう、また中国人民の感情をそこなうことのないよう配慮するならば、日本側の自主的判断で処理すればよい、との感触を得たのである。」

積極的に支援する民間団体

台湾の補償問題に対し、日本政府が〝前向き〟の姿勢を見せるようになった背後には、台湾同胞に対する日本側の、いくつかの支援団体の活動があったことも見逃せない。財団法人日本遺族会をはじめとして、とりわけ積極的に政府側に〝対応〟を申し入れたのは、社団法人日本郷友連盟、日本台湾協会、日本民主同志会などだった。また、その立場上、表立った動きは成されなかったにせよ靖国神社・社務所も、《討還団》の李総代表に見せた池田元権宮司の〝例〟にも見られるように、台湾の戦死傷者・遺族に対してはきわめて好意的な姿勢を見せている。

（日本国内の〝支援団体〟については３７０頁に掲載）

昭和五十二年の春、李副総代表（当時）が〝陳情を〟兼ねて「日本の現状視察」のため初来日したとき、訪ねた先は台湾同胞の眠るこの靖国神社だった。靖国神社の池田権宮司は、「日本遺族会の板垣正先生を訪ねるよう……」李副総代表に進言した。いわれるままに李副総代表は、当時日本遺族会の事務局長をしていた板垣正（現参議院議員）事務所を訪ね、次いで村上勇会長を訪ねて、同会長より「生涯忘れ得ぬ」言葉を聞いている。

「日本人は人道的な立場に立って、この補償問題に取り組み、台湾の亡くなられた方々に対してたとえ線香の一本でも捧げて、その思いに報いなければならない……」

その村上勇会長は、しかるべき対策を講じてもらうべく日本政府に対し、次のような文書を送付した。

台湾出身元日本軍人、軍属の戦没者遺族に対する補償問題に関するお願い書

台湾出身の元日本軍人、軍属の今次大戦における戦死者は約三万一千人に及ぶといわれております。

これらの方々は、日本国民として国家存亡の難局に際し国のため一身を捧げられたのであります。

しかるに戦後三十余年、これら戦没者遺族の方々に対し、何らの補償も行なわれていないことは、諸般の困難な事情があったにせよ、誠に遺憾であります。私共は、同じ戦没者

遺族として、かねてからこの問題に心痛しておりましたが、この度、台湾の遺族関係団体から本会に対し、別紙の如き依頼書が提出され本会においても検討の結果、他の問題とは切り離して遺族に対する補償の問題について解決のため協力することを決定いたした次第であります。この問題はご存知の如く、別途の関係者により訴訟に持ち込まれておりますが、台湾の遺族関係代表者も私共も、本来裁判で争われるべき問題ではなく、高い人道的見地に立って解決されるべきであると信じております。

極めて困難性はあると思いますが、日本国家の道義を明らかにし、また台湾の遺族の方々の切なる心情にこたえるために、何卒特別立法等の措置によって速やかに遺族に対する補償を実現していただきたく懇請いたします。

また、日本遺族会は、日本政府だけではなく中華民国台湾の出先機関である「中華民国亜東関係協会」東京弁事処の馬樹礼会長宛にも、五十三年十月十九日付で「日遺特第一五四号」の文書を以て「協力依頼書」を提出している（別表参照）。

機関誌『志道』を発刊している日本民主同志会の松本明重中央執行委員長も、台湾の補償問題に対しては長期にわたり、物心両面にわたって積極的に支援してきた一人である。『志道』誌上で台湾の〝声〟を日本に紹介し、日本の情報を台湾の元日本兵・遺族に提供した。靖国神社への参拝団訪日に際しては、往復の交通費や日本での滞在費など一切を負担して、遺族方々

日本遺族会から中華民国亜東関係協会宛に送付された文書

日遺特第154号
昭和53年10月19日

中華民国亜東関係協会
東京弁事処
会長　馬　樹　礼　殿

財団法人　日本遺族会
会長　村上勇
（事務所　東京都千代田区九段南1—6—5）

本会と貴国の李謀茂氏が総代表をされている台湾同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団遺族組と親善交流を結ぶ件

記

1．人類は過去幾多の戦禍を受け、不幸な経験を重ねましたが、殊に第二次大戦中、日本の為貴国の多数の人民台湾同胞が戦死を遂げられ、その心情を思えば、ただただ哀悼の念にたえません。

思いまするに大戦の影響を受けた人々の抱える問題は人道的立場から解決されるべきで、本会も一日も早い解決を祈るものであります。

2．幸せにも貴国の李謀茂氏が組織された代表団より、本年2月22日本会に依頼書が提出され、検討の結果、本会としましては両国の遺族の親善交流を深め、団結して永久に両国人民が平和な、友情に満ちた世界の創造に努め、遺族の補償問題が解決されるべく協力するため、本会と代表団遺族組との交流を深めることを決定いたしました。

3．本会と代表団との協力関係は政治に全く関係なく、唯人道的立場から協力するものでありますから、その点御理解いただき、本会と代表団の協力が円滑になされるよう御配慮頂きたくお願い申し上げます。

最後に、貴国の発展と、両国の平和及び人民の幸福を祈ります。

の慰問はもとより日本政府への請願・陳情に一役買ったことも一度や二度ではなかったようである。同会はモロタイ島から三一年ぶりに生還した中村一等兵に対しても、率先して〝見舞金〟を贈ってその労を犒っている。

《討還団》の活動をはじめ、〝補償〟にまつわる日台相互の情報を提供してくれる媒体としてはほかにも、蕨市塚越に事務所を置く『社会モニター新聞』がある。月に一回発行される同紙は、二十年近くにわたって〝台湾の声〟を紹介しつづけてきた。

同紙の主幹今瀬順義が台湾に親しみを持つようになったのは、「戦後時の蒋介石総統の日本に対する寛大な措置」にあるようだが、今瀬主幹が〝補償問題〟に積極的に身を乗り出すようになったのにはもう一つの理由があった。

補償運動を巡って台湾内部で〝不祥事〟が発生するに及んで、今瀬主幹は自ら現地の調査に当たった。当初は李謀茂総代表はじめ《討還団》そのものにも疑いの目を向けたようだが、不正の実体は別なところにあった。李総代表とは一度面識を持ったその時点で気心を知る仲となり、以来《討還団》の運動を支援して今日に及んでいる。現在、新聞発行の傍ら同主幹は「補償への署名」を求めて奔走する毎日を送っている。〝補償問題〟に「賛意」を示す大衆の〝声〟は、やがて政府・関係者の手元に届くものと思われる。

台湾同胞にこれ以上の忍耐を強いてはならない

四大新聞の〝社説〟

東京高等裁判所の「判決」を不服として、控訴人が上告したことにより、現在、台湾人元日本兵・遺族の補償問題は、最高裁判所において係争中である。果たして「勝訴の見込み」はあるのであろうか。ここでは国内マスコミはじめ〝関係者〟の声に耳を傾けてみよう。

昭和六十年八月二十六日の〝高裁判決〟を受けて、翌二十七日付各新聞は、一面トップで「台湾の補償問題」について取り上げている。各紙とも原告・控訴人に対して同情的な紙面構成となっており、結論としては判決文にある〝付言〟を評価しつつも「現行法では補償実現の可能性が薄い」ゆえ「政府の特別立法化を望む」との声が強い。

まず『朝日新聞』である。「道義が問われる元日本兵補償」と題した同紙は、これを放置しておくことは「国際信義上も許されない」ことだとして以下のように報じている。

旧日本軍の兵士・軍属として第二次大戦に参戦し、死傷しながら、今日まで何の補償も

受けていない台湾人とその遺族が国に補償などを求めた「元日本兵補償訴訟」の判決で、東京高裁が政府、国会に補償措置の早期実現を求める異例の注文をつけた。

われわれも同感である。政府、国会は判決の趣旨を踏まえ、すみやかに補償問題の処理に取り組むべきである。四十年の歳月を経たいま、これ以上、先送りすることは、国際信義上も許されないと思う。

苦しい生活の中から旅費を工面し、台湾からかけつけた原告たちは、一審に続く敗訴の結末に「非人道的な判決だ。日本人は台湾人兵士らが死ぬのを待っているのではないか」と怒りをあらわにしている。過去の苦難を思うと、その心情は察するにあまりある。

しかし、現在の法制のもとで、訴訟を通じて補償をかちとるには、相当の難しさがある。今回の判決は、その意味で、司法の立場から精いっぱいの理解を原告側に示したものと評価することもできる。問題は政府と国会に投げ返されたというべきだろう。

わが国が近隣諸国に責任を負う戦後未処理問題のなかに、サハリン残留韓国人の帰還・里帰りや台湾出身元日本軍兵士・軍属の補償などが含まれていることは、だいぶ知られるようになってきた。

戦後、日本人戦傷病者や戦死者の遺族には年金や一時金が支給され、軍人恩給も復活したのに、台湾出身者は日華平和条約により日本国籍を離脱したのと、わが国の関係法令に国籍条項があるため、約三万三千人がいっさいの補償の対象外におかれている。

……中　略……

政府は世論におされて、今年度予算に初めて五百万円の検討費を計上し、五月には関係省庁の連絡会議も設置された。しかし、取り組みはいたって消極的にみえる。

「補償は当然」と与野党議員の意見が一致しているのに、政府の腰が重い背景には、日台間に国交がないうえ、中国政府の出方次第では外交問題に発展しかねないという恐れ、台湾以外の地域への波及や韓国民からの新たな補償要求を誘発しかねないという心配、厳しい財政事情などがある。

しかし、判決もいうように、それらは補償を拒否する合理的理由とはなりえない。誠実に真意を伝えることで、中国側の了解を得ることは可能と思われるし、他地域の問題は切り離して処理すべきではないか。

議員立法の構想で示されたように、一律三百万円の補償をするとしても、約一千億円の財源が必要となる。現在の財政事情のもとでは少なからぬ負担ではあるが。支払い方法などを工夫すれば、それもねん出できない額ではあるまい、要はやる気である。

政府内にはもう一つ、在外財産を失った日本人やシベリア抑留者に対する個人補償問題などへのはね返りを心配する空気が強いようだ。しかし、曲がりなりにも施策がなされてきた日本国民と、まったく補償の対象外におかれてきた台湾出身者を同列に論じるわけにはいくまい。

日本と同様に第二次大戦で敗れた西独やイタリアは旧植民地出身の戦死者遺族にも本国人並みの補償をしている。国家の道義が問われる問題で、ほおかむりは許されない。

「台湾人元日本兵の救済を急げ」とのタイトルを付した『読売新聞』も、『朝日新聞』と異口同音の記事内容である。ただ『読売』紙で注目されるのは、本補償問題は「法廷で争う」には無理があり、「国会や政府の責任」を、より強く打ち出している点である。

第二次大戦中、旧日本人の軍人、軍属として戦地に動員され、死傷した台湾人とその遺族十三人が、国を相手取り「日本人には支払われている恩給などの補償が台湾人に払われないのは憲法に違反する」として一人当たり五百万円の補償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は、二十六日、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

五十七年の東京地裁とほぼ同様の判決内容だが、それよりさらに一歩踏み込んで、救済策の早期実施を求める異例の注文をつけている点が注目される。請求は退けながらも、実質的には原告の主張を認めたものとも言える。

現行の法や補償制度、複雑な国際的事情などを考え合わせると、これが原告側の立場に配慮したぎりぎりの司法判断ではないか。やむを得ない結論である。

原告らの主張は、一般的には十分説得力を持っているが、司法の場でこの問題を解決し

ようとしたことには、やはり無理があった。軍人、軍属の戦死傷に対して、どの程度、どの範囲の補償をするかは、国会や政府が多くの資料に基づいて決めるべき立法政策上の問題であるからだ。

しかし、法的問題を別にすれば、原告らについては、だれもが同情を禁じ得ない。

戦時中、原告らは半強制的に危険な戦闘地域に駆り出された。腕や足をなくしたり、失明した人も多い。傷は一生いえないし、そのために満足に働くこともできなくなった。父や夫を失った遺族ともども、ほとんどの人たちが生活に困窮したことは、法廷でも明らかにされた。

人格上、財産上の被害は多大であり、戦地勤務という点からも、これは当時の一般国民が共通して受けた戦争災害を超えた犠牲であると言わなければならない。

しかも、ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益を受けていることは、判決の指摘する通りである。日本人が恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法により救済されているように、戦後、平和条約の発効によって日本国籍を喪失し、日中国交回復という国際情勢の変化のために、補償を受けられなくなったことはまことに気の毒である。

欧米諸国などの例をみても、台湾人元日本兵や軍属には、当然、補償救済措置を講ずべきであるし、その決定をいつまでも先送りしておくことは許されない。

確かに、この問題の解決には、困難な側面もある。日本人が台湾に残してきた残留財産

問題が未解決であること。台湾人に補償を行えば、これまで話し合いが行われたことがない朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との間でも同じような問題が出てくること。また、すでに解決済みとはいえ、韓国でも補償を請求する動きが表面化するかもしれない。さらに厳しい財政事情の中でいい財源問題も無視するわけにはいかない。だが、これらは彼らに補償を行わないことを合理化すべき理由にならないことは言うまでもない。

判決は「予測される外交上、財政上、法技術上の困難を克服して、早急にこの不利益を払拭（ふっしょく）することが国政関与者に対する期待である」と述べている。

要は、知恵を絞り、障害を乗り越えて、救済のための立法化を進めることである。それは国会や政府の責任である。

補償問題を巡る判決に対し、最も多く紙面を割いて報じたのは『サンケイ新聞』であった。真摯な紙面構成のなかで、ユニークなのは、中曽根首相に名指しで「これが戦後政治の総決算であることを忘れずに……」と、補償立法の具体化を求めていることである。また『朝日新聞』と同様、対中国との外交政策上の問題に言及していることも注目される。

以下は「台湾人日本兵の救済急げ」と題した、同紙の全文である。

第二次大戦中、日本兵または日本軍属として南方戦線で戦い、戦死したり負傷した台湾

人の遺族や負傷者十三人が、日本政府に〝日本人並み〟の補償を求めていた裁判の控訴審判決は、原告の台湾の人たちにとって再び冷たいものだった。現行上やむを得ないとはいいながら、日本国民としてはまことに胸の痛む思いである。

判決で、政府・国会に改善策を求めているのは裁判所としては逸脱と思えるが、その指摘の趣旨には賛成である。外交上、財政上、法技術上の困難を乗りこえて救済のための臨時立法を制定することを政府・国会に望みたい。とくに戦後四十年にあたり、戦後政治の総決算に意欲を燃やしている中曽根首相には、この問題も、やり残した大きな戦後の決算であることを忘れずに政府、自民党に対する指導力を発揮、早急に具体的な補償立法を確立すべきである。

戦後台湾が日本領土でなくなったため、日本人には支給されている軍人恩給や年金などいっさいの戦時補償を受けられなくなった台湾人元日本兵については、二十七年当時の中華民国政府との間で結ばれた日華平和条約の中で「特別取り決めの主題」とされた。ところが実現しないまま四十七年の日中共同声明で一方的に失効、宙に浮いてしまった。

同じような立場の韓国の場合は四十年の、日韓基本条約締結に当たって「一括補償」の形で解決した。今後仮に北朝鮮と国交の問題が起きればその時に協議されねばならない問題である。

同じ日本の支配下にあったのに台湾の人たちだけが未解決のままになったのは、朝鮮半

島の人たちは終戦によって独立を回復、〝戦勝国民〟になったのに、台湾出身の〝日本兵〟は本人の意思とは関係がなかったのに祖国に銃を向けた〝反逆者〟とみなされたことにある。個人の力ではどうにも逆らえない国際政治という巨大な力に押しつぶされた結果で、個人には罪はないのだが、当時の中華民国政府が、この人たちのために日本政府に交渉する熱意がなかったとしても、それもまた人情からいってやむを得なかったであろう。

しかし、日中国交回復で日本と国交もなくなってしまったいま、自国の台湾政府を通じての交渉手段を失ってしまったこの人たちを「不運だった」とすませるわけにはいかないことも道義上当然と考える。

立法政策の問題として請求は棄却したが「同情を禁じ得ない」とのべた五十七年の一審判決を受けて、共産党をのぞく超党派の「台湾人元日本兵等に関する議員懇談会」が中心となって戦死者遺族と生活に不自由な重傷者を対象に見舞金の形で一律三百万円を支給する議員立法が準備されたことがある。

しかし、財政上の裏付けがとれないとの理由で提案自体が見送りになって以来、五十八年、六十年度の予算編成期ごとに取りあげられながら、いまだ実現していない。経済大国といわれるわが国が、対象者約三万三千人、補償に要する約一千億円の支出が不可能というのは世界に通用しない。ネックは対中国との外交上、および〝元韓国人日本兵〟の個人補償の問題にあるのだろうが、これらの問題は一応国家の条約で解決しているはずだ。

山中貞則衆議院議員（中央）と《討還団》幹部による懇談会。

いま訴えた人たちは、いずれも高齢で、戦時中の古傷で生活にも困窮しているという。裁判中にも二人が亡くなった。これらの人たちは救済は急がねばならない。

『毎日新聞』については、二十八日付朝刊一面下段の「編集手帳」を見よう。

『サンケイ新聞』の「サンケイ抄」、『朝日新聞』の「天声人語」ともにこの日もコラム扱いでやはり台湾の〝補償問題〟について触れ、「（日本人は）筋の通らないやり方を恥じよ」（朝日）、「三度のめしを二度に減らしても（日本人は）このけじめをつけなければならない」（サンケイ）など、日本政府・日本側に対しての厳しい注文をつけている。『毎日新聞』では——

台湾の若い人たちに対する日本軍の「特別志願兵」制度が発足したのは昭和十八年の十一月だった。全島から約五百人の高砂族が応募している。十七歳の人もいたという◆戦後の四十九年、インドネシア・モロタイ島のジャングルから発見された李光輝・日本名中村輝夫さんも、その一人だった。勇猛果敢な義勇兵たちが「停戦」を知ったのは、敗戦の日から一カ月近くたってからだった。復員の日が来る。だが、この兵たちの故郷は日本領ではなくなっていた◆妻の中村正子さんは李蘭英に変わっている。ご当人もスニヨンから中村姓に、三つ目が李光輝。密林に潜んでいる間に「戸籍整理」でそうなっていた。帰ってみると、蘭英さんは再婚していた。当時、日本政府が彼に支給したのは約七万円（帰還手当と給料）だけだった◆その数奇な運命は「スニヨンの一生」（佐藤愛子・文芸春秋社）に詳しいが、志願制度の後に徴兵制も施行されて「皇民」の青年二十万七千余人が従軍している。うち三万三百四人が戦病死した（厚生省）。復員した元日本兵の戦傷者の統計はとられていない◆だが、右手と左目を失った人もいれば、弾丸の破片が入ったままの身で腕にクワをしばりつけて畑を耕す人がいる。義足の代わりに木の棒をゆわえつけて働く、かつての帝国軍人・軍属もいる。日本は「一視同仁」をうたいながら、補償を放てきしてきた◆「台湾人元日本兵訴訟」で、東京高裁は国の責任について強く付言した。「公道（平等）を返せ」という原告の叫びは戦後四十年、なお深くて重い。

——以上が、日本を代表する各紙の〝論説〟である。上記の記事に反論を持つ日本国民はおそらく皆無であろう。二十余万人の台湾同胞が戦地で流した血の温もりは、われわれ日本人のためのものだった。これは疑えない歴史的事実であるからである。

関係各省庁の答弁

東京高裁の判決に対して、現地台湾の新聞はどう見ていたのであろうか。一言すれば、台湾マスコミにとっても判決は「冷たい」ものとして映った。ただ〝付言〟があったことに対しては、一縷の望みがないではないとして、これを評価もしている。

一方、台湾マスコミが自国の政府に対し〝批判〟めいた目を持っていることも興味深い。「補償」を求めて多くの団体が林立する——これは「わが政府の責任だ」として、「窓口を一本化して受け入れ体制を整えることも大事だ」というのである。

現地の事情はともかく、「補償」に対し「日本が躊躇（ためら）っている」——その理由を知って彼らが何を思っているかを知ることは、補償問題の今後を考えるうえでも重要であろう。

その前に、日本側が「難題だ」としている「理由」を関係各省庁の「答弁」から今一度、こ

こに整理してみよう。

昭和五十五年十月二十八日、参議院議員会館第二会議室において、第三回議員懇談会が開かれた。参加者は、稲村佐近四郎、有島元治、永末英一、山本政弘、大橋敏雄、竹本孫一、田島衛の各議員に代議士秘書数名。《考える》の代表世話人・宮崎繁樹以下、同会幹部二十余名。補償請求訴訟原告弁護団数名。内閣審議室、外務省、厚生省、郵政省、恩給局などから官吏が十余名。そして、《討還団》の総代表・李謀茂らであった（本会議では、自民党の山中貞則、天野光晴、武藤嘉文の各議員がそれぞれ顧問として選ばれている）。

席上、政府側からの答弁として、関係各省庁は「補償問題」について次のような説明を行っている。

《外務省》

「日台間の財産関係の取り決めは、サンフランシスコ平和条約四条、日華平和条約三条で成されているが、一九七二年九月以降国交がなくなり、政府間で解決する方法はなくなった。しかし、台湾人個々の日本政府に対する請求権は存在する。ただ、国内立法がないので支払う方法がない。補償問題を進めることで対中国、対台湾間の外交に影響はない」

《厚生省》

「国内の援護法には国籍要件があるので、旧軍人に対して援護法を適用できない。

昭和60年12月18日、台湾の蕭永泰国民大会代表（向かって左端）が日本民主同志会および亜細亜親善会に参加。

日本遺族会の末広栄専務理事（右）と和やかに懇談する李総代表。

「日頃お世話いただいているお礼に」と、台湾協会の松岡理事長に記念額を贈呈する李総代表。

台湾人に対する未支払い給与は六万一二六二人分、合計金八一九二万五八九〇円を昭和二十八年までに東京法務局に供託した。一人平均は二〇〇〇円～四〇〇〇円である。

台湾人の軍人軍属は、戦亡者三万三〇四人、復員者一七万六八七九人、軍人は八万四三三人、軍属一二万六七五〇人である」

《恩給局》

「恩給局も国籍要件があるので、台湾人には適用できない。未払い恩給もあり、文官に対する未払い恩給もある。数字は今だ確認していない」

《郵政省》

「軍事郵便貯金は、口座数約六万、預金額一億七八〇〇万円である。昨年（昭和五十四年）八月台湾人より預金額を物価にスライドさせて返還せよとの訴訟が東京地方裁判所に提起され、本年九月二十九日次のような判決があった。『利息を付けて貯金額を返還せよ。但し物価にスライドさせることは認めない。』原告は控訴し、係属中である。台湾総統府のやっていた貯金は、台帳が台湾政府に接収されているので内容はわからない」

《内閣審議室》

「補償の件は、現在東京地方裁判所に裁判係属中なので具体的な話はできない。政府は、補償の義務なしとの立場である」

――上記関係各省庁の説明を受け、議員懇談会では、それぞれの抱える問題点についての討議が成された。およそ二時間にわたって検討された結果、懇談会は以下のような結論を出して閉会している。

「1、数年前、宮沢外務大臣が台湾人の日本に対する請求権があること、それを支払わなければならない旨述べているから、政府当局は、日本人の台湾残置財産の問題と無関係に、本補償問題の解決を人道上から進める必要がある。

2、福田総理大臣は、本問題について、関係省庁間での連絡会の様なものを設置するよう指示したはずであるから、早急に外務省、又は内閣審議室あたりが中心となって資料の整理等準備を進めるべきではないか。

3、請求に応じるかどうか、応じるとしてどのような方法で、どのように支払うか。訴訟との関係もあるが、支払う場合どうするか。

宮崎氏談『現行各法律の国籍要件を広げて個別的に支払う方法、亜東協会を通じて台湾内の団体に一括して支払い、そこに個別的に請求する方法があると思う。』

法律を変えるのは、影響が大きいので、亜東協会なり、台湾の赤十字、あるいは信頼のおける台湾の民間団体に一括して支払うという方法になるのではないか。

4、本補償問題の問題点を本懇談会で集約し、本臨時国会で政府側に質問し、再確認したい。」

（李謀茂〝補償問題〟資料『議員懇談会の報告書』より）

〝四つの理由〟に対する疑問

さて、ここで台湾側の意見を聞いてみよう。

台湾側は、日本政府が「補償問題に対し消極的な理由」を、以下の四点にあると認識しているようである。

第一点は、日華平和条約の第三条規定に抵触すること。

第二点は、日本の援護法と恩給法に抵触すること。

第三点は、日本と中華民国に国交がないこと。

そして第四点は、日本は財政的苦境にあること。

――などである。

昭和六十年九月十五日発行の〝ASIAN REPORT〟誌（マスコミ総合研究所発行）によれば、上記の四つの問題点は、「まったくもって納得できないし、理解に苦しむというほかはない」と、その指摘は厳しい。台湾側の〝主張〟を代弁するような、ポイントをついた指摘だが、「納得できず」「理解に苦しむ」理由を同誌は次のように説明する。

●日華平和条約の第三条規定に抵触する、ということに対して

「本条約では、確かに日本政府は〝特別取り決め〟のないことを口実にして、台湾人戦死者の遺族および戦傷者への補償問題を、それ以前に解決するのを拒否することは可能といえる。しかし、日華平和条約が調印されてから、一体日本と中華民国のあいだにどれだけの条約や協定が調印されてきたことか。日本政府がその一つ一つを忠実に遵守していたならば、今日のような〝国交断絶〟の状態になることはなかったはずだ。日本政府は、日華平和条約さえ守らなかった。本体さえ守れずして、そのなかの〝第三条〟だけを後生大事に保留することは何事だといいたい。これは条理に外れた話というほかなく、日本の国家と民族のために尊い人命を犠牲にした台湾人への補償逃れをしているとしか思えない」（要約）

●日本の援護法と恩給法に抵触する、ということに対して

「これこそ〝法匪〟の逃げ口上だ。誠意さえあれば、解決の糸口はすぐに見つかるはずだ。（ここで同誌は中国のいわゆる残留孤児問題について触れている。そして――）

日本の年金法では、年金受給者は『日本国内に住居を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民で』で、老齢年金に関しては『日本において二十五年以上保険料を納付した者』に限る――とされている。大陸の孤児に対してはこの法律は適用できないと思うが、厚生省は特に彼らに対しては年金法の改正案を制定して、国外に居住する者でも受給できるようにしている。また、同時に国外居住の年限も受給資格期間に計上する便法を考えている。この改正案で、残留孤児は日本に帰ってきて受給年齢に達すると、年金が受けられることになる。にもかかわらず、なぜ日本は、台湾人元日本兵に対してだけ冷酷な差別扱いをするのか。なぜ、援護法や恩給法を

改正しようという努力をしないのか。外国の例を見習ったらどうか。日本のように、国籍を理由にして補償拒否をしている国はどこにも見当たらないではないか」（要約）

●日本と中華民国に国交がない、ということに対して

「なおさら理解に苦しむ理由だ。日華両国が国交を断絶してから一三年になる。一昨年まで中華民国は、日本から総額五七九億七一四七万三〇〇〇ドルもの商品を輸入した。日本はそれによって二一八億七三四万七〇〇〇ドルの純益を得た。『国交がないから』という理由で、中華民国が日本への支払いを渋ったという話しは今まで聞いたことがない。中華民国は、日本とまだ国交があった時期、円の借款をしたが、断交後未償還となった分については、期日どおりに元金や利息をすべて日本に返還した。その際日本政府が『国交がないから受け取るわけにはいかない』といったのを聞いたこともない。もっといえば、あらゆる債権債務の処理あるいは慈善や義捐のための受け払いについても、国交がないということで問題が起こったことはこれまで一度もない。にもかかわらず『国交』云々を楯になぜこんな些細な補償費を出すことを問題にしなければならないのか」（要約）

●日本は財政的苦境にある、ということに対して

「日本政府が行政改革と財政改革に力を入れて、予算を切り詰めていることは理解している。だが、日本は今や世界二位の経済大国だ。一昨年（昭和五十八年）の対外貿易の差益は二〇四億五〇〇〇万ドル。昭和五十九年会計年度の予算初案は、総額五〇兆六二七二億円。うち社会

福祉費は九兆三二〇一億円。旧軍人ならびにその遺族などの恩給費は一兆五九一八億四〇〇〇万円に達している。

〝議員懇談会〟と〝政調会小委員会〟が提出している要求額は総額一〇〇〇億円である。これは五十九年度予算額のわずか五百六分の一にすぎない。日本国民が受ける年間福祉金の七十分の一。軍人および遺族に支給される年間恩給費の十六分の一でしかない。ある地方都市では、市役所に勤める自動車運転手の退職金が四二〇〇万円だとある。要求額どおり、台湾人に対してもし一人三〇〇万円が支給されるとしたら、一人の運転手の退職金は日本のために戦死した台湾人元日本兵一四人分の補償に該当する。つまり『一四人分の命』が一人の運転手の退職金で買える、という計算にもなる。

財政難といいながらも、日本政府は諸外国に対しては大盤振舞をする。にもかかわらず、日本のために命を落としたわれわれ台湾出身の元日本兵の遺族や戦傷者に対しては平然と差別をする。これは非人道的、非道徳的、非常識的な態度というほかない。孔子は『政府が故旧を忘れないならば、人民ははじめて法を守る』と説いている」（要約）

――以上であるが、最後の「財政難」に対して一言つけ加えれば、日本は、「アフリカやメキシコなど、災害が発生した国に対しては世界に先駆けて援助の手を差し延べる道義国であるのに、なぜ日本のために尽くしてきたわれわれ台湾人にだけは差別をしなければならないのか」とは、現地台湾を取材して多く聞く言葉でもあった。

また、李謀茂総代表とともに、一度は日本を訪問して政府への〝陳情〟を行ったこともある蕭永泰國民大會代表は、日本側の対応に対しては、さらに厳しい目を向けている。

「日本政府がこの問題の解決に努力しているということを新聞記事でも見たが、実際に行ってみると事実はまったく違っていた。日本政府はこの問題に対して本当にやる気はあるのか。熱意があるのか、と私はいいたい。私が李総代表と日本へ行ったとき、ある会議で日本の政府の偉い方々も参加するはずであったが、大して発言力を持たない民間の人達だけが数人出席して、出席を予定していた関係者は皆ボイコットした。せめて厚生省あたりの小さい役人でもいいから、一人ぐらい顔を出して欲しかった。日本民主同志会の松本委員長も含めて政府に陳情したこともあったが、日本の外務大臣は何もいわずに、手を振っただけであった。

日本はもう少し、敗戦時に蔣介石総統が日本人に対して取った寛大なる措置を思い起こすべきではないか。『怨みに報いるに徳を以てせよ』(以徳報怨)、この言葉を忘れてはならないと思う。日本はこの問題を解決しないようであれば、良心のない国として世界各国から反感を買うであろう。今年は蔣介石総統の生誕一〇〇周年記念に当たるが、この良き年を記念して、一刻も早く日本政府が本問題を解決されることを望みたい」

――ちなみに蕭永泰國民大會代表は、元日本兵でもなく遺族でもなく、本補償問題にはまったく縁(ゆかり)のない(?)、中立的な立場にある人物である。名刺には「國民大會代表」のほかに「中國回教青年會理事長」などの〝肩書き〟が見られる。

希望の持てる関係識者の声

最後に、これまで本補償問題を積極的に支援してきた関係者の言葉に耳を傾けてみよう。最新の情報によれば、今後に明るい展望を見ないでもない。事態は、先に見た五年前の議員懇談会のそれとはかなり違ってきているようである。「見通しが明るくなった」ことの一つは、昭和六十年十二月二十七日に行われた政府の「六十年度予算編成」の際、「台湾人元日本兵問題」に関し、自民党の藤尾政調会長が次のように発言していることである。

一、本問題については、現在、最高裁判所において係争中であるので、最高裁判所の最終的な判断を待つ必要がある。

二、他方、本問題の処理は、超党派の強い要望であり、六十年度より検討の度合を更に深める必要がある。

三、上記一、二の両点を踏まえ、六十一年度予算については、次により対処する。

(1)六十年度予算は、総理府に「台湾人元日本兵問題検討費」として五〇〇万円を計上した。

六十一年度は予算費目の名称を「台湾人元日本兵問題企画検討費」に改め、予算額を二〇〇〇万円程度に増額する。その使途については、例えば(2)、(3)のような工夫をする。

(2)政府部内における問題点の整理、検討等は引き続き行うことにするが、別途、与野党関係議員が本問題を検討する場をもうける。

(3)台湾側の事情が許せば、民間団体等による（真に必要な場合には、与野党の関係議員が参加することも考慮する。）台湾紅十字会の実情、一般的な生活状況等の調査等を行うことを考慮する。

四、上記のような検討を真剣に進めつつ、最高裁判所の判決に注視し、これが出された場合には、その内容に即して財政的措置を含め対応する。

右の決議事項は、台湾側にとってはまだ充分にその要求を満足する内容を持たないにしても、とにかく〝補償問題〟に対し日本政府は「ようやくここまで辿り着いた」のだという、努力の後は窺えるようである。

希望の持てる二点目は、《議員懇談会》が今日まで討議を重ね、模索しながら辿り着いた幾つかの結論である。有馬元治同会会長の『政治報告書』には、次のような記述が見られる。

「(1)本問題を残置財産の問題とからめないこと、(2)原則として対象者を戦没者に限り、遺族に対し一時金たる見舞い金として支給すること、(3)処理のルートは、本問題が人道上の問題であることや残置財産の問題とからませないためにも、日本赤十字社と台湾紅十字会ルートとすること、などの諸点が挙げられるが、これらの結論を政府側としてもできるだけ尊重してもらいたい。また、裁判の判決に示された法理、あるいは付言等についても、同様に尊重してもらいたいと思う。」

最終結論は〝最高裁判決〟を待って出されるにしても、原告側の勝訴・敗訴にかかわらず、日本側は、ゴールに向かって疾走しなければならないであろう。ゴーサインを出すのは、立法・行政権を持つ政府である。昭和六十一年六月現在の、以下は希望の持てる、第三番目のニュースである。

「この問題は、従来から超党派で検討が重ねられている。解決の方向はほぼまとまりつつあるといえる。先の国会（第一〇四国会）で、衆議院では審議未了に終わったようだが、参議院では補償問題が議案のなかで採択された。選挙が終われば、また新しい国会で衆議院内でも本腰を入れた討議が成されると思う。われわれとしても、人道的立場から、この問題が一日も早く解決されることを願っている。日本が肩身の狭い思いをしないためにも、議員方々には、善処を期待したいと思う」（末広栄・日本遺族会専務理事談）

「日本郷友連盟としても、台湾の方々の補償問題には関心を持って、曲がりなりにも応援してきたつもりだ。熱心に取り組みさえすれば、必ず解決できる問題だ。この問題の解決なくしては、日本の戦後は終わったとはいえないだろう。周囲の情勢からして、解決はもう一歩だと思う」（寺崎隆治・日本郷友連盟前副会長談）

「稲村先生に始まって、有馬先生、長谷川先生などが議員懇談会の中心となって、この問題の

検討は進められてきた。参議院の板垣先生や、堀江正夫先生、源田実先生も積極的に補償問題に理解を示された方々です。李総代表の、私財を投げ売って運動している姿に胸打たれて私なりに応援させていただいているわけですが、とにかくなんとかここまでは来た、という感じだ。過去には中共とのからみがあるということで、国会議員の方々がくしゅんとなった時期もあったが、この問題はあくまでも日本時代の台湾の問題であって……日台間の合意で話を進めるべきだと思う。昔から『三本の矢がまとまれば……』という諺がある。みんなが力さえ合わせて頑張れば、近い将来にはこの問題は必ず解決できる。もうあと一歩というところでしょう」(『社会モニター新聞』今瀬順義主幹談)

「日本では大小合わせると二〇団体近くが直接・間接に台湾の補償問題を応援してきた。元陸軍の有末精三中将が先頭に立たれて、運動して……。台湾協会としてもとにかくできるだけのことはやってきたし、これからも問題が解決するまで側面から応援していきたいと思っている。この補償問題は、決して台湾の人が無理をいっているわけではなく、〝当然の主張〟をしていることであるので……。とにかく、急がないともうどうにもならないところまで来ている。遺族の方々も亡くなられる方が多い。解決することは日本の義務だとしても、補償がもし延びるようなことがあった場合、とりあえずは寝たきりになっていらっしゃる遺族の方とか戦争で手足が不自由になっていらっしゃる方々に、優先して補償の道を拓く。それが駄目なら、政府の方針が決まり補償額が決定するまでに、せめて手押し車だけでも贈って差し上げる。このぐらいの配慮がわれわれ日本人のなかにあってもいいのではないか。

政府に対しての注文をいえば、各省の連絡会議、郵政省、厚生省、恩給局、法務省、外務省、こういった関係各省庁の連絡会議をもう少しきちっとして、全員が足並みを揃えていくことが大事だと思う。日台間には国交がないので、特に外務省の役人さんは大変だとは思うが……。

予算に調査費も計上されて、五〇〇万円から二〇〇〇万円に調査費が増額されて、赤十字社が入って台湾の遺族方々の実態調査をするまでにはなっているようだ。もちろん、台湾政府の意向も聞く必要がある。

台湾の方々にお願いがあるとするなら、もうあとちょっとだけ時間を貸していただきたい、こういうところのようですね。私共は、とにかく一刻も早く議員立法をやってくれるよう政府に呼びかけているわけですが、最近の国会で、参議院では台湾の補償問題が採択された。衆議院のほうは審議未了で選挙に入ったようだが、今年中にはなんとか……、今年が駄目ならせめて来年中にはこの問題に対して目鼻をつけてもらいたいというのが、われわれ台湾の人たちを支援する側の率直な気持ちです」(川角道夫・台湾協会専務理事談)

「こんなに長く時間がかかるとは思わなかった」

台湾の戦没者遺族あるいは元日本兵が〝補償問題〟について語るとき、決まって口にする言

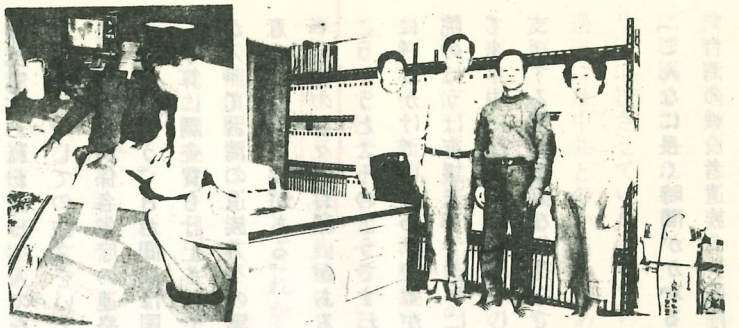

《討還団》東京事務所において、李総代表、蔣春長南区副総代表夫妻、故黄樹木中区代表の長男・健龍氏らによって約1カ月間かけて整理された戦没者遺族の名簿。日本側は、台湾同胞のこうした苦労を無にしてはならない。

葉が二つある。「正義」あるいは「道徳心」という言葉である。こと補償問題に関する限り、彼らの前に「法」は存在しない。「これは法ではなく道義の問題だ」とし、あくまでも〝道義論〟を主張する。言い換えれば、人間の本性により近い存在であるのは「法」ではなく、「正義心」であり「道徳心」だと彼らはいいたいのであろう。

その指摘を待つまでもなく、確かに台湾同胞の補償問題は、論陣を張って討議しなければならないほど難しく、複雑な内容を孕んでいるわけではない。

人間を無償で働かせる。

借りた金を返済しない。

単純に、この二つの事実が存在することに対し、台湾同胞は怒り、「やり場のない気持ち」と「矛盾」を感じているのである。

「この問題について日本側は最高裁の最終的な判断を待つ必要があるといっているが、一体何年かかって判決を下すつもりなのか。待っているうちに遺族はみんな亡くなってしまうではないか。それに、判決で台湾側が勝つという見込みも保証もない。仮に台湾側が勝訴したとして、日本は、裁判に敗けて仕方なく補償金を払うのと、自発的に補償してくれるのと、同じ補償金でも双方にとって、どっちが気持ちいいかはいわなくてもわかりそうなものではないか」

昭和六十年十二月の「六十一年度予算編成」の際、自民党の藤尾政調会長（当時）が発言した〝内容〟を受けての《討還団》某幹部の言葉である。同団の李総代表もまた語調を強めて次のようにいう。

「この問題は法律でなく、人間の心の問題。補償問題で、ぼくたちは外国人でない。なぜというと、それじゃ戦争で日本は、外国人をつかまえて無理矢理戦争させたのか。もしそうだったら、日本人はとんでもない、台湾人に対して大きな誤ちを犯したことになる。その罪は、台湾に補償しない罪よりも大きい」

反論の余地のまったくない、正鵠を射た言葉である。日本の裁判所が、台湾に対し「補償する義務なし」としている理由の一つに〝戦争の特殊性〟というものがある。戦争は、国家存亡に関わる特殊的状況によって引き起こされたものであるから、「危険が伴うのは予想できることであり当然のことだ」という。戦争の特殊性とは、一体何か。元陸軍大将・河辺正三著『日本陸軍精神教育史考』（原書房刊）によれば、軍人の死生観は、

「軍人精神の極致が萬死を賭して其職責任務を完遂するに在ることは今更論ずるまでもない。」

のであり、

「然り、職責の存する所常に大義を感得し其の前には真に死生の境地より脱却して一切の念欲を絶し只管に全身全魂を任務貫徹の一途に傾注すること、之が畢竟軍人の死生観であり、特攻精神亦之に発する。」

ものだという。これが事実なら四十数年前、台湾同胞は、日本国・日本人のためにこれら「軍人の死生観」をもって大東亜戦争に参戦したことになる。日本国という、国家の存亡に関わる非常事態を乗り切るために、一命を捧げ戦ったことになる。そしてそれが疑い得ない〝事実〟であることは、「私たち台湾の戦友はみんな、死ぬときは『お母さん』といわずに『天皇陛下万歳！』といって死んでいった」という元日本兵の言葉が証明している。

二十余万人が参戦し、三万余の台湾同胞が戦死した。即ち、台湾の戦没者遺族や旧軍人軍属の補償問題は、「戦争」という「特殊的状況」下において発生した問題であるが故にこそ、日本側は台湾同胞に対して〝補償への道〟を拓く義務を有しているといえるのではないか。多くの台湾同胞が望んでいるように、現行の「法」で駄目なら、「特別立法」を設けても、である。

『広辞苑』によれば、「法律」という語は、二つの意味を持つようである。第一点には、「社会生活維持のための支配的な（特に国家的）規範。体系的であり、物理的な強制が可能。法。」とあり、第二点目には、「国会の両議院が可決して成立する法の一形式。」と記されている。東京地裁では見られなかった東京高裁の判決〝付言〟も、本補償問題では「法」より「道義」を

重視し「特別立法化」を日本政府に促した。

台湾同胞は現在、《討還団》のメンバーを中心に、戦没者遺族の名簿を整理し〝受け入れ体勢〟を整えて待っている。《討還団》の名称そのものも、政府の指導を受け「台湾元日本軍人軍属遺族救助基金会」という名に改められた。われわれ日本人サイドも、本補償問題解決の困難性が、台湾との国交がなく支払い方法に一因があるのだとすれば、《日本遺族会》を窓口に支払い方法を考慮するなど、早急に問題解決のための対策を講じなければならない。

台湾同胞の愁眉が開かれる日はあるのか。われわれ日本人はこの問いかけに対し、断定的に「ある」と答えなければならない。でなければ、われわれ日本人は台湾同胞に対し、〝二重の罪〟を犯すことになる。一つは「義務を怠った」という道義上の罪であり、もう一つは台湾同胞に「日本人は非情だ」と意識させる心理上の罪である。平凡な暮らしの中で、時として「ひっかかるもの」を思い起こす。人間は、「耐える」ことに対しては、さほど免疫性を持たない。

「この問題は、法律で決着のつく問題ではない。政府側の特別な配慮が必要だが、それにしても……こんなに長く時間がかかるとは思わなかった」——

《討還団》の顧問弁護士をつとめる藤井瀧夫弁護士の言葉だが、戦後四十余年、大東亜戦争で「日本軍」として「日本人」のために生死を賭けて戦った、〝皇軍台湾出身元日本兵・戦没者遺族〟に対しわれわれは、これ以上〝忍耐〟の時を強いてはならない。そして二度と「戦争」という誤ちを犯してはならない。その意味で本書は、〝反戦〟の書でもある。

靖国神社	社務所	
日本遺族会	会長	長谷川峻
	専務理事	末広栄
日本郷友連盟	理事長	倉岡愛和
日本郷友連盟・東京都郷友会	理事長	西郷従龍
台湾協会	理事長	安井常義
日本民主同志会	中央執行委員長	松本明重
自由民主党同志会	会長	佐々木盛雄
仏所護念会	理事	関口孝
亜東親善協会	理事長	森田大耕
日華支援委員会	理事長	清瀬信次郎
大行社	会長	岸悦郎
日本協会	会長	松本明重
英霊にこたえる会有志	代表世話人	石原正一郎

溪州会（台湾溪州陸軍病院戦友会）	会長	長井勇
全国ソロモン会（ソロモン方面戦友会）	会長	浜崎積三
台湾会（台湾軍司令部戦友会）	会長	諫山春樹
台湾人元日本兵等に報いる偕行有志の会	代表世話人	有末精三
台湾人元日本兵等に報いる海交会有志	代表世話人	重野義夫
台湾人元日本兵等に報いる水交会有志	代表世話人	寺崎隆治
台湾人元日本兵に報いる軍恩有志	代表世話人	小林忠雄
特設水上勤務第一一一中隊戦友会	会長	児玉立志
蘇峰会	理事長	大石益光

元陸軍中将

南星会（旧台湾守備隊改編48師団戦友会）	会長	森晴治
モロタイ戦友会（高砂義勇隊）	会長	川島威伸
ラボール方面戦友会	会長	大田庄一
林経会（ビルマ第十五軍経理関係戦友会）	会長	飯盛徳秀
台湾人元日本兵士の補償問題を考える会	代表世話人	宮崎繁樹
亜細亜友之会	理事長	松平守弘
神奈川県日華親善協会	会長	山蔭基央
北方協会	会長	藤井一夫
	理事長	佐久間岩之丞
国際勝共連合会		宮下昭彦
日和運動	事務局長	中野利弘
日本人の和を願う国民運動		岡田文弘

日華交流教育会議		草開省三
立東社		鳥居一豊
浅間大社	宮司	池田良八
旧日本軍人軍属遺族救助基金会支援委員会	最高顧問	松本明重
	会長	清瀬信次郎
	出版局長	今瀬順義

(注) 日本国内にあっては、このほかにも多くの個人団体が〝補償問題〟の早期解決に向けて、運動を展開しております。

ここに掲載いたしました団体は、当支援委員会とは別個に運動している団体も含まれます。

それぞれの団体が一丸となって、日本国政府、各政党に対し、台湾の旧日本軍人軍属・戦没者遺族の方々の〝補償問題〟早期解決・実現に向けて努力いたしております。

台籍同胞原日本軍人軍属之軍貯欠餉死傷恤償討還代表団各地区代表
（新名称・台湾元日本軍人軍属遺族救助基金会）

総代表	中区	葉辛妹	劉文徳	王純美	物故代表
李謀茂	陳火石	呉古碧玉	邳阿六	王敬恵	黄同吉
南区	劉福	羅玉楑	林信栄	林昌秀	廖永通
蔣春長	陳長男	林保椿	李天賜	曽繁茂	陳財漢
黄應菜	薫新居	北区	陳親章	羅水興	
林梅花	高延陵	李知	王徳順	黄順華	林新福
曽許盡	曽進祥	林阿貞	王明栄	黄金進	謝長玉
洪玉山	蔡添財	林朝賢	何徳輝	王平和	黄樹木
張仕君	侯尊賢	曽阿経	曽玉蘭	曽克己	王進貴
李金雄	杜正吉	陳阿周	林朝賢	胡敏雄	林招雲
楊傅炉	馬乾隆	蕭福安	嚴祈生	羅源泉	徐文淵
張邦	王老得	林萬枝	楊美花	胡山平	陳朝取
林晋川	梁允祝	李林燕	陳春娥	陳蓮生	李春旺
宋尾開	蔣蘭可以	呉富陞	蘇阿嬌	施景祺	薛清国
温来和	張金宝	東区	林仙珠	詹阿通	呉長登
陳萬宝		曽建基	林進発	田美松	林鑼

※「自願退出」された代表者は名簿に記載してありません。

あとがきに代えて

昭和六十一年新春、日本民主同志会の機関誌『志道』の「創刊150号記念パーティー」が京都において行われた。席上、《討還団》の李総代表が同会に対し「祝辞」と「感謝の言葉」を述べてのち、補償問題について触れその〝訴え〟の中に、

「同士・呉長登が『もう補償金は要らないから、せめて天皇陛下から棺桶の一つでも……』という遺言を遺して息を引き取った」

という話をつけ加えた。これを聞いた松本明重日本民主同志会中央執行委員長は胸打たれ、壇上に駆け上がっているが、この際、李総代表は最後まで言葉をつなげることができず松本委員長に「すがりついて身を震わせながら泣くだけだった」。

この光景を、パーティーの席に居合わせていた、おりじん書房の稲本博社長が見ていた。氏は過去に、モロタイ島から三一年ぶりの生還を果たした〝中村輝夫一等兵〟の伝記（聞き語り）や『台湾心の美』を出版するなど、親台湾派で通っている。「補償問題を、日本政府はじめ広く日本国民に理解していただき、早期解決の道を拓く」――その場で、出版企画の話が即座に持ち上がった。

現地取材に入ったのは四月初旬であった。本書刊行の経緯である。

本書は、今瀬順義『社会モニター新聞』主幹を局長とする版元《支援委員会出版局》はもとより、発行所おりじん書房、印刷所企画製版社はじめ本書刊行に携わった業社すべてが利益を度外視して刊行に漕ぎ着けたものである。刊行の途中にあっては、藤井弁護士の事務所に、同氏や李総代表を中傷する電話が入るなど、出版妨害にも似た一幕もあった。それは、仮に本補償問題が解決の日を見たとき、私財を投げ売って運動しても「その、見返りが得られないであろう」ことを承知で汗を流している李総代表に対しては、きわめて酷な言動のように思われた。

身の程も弁えず本書刊行の話をおりじん書房の稲本博社長からお引き受けしたわけだが、筆者が現地台湾を訪れたのは今回が三度目であった。前二回は某経済誌の取材で訪れ、今回は戦没者遺族や元日本兵の方々から、直接その心情をお聞きするために台湾を訪れた。遺族の生活状況もさることながら、現地に入ってまず驚いたのは、李総代表が補償運動のために使っているという自家用車だった。台湾の路上を古い車が走っているのはさして珍しいことではないが、一〇年前の車種、廃車同然の日本製《三菱ミニカブ》は、車の往来の激しい台湾の路上で何度か止まった。「事故を何回か起こした。目も悪くなった。糖尿病で身体もいうことをきかない」といいつつハンドルを握る李総代表の脇で、台中から屏東へ向け高速公路を長時間走ったときは「死ぬかも知れない」と思った。行く先々で、日本人の〝悪口〟ばかり耳にするのも、気持ちのいいものではない。国を代表しているわけではなく、戦後生まれの小生にとっては尚更だった。率直にいえば、「日本人も同じように苦労したんだ」と、反論したい衝動に駆られたことも一度や二度ではなかった。しかし、彼ら台湾出身の旧軍人軍属・戦没者遺族は、戦争では日本人と同じ苦労をしながら、戦後、同じ境遇下にある日本人とは「公平を欠く」どころか、何の報いもなく半世紀近くにわたって放置されてきたのである。反論の余地など、あるわけがなかった。

稿を終わるにあたり、李総代表はじめ現地取材に際してお世話いただいた《討還団》の幹部ならびに旧軍人軍属・ご遺族の方々に、国内にあっては松本明重委員長や藤井瀧夫弁護士、今瀬順義出版局長はじめ日本支援団体関係各位にご助言を賜わりましたこと、ここに深甚なる謝意を申し述べる次第です。日本人の一人として末席から、本補償問題の早期解決を祈念しつつ。

一九八六年　夏

著者

基佐江里

旧台湾出身日本兵秘録
聞け！　血涙の叫び

昭和六十一年八月十五日　初版印刷
昭和六十一年八月二十日　初版発行
定価一二〇〇円

著者　基佐江里（もとい さえり）
発行人　今瀬順義（いませ よしまさ）
旧日本軍人軍属遺族救助基金会　支援委員会出版局
東京都中央区銀座八丁目二番一号
新田ビル3F　藤井事務所内
電話　東京（七四三）五〇八七
郵便番号一〇四
振替　東京6―112340
旧日本軍人遺族救助会

発行所　株式会社おりじん書房
印刷所　株式会社企画製版

※落丁・乱丁本はお取り替えいたします

©Kyū Nihon Gunjin Gunzoku Izoku Kyūjyo Kikinkai Shien Iinkai 1986 Printed in Japan

0800
ISBN 4－87133－003－8C0095

台局版發字第11481號核準

發 行 所：鴻儒堂出版社
發 行 人：黃　成　業
地　　址：臺北市城中區10010開封街一段19號
電　　話：三一二〇五六九・三三一一一八三
郵政劃撥：〇一五五三〇〇～一號
台北東區總經銷：平峰圖書有限公司
地　　址：台北市延吉街128-1號
電　　話：七八一六八六三・七八一六九六三
行政院新聞局登記證局版臺業字第壹貳玖貳號
中華民國七十六年　六　月出版

本書凡有缺頁、倒裝者，請逕向本社調換

表紙カバーデザイン／中田史子デザイン室